官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房五）　三
〔府　令〕
○財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府三六）　三
〔デジタル庁令・省令〕
○独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する命令（デジタル庁・財務一）　五
〔省　令〕
○科学技術研究調査規則の一部を改正する省令（総務三三）　七
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（同三四）　七
○総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三五）　九
○電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令（同三六）　一〇
○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三七）　一二
○破壊活動防止法施行規則の一部を改正する省令（法務一六）　一六
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（同一七）　一六
○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一八）　一七
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働二）　一八
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務八）　二〇
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務三八）　二一
○株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令（同三九）　二二
○経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業二九）　二三
○経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令等の一部を改正する省令（同三〇）　二六
○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（同三一）　二七
○国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四二）　二七
○海上運送法施行規則の一部を改正する省令（同四三）　二八
○港湾法施行規則の一部を改正する省令（同四四）　二八
○公害健康被害の補償等に関する法律施行規程の一部を改正する省令（環境一二）　二九
○防衛省の職員の俸給の切替え等に関する省令（防衛九）　三〇
〔規　則〕
○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院二）　三一
○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（同三）　三一
○人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院九―二―七四）　三二
○人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―六―九三）　三二
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（同九―八―九五）　三三
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―一七―一七二）　三四
○人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を改正する人事院規則（同九―四九―五七―一）　三四
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一五二）　三五
○人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―一二三―四四）　三五
○人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則（同一一―一一―四）　三六
〔法規的告示〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件の一部を改正する件（金融庁四八）　三六
○保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件の一部を改正する件（同四九）　三七
○保険業法施行規則第二百十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準の一部を改正する件（同五〇）　三七
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務九五）　三八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（同九六）　三八

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○ロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件の一部を改正する件（**財務・経済産業**八）　一七

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示（**同**九）　一七

○租税特別措置法施行令の規定に基づき農業に従事することを不可能にさせる故障を定める件の一部を改正する件（**農林水産**五〇九）　一七

○租税特別措置法施行令第四十条の七の六第十七項第四号の規定に基づく山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを定める件の一部を改正する件（**同**五一〇）　一七

○森林法施行令第九条の規定に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件の一部を改正する件（**同**五一一）　一七

○森林法施行規則第九十一条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する教育機関を指定する件の一部を改正する件（**同**五一二）　一七

○漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が指定する漁業協同組合を指定する件の一部を改正する件（**同**五一三）　一七

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**五一四）　一七

○下水道処理施設維持管理業者登録規程の一部を改正する告示（**国土交通**二六九）　一七

○不動産投資顧問業登録規程の一部を改正する件（**同**二七〇）　一七

○自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例に関する告示の一部を改正する告示（**防衛**七二）　一七

〔**その他告示**〕

○奄美群島振興開発特別措置法施行令の規定により事業を指定する告示の一部を改正する件（**総務・農林水産・国土交通**一）　一七

○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（**財務・農林水産・経済産業**一）　一八

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（**厚生労働**一三六）　一八

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件（**同**一三七）　一八

○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（**経済産業**五一）　一八

○公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間の一部を改正する件（**観光庁**三）　一八

○自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件（**防衛**七三～七六）　一八

○道路に関する件（**東北地方整備局**三六～三八）　一八

○都市計画に関する件（**関東地方整備局**一四二）　一八

○道路に関する件（**同**一四三）　一八

○道路に関する件（**北陸地方整備局**一八）　一八

○道路に関する件（**中部地方整備局**五二～五五）　一八

○海岸に関する件（**近畿地方整備局**五一）　一八

○道路に関する件（**同**五二～五八）　一八

○道路に関する件（**中国地方整備局**三四、三五）　一八

○道路に関する件（**四国地方整備局**二七～二九）　一八

○都市計画に関する件（**九州地方整備局**七二、七三）　一八

○道路に関する件（**北海道開発局**三七～四一）　一八

〔**官庁報告**〕

官庁事項

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣）　一〇六

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一一）　一〇七

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、令和四年人事院公示第二号の一部改正に関し、決定した件（同一二）　一〇七

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇七

中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一〇七

四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一〇七

九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇七

国家試験

令和七年度司法書士試験に関する公告（法務省）　一〇八

令和七年度検察官特別考試の施行（検察官・公証人特別任用等審査会）　一〇九

令和六年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　一〇九

令和七年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　一三四

令和七年一級建築基準適合判定資格者検定の施行について（国土交通省）　一三五

令和七年二級建築基準適合判定資格者検定の施行について（同）　一三五

令和七年度における臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施について（環境省）　一三六

内閣官房令

○内閣官房令第五号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年四月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（表一の項関係） **第一条**　［略］ ［２・３　略］ ４　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。 ［一～八　略］ ［号を削る。］ 九　［略］ 十　［略］ ［５～７　略］	（表一の項関係） **第一条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ ［一～八　同上］ 九　国際博覧会推進本部に関する事務を掌理するもの 十　［同上］ 十一　［同上］ ［５～７　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

府令

○内閣府令第三十六号

私立学校法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十一号）の施行に伴い、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年四月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第一条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 ［１～11　略］ 12　第一条の規定は、金融商品取引法施行令第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第百五十二条第五項に規定する法人をいう。以下この項において同じ。）又は金融商品取引法施行令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等が法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出する届出書（開示府令第二号様式又は第二号の五様式により作成するものに限る。）又	**附　則** ［１～11　同上］ 12　第一条の規定は、金融商品取引法施行令第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下この項において同じ。）又は金融商品取引法施行令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等が法第二十七条において準用する法第五条第一項の規定により提出する届出書（開示府令第二号様式又は第二号の五様式により作成するものに限る。）又は

は法第二十七条において準用する法第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出する有価証券報告書（開示府令第三号様式又は第三号の二様式により作成するものに限る。）に含まれる第一条第一号、第四号、第七号又は第八号に掲げる書類が、平成十九年九月三十日前に終了する事業年度又は連結会計年度に係るものである場合には、当該書類については適用しないことができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定事業を営む会社の附属明細表） **第百二十二条**　別記事業を営む株式会社又は指定法人のうち次の各号に掲げるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、当該各号の定めるところによる。ただし、当該株式会社又は指定法人が連結財務諸表を作成している場合には、前条第一項第三号、第四号及び第六号に掲げる附属明細表又はこれらに相当する附属明細表については、作成を要しない。 ［一～十二　略］ 十三　有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第百五十二条第五項に規定する法人をいう。別記第二十一号において同じ。）については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。 ［イ～ヘ　略］	（特定事業を営む会社の附属明細表） **第百二十二条**　［同上］ ［一～十二　同上］ 十三　有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用を受ける学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。別記第二十一号において同じ。）については、同令に規定する附属明細表のうち次に掲げるものを作成するとともに、前条第一項第六号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。 ［イ～ヘ　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第三条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（学校法人等に対する貸付けに係る債権） **第八条**　［略］ ２　令第一条の三の四第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。 ［一・二　略］ 三　学校法人等の役員（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十三条第二項（同法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。）、評議員（同法に規定する評議員（同法第二十三条第二項に規定する会計監査人を除く。）をいう。）及び職員（同法に規定する職員をいう。）	（学校法人等に対する貸付けに係る債権） **第八条**　［同上］ ２　［同上］ ［一・二　同上］ 三　学校法人等の役員（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十五条第一項に規定する役員をいう。）、評議員（同法に規定する評議員をいう。）及び職員（同法第二十六条の二（同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する職員をいう。）
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、私立学校法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

デジタル庁令・省令

○デジタル庁・財務省令第一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第二十一条の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信

独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する命令

独立行政法人国立印刷局に関する省令（平成十五年財務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
独立行政法人国立印刷局に関する命令	独立行政法人国立印刷局に関する省令
（監査報告の作成）	（監査報告の作成）
第一条の二　［略］	**第一条の二**　［略］
2～4　［略］	2～4　［略］
5　［略］	5　［略］
一　［略］	一　［略］
二　印刷局の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び年度目標（通則法第三十五条の九第一項の規定により財務大臣及び内閣総理大臣が印刷局に指示した年度目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見	二　印刷局の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び年度目標（通則法第三十五条の九第一項の規定により財務大臣が印刷局に指示した年度目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
三～六　［略］	三～六　［略］
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第二条　［略］	**第二条**　［略］
一～三　［略］	一～三　［略］
四　印刷局法第十一条第一項第四号に規定する白書、調査統計資料その他の刊行物（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第七号及び第十号において同じ。）を含む。）の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及に関する事項	四　印刷局法第十一条第一項第四号に規定する白書、調査統計資料その他の刊行物（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号及び第八号において同じ。）を含む。）の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及に関する事項
五　印刷局法第十一条第一項第五号に規定する国の行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この号及び次号において「デジタル行政推進法」という。）第三条第三号に掲げる国の行政機関等をいう。）の委託を受けて行う国の公的基礎情報データベース（デジタル行政推進法第十九条第一項に規定する国の公的基礎情報データベースをいう。）を構成するデータ（デジタル行政推進法第四条第二項第五号に規定するデータをいう。）の加工、記録、保存及び提供に関する事項	［新設］

六　印刷局法第十一条第一項第六号に規定するデジタル行政推進法第二十条第二項の規定による協力に関する事項

七　印刷局法第十一条第一項第七号に規定する国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物（電磁的記録を含む。）の製造又は印刷に関する事項

八　印刷局法第十一条第一項第八号に規定する調査、試験、研究又は開発に関する事項

九～十四　［略］

（事業計画の認可の申請）

第三条　印刷局は、通則法第三十五条の十第一項の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、当該事業計画を記載した申請書を、当該事業年度開始の日の三十日前までに、財務大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

２　印刷局は、通則法第三十五条の十第一項後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を財務大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

第六条　［略］

２　印刷局は、前項に規定する報告書を財務大臣及び内閣総理大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書）

第七条　［略］

２　印刷局は、前項に規定する報告書を財務大臣及び内閣総理大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（企業会計原則等）

第八条　印刷局の会計については、この命令に定めるところによるものとする。ただし、この命令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

２　［略］

３　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この命令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［新設］

五　印刷局法第十一条第一項第五号に規定する国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物（電磁的記録を含む。）の製造又は印刷に関する事項

六　印刷局法第十一条第一項第六号に規定する調査、試験、研究又は開発に関する事項

七～十二　［略］

（事業計画の認可の申請）

第三条　印刷局は、通則法第三十五条の十第一項の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、当該事業計画を記載した申請書を、当該事業年度開始の日の三十日前までに、財務大臣に提出しなければならない。

２　印刷局は、通則法第三十五条の十第一項後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を財務大臣に提出しなければならない。

（業務実績等報告書）

第六条　［略］

２　印刷局は、前項に規定する報告書を財務大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書）

第七条　［略］

２　印刷局は、前項に規定する報告書を財務大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（企業会計原則等）

第八条　印刷局の会計については、この省令に定めるところによるものとする。ただし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

２　［略］

３　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

附　則

この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

省令

○総務省令第三十三号

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）の施行に伴い、及び統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、科学技術研究調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

総務大臣　村上誠一郎

科学技術研究調査規則の一部を改正する省令

科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査の対象） **第四条**　科学技術研究調査は、次の各号に掲げるもの（以下「調査組織体」という。）について行う。 ［一　略］ 二　次のイからホまでに掲げる法人が出資するそれぞれ当該イからホまでに定める活動又は事業を実施する会社 イ　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項に規定する研究開発独立行政法人　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項第三号ハの活動 ［ロ～ホ　略］ ［三～七　略］ （調査票等の保存） **第十一条**　総務大臣は、調査票を二年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。	（調査の対象） **第四条**　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ イ　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項に規定する研究開発法人　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第一項第三号ハの活動 ［ロ～ホ　同上］ ［三～七　同上］ （調査票等の保存） **第十一条**　総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○総務省令第三十四号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、第二及び第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～41　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～41　同上］

42　法別表第一の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～八　略］ 九　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第百五十八条の四十第一項の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 十～十一　［略］ ［43～141　略］ 142　法別表第一の六十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］ 七　育児休業等給付の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 八　育児休業等給付の支給を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［143～254　略］ （法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［略］ ［2～41　略］ 42　法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十一　略］ 十二　介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第九項の利用料の請求に係る事実についての審査 ［十三　略］ ［43～69　略］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［略］ ［2～40　略］ 41　法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十一　略］ 十二　介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第九項の利用料の請求に係る事実についての審査 ［十三　略］ ［42～68　略］	42　［同上］ ［一～八　同上］ ［新設］ 九～十　［同上］ ［43～141　同上］ 142　法別表第一の六十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］ 七　育児休業等給付の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 八　育児休業等給付の支給を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ［143～254　同上］ （法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［同上］ ［2～41　同上］ 42　法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十一　同上］ 十二　介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第八項の利用料の請求に係る事実についての審査 ［十三　同上］ ［43～69　同上］ （法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［同上］ ［2～40　同上］ 41　法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十一　同上］ 十二　介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第八項の利用料の請求に係る事実についての審査 ［十三　同上］ ［42～68　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は公布の日から施行する。ただし、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令第一条第四十二項の改正規定は、不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和七年法務省令第一号）の施行の日（令和七年四月二十一日）から施行する。

○総務省令第三十五号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

総務大臣　村上誠一郎

総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和五年総務省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改める。

改正後	改正前
（指定納付受託者の指定の手続） **第九条**　法第八条第一項の規定により指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあっては、その名称及び住所又は事務所の所在地）並びに委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 ［２・３　略］	（指定納付受託者の指定の手続） **第九条**　法第八条第一項の規定により指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあっては、その名称及び住所又は事務所の所在地）並びに委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○総務省令第三十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十六条並びに電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号）第三条第一項、第三項、第五項及び第六項、第五条第一項、第六条第二項並びに第七条の規定に基づき、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

総務大臣　村上誠一郎

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成六年郵政省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章　略］ 第二章　［略］ ［第一節～第三節　略］ 第四節　証拠書類等及び参考人（第二十六条―第三十六条の九） ［第五節　略］ ［第三章～第五章　略］ 附則	目次 ［第一章　同上］ 第二章　［同上］ ［第一節～第三節　同上］ 第四節　証拠書類等及び参考人（第二十六条―第三十六条） ［第五節　同上］ ［第三章～第五章　同上］ 附則

（目的）

第一条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第八十六条（法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により電波監理審議会が行う審理、法第九十九条の十二第一項及び第二項並びに放送法第百七十八条第一項及び第二項の規定により電波監理審議会が行う意見の聴取並びに法第九十二条の二（法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の法第百四条の四第二項並びに放送法第百八十条において準用する場合を含む。）の規定により出頭を求められた参考人の受ける旅費、日当及び宿泊料の額に関しては、法及び電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（附属の島）

第三十六条の二　令第三条第一項に規定する総務省令で定める附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島とする。　［新設］

（鉄道賃に係る鉄道）

第三十六条の三　令第三条第一項に規定する総務省令で定める鉄道は、次に掲げるものとする。　［新設］

一　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

二　軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道に類するもの

三　外国における前二号に掲げるものに相当するもの

（船賃に係る船舶）

第三十六条の四　令第三条第三項に規定する総務省令で定める船舶は、次に掲げるものとする。　［新設］

一　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

二　外国における前号に掲げるものに相当するもの

（航空賃に係る航空機）

第三十六条の五　令第三条第五項に規定する総務省令で定める航空機は、次に掲げるものとする。　［新設］

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

二　外国における前号に掲げるものに相当するもの

（長時間にわたる航空移動）

第三十六条の六　令第三条第六項に規定する総務省令で定める著しく長時間にわたる航空機移動は、一の旅行区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。　［新設］

（宿泊料の額）

第三十六条の七　令第五条第一項に規定する総務省令で定める額は、一夜当たり、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第十三条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の二級の職員に適用される額に相当する額とする。　［新設］

（旅費及び宿泊料の額の特例）

第三十六条の八　令第六条第二項に規定する総務省令で定めるやむを得ない事情は、審理手続の期日の変更及び傷病その他の総務大臣が認めたもの（次項第三号において「審理手続の期日の変更等」という。）とする。　［新設］

（目的）

第一条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第八十六条（法第百四条の三第二項若しくは第百四条の四第二項又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により電波監理審議会が行う審理及び法第九十九条の十二第一項若しくは第二項又は放送法第百七十八条第一項若しくは第二項の規定により電波監理審議会が行う意見の聴取に関しては、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

２　令第六条第二項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費については、令第三条第一項各号、第三項各号、第五項各号及び第七項各号に掲げる各費用について、同条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額の合計額

二　宿泊料の額並びに参考人が移動及び宿泊に要する費用を一体の対価として支払った場合における旅費及び宿泊料の額については、当該額ごとに令第五条及び令第六条第一項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該額ごとのいずれか少ない額の合計額

三　前二号に掲げる金額のほか、手数料その他の審理手続の期日の変更等による旅行の中止又は変更に伴い支給する必要があるものとして総務大臣が認めた額

第三十六条の九　参考人が居所又は旅行地以外の地（以下「居所等」という。）を出発地として旅行する場合における旅費及び宿泊料の支給額は、居所等以外の地から目的地に至る旅費及び宿泊料の額と居所等から目的地に至る旅費及び宿泊料の額を比較し、いずれか少ない額とする。

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令（令和七年政令第百三号）の施行の日から施行する。

○総務省令第三十七号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第三条から第六条まで、第九条、第十条及び第十七条の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

総務大臣　村上誠一郎

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語）	（用語）
第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　電子証明書　自然人又はその代表者等（法第三条第二項（法第五条第二項及び法第十条第二項において準用する場合を含む。）にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十六条を除き、以下同じ。）にあっては、電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であって氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあっては、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。	五　電子証明書　自然人にあっては、電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）であって氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあっては、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。

［六～十一　略］

十二　本人確認用画像情報　自然人又はその代表者等に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌の画像情報をいう。

［削る］

［2　略］

（本人確認の方法）

第三条　法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（法第三条第三項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。）　次に掲げる方法のいずれか

イ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号（二及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあっては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。

［ロ　略］

［削る］

ハ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）が組み込まれたものに限る。次条第一項第三号、第十一条第一項第一号ハ、第十九条第一項第一号ハ及び第三号ハ並びに第二十条第一項第三号において同じ。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、第五条第一項第一号ロ⑵に掲げる書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。次条第一項第四号、第十一条第一項第一号ニ、第十九条第一項第一号ニ及び第三号ニ並びに第二十条第一項第四号において同じ。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［六～十一　同上］

十二　本人確認用画像情報　自然人又はその代表者等（法第三条第二項（法第五条第二項及び法第十条第二項において準用する場合を含む。）にいう代表者等をいう。次号において同じ。）に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌の画像情報をいう。

十三　特定本人確認用画像情報　自然人又はその代表者等に携帯音声通信事業者又は貸与業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該自然人又はその代表者等の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。

［2　同上］

（本人確認の方法）

第三条　法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（法第三条第三項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。）　次に掲げる方法のいずれか

イ　当該自然人又はその代表者等（法第三条第二項（法第五条第二項及び法第十条第二項において準用する場合を含む。）にいう代表者等をいう。第十三条、第十四条及び第十六条を除き、以下同じ。）から第五条第一項第一号（二及びへを除く。）又は第三号に規定する書類の提示を受ける方法。ただし、当該代表者等からの同項第一号ホに掲げる書類の提示にあっては、当該書類は一を限り発行又は発給されたものに限る。

［ロ　同上］

ハ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

ニ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。）が組み込まれたものに限る。次条第一項第四号、第十一条第一項第一号ニ、第十九条第一項第一号ニ及び第三号ニ並びに第二十条第一項第四号において同じ。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

［新設］

ホ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［削る］

ヘ　［略］

ト　［略］

チ　当該自然人（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。リにおいて同じ。）又はその代表者等から第五条第一項第一号へに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

リ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ニ　法人　次に掲げる方法のいずれか

［イ　略］

ロ　当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。）にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第二項に規定する指定法人から登記情報（同法第二条第一項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を受ける方法（当該法人の代表者等（当該法人を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。）と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

ニ　当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、当該法人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十九条第四項の規定により公表されている法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

［削る］

ホ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヘ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の住居にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ト　［同上］

チ　［同上］

［新設］

［新設］

ニ　法人　次に掲げる方法のいずれか

［イ　同上］

ロ　当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。ハにおいて同じ。）にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［新設］

［新設］

ハ　当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ホ　［略］

ヘ　当該法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。）の代表者等から第五条第一項第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、携帯音声通信端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

2　前項第一号ロ、ニ、ホ、チ及びリ並びに第二号ロからニまで及びヘに掲げる方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）による携帯音声通信端末設備等の送付は、提示若しくは送付された書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端末設備等を交付することをもって代えることができる。

［3～5　略］

（代表者等の本人確認の方法）

第四条　法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

［一・二　略］

［削る］

三　代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

四　代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、次条第一項第一号ロ⑵に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

五　代表者等から次条第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［削る］

六　［略］

七　代表者等から、電子署名が行われた相手方との役務提供契約の締結に関する情報及び当該電子署名に係る電子証明書を受信する方法

ニ　［同上］

［新設］

2　前項第一号ロ、ホ及びヘ並びに第二号ロ及びハに掲げる方法による携帯音声通信端末設備等の送付は、提示、送付又は送信された書類又はその写しに記載されている相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類又はその写しに支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該相手方に携帯音声通信端末設備等を交付することをもって代えることができる。

［3～5　同上］

（代表者等の本人確認の方法）

第四条　法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

［一・二　同上］

三　代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

四　代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

［新設］

五　代表者等から次条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

六　代表者等から次条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

七　［同上］

［新設］

八　代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。この号及び次号において同じ。）から次条第一項第一号ヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

九　代表者等から次条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている代表者等の住居にあてて、相手方との役務提供契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

2　前項第二号、第四号、第五号、第八号又は第九号に掲げる方法による相手方との役務提供契約の締結に係る文書の送付は、提示若しくは送付された書類若しくはその写しに記載され、又は当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居において、携帯音声通信事業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

［3　略］

（本人確認書類）

第五条　第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類（以下「本人確認書類」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあっては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一　自然人（第三号に規定する外国人を除く。）

イ　運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの

［(1)　略］

(2)　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（ロ(2)において単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ロ(2)において単に「特別永住者証明書」という。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード（ロ(2)において単に「個人番号カード」という。）（いずれも当該自然人の写真があるものに限る。）

［(3)　略］

［ロ・ハ　略］

ニ　印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）又はこれらに類するもの（官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられたものに限る。）

［ホ・ヘ　略］

［二・三　略］

［新設］

2　前項第二号、第五号又は第六号に掲げる方法による相手方との役務提供契約の締結に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている代表者等の住居において、携帯音声通信事業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

［新設］

［3　同上］

（本人確認書類）

第五条　第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類（以下「本人確認書類」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあっては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一　自然人（第三号に規定する外国人を除く。）

イ　運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの

［(1)　同上］

(2)　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（ロ(2)において単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ロ(2)において単に「特別永住者証明書」という。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（ロ(2)において単に「個人番号カード」という。）（いずれも当該自然人の写真があるものに限る。）

［(3)　同上］

［ロ・ハ　同上］

ニ　印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。）

［ホ・ヘ　同上］

［二・三　同上］

２　携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地が役務提供契約の締結の際におけるものと異なるとき、住居の記載がないとき又は本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路の住居の情報の記録が役務提供契約の締結の際におけるものと異なるときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のある第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示又は送付（第三条第一項第一号チ若しくはリ若しくは第二号ヘ又は前条第一項第八号若しくは第九号に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者（自然人に限る。）若しくは同法第十七条第三号に規定する国外転出者又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人に係る本人確認を行う場合にあっては、送付又はその写しの送付）を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。

［一～六　略］

（本人確認記録の記録事項）

第八条　［略］

２　前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

［一　略］

二　第三条第一項第一号ハ又は第四条第一項第三号に規定する方法　携帯音声通信事業者が当該送信を受けた日

三　第三条第一項第一号ロ、ニからヘまで、チ若しくはリのいずれか、第二号ロからニまで若しくはへのいずれか又は第四条第一項第二号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号のいずれかに規定する方法（第三条第一項第二号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）　携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

四　第三条第一項第一号ト、第二号ホ又は第四条第一項第七号に規定する方法　携帯音声通信事業者が電子証明書を受信した日

五　第三条第一項第二号ハに規定する方法（同号ハ括弧書に規定する方法を除く。）　携帯音声通信事業者が登記情報の送信を受けた日

六　第三条第一項第二号ニに規定する方法（同号ニ括弧書に規定する方法を除く。）　携帯音声通信事業者が公表事項を確認した日

七　［略］

（本人確認に用いた書類等の保存）

第十条　携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたとき、本人確認用画像情報若しくは写真付き本人確認書類若しくは同条第一項第一号ロ⑵に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けたとき、登記情報の送信を受けたとき又は公表事項を確認したときは、当該写し、情報又は登記情報若しくは公表事項若しくはその写しを、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

［２　略］

２　携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地が役務提供契約の締結の際におけるものと異なるとき、住居の記載がないとき又は本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路の住居の情報の記録が役務提供契約の締結の際におけるものと異なるときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のある第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示若しくは送付又はその写しの送付を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。

［一～六　同上］

（本人確認記録の記録事項）

第八条　［同上］

２　前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

［一　同上］

二　第三条第一項第一号ハ又はニに規定する方法　携帯音声通信事業者が当該送信を受けた日

三　第三条第一項第一号ロ又はホからトまでのいずれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四条第一項第二号から第五号までのいずれかに規定する方法　携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

四　第三条第一項第一号チ又は第二号ニに規定する方法　携帯音声通信事業者が電子証明書を受信した日

［新設］

［新設］

五　［同上］

（本人確認に用いた書類等の保存）

第十条　携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたとき又は特定本人確認用画像情報、本人確認用画像情報若しくは写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けたときは、当該写し又は情報を、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

［２　同上］

（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条　法第五条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人等とみなされる自然人を含む。）　次に掲げる方法のいずれか

［イ・ロ　略］

［削る］

ハ　［略］

ニ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、第五条第一項第一号ロ⑵に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ホ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［削る］

ヘ　［略］

ト　［略］

チ　当該自然人（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。リにおいて同じ。）又はその代表者等から第五条第一項第一号ヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

リ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二　法人　次に掲げる方法のいずれか

［イ　略］

ロ　当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。）にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法（当該法人の代表者等（当該法人を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。）と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条　法第五条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人等とみなされる自然人を含む。）　次に掲げる方法のいずれか

［イ・ロ　同上］

ハ　当該自然人又はその代表者等から、携帯音声通信事業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

ニ　［同上］

［新設］

ホ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ヘ　当該自然人又はその代表者等から第五条第一項第一号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の住居にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ト　［同上］

チ　［同上］

［新設］

［新設］

二　法人　次に掲げる方法のいずれか

［イ　同上］

ロ　当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。ハにおいて同じ。）にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［新設］

ニ　当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、当該法人に係る公表事項を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

［削る］

ホ　［略］

ヘ　当該法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。）の代表者等から第五条第一項第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

2　前項第一号ロ、ニ、ホ、チ及びリ並びに第二号ロからニまで及びヘに掲げる方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）による契約者の名義変更に係る文書の送付は、提示若しくは送付された書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている譲受人等の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付することをもって代えることができる。

［3～5　略］

6　第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第五条第一項	第三条第一項及び	第十一条第一項及び
第五条第二項	役務提供契約の締結	契約者の名義変更
	相手方	譲受人等
	第三条第一項第一号チ	第十一条第一項第一号チ
［略］		
第八条第一項	［略］	［略］
	役務提供契約を代表者等が締結した	契約者の名義変更が代表者等により行われた

［新設］

ハ　当該法人の代表者等から第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている譲受人等の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、契約者の名義変更に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ニ　［同上］

［新設］

2　前項第一号ロ、ホ及びヘ並びに第二号ロ及びハに掲げる方法による契約者の名義変更に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている譲受人等の住居又は本店若しくは主たる事務所（当該書類に支店又は従たる事務所の記載があるときは、これらを含む。）において、携帯音声通信事業者の職員が当該譲受人等に契約者の名義変更に係る文書を交付することをもって代えることができる。

［3～5　同上］

6　第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第五条第一項	第三条第一項	第十一条第一項
第五条第二項	役務提供契約の締結	契約者の名義変更
	相手方	譲受人等
［同上］		
第八条第一項	［同上］	［同上］
	当該役務提供契約を代表者等が締結した	契約者の名義変更が代表者等により行われた

第八条第二項	
第三条第一項第一号イ	第十一条第一項第一号イ
第三条第一項第一号ハ	第十一条第一項第一号ハ
第三条第一項第一号ロ	第十一条第一項第一号ロ
携帯音声通信端末設備等	契約者の名義変更に係る文書
相手方	譲受人等
第三条第一項第一号ト	第十一条第一項第一号ト
第三条第一項第二号ハ	第十一条第一項第二号ハ
第三条第一項第二号ニ	第十一条第一項第二号ニ
第三条第四項	第十一条第四項
［略］	［略］

（媒介業者等による本人確認の方法等）

第十二条　第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第七号を除く。）並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

［表略］

２　第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第七号を除く。）、第十条並びに第十一条第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第五条第一項	第三条第一項及び	第十一条第一項及び
第五条第二項	［略］	［略］
	相手方	譲受人等
	第三条第一項第一号チ	第十一条第一項第一号チ
［略］		
第八条第一項	［略］	［略］
	役務提供契約を代表者等が締結した	契約者の名義変更が代表者等により行われた
	［略］	［略］
第八条第二項	第三条第一項第一号イ	第十一条第一項第一号イ

第八条第二項	
第三条第一項第一号イ	第十一条第一項第一号イ
第三条第一項第一号ロ	第十一条第一項第一号ロ
携帯音声通信端末設備等	契約者の名義変更に係る文書
相手方	譲受人等
第三条第一項第一号ト	第十一条第一項第一号ト
第三条第四項	第十一条第四項
［同上］	［同上］

（媒介業者等による本人確認の方法等）

第十二条　第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第四号を除く。）並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

［表同上］

２　第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第四号を除く。）、第十条並びに第十一条第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第五条第一項	第三条第一項	第十一条第一項
第五条第二項	［同上］	［同上］
	相手方	譲受人等
［同上］		
第八条第一項	［同上］	［同上］
	当該役務提供契約を代表者等が締結した	契約者の名義変更が代表者等により行われた
	［同上］	［同上］
第八条第二項	第三条第一項第一号イ	第十一条第一項第一号イ

第三条第一項第一号ハ	第十一条第一項第一号ハ
第三条第一項第一号ロ	第十一条第一項第一号ロ
携帯音声通信端末設備等	契約者の名義変更に係る文書
相手方	譲受人等
第三条第一項第一号ト	第十一条第一項第一号ト
第三条第一項第二号ハ	第十一条第一項第二号ハ
第三条第一項第二号ニ	第十一条第一項第二号ニ

［略］

（契約者の本人特定事項の確認の方法）

第十三条　［略］

２　携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべき契約者が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該契約者に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により契約者の本人特定事項の確認を行うものとする。

一　自然人（みなし契約者を除く。）　次に掲げる方法のいずれか

イ　当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ロ　当該自然人（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。ハにおいて同じ。）に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号ヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　［略］

二　法人　次に掲げる方法のいずれか

［イ　略］

ロ　当該法人（外国に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。）に対して、本人確認記録に記録されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第三号に規定する書類の写しの送付を求める旨を通知した上で、当該法人の代表者等から当該写しの送付を受けると

第三条第一項第一号ロ	第十一条第一項第一号ロ
携帯音声通信端末設備等	契約者の名義変更に係る文書
相手方	譲受人等
第三条第一項第一号ト	第十一条第一項第一号ト

［同上］

（契約者の本人特定事項の確認の方法）

第十三条　［同上］

２　携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべき契約者が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該契約者に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により契約者の本人特定事項の確認を行うものとする。

一　自然人（みなし契約者を除く。）　次に掲げる方法のいずれか

イ　当該自然人に対して、本人確認記録に記録されている当該自然人の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該自然人又はその代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている当該自然人の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［新設］

ロ　［同上］

二　法人　次に掲げる方法のいずれか

［イ　同上］

ロ　当該法人に対して、本人確認記録に記録されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めて第五条第一項第二号又は第三号に規定する書類の写しの送付を求める旨を通知した上で、当該法人の代表者等から当該写しの送付を受けるとともに、当該写しに記載されている当該法

ともに、当該写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。）にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三　みなし契約者　次に掲げる方法のいずれか

イ　国等に対して、当該国等の所在地等にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されているみなし契約者の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ロ　国等（当該国等に係るみなし契約者が住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者であるものに限る。ハにおいて同じ。）に対して、当該国等の所在地等にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号ヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されているみなし契約者の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　［略］

3　第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第二項	前項第一号ロ、ニ、ホ、チ及びリ並びに第二号ロからニまで及びヘに掲げる方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）	第十三条第一項第一号ロ及び第三号ロ並びに第二項各号
［略］	［略］	［略］
第五条第二項	［略］	［略］
	相手方	契約者
	第三条第一項第一号チ若しくはリ若しくは第二号ヘ又は前条第一項第八号若しくは第九号	第十三条第二項第一号ロ若しくはハ又は第三号ロ若しくはハ

人の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。）にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三　みなし契約者　次に掲げる方法のいずれか

イ　国等に対して、当該国等の所在地等にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてみなし契約者に係る第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、みなし契約者から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されているみなし契約者の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［新設］

ロ　［同上］

3　第三条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が契約者の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第二項	前項第一号ロ、ホ及びヘ並びに第二号ロ及びハ	第十三条第一項第一号ロ及び第三号ロ並びに第二項各号
［同上］	［同上］	［同上］
第五条第二項	［同上］	［同上］
	相手方	契約者

（代表者等の本人特定事項の確認の方法）

第十四条　［略］

２　携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべき代表者等が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該代表者等に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法により代表者等の本人特定事項の確認を行うものとする。

一　契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一号ニに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

二　契約者（その代表者等が住民基本台帳法の適用を受けない者又は同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。次号において同じ。）に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一号ヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三　［略］

３　第四条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が代表者等の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第二項	前項第二号、第四号、第五号、第八号又は第九号	第十四条第一項第二号又は第二項各号
［略］	［略］	［略］
第五条第二項	［略］	［略］
［略］	相手方	契約者
	第三条第一項第一号チ若しくはリ若しくは第二号ヘ又は前条第一項第八号若しくは第九号	第十四条第二項第二号又は第三号

（貸与時本人確認の方法）

第十九条　法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人及び貸与時みなし契約者（法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。）を除く。）　次に掲げる方法のいずれか

［イ　略］

（代表者等の本人特定事項の確認の方法）

第十四条　［同上］

２　携帯音声通信事業者は、本人確認書類の提示を受ける方法により本人特定事項の確認をすべき代表者等が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該代表者等に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法により代表者等の本人特定事項の確認を行うものとする。

一　契約者に対して、本人確認記録に記録されている当該契約者の住居にあてて書面を送付する方法その他の適当な方法により、相当の期間を定めてその代表者等に係る第五条第一項第一号ニ若しくはヘに掲げる書類又は同項第三号に規定するもの（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の送付を求める旨を通知した上で、当該代表者等から当該書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、契約者確認に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［新設］

二　［同上］

３　第四条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が代表者等の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第二項	前項第二号から第四号まで	第十四条第一項第二号及び第二項各号
［同上］	［同上］	［同上］
第五条第二項	［同上］	［同上］
［同上］	相手方	契約者

（貸与時本人確認の方法）

第十九条　法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人及び貸与時みなし契約者（法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。）を除く。）　次に掲げる方法のいずれか

［イ　同上］

ロ　当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該自然人若しくはその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ニに規定する書類の送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

(1)　当該書類に記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類に記載されている貸与の相手方の住居にあてて、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書（以下「貸与時通話可能端末設備等」という。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置

(2)　当該書類に記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

［削る］

ハ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ニ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ(2)に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する方法

［ホ・ヘ　略］

ト　当該自然人（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ヘ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

(1)　当該書類又はその写しに記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置

(2)　当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

［二　略］

ロ　当該自然人又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示、当該代表者等から同号ホに規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該自然人若しくはその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずる方法

(1)　当該書類又はその写しに記載された氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法又は預金口座からの振込み若しくは振替の方法により当該貸与契約に係る代金の支払いを受けることを約し、かつ、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、当該自然人との貸与契約に係る通話可能端末設備等又は当該貸与契約の締結に係る文書（以下「貸与時通話可能端末設備等」という。）を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する措置

(2)　当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を本人限定受取郵便等により送付する措置

ハ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受ける方法

［新設］

ニ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該自然人又はその代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

［新設］

［ホ・ヘ　同上］

［二　同上］

三　貸与時みなし契約者　次に掲げる方法のいずれか

［イ　略］

ロ　当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ニに規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［削る］

［略］

ニ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ(2)に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［ホ・ヘ　略］

ト　当該貸与時みなし契約者（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ヘ若しくは第三号に規定する書類又は同項第一号若しくは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

四　法人　次に掲げる方法のいずれか

［イ　略］

ロ　当該法人の代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第二号に規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。以下この条及び次条において同じ。）にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から登記情報の送信を受ける方法（当該法人の代表者等（当該法人を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。）と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

ニ　当該法人の代表者等から当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、当該法人に係る公表事項を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法）

ホ　［略］

三　貸与時みなし契約者　次に掲げる方法のいずれか

［イ　同上］

ロ　当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示、代表者等から同号ホに規定する書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の提示又は当該貸与時みなし契約者又はその代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

ハ　当該自然人又はその代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

ニ　［同上］

［新設］

［ホ・ヘ　同上］

［新設］

四　法人　次に掲げる方法のいずれか

［イ　同上］

ロ　当該法人の代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第二号に規定する書類又はその写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。以下この条及び次条において同じ。）にあてて、貸与時通話可能端末設備等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［新設］

［新設］

ハ　［同上］

2　前項第一号ロ(1)若しくはト(1)、第三号ロ、ニ若しくはト又は第四号ロからニまでに規定する方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）による貸与時通話可能端末設備等の送付は、提示又は送付された書類若しくはその写しに記載され、当該半導体集積回路に記録され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている貸与の相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地において、貸与業者の職員が当該貸与の相手方に貸与時通話可能端末設備等を交付することをもって代えることができる。

3　貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号ロからニまでに規定する方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により貸与時本人確認を行う場合において、送付された書類に記載され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類（有効期間又は有効期限のある同項第五号及び第六号に掲げるものにあっては貸与業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。次項において同じ。）の提示又は送付を受けて、当該書類の記載により当該法人の営業所であると認められる場所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

4　貸与業者は、貸与時みなし契約者（第二十二条第三号及び第七号で規定するもののために現に貸与契約の締結の任に当たっている自然人を除く。以下この項において同じ。）について、第一項第三号ロ、二又はトに規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、当該貸与時みなし契約者の住居に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しに記載されている場所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

［5　略］

（代表者等の貸与時本人確認の方法）

第二十条　法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

［一　略］

二　代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示又は代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ニに規定する書類の送付を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居にあてて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［削る］

三　代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

2　前項第一号ロ(1)、第三号ロ又は第四号ロに規定する方法による貸与時通話可能端末設備等の送付は、提示又は送付された書類又はその写しに記載されている貸与の相手方の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地において、貸与業者の職員が当該貸与の相手方に貸与時通話可能端末設備等を交付することをもって代えることができる。

3　貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号ロに規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類（有効期間又は有効期限のある第五条第二項第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。次項において同じ。）又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しの記載により当該法人の営業所であると認められる場所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

4　貸与業者は、貸与時みなし契約者（第二十二条第三号及び第七号で規定するもののために現に貸与契約の締結の任に当たっている自然人を除く。以下この項において同じ。）について、第一項第三号ロに規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、当該貸与時みなし契約者の住居に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しに記載されている場所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

［5　同上］

（代表者等の貸与時本人確認の方法）

第二十条　法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

［一　同上］

二　代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ、ハ、ニ若しくはヘに規定する書類の提示又は代表者等から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは同項第三号に規定する書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている代表者等の住居にあてて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

三　代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、特定本人確認用画像情報の送信を受ける方法

四　代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報の送信を受けるとともに、当該代表者等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

四　代表者等から、貸与業者が提供するソフトウェアを使用して、第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ロ⑵に掲げる書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居にあてて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

［五　略］

六　代表者等から、電子署名が行われた貸与の相手方との貸与契約の締結に関する情報及び当該電子署名に係る電子証明書を受信する方法

七　代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ヘ若しくは第三号に規定する書類又は第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている代表者等の住居にあてて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

２　前項第二号、第四号又は第七号に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書の送付は、提示若しくは送付された書類若しくはその写しに記載され、又は当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居において、貸与業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

［３　略］

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条　法第十条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　貸与の相手方に係る次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　第十九条第一項第一号ロ、ニ、ホ若しくはト、第三号ロ、ニ、ホ若しくはト又は第四号ロからニまでに掲げる方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

ヘ　第十九条第一項第一号ロ⑴又はト⑴に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、代金の支払い方法を特定するに足りる事項

五　貸与契約を代表者等が締結したときは、当該代表者等に係る次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　前条第一項第二号、第四号、第五号又は第七号に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

六　貸与契約を次条に規定する者と締結したときは、当該貸与の相手方の名称その他の当該貸与の相手方を特定するに足りる事項

七　第十九条第二項又は前条第二項に規定する方法で交付したときは、交付した者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、当該貸与の相手方又は当該代表者等であることを確認した方法及び交付した時刻

八　第十九条第五項又は前条第三項に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、貸与時本人確認記録に記録されている者と当該貸与の相手方又は当該代表者等が同一であることを確認した方法

［新設］

［五　同上］

［新設］

［新設］

２　前項第二号に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書の送付は、提示又は送付された書類に記載されている代表者等の住居において、貸与業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

［３　同上］

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条　法第十条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

［一～三　同上］

四　貸与の相手方に係る次に掲げる事項

［イ～ニ　同上］

ホ　第十九条第一項第一号ロ若しくはハ、第三号ロ若しくはハ又は第四号ロに掲げる方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

ヘ　第十九条第一項第一号ロ⑴に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、代金の支払い方法を特定するに足りる事項

五　貸与契約を代表者等が締結したときは、当該代表者等に係る次に掲げる事項

［イ～ニ　同上］

ホ　第二十条第一項第二号又は第三号に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

六　貸与契約を第二十二条に規定する者と締結したときは、当該貸与の相手方の名称その他の当該貸与の相手方を特定するに足りる事項

七　第十九条第二項又は第二十条第二項に規定する方法で交付したときは、交付した者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、当該貸与の相手方又は当該代表者等であることを確認した方法及び交付した時刻

八　第十九条第五項又は第二十条第三項に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、貸与時本人確認記録に記録されている者と当該貸与の相手方又は当該代表者等が同一であることを確認した方法

２　前項第四号イ又は第五号イの貸与時本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

一　第十九条第一項第一号イ、第二号、第三号イ若しくは第四号イ又は前条第一項第一号に規定する方法　貸与業者が当該提示を受けた日

二　第十九条第一項第一号ハ、第三号ハ又は前条第一項第三号に規定する方法　貸与業者が当該送信を受けた日

三　第十九条第一項第一号ロ、ニ、ホ若しくはト、第三号ロ、ニ、ホ若しくはト、若しくは第四号ロからニまで又は前条第一項第二号、第四号、第五号若しくは第七号に規定する方法（第十九条第一項第四号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）　貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日

四　第十九条第一項第一号ヘ、第三号ヘ、第四号ホ又は前条第一項第六号に規定する方法　貸与業者が電子証明書を受信した日

五　第十九条第一項第四号ハに規定する方法（同号ハ括弧書に規定する方法を除く。）　貸与業者が登記情報の送信を受けた日

六　第十九条第一項第四号ニに規定する方法（同号ニ括弧書に規定する方法を除く。）　貸与業者が公表事項を確認した日

七　第十九条第五項又は前条第三項に規定する方法　貸与業者が当該照合を行った日

（準用）

第二十四条　第五条及び第七条の規定は、貸与業者が貸与時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第五条第二項	［略］	［略］
	相手方	貸与の相手方
	第三条第一項第一号チ若しくはリ若しくは第二号ヘ又は前条第一項第八号若しくは第九号	第十九条第一項第一号ト若しくは第三号ト又は第二十条第一項第七号
	本人確認を行う	貸与時本人確認を行う
［略］		

附　則

［削る］

２　前項第四号イ又は第五号イの貸与時本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

一　第十九条第一項第一号イ、第二号、第三号イ若しくは第四号イ又は第二十条第一項第一号に規定する方法　貸与業者が当該提示を受けた日

二　第十九条第一項第一号ハ若しくは二又は第三号ハ若しくはニに規定する方法　貸与業者が当該送信を受けた日

三　第十九条第一項第一号ロ若しくはハ、第三号ロ若しくはハ、若しくは第四号ロ又は第二十条第一項第二号若しくは第三号に規定する方法　貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代表者等に届いた日

四　第十九条第一項第一号ニ、第三号ニ又は第四号ハに規定する方法　貸与業者が電子証明書を受信した日

［新設］

五　第十九条第五項又は第二十条第三項に規定する方法　貸与業者が当該照合を行った日

（準用）

第二十四条　第五条及び第七条の規定は、貸与業者が貸与時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第五条第二項	［同上］	［同上］
	相手方	貸与の相手方
	本人確認を行う	貸与時本人確認を行う
［同上］		

附　則

第十五条　附則第十三条（前条において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における第二十六条の規定の適用については、同条中「第七条及び第十条第二項（いずれも第十一条第二項、第十二条第一項及び第二項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「附則第十三条第二項（附則第十四条において準用する場合を含む。）」とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項に規定する携帯音声通信事業者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から令和八年九月三十日までの間、この省令による改正前の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第三条第一項第二号ハに掲げる方法により本人確認を行うことができる。この場合において、旧規則第三条第二項、第五条、第七条、第八条及び第十条の規定による携帯音声通信端末設備等の送付、本人確認書類、本人確認記録の作成方法、本人確認記録の記録事項及び本人確認に用いた書類等の保存については、なお従前の例による。

第三条　法第二条第三項に規定する携帯音声通信事業者は、施行日から令和八年九月三十日までの間、旧規則第十一条第一項第二号ハに掲げる方法により譲渡時本人確認を行うことができる。この場合において、旧規則第十一条第二項並びに第十一条第六項において準用する旧規則第五条、第七条、第八条及び第十条の規定による契約者の名義変更に係る文書の送付、本人確認書類、譲渡時本人確認記録の作成方法、譲渡時本人確認記録の記録事項及び譲渡時本人確認に用いた書類等の保存については、なお従前の例による。

第四条　法第六条第一項に規定する媒介業者等は、施行日から令和八年九月三十日までの間、旧規則第十二条第一項において読み替えて準用する旧規則第三条第一項第二号ハに掲げる方法により本人確認を行うことができる。この場合において、旧規則第十二条第一項において準用する旧規則第三条第二項、第五条、第七条、第八条及び第十条の規定による携帯音声通信端末設備等の送付、本人確認書類、本人確認記録の作成方法、本人確認記録の記録事項及び本人確認に用いた書類等の保存については、なお従前の例による。

第五条　法第六条第一項に規定する媒介業者等は、施行日から令和八年九月三十日までの間、旧規則第十二条第二項において読み替えて準用する旧規則第十一条第一項第二号ハに掲げる方法により譲渡時本人確認を行うことができる。この場合において、旧規則第十二条第二項において準用する旧規則第五条、第七条、第八条、第十条及び第十一条第二項の規定による本人確認書類、譲渡時本人確認記録の作成方法、譲渡時本人確認記録の記録事項、譲渡時本人確認に用いた書類等の保存及び契約者の名義変更に係る文書の送付については、なお従前の例による。

第六条　法第二条第三項に規定する携帯音声通信事業者は、施行日から令和八年九月三十日までの間、旧規則第十三条第二項第二号ロに掲げる方法により契約者確認を行うことができる。この場合において、旧規則第十三条第三項において準用する旧規則第三条第二項及び第五条の規定による契約者確認に係る文書の送付及び本人確認書類については、なお従前の例による。

第七条　法第十条第一項に規定する貸与業者は、施行日から令和八年九月三十日までの間、旧規則第十九条第一項第四号ロに掲げる方法により貸与時本人確認を行うことができる。この場合において、旧規則第十九条第二項及び第三項、第二十一条、第二十三条並びに第二十四条において読み替えて準用する旧規則第五条及び第七条の規定による貸与時通話可能端末設備等の送付、貸与時本人確認記録の記録事項、貸与時本人確認記録を作成する期間、本人確認書類及び貸与時本人確認記録の作成方法については、なお従前の例による。

○法務省令第十六号

破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第三十七条の規定に基づき、破壊活動防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

破壊活動防止法施行規則の一部を改正する省令

破壊活動防止法施行規則（昭和二十七年法務府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（処分の請求の通知） **第十五条**　法第二十一条第二項に規定する官報公示の内容には、処分請求書の全文を掲載し、同条第一項、第二項及び第四項の規定を付記しなければならない。 2　［略］	（処分の請求の通知） **第十五条**　法第二十一条第二項に規定する官報公示の内容には、処分請求書の全文を記載し、同条第一項、第二項及び第四項の規定を付記しなければならない。 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十七号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第八号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表第一（第一条関係）

改正後		改正前	
都道府県	港名	都道府県	港名
［略］	［略］	［同上］	［同上］

別表第一（第一条関係）

改正後		改正前	
都道府県	空港名	都道府県	空港名
［略］	［略］	［同上］	［同上］
広島県	広島県	広島県	広島県
徳島県	徳島県	香川県	香川県
香川県	高松県	高知県	高松県
［略］	［略］	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十八号

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第六十九号）の施行に伴い、並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）第六条第一項及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行令（平成二十年政令第二百七十八号）別表の備考一の規定に基づき、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

法務大臣　鈴木　馨祐

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律施行規則（平成二十五年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（請求書に添付すべき資料） **第二条**　法第六条第一項に規定する請求書に添付すべき資料は、次に掲げるものとする。 一・二　［略］ 三　政令第三条に規定する本邦と外国との間の旅行に係る旅費又は日当を請求するときは、前二号に掲げるもののほか、次のイからニまでに掲げる資料 イ　［略］ ロ　政令第三条第二項各号、第三項各号又は第四項各号に規定する運賃を請求するときは、運賃の等級及び額を証明するに足る資料 ハ　政令第三条第二項に規定する急行料金若しくは寝台料金又は同条第三項に規定する寝台料金を請求するときは、その支払を証明するに足る資料	（請求書に添付すべき資料） **第二条**　法第六条第一項に規定する請求書に添付すべき資料は、次に掲げるものとする。 一・二　［同上］ 三　政令第四条に規定する本邦と外国との間の旅行に係る被害者参加旅費等を請求するときは、前二号に掲げるもののほか、次のイからニまでに掲げる資料 イ　［同上］ ロ　政令第四条において読み替えて準用する国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下この号において「旅費法」という。）第三十二条第一号ロ、第二号若しくは第三号に規定する運賃、旅費法第三十三条第一号若しくは第二号に規定する運賃又は旅費法第三十四条第一項第一号ハ、第二号ロ若しくは第三号に規定する運賃を請求するときは、運賃の等級及び額を証明するに足る資料 ハ　旅費法第三十二条第五号に規定する急行料金若しくは寝台料金又は旅費法第三十三条第四号に規定する寝台料金を請求するときは、その支払を証明するに足る資料

ニ　政令第三条第五項に規定する路程賃を請求するときは、その支払を証明するに足る資料	ニ　旅費法三十四条第二項に規定する路程賃を請求するときは、その支払を証明するに足る資料
四　政令第四条に規定する宿泊料を請求するときは、その支払を証明するに足る資料	四　［同上］
五　［略］	［号を加える。］
（外国旅行指定都市の範囲） **第四条**　政令別表の備考一に規定する指定都市は、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。	［条を加える。］
（外国旅行に係る地域の定義） **第五条**　政令別表の備考一に規定する次の各号に掲げる地域として法務省令で定める地域は、当該各号に定める地域とする。 一　北米地域　北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。） 二　欧州地域　ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。） 三　中近東地域　アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ	［条を加える。］

四　アジア地域（本邦を除く。）　アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。）、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しょ

五　中南米地域　メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ

六　大洋州地域　オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しょ（ハワイ諸島及びグアムを除く。）

七　アフリカ地域　アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く。）

八　南極地域　南極大陸及び周辺の島しょ

（外国旅行甲地方の範囲）

第六条　政令別表の備考一に規定する甲地方は、前条第一号から第三号までに定める地域のうち第四条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

［条を加える。］

（外国旅行丙地方の範囲）

第七条　政令別表の備考一に規定する丙地方は、第五条第四号、第五号、第七号及び第八号に定める地域のうち第四条の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の第二条及び第四条から第七条までの規定は、この省令の施行の日以後に出発した旅行に係る旅費、日当及び宿泊料について適用し、当該日前に出発した旅行に係る旅費、日当及び宿泊料については、なお従前の例による。

○法務省・厚生労働省令第二号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第十号の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

法務大臣　鈴木　馨祐
厚生労働大臣　福岡　資麿

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（技能実習計画の記載事項） **第七条**　法第八条第二項第十号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　法人にあっては、その役員の役職名及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。第二十六条第一号において同じ。） ［三～十］　（略）	（技能実習計画の記載事項） **第七条**　法第八条第二項第十号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　法人にあっては、その役員の役職名及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第二十六条第一号において同じ。） ［三～十］　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第八号

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

外務大臣　岩屋　毅

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［略］	73号	74号	［略］	76号	［略］	83号	［略］	85号	86号	87号	［略］
			円 573,700	円 562,700		円 540,700		円 463,700		円 441,700	円 430,700	円 419,700	
国地の別	アジア										ネパール ミャンマー		
	大洋州							マーシャル				トンガ ミクロネシア	
	北米												
	中南米			ハイチ		キューバ		ボリビア			グアテマラ	ドミニカ共和国	
	欧州					ウクライナ						スイス	
	中東					イラク						レバノン	
	アフリカ			南スーダン モーリタニア		ナイジェリア ブルキナファソ				タンザニア	リビア	ケニア	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

改正前

別表（第一条関係）

一　大使館

区分＼号別月額		［同上］	73号	74号	［同上］	76号	［同上］	83号	［同上］	85号	86号	87号	［同上］
			円 573,700	円 562,700		円 540,700		円 463,700		円 441,700	円 430,700	円 419,700	
国地の別	アジア										ネパール ミャンマー		
	大洋州							マーシャル				トンガ ミクロネシア	
	北米												
	中南米			ハイチ		キューバ		ボリビア			グアテマラ	ドミニカ共和国	
	欧州			ウクライナ								スイス	
	中東					イラク				レバノン			
	アフリカ		ナイジェリア	南スーダン モーリタニア		ブルキナファソ		リビア		タンザニア		ケニア	

※　在外公館名称位置給与法第十条により、在勤基本手当の月額が基準額の100分の75から100分の125の範囲内で政令で定められる額であるところ、研修員手当についても100分の75から100分の125の範囲内の変動を勘案した号の設定が必要となる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十八号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十六条第六項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

財務大臣　加藤　勝信

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（上席証券検査官及び証券検査官） **第百九十一条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百十八人以内を置く。 ［２・３　略］ （上席証券調査官及び証券調査官） **第百九十一条の二**　関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、近畿財務局に、上席証券調査官二人以内を、東海財務局に、上席証券調査官一人を、関東財務局に、証券調査官四十一人以内を、近畿財務局に、証券調査官二十六人以内を、東海財務局に、証券調査官二十三人以内を置く。 ［２・３　略］ （上席証券取引特別調査官及び証券取引特別調査官） **第百九十三条**　関東財務局に、上席証券取引特別調査官六人以内を、近畿財務局に、上席証券取引特別調査官二人以内を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引特別調査官百七十一人以内を置く。 ［２・３　略］ （上席主計実地監査官及び主計実地監査官） **第二百二十八条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官七百四十七人以内を置く。 ［２・３　略］ （上席為替実査官及び為替実査官） **第二百二十九条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席為替実査官十一人以内及び為替実査官五十一人以内を置く。 ［２・３　略］ （公庫等実地監査官） **第二百三十条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、公庫等実地監査官三十六人以内を置く。 ２　［略］ （上席証券監査官及び証券監査官） **第二百三十一条**　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官六十九人以内を置く。 ［２・３　略］ （上席金融証券検査官及び金融証券検査官） **第二百三十二条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十九人以内及び金融証券検査官四百九十四人以内を置く。 ［２・３　略］	（上席証券検査官及び証券検査官） **第百九十一条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて上席証券検査官四十三人以内及び証券検査官二百二十人以内を置く。 ［２・３　同上］ （上席証券調査官及び証券調査官） **第百九十一条の二**　関東財務局に、上席証券調査官八人以内を、近畿財務局に、上席証券調査官二人以内を、東海財務局に、上席証券調査官一人を、関東財務局に、証券調査官四十二人以内を、近畿財務局に、証券調査官二十六人以内を、東海財務局に、証券調査官二十三人以内を置く。 ［２・３　同上］ （上席証券取引特別調査官及び証券取引特別調査官） **第百九十三条**　関東財務局に、上席証券取引特別調査官六人以内を、近畿財務局に、上席証券取引特別調査官二人以内を、各財務局及び福岡財務支局を通じて証券取引特別調査官百七十二人以内を置く。 ［２・３　同上］ （上席主計実地監査官及び主計実地監査官） **第二百二十八条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席主計実地監査官五十七人以内及び主計実地監査官七百四十九人以内を置く。 ［２・３　同上］ （上席為替実査官及び為替実査官） **第二百二十九条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席為替実査官十一人以内及び為替実査官五十二人以内を置く。 ［２・３　同上］ （公庫等実地監査官） **第二百三十条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、公庫等実地監査官三十五人以内を置く。 ２　［同上］ （上席証券監査官及び証券監査官） **第二百三十一条**　関東財務局の理財部に、上席証券監査官八人以内を、東海財務局及び近畿財務局の理財部に、上席証券監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、証券監査官七十二人以内を置く。 ［２・３　同上］ （上席金融証券検査官及び金融証券検査官） **第二百三十二条**　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席金融証券検査官七十九人以内及び金融証券検査官五百十五人以内を置く。 ［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十五人以内及び調査官四百十四人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十五人以内及び国有財産管理官三百四十人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産監査官及び国有財産監査官）

第二百五十一条　関東財務局の管財第一部に、上席国有財産監査官七人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産監査官四人以内を、東北財務局、近畿財務局及び中国財務局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ二人以内を、北海道財務局、九州財務局及び福岡財務支局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産監査官百二十九人以内を置く。

［２・３　略］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官三十一人以内を置く。

［２・３　略］

（税関考査官）

第二百八十条　各税関を通じて総務部に、税関考査官二十八人以内を置く。

２　［略］

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　各税関を通じて総務部に、上席調査官六十人以内及び調査官百六人以内を置く。

［２・３　略］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官三百三十九人以内及び監視官三百九十四人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　各税関を通じて監視部に、上席調査官四十四人以内及び調査官三十六人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官二百七十一人以内及び審査官二百七十五人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第二百三十四条　各財務局及び福岡財務支局を通じて理財部に、上席調査官百七十五人以内及び調査官四百二十八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産管理官及び国有財産管理官）

第二百五十条　各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部及び管財第二部）に、上席国有財産管理官八十五人以内及び国有財産管理官三百五十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産監査官及び国有財産監査官）

第二百五十一条　関東財務局の管財第一部に、上席国有財産監査官七人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産監査官四人以内を、東北財務局、近畿財務局及び中国財務局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ二人以内を、北海道財務局、九州財務局及び福岡財務支局の管財部に、上席国有財産監査官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第一部）に、国有財産監査官百二十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席国有財産鑑定官及び国有財産鑑定官）

第二百五十二条　関東財務局の管財第二部に、上席国有財産鑑定官六人以内を、東海財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官二人以内を、北海道財務局、東北財務局、近畿財務局、中国財務局及び九州財務局の管財部に、上席国有財産鑑定官それぞれ一人を、各財務局及び福岡財務支局を通じて管財部（関東財務局にあっては、管財第二部）に、国有財産鑑定官三十四人以内を置く。

［２・３　同上］

（税関考査官）

第二百八十条　各税関を通じて総務部に、税関考査官二十一人以内を置く。

２　［同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　各税関を通じて総務部に、上席調査官六十人以内及び調査官百八人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席監視官及び監視官）

第二百九十八条　各税関を通じて監視部に、上席監視官三百三十九人以内及び監視官三百九十三人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　各税関を通じて監視部に、上席調査官四十四人以内及び調査官三十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審査官及び審査官）

第三百二十一条　各税関を通じて業務部に、上席審査官二百七十一人以内及び審査官二百七十六人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官八十七人以内及び調査官百二十一人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官三百七人以内及び調査官三百五十一人以内を置く。

［２・３　略］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官百二十三人以内及び審理官百六十四人以内を置く。

［２・３　略］

（上席調査官及び調査官）

第三百五十七条の二　沖縄地区税関の総務部に、上席調査官二人以内及び調査官三人以内を置く。

［２・３　略］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百七十八人以内を置く。

２　［略］

（国税調査官）

第四百十二条　調査課に、国税調査官六十七人以内を置く。

２　［略］

（国税査察官）

第四百十三条　査察課に、国税査察官三十七人以内を置く。

２　［略］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万四千二百四十八人以内を置く。

２　［略］

（鑑定官）

第四百八十三条　課税部及び課税第二部を通じて鑑定官七十五人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百三十九人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官六百四十七人以内を置く。

２　［略］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百二十八人以内を置く。

２　［略］

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　各税関を通じて業務部に、上席調査官八十七人以内及び調査官百十九人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百三十七条　各税関を通じて調査部に、上席調査官三百七人以内及び調査官三百四十七人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席審理官及び審理官）

第三百三十八条　各税関を通じて調査部に、上席審理官百二十三人以内及び審理官百六十五人以内を置く。

［２・３　同上］

（上席調査官及び調査官）

第三百五十七条の二　沖縄地区税関の総務部に、上席調査官二人以内及び調査官四人以内を置く。

［２・３　同上］

（国税実査官）

第四百十条　課税部及び徴収部を通じて国税実査官二百六十六人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官）

第四百十二条　調査課に、国税調査官六十三人以内を置く。

２　［同上］

（国税査察官）

第四百十三条　査察課に、国税査察官三十四人以内を置く。

２　［同上］

（国税管理官）

第四百六十六条の四　総務部を通じて国税管理官一万四千百八十三人以内を置く。

２　［同上］

（鑑定官）

第四百八十三条　課税部及び課税第二部を通じて鑑定官七十四人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千六百九十八人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百九十七条　徴収部を通じて国税実査官六百四十二人以内を置く。

２　［同上］

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百十八人以内を置く。

２　［同上］

（国税調査官） **第五百十七条**　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百四人以内を置く。 ２　［略］ （国税査察官） **第五百十八条**　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千六百九十二人以内を置く。 ２　［略］ （国税管理官） **第五百三十九条の四**　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十九人以内を置く。 ２　［略］ （国税実査官） **第五百四十条**　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官八十四人以内を、徴収課に、国税実査官二十一人以内を置く。 ［２・３　略］ （国税調査官） **第五百四十一条**　間税課に、国税調査官十七人以内を、調査課に、国税調査官三十七人以内を置く。 ［２・３　略］ （国税徴収官） **第五百四十二条**　徴収課に、国税徴収官三十六人以内を置く。 ２　［略］ （国税査察官） **第五百四十三条**　査察課に、国税査察官百四十八人以内を置く。 ２　［略］ （国税徴収官） **第五百五十五条**　各税務署を通じて国税徴収官六千二百五十四人以内を置く。 ２　［略］ （国税調査官） **第五百五十六条**　各税務署を通じて国税調査官一万五千八百三十六人以内を置く。 ２　［略］	（国税調査官） **第五百十七条**　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千七百八十八人以内を置く。 ２　［同上］ （国税査察官） **第五百十八条**　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千六百八十三人以内を置く。 ２　［同上］ （国税管理官） **第五百三十九条の四**　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十八人以内を置く。 ２　［同上］ （国税実査官） **第五百四十条**　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課を通じて国税実査官八十三人以内を、徴収課に、国税実査官二十人以内を置く。 ［２・３　同上］ （国税調査官） **第五百四十一条**　間税課に、国税調査官十七人以内を、調査課に、国税調査官三十六人以内を置く。 ［２・３　同上］ （国税徴収官） **第五百四十二条**　徴収課に、国税徴収官三十五人以内を置く。 ２　［同上］ （国税査察官） **第五百四十三条**　査察課に、国税査察官百四十七人以内を置く。 ２　［同上］ （国税徴収官） **第五百五十五条**　各税務署を通じて国税徴収官六千二百七十二人以内を置く。 ２　［同上］ （国税調査官） **第五百五十六条**　各税務署を通じて国税調査官一万五千八百八十七人以内を置く。 ２　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十九号

官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の施行に伴い、及び株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の三十第二項から第四項までにおいて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十九条第二項第二号の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

財務大臣　加藤　勝信

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（危機対応準備金等の額を減少する場合の財務省令で定める計算書類に関する事項） **第二十一条**　法附則第二条の三十第二項から第四項までの規定により準用される会社法第四百四十九条第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき会社が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合　次に掲げるもの イ　官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁 ロ・ハ　［略］ 二～四　［略］	（危機対応準備金等の額を減少する場合の財務省令で定める計算書類に関する事項） **第二十一条**　［同上］ 一　［同上］ イ　官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該広告が記載されている頁 ロ・ハ　［同上］ 二～四　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十九号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十八号）の施行に伴い、経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日　　経済産業大臣　武藤　容治

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年経済産業省令第四十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（包括信用購入あっせんの業務を行う事業に係る経済産業大臣への報告） **第二十六条**　登録包括信用購入あっせん業者等のうち、現年度の直前の三年度のいずれかの末日において次のいずれにも該当する者は、毎年度、当該年度の直前の三年度の末日において現に締結しているクレジットカード等会員契約の数及び年間信用供与額を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、法第五十条第一項第十五号に掲げる事業に係る特定社会基盤事業者については、この限りではない。 一・二　（略）	（包括信用購入あっせんの業務を行う事業に係る経済産業大臣への報告） **第二十六条**　登録包括信用購入あっせん業者等のうち、現年度の直前の三年度のいずれかの末日において次のいずれにも該当する者は、毎年度、当該年度の直前の三年度の末日において現に締結しているクレジットカード等会員契約の数及び年間信用供与額を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、法第五十条第一項第十四号に掲げる事業に係る特定社会基盤事業者については、この限りではない。 一・二　（略）

改正後	改正前
2　法第五十条第一項第十五号に掲げる事業に係る特定社会基盤事業者は、毎年度、当該年度の直前の三年度の末日において現に締結しているクレジットカード等会員契約の数及び年間信用供与額を経済産業大臣に報告しなければならない。 3　（略）	2　法第五十条第一項第十四号に掲げる事業に係る特定社会基盤事業者は、毎年度、当該年度の直前の三年度の末日において現に締結しているクレジットカード等会員契約の数及び年間信用供与額を経済産業大臣に報告しなければならない。 3　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第六十八号）第十七条、電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）第二条の三及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）第九条の三の規定に基づき、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日　　経済産業大臣　武藤　容治

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令等の一部を改正する省令

（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第一条　経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第三十六条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。	（在勤官署の所在地） **第三十六条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。

（旅費の額の計算に係る細目）

第三十七条　（削る）

一　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

2　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

3　主務大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

4　機構が、旅費法第八条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（旅費の額の計算に係る細目）

第三十七条　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

2　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4　主務大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

5　機構が、旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第二条　ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第三十四条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第三十五条**　（削る） 一　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 2　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。	（在勤官署の所在地） **第三十四条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第三十五条**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 2　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 3　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

（電気用品安全法施行規則の一部改正）

第三条　電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第三十二条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第三十三条**　（削る） 一　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 2　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 3　経済産業大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。 4　機構が、旅費法第八条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。	（在勤官署の所在地） **第三十二条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第三十三条**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 2　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 3　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 4　経済産業大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。 5　機構が、旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

（液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第四条　液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第三十四条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第三十五条**　（削る）	（在勤官署の所在地） **第三十四条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） **第三十五条**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。
一　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 二　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 三　経済産業大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。 四　機構が、旅費法第八条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。	二　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 三　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 四　経済産業大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。 五　機構が、旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十一号

国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十八の規定に基づき、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

経済産業大臣　武藤　容治

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（新事業開拓事業者） **第二条**　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　（略） 三　既に事業を開始している者であって、次のイからニまでのいずれにも該当する会社 イ・ロ　（略） ハ　その発行する株式が投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいい、新たな事業を創出し、及び当該事業の成長発展を図る事業者に対する資金供給を行うもの（事業の再生又は事業の承継を実施する事業者に対する資金供給を行うものを除く。）に限る。）の組合財産である会社、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第一号に掲げる者又は国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十三条第一項第十三号及び国立健康危機管理研究機構法施行令（令和六年政令第二百六十六号）第二条第一号の規定により出資を受ける者 ニ　（略） （法第二十一条の十八に規定する経済産業省令で定める研究開発施設等） **第十四条の二十五**　法第二十一条の十八の経済産業省令で定める研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備は、次に掲げるものをいう。 一～四　（略） 五　量子計算機を使用して法第二十一条の十八に規定する業務を行うための施設並びにその附属設備並びに量子、光及び電磁波の分析並びに評価に用いる施設並びにその附属設備 六・七　（略）	（新事業開拓事業者） **第二条**　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　（略） 三　既に事業を開始している者であって、次のイからニまでのいずれにも該当する会社 イ・ロ　（略） ハ　その発行する株式が投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいい、新たな事業を創出し、及び当該事業の成長発展を図る事業者に対する資金供給を行うもの（事業の再生又は事業の承継を実施する事業者に対する資金供給を行うものを除く。）に限る。）の組合財産である会社又は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第一号に掲げる者 ニ　（略） （法第二十一条の十八に規定する経済産業省令で定める研究開発施設等） **第十四条の二十五**　法第二十一条の十八の経済産業省令で定める研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備は、次に掲げるものをいう。 一～四　（略） （新設） 五・六　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十二号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令

国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（事後届出に係る届出書の記載事項） **第十九条の三**　法第二十三条第一項第七号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　権利取得者の国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいい、同法別表第二の永住者の在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつてはその旨を含む。）（法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国） 二　土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の地目及び利用の現況 三　土地に関する権利の移転又は設定に係る土地に工作物等が存するときは、次のイ又はロに掲げる工作物等の区分に応じ、次のイ又はロに掲げる事項 イ　土地に関する権利の移転又は設定と併せて権利の移転又は設定をする工作物等 (1)　工作物等の種類及び概要 (2)　移転又は設定に係る工作物等に関する権利の種別及び内容 (3)　工作物等に関する権利の移転又は設定の対価の額 ロ　イに掲げるもの以外の工作物等　工作物等の種類及び概要	（事後届出に係る届出書の記載事項） **第十九条の三**　第四条の規定は、法第二十三条第一項第七号の国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第三号イ(3)中「予定対価」とあるのは「対価」と読み替えるものとする。
（事後届出） **第二十条**　法第二十三条第一項の規定による届出（以下この条及び第二十条の三第二項において「事後届出」という。）は、法第二十三条第一項第一号から第六号まで及び前条各号に掲げる事項を記載した届出書を提出してしなければならない。 2　（略）	（事後届出） **第二十条**　法第二十三条第一項の規定による届出（以下この条及び第二十条の三第二項において「事後届出」という。）は、別記様式第三による届出書の正本及び副本を提出してしなければならない。 2　（略）

様式第三を次のように改める。

様式第三　削除

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

○国土交通省令第四十三号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第四項（同法第十九条の六第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第二項第四号及び第四項、第十条の六第一項、第二項第四号及び第三項並びに第十条の七第二項（これらの規定を同法第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）並びに第二十一条第三項第一号並びに海上運送法等の一部を改正する法律附則第八条の規定に基づき、海上運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

海上運送法施行規則の一部を改正する省令

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　船舶運航事業	第二章　船舶運航事業
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　貨物定期航路事業	第二節　貨物定期航路事業
第一款　貨客定期航路事業	第一款　貨客定期航路事業
第一目　内航貨客定期航路事業（第二十一条―第二十一条の六）	第一目　内航貨客定期航路事業（第二十一条―第二十一条の五）
第二目　外航貨客定期航路事業（第二十一条の七）	第二目　外航貨客定期航路事業（第二十一条の六）
第二款　貨物専用定期航路事業	第二款　貨物専用定期航路事業
第一目　内航貨物専用定期航路事業（第二十一条の八）	第一目　内航貨物専用定期航路事業（第二十一条の七）
第二目　外航貨物専用定期航路事業（第二十一条の九―第二十一条の十二）	第二目　外航貨物専用定期航路事業（第二十一条の八―第二十一条の十一）
第三節～第八節　（略）	第三節～第八節　（略）
第三章～第十章　（略）	第三章～第十章　（略）
附則	附則
（一般旅客定期航路事業の許可申請）	（一般旅客定期航路事業の許可申請）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　前項の一般旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。	2　前項の一般旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。
一　次に掲げる事項を記載した書類	一　次に掲げる事項を記載した書類
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要、法第十条の四第一項の規定により安全統括管理者に選任しようとする者の安全統括管理者資格者証番号（安全統括管理者資格者証に記載された番号をいう。以下同じ。）及び法第十条の六第一項の規定により運航管理者に選任しようとする者の運航管理者資格者証番号（運航管理者資格者証に記載された番号をいう。以下同じ。）	ハ　法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに同条第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴
ニ　（略）	ニ　（略）
二・三　（略）	二・三　（略）
（削る）	（安全統括管理者の要件）
	第七条の四の二　一般旅客定期航路事業者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。
	一　一般旅客定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
	二　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（削る）

（安全統括管理者の職務）

第七条の六　法第十条の四第二項第四号の国土交通省令で定める職務は、次のとおりとする。

一　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の状況に関する記録を作成し、これを保存すること。

二　法第十九条の四の規定による輸送の安全に関わる情報を公表すること。

（安全統括管理者の選任及び解任の届出）

第七条の七　法第十条の四第四項の規定により安全統括管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　選任し、又は解任した安全統括管理者の氏名、生年月日及び安全統括管理者資格者証番号

三　選任し、又は解任した年月日

四　解任の届出の場合は、解任の理由

2　前項の安全統括管理者選任届出書には、選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあることを証する書類を添付するものとする。

（運航管理者の要件）

第七条の四の三　一般旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　船舶の運航の管理を行おうとする一般旅客定期航路事業に使用する旅客船のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する旅客船に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ　船舶の運航の管理を行おうとする一般旅客定期航路事業と同等以上の規模の旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ　総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用する一般旅客定期航路事業者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。

ニ　一般旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。

二　十八歳以上であること。

三　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第七条の六　法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日

三　選任し、又は解任した年月日

四　解任の届出の場合は、解任の理由

2　前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　安全統括管理者選任届出書　選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第七条の四の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類

二　運航管理者選任届出書　選任された運航管理者が第七条の四の三各号に掲げる要件を備えることを証する書類

（新設）

（運航管理者の選任）

第七条の八　一般旅客定期航路事業者は、法第十条の六第一項の規定により、事業の用に供する船舶の隻数、大きさ、航行区域その他運航に関する事項を勘案して、輸送の安全を確保するために必要な人数の運航管理者を選任しなければならない。　（新設）

（運航管理者の職務）

第七条の九　法第十条の六第二項第四号の国土交通省令で定める職務は、船舶の運航管理に関する記録を作成し、これを保存することとする。　（新設）

（運航管理者の選任及び解任の届出）

第七条の十　法第十条の六第三項の規定により運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した運航管理者選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。　（新設）

一　住所及び氏名

二　選任し、又は解任した運航管理者の氏名、生年月日及び運航管理者資格者証番号

三　選任し、又は解任した年月日

四　解任の届出の場合は、解任の理由

２　運航管理者の業務を第三者に委託する場合には、前項の運航管理者選任届出書には、当該委託に係る契約の内容を記載した書類を添付するものとする。

（運航管理者を船舶に乗り組ませることができる場合）

第七条の十一　法第十条の七第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。　（新設）

一　船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路を航行するとき。

二　次のいずれかに該当するとき。

イ　現に職務を行つている運航管理者が災害、傷病その他やむを得ない事由によりその職務を遂行できず、かつ、これに代わる運航管理者（船舶に乗り組んでいない者に限る。）の選任も困難である場合において、事業の運営の状況その他の事情を勘案して船長その他の船員（運航管理者資格者証を有する者に限る。）が運航管理者の職務を兼ねなければ船舶を航行できないとき。

ロ　現に職務を行つている船長その他の船員が災害、傷病その他やむを得ない事由によりその職務を遂行できない場合において、事業の運営の状況その他の事情を勘案して現に職務を行つている運航管理者を船舶に乗り組ませなければ当該船舶を航行できないとき。

２　前項各号のいずれにも該当する場合において、法第十条の七第二項ただし書の規定により運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該船舶に乗り組ませようとする期間及び当該運航管理者と常時連絡を取ることができる従業者の氏名をあらかじめ所轄地方運輸局長に報告すること。

二　前号の報告をした後、遅滞なく、当該運航管理者及び当該従業者に対し、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習を受講させ、これらの者が当該講習を修了したことを証する書類を所轄地方運輸局長に提出すること。

三　当該運航管理者が運航管理者としての職務を行つている間は、当該従業者を事務所その他の適切な場所に配置すること。

（特定旅客定期航路事業の許可申請）

第十九条の二の三　（略）

２　前項の特定旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　（略）

ロ　法第十九条の六第二項において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要、法第十九条の六第二項において準用する法第十条の四第一項の規定により安全統括管理者に選任しようとする者の安全統括管理者資格者証番号及び法第十九条の六第二項において準用する法第十条の六第一項の規定により運航管理者に選任しようとする者の運航管理者資格者証番号

二～四　（略）

（削る）

（削る）

（準用規定）

第二十条の十二　第七条の二、第七条の五から第七条の十一まで、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、対外旅客定期航路事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の七第一項、第七条の十第一項、第七条の十一第二	所轄地方運輸局長	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣

（特定旅客定期航路事業の許可申請）

第十九条の二の三　（略）

２　前項の特定旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　（略）

ロ　法第十九条の六第二項において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第十九条の六第二項において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二～四　（略）

（安全統括管理者の要件）

第二十条の十一の二　対外旅客定期航路事業者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　対外旅客定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（運航管理者の要件）

第二十条の十一の三　対外旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ　船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業と同等以上の規模の旅客運送船舶運航事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ　対外旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。

二　十八歳以上であること。

三　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（準用規定）

第二十条の十二　第七条の二、第七条の五、第七条の六、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、対外旅客定期航路事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の六第一項及び第十九条の二の二第二項	所轄地方運輸局長	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣

項第一号及び第二号並びに第十九条の二の二第二項		
（略）	（略）	（略）

（運航管理者を船舶に乗り組ませることができる場合）

第二十一条の五　法第二十条第二項において準用する法第十条の七第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　運航管理者を乗り組ませようとする船舶が小型船舶（旅客船を除く。）であつて、当該船舶の航行中は他の船舶を運航しない場合

二　第七条の十一第一項に規定する場合

2　前項第一号の場合において、法第二十条第二項において準用する法第十条の七第二項ただし書の規定により運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　当該運航管理者及び当該運航管理者と常時連絡を取ることができる従業者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習を受講させ、これらの者が当該講習を修了したことを証する書類を所轄地方運輸局長に提出すること。

二　当該運航管理者がその職務を行つている間は、当該従業者を事務所その他の適切な場所に配置すること。

3　第七条の十一第二項の規定は、第一項第二号の場合において、法第二十条第二項において準用する法第十条の七第二項ただし書の規定により運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者について準用する。

（準用規定）

第二十一条の六　第七条の二、第七条の四から第七条の十まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで及び第二十条の七の規定は、内航貨客定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十九条の二第一項第二号及び第十九条の二の二第三項	法第十七条	法第二十条第二項において準用する法第十九条の十四
（略）	（略）	（略）

2　（略）

		（新設）
（略）	（略）	（略）

（準用規定）

第二十一条の五　第七条の二、第七条の四から第七条の六まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで及び第二十条の七の規定は、内航貨客定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の四の三第一号イ	旅客船		船舶
第七条の四の三第一号ロ	規模の旅客定期航路事業		規模の内航貨客定期航路事業
第七条の四の三第一号ハ	総トン数百トン未満の旅客船	船舶	当該船舶
	当該旅客船		
第十九条の二第一項第二号及び第十九条の二の二第三項	法第十七条		法第二十条第二項において準用する法第十九条の十四
（略）	（略）		（略）

2　（略）

第二十一条の七　第七条の二、第七条の五から第七条の十一まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条から第二十条の五まで、第二十条の七から第二十条の九まで及び第二十条の十一の規定は、外航貨客定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の七第一項、第七条の十第一項、第七条の十一第二項第一号及び第二号並びに第十九条の二の二第二項	所轄地方運輸局長	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣
（略）	（略）	（略）

2　（略）

第二十一条の八～第二十一条の十二　（略）

（旅客不定期航路事業の許可申請）

第二十二条　（略）

2　前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ　（略）

ハ　法第二十一条の五において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要、法第二十一条の五において準用する法第十条の四第一項の規定により安全統括管理者に選任しようとする者の安全統括管理者資格者証番号及び法第二十一条の五において準用する法第十条の六第一項の規定により運航管理者に選任しようとする者の運航管理者資格者証番号

二～四　（略）

（削る）

（削る）

第二十一条の六　第七条の二、第七条の五、第七条の六、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条から第二十条の十一の三まで（第二十条の六及び第二十条の十を除く。）の規定は、外航貨客定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の六第一項及び第十九条の二の二第二項	所轄地方運輸局長	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣
（略）	（略）	（略）

2　（略）

第二十一条の七～第二十一条の十一　（略）

（旅客不定期航路事業の許可申請）

第二十二条　（略）

2　前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ　（略）

ハ　法第二十一条の五において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第二十一条の五において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二～四　（略）

（安全統括管理者の要件）

第二十三条の四の二　内航一般不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　内航一般不定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（運航管理者の要件）

第二十三条の四の三　内航一般不定期航路事業を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　船舶の運航の管理を行おうとする内航一般不定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶（旅客船を使用して内航一般不定期航路事業を営む場合にあつては、旅客船）に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

（準用規定）

第二十三条の六　第七条の五から第七条の十まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで、第二十条の七及び第二十一条の五の規定は、内航一般不定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の七第一項、第七条の十第一項、第十九条の二の二第二項、第二十一条の五第二項第一号並びに同条第三項において準用する第七条の十一第二項第一号及び第二号	所轄地方運輸局長	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長
（略）	（略）	（略）

2　（略）

（削る）

ロ　船舶の運航の管理を行おうとする内航一般不定期航路事業と同等以上の規模の内航一般不定期航路事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ　船舶（旅客船を使用する場合にあつては、総トン数百トン未満のものに限る。）一隻のみを使用して内航一般不定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該船舶に船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。

ニ　内航一般不定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。

二　十八歳以上であること。

三　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（準用規定）

第二十三条の六　第七条の五、第七条の六、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで及び第二十条の七の規定は、内航一般不定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の六第一項及び第十九条の二の二第二項	所轄地方運輸局長	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長
（略）	（略）	（略）

2　（略）

（安全統括管理者の要件）

第二十三条の九の二　外航一般不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　外航一般不定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（削る）

（準用規定）

第二十三条の十　第七条の五から第七条の十一まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで、第二十条の七及び第二十三条の三の規定は、外航一般不定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の七第一項、第七条の十第一項、第七条の十一第二項第一号及び第二号並びに第十九条の二の二第二項	所轄地方運輸局長	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣
（略）	（略）	（略）

2～4　（略）

（先進船舶導入等計画の認定の申請）

第四十二条の九　（略）

2　（略）

3　第一項の場合において、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十条第一項又は第二十三条の三十六第一項の許可	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第十四号様式による特例許可申請書

（運航管理者の要件）

第二十三条の九の三　外航一般不定期航路事業を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　船舶の運航の管理を行おうとする外航一般不定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ　船舶の運航の管理を行おうとする外航一般不定期航路事業と同等以上の規模の旅客運送船舶運航事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ　外航一般不定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。

二　十八歳以上であること。

三　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（準用規定）

第二十三条の十　第七条の五、第七条の六、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで、第二十条の七及び第二十三条の三の規定は、外航一般不定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の六第一項及び第十九条の二の二第二項	所轄地方運輸局長	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣
（略）	（略）	（略）

2～4　（略）

（先進船舶導入等計画の認定の申請）

第四十二条の九　（略）

2　（略）

3　第一項の場合において、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項又は第二十三条の三十六第一項の許可	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第十四号様式による特例許可申請書

（職権の委任）

第四十八条　海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号。次条において「令」という。）第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる職権（同条第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一　（略）

二　法第二十二条第一項の規定による登録、法第二十二条第二項において準用する法第十条の三第一項の規定による安全管理規程の設定又は変更の届出、法第二十二条第二項において準用する法第十条の三第三項の規定による安全管理規程の変更の命令、法第二十二条第二項において準用する法第十条の四第四項の規定による安全統括管理者の選任又は解任の届出、法第二十二条第二項において準用する法第十条の六第三項の規定による運航管理者の選任又は解任の届出、法第二十二条第二項において準用する法第十条の八の規定による安全統括管理者又は運航管理者の解任の命令、法第二十二条第二項において準用する法第十九条第二項の規定による輸送の安全の確保に関する命令、法第二十二条第三項において準用する法第十九条の二の規定による保険契約締結の命令、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の三の規定による輸送の安全に関わる情報の整理及び公表、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の七第二項及び第三項の規定による事業の登録申請、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の八の規定による事業の登録、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十第一項の規定による変更の届出、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十二第一項の規定による承継の確認、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十三第一項の規定による事業の廃止の届出、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十四の規定による登録の取消し等、法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の開始、変更及び廃止の届出並びに法第三十二条の規定による運送秩序に関する勧告にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

三～五　（略）

（聴聞等の方法の特例）

第五十一条　地方運輸局長は、法第十条の八（法第十九条の六第二項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）、法第十四条第二項、法第十七条（法第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）並びに法第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する法第十九条の十四の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たつては、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の二十一日前までに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知をし、かつ、同法第十五条第一項各号又は第三十条各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第七号様式（第21条の６、第21条の７関係）

（略）

第十号様式（第20条、第21条の９、第23条の７関係）

（略）

（職権の委任）

第四十八条　海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号。次条において「令」という。）第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる職権（同条第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一　（略）

二　法第二十二条第一項の規定による登録、法第二十二条第二項において準用する法第十条の三第一項の規定による安全管理規程の設定又は変更の届出、法第二十二条第二項において準用する法第十条の三第三項の規定による安全管理規程の変更の命令、法第二十二条第二項において準用する法第十条の三第五項の規定による安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出、法第二十二条第二項において準用する法第十条の三第七項の規定による安全統括管理者又は運航管理者の解任の命令、法第二十二条第二項において準用する法第十九条第二項の規定による輸送の安全の確保に関する命令、法第二十二条第三項において準用する法第十九条の二の規定による保険契約締結の命令、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の三の規定による輸送の安全に関わる情報の整理及び公表、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の七第二項及び第三項の規定による事業の登録申請、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の八の規定による事業の登録、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十第一項の規定による変更の届出、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十二第一項の規定による承継の確認、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十三第一項の規定による事業の廃止の届出、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十四の規定による登録の取消し等、法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の開始、変更及び廃止の届出並びに法第三十二条の規定による運送秩序に関する勧告にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

三～五　（略）

（聴聞等の方法の特例）

第五十一条　地方運輸局長は、法第十条の三第七項（法第十九条の六第二項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）、法第十四条第二項、法第十七条（法第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）並びに法第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する法第十九条の十四の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たつては、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の二十一日前までに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知をし、かつ、同法第十五条第一項各号又は第三十条各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第七号様式（第21条の５、第21条の６関係）

（略）

第十号様式（第20条、第21条の８、第23条の７関係）

（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（次条において「施行日」という。）から施行する。

（安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任の届出に関する経過措置）

第二条　次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、施行日から起算して一年を経過する日（次条及び附則第四条において「特定日」という。）までは、これらの規定中「安全統括管理者資格者証番号」とあるのは「略歴又は安全統括管理者資格者証番号」と、「運航管理者資格者証番号」とあるのは「略歴又は運航管理者資格者証番号」とする。

一　この省令の施行の際現に一般旅客定期航路事業の許可を受けている者であって、当該許可に係る航路とは別の航路について許可を受けようとするもの　この省令の規定による改正後の海上運送法施行規則（以下この条から附則第四条までにおいて「新海上運送法施行規則」という。）第二条第二項第一号ハ

二　この省令の施行の際現に特定旅客定期航路事業の許可を受けている者であって、当該許可に係る航路とは別の航路について許可を受けようとするもの　新海上運送法施行規則第十九条の二の三第二項第一号ロ

三　この省令の施行の際現に旅客不定期航路事業の許可を受けている者（改正法附則第三条第二項に規定する者を含む。）であって、当該許可に係る航路とは別の航路について許可を受けようとするもの　新海上運送法施行規則第二十二条第二項第一号ハ

第三条　新海上運送法施行規則第七条の七第一項第二号（新海上運送法施行規則第十九条の三、第二十条の十二、第二十一条の六第一項、第二十一条の七第一項、第二十二条の六、第二十三条の六第一項及び第二十三条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、特定日までは、同号中「安全統括管理者資格者証番号」とあるのは、「安全統括管理者資格者証番号（安全統括管理者資格者証の交付を受けている者を選任又は解任した場合に限る。）」とする。

2　特定日前に、安全統括管理者の選任届出書（安全統括管理者資格者証番号（海上運送法第三十二条の四に規定する安全統括管理者資格者証に記載された番号をいう。以下この項において同じ。）の記載がないものに限る。）を提出している者であって、特定日において引き続き当該安全統括管理者を選任しようとするものは、特定日までに、安全統括管理者資格者証番号を記載した選任届出書を、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一　一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業（改正法附則第三条第二項に規定する者が引き続き営んでいる小型船舶旅客不定期航路事業を含む。）又は改正法附則第六条第三項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする内航貨物定期航路事業　事業計画に記載された航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下この条並びに附則第五条及び第六条において同じ。）

二　対外旅客定期航路事業（改正法附則第六条第一項に規定する者が引き続き営んでいる当該事業を含む。）、外航貨客定期航路事業（同条第三項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする外航貨物定期航路事業を含む。）又は外航一般不定期航路事業（同条第五項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする外航不定期航路事業を含む。）　主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣

三　内航貨客定期航路事業　新海上運送法施行規則第二十一条第一項の内航貨客定期航路事業登録申請書に記載された航路の拠点を管轄する地方運輸局長

四　内航一般不定期航路事業（改正法附則第六条第五項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする内航不定期航路事業を含む。）　主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

3　新海上運送法施行規則第七条の十第一項第二号（新海上運送法施行規則第十九条の三、第二十条の十二、第二十一条の六第一項、第二十一条の七第一項、第二十二条の六、第二十三条の六第一項及び第二十三条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、特定日までは、同号中「運航管理者資格者証番号」とあるのは、「運航管理者資格者証番号（運航管理者資格者証の交付を受けている者を選任又は解任した場合に限る。）」とする。

4　特定日前に、運航管理者の選任届出書（運航管理者資格者証番号（海上運送法第三十二条の八に規定する運航管理者資格者証に記載された番号をいう。以下この項において同じ。）の記載がないものに限る。）を提出している者であって、特定日において引き続き当該運航管理者を選任しようとするものは、特定日までに、運航管理者資格者証番号を記載した選任届出書を第二項各号に掲げる事業の区分に応じ、同項各号に定める者に提出しなければならない。

（運航管理者を船舶に乗り組ませることができる場合に関する経過措置）

第四条　特定日までは、運航管理者を船舶に乗り組ませることができる場合に関する次の表の上欄に掲げる新海上運送法施行規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条の十一第一項			
該当する場合			
該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に一般旅客定期航路事業の許可を受けている場合	第十九条の三において準用する第七条の十一第一項	第二十条の十二において準用する第七条の十一第一項	第二十一条の五第一項
該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に特定旅客定期航路事業の許可を受けている場合	該当する場合	該当する場合	該当する場合
該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に対外旅客定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第一項に規定する者が引き続き営んでいる場合を含む。）	該当する場合	該当する場合	第二十一条の七第一項において準用する第七条の十一第一項
該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に内航貨客定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第三項に規定する者が引き続き営んでいる場合を含む。）	該当する場合	該当する場合	該当する場合
該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に外航貨客定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第三項に規定する者が引き続き営んでいる場合を含む。）	該当する場合	該当する場合	該当する場合

第二十二条の六において準用する第七条の十一第一項	該当する場合
該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に旅客不定期航路事業の許可を受けている場合（同法附則第三条第二項に規定する者が小型船舶旅客不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）	該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に内航一般不定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第五項に規定する者が人の運送をする内航不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）
第二十三条の六第一項において準用する第二十一条の五第一項	該当する場合
該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に内航一般不定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第五項に規定する者が人の運送をする内航不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）	該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に外航一般不定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第五項に規定する者が人の運送をする外航不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）
第二十三条の十第一項において準用する第七条の十一第一項	該当する場合
（新海上運送法第十条の四第一項の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験）	

第五条　改正法附則第八条第一項の規定により読み替えて適用する改正法第三条の規定による改正後の海上運送法（以下この条及び次条において「新海上運送法」という。）第十条の四第一項（新海上運送法第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の六及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める経験とする。

一　当該事業の用に供する船舶が総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数をいう。）二十トン未満の船舶（次号イ及び次条において「小型船舶」という。）のみである場合　次のいずれかの実務の経験

イ　旅客運送船舶運航事業（海上運送法第二十三条の二に規定する旅客運送船舶運航事業をいう。次号イ及び次条において同じ。）において、運航管理者としての業務に一年以上従事したこと。

ロ　地方運輸局長がイに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

二　前号に掲げる場合以外の場合　次のいずれかの実務の経験

イ　旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に係る運航管理者としての業務に一年以上従事したこと。

ロ　地方運輸局長がイに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

（新海上運送法第十九条の六第二項、第十九条の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の六及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める船舶の運航に関する実務の経験は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める経験とする。

一　当該事業の用に供する船舶が小型船舶のみである場合　次のいずれかの実務の経験

イ　旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと。

ロ　旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。

ハ　地方運輸局長がイ又はロに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

二　前号に掲げる場合以外の場合　次のいずれかの実務の経験

イ　旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと。

ロ　旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。

ハ　地方運輸局長がイ又はロに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

○国土交通省令第四十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二十第一項の規定に基づき、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三（第二十八条の二十一関係）

確認対象施設の種類		金額
外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁	三百二十二万二千円
	津波、偶発波浪（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第四号の偶発波浪をいう。以下同じ。）、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	
その他の施設		二百三十八万三千円

改正前

別表第三（第二十八条の二十一関係）

確認対象施設の種類		金額
外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁	二百五十九万五千円
	津波、偶発波浪（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第四号の偶発波浪をいう。以下同じ。）、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	
その他の施設		百九十二万五千円

水門及び閘門	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	三百八十万三千円
	その他の施設	三百二十二万二千円
係留施設	一　レベル二地震動の作用による損傷等を考慮して設計した施設	三百二十二万二千円
	二　海洋再生可能エネルギー発電施設等から受ける荷重の作用による損傷等を考慮して設計した施設	
	その他の施設	二百三十八万三千円
道路	トンネル構造を有する施設　静的解析を用いた照査により設計した施設	四百三十六万六千円
	トンネル構造を有する施設　動的解析を用いた照査により設計した施設	五百十八万三千円
	その他の施設	百二十九万四千円
橋梁	静的解析を用いた照査により設計した施設	四百三十六万六千円
	動的解析を用いた照査により設計した施設	五百十八万三千円
固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	三百二十二万二千円
	その他の施設	二百三十八万三千円
廃棄物埋立護岸	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	三百二十二万二千円
	その他の施設	二百三十八万三千円
海浜	人工地盤構造を有する施設	三百二十二万二千円
	その他の施設	百二十九万四千円
緑地及び広場	人工地盤構造を有する施設	三百二十二万二千円
	その他の施設	百二十九万四千円

水門及び閘門	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	三百六万三千円
	その他の施設	二百五十九万五千円
係留施設	一　レベル二地震動の作用による損傷等を考慮して設計した施設	二百五十九万五千円
	二　海洋再生可能エネルギー発電施設等から受ける荷重の作用による損傷等を考慮して設計した施設	
	その他の施設	百九十二万五千円
道路	トンネル構造を有する施設　静的解析を用いた照査により設計した施設	三百五十一万三千円
	トンネル構造を有する施設　動的解析を用いた照査により設計した施設	四百十六万二千円
	その他の施設	百六万円
橋梁	静的解析を用いた照査により設計した施設	三百五十一万三千円
	動的解析を用いた照査により設計した施設	四百十六万二千円
固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	二百五十九万五千円
	その他の施設	百九十二万五千円
廃棄物埋立護岸	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	二百五十九万五千円
	その他の施設	百九十二万五千円
海浜	人工地盤構造を有する施設	二百五十九万五千円
	その他の施設	二百五十九万五千円
緑地及び広場	人工地盤構造を有する施設	二百五十九万五千円
	その他の施設	二百五十九万五千円

附　則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

○環境省令第十二号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）を実施するため、公害健康被害の補償等に関する法律施行規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

環境大臣　浅尾慶一郎

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程の一部を改正する省令

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程（昭和四十九年総理府令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

様式第四号を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第九号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十八号）附則第五条及び第六条の規定に基づき、防衛省の職員の俸給の切替え等に関する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

防衛大臣　中谷　元

防衛省の職員の俸給の切替え等に関する省令

（医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額の切替え）

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十八号。次条において「防衛省給与改正法」という。）附則第五条に規定する防衛省令で定める俸給月額（別表において「新俸給月額」という。）は、別表に掲げる令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日におけるその者の属する階級及び同日におけるその者が受けていた俸給月額（別表において「旧俸給月額」という。）に応じて同表に定める俸給月額とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第二条　防衛省給与改正法附則第六条に規定する防衛省令で定める職務の級又は階級を異にする異動をした職員に準ずる職員は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。次項において「一般職給与改正法」という。）附則第五条の規定に基づき人事院が定めるところの例による。

２　切替日前に職務の級又は階級を異にする異動をした職員及び前項の職員の切替日における号俸に係る必要な調整については、一般職給与改正法附則第五条の規定に基づき人事院が定めるところの例による。

別表

階級	旧俸給月額	新俸給月額
陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける者	601,300円	605,500円
	602,100円	605,500円
	602,900円	605,500円
	603,700円	605,500円
一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄の適用を受ける者	553,300円	557,600円
	554,000円	557,600円
	554,700円	557,600円
	555,400円	557,600円
	556,100円	557,600円
	556,800円	557,600円
	557,500円	557,600円
	558,200円	562,100円
	558,900円	562,100円
	559,600円	562,100円
	560,300円	562,100円
	561,000円	562,100円
	561,700円	562,100円
	562,400円	566,100円
	563,100円	566,100円
	563,800円	566,100円
	564,500円	566,100円
	565,200円	566,100円
	565,900円	566,100円
	566,600円	569,600円
	567,300円	569,600円
	568,000円	569,600円
	568,700円	569,600円
	569,400円	569,600円
	570,100円	572,600円
	570,800円	572,600円
	571,500円	572,600円
	572,200円	572,600円
	572,900円	575,100円
	573,600円	575,100円
	574,300円	575,100円
	575,000円	575,100円
	575,700円	577,100円

	576,400円	577,100円
	577,100円	577,100円
	577,800円	579,100円
	578,500円	579,100円
	579,200円	581,100円
	579,900円	581,100円
	580,600円	581,100円
	581,300円	583,100円
	582,000円	583,100円
	582,700円	583,100円
	583,400円	585,100円
一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈡欄の適用を受ける者	524,300円	527,300円
	524,800円	527,300円
	525,300円	527,300円
	525,800円	527,300円
	526,300円	527,300円
	526,800円	527,300円
	527,300円	527,300円
	527,800円	530,800円
	528,300円	530,800円
	528,800円	530,800円
	529,300円	530,800円
	529,800円	530,800円
	530,300円	530,800円
	530,800円	530,800円
	531,300円	533,800円
	531,800円	533,800円
	532,300円	533,800円
	532,800円	533,800円
	533,300円	533,800円
	533,800円	533,800円
	534,300円	536,300円
	534,800円	536,300円
	535,300円	536,300円
	535,800円	536,300円
	536,300円	536,300円
	536,800円	538,300円
	537,300円	538,300円
	537,800円	538,300円
	538,300円	538,300円
	538,800円	540,300円
	539,300円	540,300円
	539,800円	540,300円
	540,300円	540,300円
	540,800円	542,300円
	541,300円	542,300円
	541,800円	542,300円
	542,300円	542,300円
	542,800円	544,300円
	543,300円	544,300円
	543,800円	544,300円
	544,300円	544,300円
	544,800円	546,300円
	545,300円	546,300円
	545,800円	546,300円
	546,300円	546,300円
	546,800円	548,300円
	547,300円	548,300円
	547,800円	548,300円

548,300円	548,300円
548,800円	550,300円
549,300円	550,300円
549,800円	550,300円
550,300円	550,300円
550,800円	552,300円
551,300円	552,300円
551,800円	552,300円
552,300円	552,300円
552,800円	554,300円
553,300円	554,300円
553,800円	554,300円
554,300円	554,300円
554,800円	556,300円
555,300円	556,300円
555,800円	556,300円
556,300円	556,300円
556,800円	558,300円
557,300円	558,300円
557,800円	558,300円
558,300円	558,300円
558,800円	560,300円
559,300円	560,300円
559,800円	560,300円
560,300円	560,300円
560,800円	562,300円
561,300円	562,300円
561,800円	562,300円
562,300円	562,300円

562,800円	564,300円
563,300円	564,300円
563,800円	564,300円
564,300円	564,300円
564,800円	566,300円
565,300円	566,300円
565,800円	566,300円
566,300円	566,300円
566,800円	568,300円
567,300円	568,300円
567,800円	568,300円
568,300円	568,300円
568,800円	570,300円
569,300円	570,300円
569,800円	570,300円
570,300円	570,300円
570,800円	572,300円
571,300円	572,300円
571,800円	572,300円
572,300円	572,300円
572,800円	574,300円
573,300円	574,300円
573,800円	574,300円
574,300円	574,300円
574,800円	576,300円
575,300円	576,300円
575,800円	576,300円
576,300円	576,300円

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

○会計検査院規則第二号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月一日

会計検査院長職務代行
検査官　原田　祐平

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第二十三条	同法第二十条第二項	共通政令第二十二条第二項において読み替えて準用する同条第一項本文
国立研究開発法人国立循環器病研究センター			
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター			
国立研究開発法人国立国際医療研究センター			
国立研究開発法人国立成育医療研究センター			
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター			

を

国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第二十三条	同法第二十条第二項	共通政令第二十二条第二項において読み替えて準用する同条第一項本文
国立研究開発法人国立循環器病研究センター			
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター			
国立研究開発法人国立成育医療研究センター			
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター			

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

十二条第一項	読み替え	条第一項

○会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月一日

会計検査院長職務代行
検査官　原田　祐平

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二局上席調査官（医療機関担当）の事務分掌事項欄中「、国立感染症研究所」及び「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、「並びに国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」を「、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター並びに国立健康危機管理研究機構」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院規則九―二―七四

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

令和七年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正前	改正後
（医療職俸給表㈡の適用範囲） **第十三条**　医療職俸給表㈡は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘置所等の矯正施設、検疫所及び学校等に勤務する職員で次に掲げるものに適用する。ただし、教育職俸給表㈡の適用を受ける者を除く。 一　（略） 二　栄養管理に従事する栄養士 三～十一　（略）	（医療職俸給表㈡の適用範囲） **第十三条**　医療職俸給表㈡は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘置所等の矯正施設、検疫所及び学校等に勤務する職員で次に掲げるものに適用する。ただし、教育職俸給表㈡の適用を受ける者を除く。 一　（略） 二　栄養管理に従事する栄養士及び管理栄養士 三～十一　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院規則九―六―九三

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正前		
別表第一　適用区分表（第一条第一項―第三項関係）		
勤務箇所	職員	調整数
一　会計検査院、人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンターを除く。）、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、法務省、出入国	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）	一

改正後		
別表第一　適用区分表（第一条第一項―第三項関係）		
勤務箇所	職員	調整数
一　会計検査院、人事院、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンターを除く。）、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、法務省、出入国在留管理	サイバーセキュリティの確保、情報システムの整備若しくは管理又はこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する業務に直接従事することを本務とする職員（人事院の定める者に限る。）	一

在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会		
一の二～一の四　（略）	（略）	（略）
二　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所	(1)・(2)　（略）	（略）
	(3)・(4)　薬剤師	三
	(5)　栄養士及び管理栄養士	
	(6)　（略）	
	(7)　看護師長、看護師及び准看護師（(8)に掲げる者を除く。）	二
	(8)　（略）	（略）
三～六の二　（略）	（略）	（略）
七　国立ハンセン病療養所	(1)～(3)　（略）	（略）
	(4)～(8)　（略）	二
	(9)　栄養士及び管理栄養士	
	(10)　（略）	
	(11)・(12)　（略）	（略）
八　国立医薬品食品衛生研究所	(1)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	一
	(2)　(1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員（人事院の定める者に限る。）	
九　（略）		
十　国立障害者リハビリテーションセンター（自立支援局の国立光明寮、国立保養所及び国立福祉型障害児入所施設を除く。）及び人事院の定める病院	(1)～(12)　（略）	（略）
	(13)～(15)　（略）	一
	(16)　調理の実習指導のため入所者に直接接することを常例とする栄養士及び管理栄養士	
	(17)　（略）	

庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会		
一の二～一の四　（略）	（略）	（略）
二　刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所	(1)・(2)　（略）	（略）
	(3)・(4)　薬剤師及び栄養士（新設）	三
	(5)　（略）	
	(6)　看護師長、看護師及び准看護師（(7)に掲げる者を除く。）	二
	(7)　（略）	（略）
三～六の二　（略）	（略）	（略）
七　国立ハンセン病療養所	(1)～(3)　（略）	（略）
	(4)～(8)　（略）	二
	(9)　栄養士	
	(10)　（略）	
	(11)・(12)　（略）	（略）
八　国立医薬品食品衛生研究所及び国立感染症研究所	(1)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	一
	(2)　(1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする職員（人事院の定める者に限る。）	
九　（略）		
十　国立障害者リハビリテーションセンター（自立支援局の国立光明寮、国立保養所及び国立福祉型障害児入所施設を除く。）及び人事院の定める病院	(1)～(12)　（略）	（略）
	(13)～(15)　（略）	一
	(16)　調理の実習指導のため入所者に直接接することを常例とする栄養士	
	(17)　（略）	

十一　国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立光明寮	(1)　（略）	（略）
	(2)～(4)　（略）	一
	(5)　調理の実習指導のため入所者に直接接することを常例とする栄養士及び管理栄養士	
	(6)　（略）	
十二　国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立保養所	(1)～(7)　（略）	（略）
	(8)　（略）	一
	(9)　調理の実習指導のため入所者に直接接することを常例とする栄養士及び管理栄養士	
	(10)　（略）	
十三～二十二　（略）	（略）	（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―八―九五

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後		
別表第二　初任給基準表（第十一条、第十二条関係） イ～ヲ　（略） ワ　医療職俸給表(二)初任給基準表		
職種	学歴免許等	初任給
（略）	（略）	（略）
栄養管理栄養士	大学卒	2級1号俸
衛生検査技師	短大卒	1級11号俸

改正前		
別表第二　初任給基準表（第十一条、第十二条関係） イ～ヲ　（略） ワ　医療職俸給表(二)初任給基準表		
職種	学歴免許等	初任給
（略）	（略）	（略）
栄養士（新設）	大学卒	2級1号俸
衛生検査技師	短大卒	1級11号俸

診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 義肢装具士	大学卒	２級１号俸
	短大３卒	１級17号俸
歯科衛生士	大学卒	２級１号俸
	短大３卒	１級17号俸
	短大２卒	１級11号俸
	高校専攻科卒	１級７号俸
歯科技工士	大学卒	２級１号俸
	短大３卒	１級17号俸
	短大２卒	１級11号俸
（略）	（略）	（略）

備考

１　薬剤師、栄養士、管理栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事院が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

２・３　（略）

カ・ヨ　（略）

別表第六　在級期間表（第二十条関係）

イ～ヘ　（略）

ト　海事職俸給表㈠在級期間表

職種		（略）
船舶の種類	職名	（略）
大型船舶（一種） 大型船舶（二種） 大型船舶（三種）	（略）	（略）
	航海士 機関士 通信士 栄養士 管理栄養士 事務員	（略）

診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 （新設）	大学卒	２級１号俸
	短大３卒	１級17号俸
診療エツクス線技師	短大卒	１級11号俸
義肢装具士	短大３卒	１級17号俸
歯科衛生士	短大３卒	１級17号俸
	短大２卒	１級11号俸
	高校専攻科卒	１級７号俸
歯科技工士	短大３卒	１級17号俸
	短大２卒	１級11号俸
（略）	（略）	（略）

備考

１　薬剤師、栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、診療エツクス線技師、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事院が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

２・３　（略）

カ・ヨ　（略）

別表第六　在級期間表（第二十条関係）

イ～ヘ　（略）

ト　海事職俸給表㈠在級期間表

職種		（略）
船舶の種類	職名	（略）
大型船舶（一種） 大型船舶（二種） 大型船舶（三種）	（略）	（略）
	航海士 機関士 通信士 栄養士 （新設） 事務員	（略）

	（略）	（略）
中型船舶（一種） 中型船舶（二種）	航海士 機関士 通信士 栄養士 管理栄養士 事務長 事務員	（略）

備考

1　（略）

2　職種欄の「大型船舶（一種）大型船舶（二種）大型船舶（三種）」の「事務長」、「２等航海士」、「２等機関士」、「２等通信士」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」、「管理栄養士」若しくは「事務員」又は「中型船舶（一種）中型船舶（二種）」の「１等航海士」、「１等機関士」、「通信長」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」、「管理栄養士」、「事務長」若しくは「事務員」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「０」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「2.5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「５」とする。

チ～ヲ　（略）

ワ　医療職俸給表㈡在級期間表

職種	（略）
（略）	（略）
栄養士 管理栄養士	（略）
（略）	（略）

備考

1　（略）

2　職種欄の「栄養士」、「管理栄養士」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」、「臨床工学技士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」、「言語聴覚士」、「義肢装具士」、「歯科衛生士」又は「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「2.5」とあり、及び「１」とあるのは、「０」とする。

3～6　（略）

カ～タ　（略）

	（略）	（略）
中型船舶（一種） 中型船舶（二種）	航海士 機関士 通信士 栄養士（新設） 事務長 事務員	（略）

備考

1　（略）

2　職種欄の「大型船舶（一種）大型船舶（二種）大型船舶（三種）」の「事務長」、「２等航海士」、「２等機関士」、「２等通信士」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」若しくは「事務員」又は「中型船舶（一種）中型船舶（二種）」の「１等航海士」、「１等機関士」、「通信長」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」、「事務長」若しくは「事務員」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「０」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「2.5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「５」とする。

チ～ヲ　（略）

ワ　医療職俸給表㈡在級期間表

職種	（略）
（略）	（略）
栄養士（新設）	（略）
（略）	（略）

備考

1　（略）

2　職種欄の「栄養士」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」、「臨床工学技士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」又は「言語聴覚士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級２級の欄中「2.5」とあり、及び「１」とあるのは、「０」とする。

3～6　（略）

カ～タ　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一七―一七二

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第一条関係）

一～六　（略）

七　警察庁

組織	官職	区分
内部部局	（略）	（略）
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種
	監察官（人事院の定めるものに限る。）	
	工場長	（略）
（略）	（略）	（略）

八～二十七　（略）

二十八　厚生労働省

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
国立社会保障・人口問題研究所	所長	一種
	副所長	（略）
	部長	二種
	課長	四種
	室長（人事院の定めるものに限る。）	
	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	

改正前

別表第一（第一条関係）

一～六　（略）

七　警察庁

組織	官職	区分
内部部局	（略）	（略）
	室長（人事院の定めるものに限る。）	二種
	政策企画官（人事院の定めるものに限る。）	
	工場長	（略）
（略）	（略）	（略）

八～二十七　（略）

二十八　厚生労働省

組織	官職	区分
（略）	（略）	（略）
国立社会保障・人口問題研究所	所長	一種
	副所長	（略）
	部長	二種
	課長	四種
	室長（人事院の定めるものに限る。）	
	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	
国立感染症研究所	副所長	一種
	部長	二種
	総括研究官（人事院の定めるものに限る。）	三種
	室長（人事院の定めるものに限る。）	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）
	課長	四種
	主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	

（略）	（略）	
二十九　（略）		
三十　農林水産省		
組　織	官　職	区　分
（略）	（略）	（略）
地方農政局の事務所又は事業所の建設所	所長	四種（人事院が別に定める場合にあつては二種又は三種）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
三十一～三十六　（略）		
三十七　国土交通省		
組　織	官　職	区　分
（略）	（略）	（略）
地方整備局	次長	一種
	（略）	（略）
	（略）	（略）
三十八～四十四　（略）		

（略）	（略）	
二十九　（略）		
三十　農林水産省		
組　織	官　職	区　分
（略）	（略）	（略）
地方農政局の事務所又は事業所の建設所	所長	四種
	（略）	（略）
	（略）	（略）
三十一～三十六　（略）		
三十七　国土交通省		
組　織	官　職	区　分
（略）	（略）	（略）
地方整備局	副局長	一種
	（略）	（略）
	（略）	（略）
三十八～四十四　（略）		

（略）	（略）	
国立感染症研究所支所	支所長	二種
	部長	三種
	課長 室長（人事院の定めるものに限る。） 主任研究官（人事院の定めるものに限る。）	四種
（略）	（略）	（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―四九―五七―一

人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

附則別表第一（附則第二条及び附則第四条関係）

都道府県	支給地域	級地
（略）	（略）	（略）
愛知県	（略）	（略）
	蒲郡市　新城市　額田郡幸田町　北設楽郡設楽町　北設楽郡東栄町　北設楽郡豊根村	四パーセント級地
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

改正前

附則別表第一（附則第二条及び附則第四条関係）

都道府県	支給地域	級地
（略）	（略）	（略）
愛知県	（略）	（略）
	蒲郡市　新城市　北設楽郡設楽町　北設楽郡東栄町　北設楽郡豊根村	四パーセント級地
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一五二

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	（略）
	（略） 雨竜郡幌加内町字清月	（略） 空知森林管理署北空知支署幌加内森林事務所	一級地
	雨竜郡幌加内町字幌加内四六九九の三	札幌開発建設部雨竜川ダム建設事業所	
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表（第一条、第二条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	（略）
	（略） 雨竜郡幌加内町字清月	（略） 空知森林管理署北空知支署幌加内森林事務所 （新設）	一級地
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

岩手県	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	一級地
	下閉伊郡岩泉町安家字日蔭一四九の六一	三陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所	
（略）	（略）	（略）	（略）
沖縄県	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	三級地
	石垣市浜崎町一の一の八	那覇検疫所石垣出張所	
	石垣市字白保一九六〇の一〇四	那覇検疫所石垣空港出張所	
	（略）	（略）	
	国頭郡国頭村字安波川瀬原一三〇一の二二	北部ダム統合管理事務所	二級地
	（略）	（略）	

備考１　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十一年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所平取ダム管理支所及び母島自然保護官事務所に係るものにあつては令和四年四月一日、九州地方整備局西之表港湾事務所に係るものにあつては同年七月一日、木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、福岡出入国在留管理局那覇支局宮古島出張所に係るものにあつては令和六年一月十五日、名瀬測候所に係るものにあつては同年十一月二十八日、奄美海上保安部に係るものにあつては同年十二月十日、鹿児島財務事務所名瀬出張所に係るものにあつては令和七年一月十四日、札幌開発建設部雨竜川ダム建設事業所、三陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所、那覇検疫所石垣空港出張所及び北部ダム統合管理事務所に係るものにあつては同年四月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

２　この表に掲げる官署のうち、石狩森林管理署浜益森林事務所、後志森林管理署永豊森林事務所、胆振東部森林管理署穂別森林事務所、胆振東部森林管理署稲里森林事務所、日高北部森林管理署、日高北部森林管理署日高森林事務所、日高北部森林管理署日勝森林事務所、室蘭開発建設部日高道路事務所、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所平取ダム管理支所、青森森林管理署三厩森林事務所、群馬森林管理署楢原森林事務所、木曽

岩手県	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	一級地
	下閉伊郡岩泉町安家字日蔭一四九の二	三陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所	
（略）	（略）	（略）	（略）
沖縄県	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	三級地
	石垣市浜崎町一の一の八（新設）	那覇検疫所石垣出張所（新設）	
	（略）	（略）	
	国頭郡国頭村字安波川瀬原一三〇一の三	北部ダム統合管理事務所安波ダム管理支所	二級地
	（略）	（略）	

備考１　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区税関石垣税関支署石垣空港出張所に係るものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十一年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所平取ダム管理支所及び母島自然保護官事務所に係るものにあつては令和四年四月一日、九州地方整備局西之表港湾事務所に係るものにあつては同年七月一日、木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、福岡出入国在留管理局那覇支局宮古島出張所に係るものにあつては令和六年一月十五日、名瀬測候所に係るものにあつては同年十一月二十八日、奄美海上保安部に係るものにあつては同年十二月十日、鹿児島財務事務所名瀬出張所に係るものにあつては令和七年一月十四日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

２　この表に掲げる官署のうち、石狩森林管理署浜益森林事務所、後志森林管理署永豊森林事務所、胆振東部森林管理署穂別森林事務所、胆振東部森林管理署稲里森林事務所、日高北部森林管理署、日高北部森林管理署日高森林事務所、日高北部森林管理署日勝森林事務所、室蘭開発建設部日高道路事務所、室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所平取ダム管理支所、青森森林管理署三厩森林事務所、群馬森林管理署楢原森林事務所、木曽

森林管理署開田森林事務所及び飛騨森林管理署白川森林事務所については、冬期は、級別区分が三級地である官署として同表に掲げられているものとし、上川南部森林管理署、上川南部森林管理署幾寅森林事務所、上川南部森林管理署落合森林事務所、上川南部森林管理署金山森林事務所、空知森林管理署北空知支署、空知森林管理署北空知支署幌加内森林事務所、札幌開発建設部雨竜川ダム建設事業所、知床森林生態系保全センター、ウトロ自然保護官事務所、阿寒摩周国立公園管理事務所、津軽森林管理署金木支署市浦森林事務所、下北森林管理署脇野沢森林事務所、岩手北部森林管理署、岩手北部森林管理署新町森林事務所、三陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所、米代東部森林管理署上小阿仁支署笑内森林事務所、山形森林管理署中村森林事務所、磐城森林管理署川内森林事務所、茨城森林管理署徳田森林事務所、関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所、片品自然保護官事務所、中信森林管理署奈川森林事務所、南信森林管理署上村森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署阿寺森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所、飛騨森林管理署上ヶ洞森林事務所及び広島北部森林管理署新市森林事務所については、冬期は、級別区分が二級地である官署として同表に掲げられているものとする。

二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一二三―四四

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務） **第三条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～十二　（略） 十三　海上保安庁の業務であって、次に掲げるもの イ　警備救難部及び海洋情報部の業務であって、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員その他これに準ずるものとして人事院が定める職員が従事するもの ロ　警備救難部管理課航空業務管理室の業務（イに掲げる業務を除く。）であって、人事院が定めるもの 十四・十五　（略）	（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務） **第三条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～十二　（略） 十三　海上保安庁警備救難部及び海洋情報部の業務であって、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員その他これに準ずるものとして人事院が定める職員が従事するもの （新設） （新設） 十四・十五　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

森林管理署開田森林事務所及び飛騨森林管理署白川森林事務所については、冬期は、級別区分が三級地である官署として同表に掲げられているものとし、上川南部森林管理署、上川南部森林管理署幾寅森林事務所、上川南部森林管理署落合森林事務所、上川南部森林管理署金山森林事務所、空知森林管理署北空知支署、空知森林管理署北空知支署幌加内森林事務所、知床森林生態系保全センター、ウトロ自然保護官事務所、阿寒摩周国立公園管理事務所、津軽森林管理署金木支署市浦森林事務所、下北森林管理署脇野沢森林事務所、岩手北部森林管理署、岩手北部森林管理署新町森林事務所、三陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所、米代東部森林管理署上小阿仁支署笑内森林事務所、山形森林管理署中村森林事務所、磐城森林管理署川内森林事務所、茨城森林管理署徳田森林事務所、関東地方整備局鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所、片品自然保護官事務所、中信森林管理署奈川森林事務所、南信森林管理署上村森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署阿寺森林事務所、木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所、飛騨森林管理署上ヶ洞森林事務所及び広島北部森林管理署新市森林事務所については、冬期は、級別区分が二級地である官署として同表に掲げられているものとする。

二　（略）

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一一―一一―四

人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定管理監督職群を構成する管理監督職） **第十二条**　法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。 一・二　（略） 三　矯正管区等の特定管理監督職群　刑務所、少年刑務所又は拘置所の支所長、課長（公安職俸給表㈠の適用を受ける職員が占める官職（支所に属する官職を除く。）に限る。）及び上席統括矯正処遇官並びに少年院の庶務課長、地域非行防止調整官及び統括専門官並びに少年鑑別所の庶務課長、地域非行防止調整官及び統括専門官並びに矯正管区の管区監査官、矯正就労支援情報センター室長、課長、管区調査官、成人矯正調整官及び少年矯正調整官 四～七　（略） 七の二　九州運輸局の特定管理監督職群　九州運輸局の交通政策部次長、観光部次長、自動車交通部次長、安全防災・危機管理調整官、計画調整官、調整官及び離島航路活性化調整官並びに九州運輸局の事務所の首席運輸企画専門官（人事院が定める官職に限る。）並びに九州運輸局運輸支局の次長及び首席運輸企画専門官（いずれも人事院が定める官職に限る。）並びに九州運輸局運輸支局の事務所の所長及び首席運輸企画専門官（人事院が定める官職に限る。） 八～十　（略） 十一　福島地方環境事務所の特定管理監督職群　福島地方環境事務所の廃棄物対策課長及び調整官（人事院が定める官職に限る。）並びに支所長 十二　（略）	（特定管理監督職群を構成する管理監督職） **第十二条**　法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。 一・二　（略） 三　矯正管区等の特定管理監督職群　刑務所、少年刑務所又は拘置所の支所長、課長（公安職俸給表㈠の適用を受ける職員が占める官職（支所に属する官職を除く。）に限る。）及び上席統括矯正処遇官並びに少年院又は少年鑑別所の庶務課長及び統括専門官並びに矯正管区の管区監査官、矯正就労支援情報センター室長、課長、管区調査官、成人矯正調整官及び少年矯正調整官 四～七　（略） 七の二　九州運輸局の特定管理監督職群　九州運輸局の安全防災・危機管理調整官、計画調整官、調整官及び離島航路活性化調整官並びに九州運輸局運輸支局の次長（人事院が定める官職に限る。）並びに九州運輸局運輸支局の事務所の所長 八～十　（略） 十一　福島地方環境事務所の特定管理監督職群　福島地方環境事務所の廃棄物対策課長及び支所長 十二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第四十八号

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件（平成十九年金融庁告示第八十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

金融庁長官　井藤　英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
6　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第百五十二条第五項に規定する法人をいう。以下この項において同じ。）又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等	6　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下この項において同じ。）又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人等

○金融庁告示第四十九号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第七十条第四項及び第百五十一条第四項の規定に基づき、保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

金融庁長官　井藤　英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			
別表（第２条、第３条関係）			
保険種類群	保険種類	残高率	異常災害損失
［略］			
火災 貨物・運送 賠償責任	火災保険、風水害保険	35％	損害率が55％を超える損害
	貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険		
	賠償責任保険		
［略］			
（注）　［１．～８．　略］			
備考　表中の［　］の記載は注記である。			

改正前			
別表（第２条、第３条関係）			
保険種類群	保険種類	残高率	異常災害損失
［同左］			
火災 貨物・運送 賠償責任	火災保険、風水害保険	35％	損害率が50％を超える損害
	貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険	35％	損害率が50％を超える損害
	賠償責任保険	35％	損害率が50％を超える損害
［同左］			
（注）　［１．～８．　同左］			

○金融庁告示第五十号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十一条の四十六の規定に基づき、保険業法施行規則第二百十一条の四十六の規定に基づく金融庁長官が定める方法及び積立て並びに取崩し等に関する基準（平成十八年金融庁告示第十六号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

金融庁長官　井藤　英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
別表（第一条、第五条関係）		
保険種類群	保険種類	異常災害損失
［略］		
火災 貨物・運送 賠償責任	火災保険、風水害保険	損害率が55％を超える損害
	貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険	
	賠償責任保険	
［略］		

改正前		
別表（第一条、第五条関係）		
保険種類群	保険種類	異常災害損失
［同左］		
火災 貨物・運送 賠償責任	火災保険、風水害保険	損害率が50％を超える損害
	貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険	損害率が50％を超える損害
	賠償責任保険	損害率が50％を超える損害
［同左］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○財務省告示第九十五号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日　　財務大臣　加藤　勝信

別表に次のように加える。

広島三会アジア・パラ競技大会推進委員会（広島県広島市中区基町五番四十二号）	愛知・名古屋二〇二六アジア・アジアパラ競技大会の開催の費用	令和八年三月一日から令和八年三月三十一日まで

○財務省告示第九十六号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年四月一日　　財務大臣　加藤　勝信

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第142回	131,530,000円	131,477,616円
〃	第143回	98,960,000円	98,920,592円
〃	第144回	275,910,000円	275,800,096円
〃	第145回	377,080,000円	376,929,802円
〃	第146回	362,230,000円	362,085,712円
〃	第147回	382,310,000円	382,157,724円
〃	第148回	353,570,000円	353,429,158円
〃	第149回	224,190,000円	224,100,712円
〃	第150回	415,510,000円	415,344,498円
〃	第151回	432,300,000円	432,127,812円
〃	第152回	145,950,000円	145,891,884円
〃	第153回	244,550,000円	244,452,592円
〃	第154回	158,300,000円	158,236,958円
〃	第155回	252,110,000円	252,009,586円
〃	第156回	164,020,000円	163,954,694円
〃	第157回	352,290,000円	352,149,688円
〃	第158回	455,630,000円	455,448,530円
〃	第159回	231,320,000円	231,227,873円
〃	第160回	291,040,000円	290,924,403円
〃	第161回	293,500,000円	293,289,558円
〃	第162回	314,630,000円	314,153,662円
〃	第163回	192,830,000円	192,753,218円
〃	第164回	637,290,000円	637,036,165円
〃	第165回	3,000,000円	2,998,697円
〃	第166回	7,000,000円	6,991,642円
〃	第168回	20,000,000円	19,966,340円
〃	第169回	10,000,000円	9,978,234円
〃	第170回	1,000,000円	998,320円
〃	第172回	8,000,000円	7,988,580円
〃	第173回	8,000,000円	7,992,399円
〃	第174回	5,000,000円	4,994,765円
〃	第175回	27,000,000円	26,977,924円
〃	第176回	86,010,000円	86,005,618円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第108回	40,000,000円	39,984,066円
〃	第109回	18,100,000円	18,092,790円
〃	第110回	27,000,000円	26,989,246円
〃	第111回	61,250,000円	61,225,604円
〃	第112回	89,920,000円	89,884,186円
〃	第113回	47,500,000円	47,481,084円
〃	第114回	69,130,000円	69,102,474円
〃	第115回	194,970,000円	194,892,338円
〃	第116回	102,390,000円	102,349,224円
〃	第117回	314,710,000円	314,584,656円
〃	第118回	255,980,000円	255,878,046円
〃	第119回	238,140,000円	238,045,136円
〃	第120回	100,810,000円	100,769,856円

〃	第121回	216,430,000円	216,343,784円
〃	第122回	160,500,000円	160,436,064円
〃	第123回	215,160,000円	215,074,294円
〃	第124回	161,400,000円	161,335,718円
〃	第125回	241,310,000円	241,213,888円
〃	第126回	381,200,000円	381,048,148円
〃	第127回	815,640,000円	815,315,052円
〃	第128回	102,050,000円	102,009,356円
〃	第129回	175,860,000円	175,789,960円
〃	第130回	445,800,000円	445,622,424円
〃	第131回	248,310,000円	248,211,094円
〃	第132回	240,520,000円	240,424,196円
〃	第133回	190,650,000円	190,574,056円
〃	第134回	178,500,000円	178,428,904円
〃	第135回	121,800,000円	121,751,494円
〃	第136回	215,970,000円	215,883,972円
〃	第137回	165,020,000円	164,954,278円
〃	第138回	114,860,000円	114,814,262円
〃	第139回	61,260,000円	61,235,610円
〃	第140回	118,310,000円	118,262,876円
〃	第141回	350,630,000円	350,434,494円
〃	第142回	1,214,310,000円	1,212,568,466円
〃	第143回	1,072,590,000円	1,071,308,058円
〃	第144回	965,230,000円	963,845,694円
〃	第145回	700,730,000円	699,948,384円
〃	第146回	418,610,000円	418,309,858円
〃	第147回	419,340,000円	419,139,554円
〃	第148回	172,830,000円	172,761,170円
〃	第149回	765,350,000円	764,496,310円
〃	第150回	700,640,000円	699,470,926円
〃	第151回	1,364,790,000円	1,361,201,271円
〃	第152回	2,288,220,000円	2,280,562,112円
〃	第153回	2,232,990,000円	2,228,541,758円
〃	第154回	3,025,200,000円	3,020,861,132円
〃	第155回	6,000,000円	5,987,429円
〃	第156回	1,000,000円	997,529円
〃	第157回	25,000,000円	24,936,379円
〃	第158回	35,600,000円	35,504,560円
〃	第160回	21,210,000円	21,155,913円
〃	第161回	1,000,000円	998,270円
〃	第162回	3,800,000円	3,792,383円
〃	第163回	500,000円	499,301円
〃	第164回	11,000,000円	10,985,996円
〃	第165回	5,000,000円	4,995,040円
〃	第166回	63,060,000円	63,056,010円
個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第60回	39,350,000円	39,208,910円
〃	第61回	86,320,000円	85,972,669円
〃	第62回	11,300,000円	11,247,331円
〃	第63回	97,150,000円	96,704,891円
〃	第64回	116,000,000円	115,559,525円
〃	第65回	57,570,000円	57,368,168円
〃	第66回	64,840,000円	64,607,512円
〃	第67回	92,050,000円	91,679,601円
〃	第68回	18,750,000円	18,662,600円
〃	第69回	93,090,000円	92,663,499円
〃	第70回	64,350,000円	64,083,198円
〃	第71回	31,260,000円	31,150,402円
〃	第72回	157,380,000円	156,815,690円

〃	第73回	106,420,000円	105,991,774円
〃	第74回	82,670,000円	82,284,638円
〃	第75回	44,210,000円	44,007,445円
〃	第76回	80,150,000円	79,804,639円
〃	第77回	45,260,000円	45,101,314円
〃	第78回	178,420,000円	177,780,230円
〃	第79回	99,460,000円	99,059,776円
〃	第80回	81,190,000円	80,811,535円
〃	第81回	193,060,000円	192,175,453円
〃	第82回	247,960,000円	246,955,760円
〃	第83回	450,050,000円	448,472,103円
〃	第84回	20,920,000円	20,844,997円
〃	第85回	104,930,000円	104,507,772円
〃	第86回	219,870,000円	218,845,078円
〃	第87回	150,580,000円	149,890,089円
〃	第88回	188,250,000円	187,480,461円
〃	第89回	72,110,000円	71,857,185円
〃	第90回	156,080,000円	155,520,351円
〃	第91回	133,400,000円	132,863,218円
〃	第92回	101,600,000円	101,126,396円
〃	第93回	120,280,000円	119,728,935円
〃	第94回	90,400,000円	90,029,933円
〃	第95回	186,810,000円	186,155,045円
〃	第96回	257,440,000円	256,516,898円
〃	第97回	176,800,000円	176,088,583円
〃	第98回	204,660,000円	203,705,984円
〃	第99回	365,750,000円	364,074,216円
〃	第100回	290,840,000円	289,564,118円
〃	第101回	344,610,000円	343,401,803円
〃	第102回	417,590,000円	416,092,636円
〃	第103回	357,480,000円	356,041,527円
〃	第104回	277,410,000円	276,116,858円
〃	第105回	553,330,000円	550,794,746円
〃	第106回	274,300,000円	273,289,886円
〃	第107回	677,150,000円	674,775,871円
〃	第108回	338,810,000円	337,595,133円
〃	第109回	429,010,000円	427,283,676円
〃	第110回	275,790,000円	274,504,410円
〃	第111回	367,670,000円	365,985,423円
〃	第112回	282,830,000円	281,680,632円
〃	第113回	470,410,000円	468,760,724円
〃	第114回	615,940,000円	613,731,405円
〃	第115回	312,700,000円	311,441,717円
〃	第116回	411,290,000円	409,372,791円
〃	第117回	538,230,000円	535,763,957円
〃	第118回	450,680,000円	448,811,307円
〃	第119回	374,740,000円	373,426,163円
〃	第120回	835,540,000円	832,543,975円
〃	第121回	20,770,000円	20,686,432円
〃	第122回	98,820,000円	98,359,361円
〃	第123回	96,560,000円	96,117,599円
〃	第124回	59,850,000円	59,601,531円
〃	第125回	35,190,000円	35,066,638円
〃	第126回	392,550,000円	391,142,430円
〃	第127回	420,440,000円	418,748,163円
〃	第128回	196,070,000円	195,156,034円
〃	第129回	276,200,000円	274,934,524円
〃	第130回	1,484,220,000円	1,477,714,725円
〃	第131回	315,980,000円	314,872,168円

〃	第132回	492,080,000円	490,315,556円
〃	第133回	383,540,000円	381,996,665円
〃	第134回	361,100,000円	359,416,728円
〃	第135回	214,060,000円	213,079,250円
〃	第136回	579,730,000円	577,714,544円
〃	第137回	263,420,000円	262,496,464円
〃	第138回	221,130,000円	220,337,112円
〃	第139回	190,300,000円	189,534,265円
〃	第140回	323,650,000円	322,141,320円
〃	第141回	666,850,000円	663,794,634円
〃	第142回	786,970,000円	783,773,884円
〃	第143回	597,270,000円	595,175,983円
〃	第144回	1,149,060,000円	1,144,939,803円
〃	第145回	564,740,000円	562,467,531円
〃	第146回	839,580,000円	835,666,312円
〃	第147回	678,090,000円	674,983,172円
〃	第148回	1,198,580,000円	1,193,438,129円
〃	第149回	629,500,000円	627,292,973円
〃	第150回	1,768,790,000円	1,762,447,569円
〃	第151回	751,780,000円	748,754,853円
〃	第152回	521,160,000円	518,730,624円
〃	第153回	443,580,000円	441,547,636円
〃	第154回	1,703,170,000円	1,696,320,218円
〃	第155回	1,338,260,000円	1,333,568,011円
〃	第156回	1,247,910,000円	1,243,435,370円
〃	第157回	620,800,000円	618,301,947円
〃	第158回	856,610,000円	852,616,931円
〃	第159回	836,810,000円	832,975,936円
〃	第160回	1,234,200,000円	1,229,066,433円
〃	第161回	1,161,760,000円	1,157,686,851円
〃	第162回	1,064,880,000円	1,061,071,694円
〃	第163回	1,368,650,000円	1,363,142,602円
〃	第164回	1,220,010,000円	1,214,322,935円
〃	第165回	1,368,230,000円	1,361,961,051円
〃	第166回	5,331,810,000円	5,308,012,395円
〃	第167回	116,500,000円	115,959,684円
〃	第168回	25,000,000円	24,894,360円
〃	第169回	4,000,000円	3,984,849円
〃	第170回	23,000,000円	22,921,597円
〃	第171回	15,000,000円	14,947,321円
〃	第172回	9,000,000円	8,971,534円
〃	第173回	27,000,000円	26,926,901円
〃	第174回	1,500,000円	1,496,616円
〃	第178回	123,900,000円	123,893,597円
合　　計		79,661,240,000円	79,420,467,192円

○**経済産業省・財務省告示第八号**

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）第三号の二、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年五月経済産業省告示第百九十三号）第五号、外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百号）第十号並びに外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成二十二年四月経済産業省告示第百九十三号）第二号の七及び第四号の規定に基づくロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件（令和六年二月財務省、経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
一　船主（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十八条第二項に規定する対外船舶運航事業者及び本邦船主をいう。）	一　船主（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十八条第二項に規定する対外船舶運航事業者及び本邦船主をいう。）

及び船会社（同法第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第十項に規定する船舶貸渡業を営む会社をいう。）原油等に関連する取引の相手方から当該原油等に係る宣誓書（当該原油等の取引を行う者が上限価格制度を遵守していることを記載し、かつ、当該原油等の価格が上限価格を超えていないと宣誓したこと又は当該原油等の価格が上限価格を超えていないことを確認できる書面を有していることを記載した書面をいう。以下同じ。）（当該取引に係る原油等の輸送に係る航海の日（当該原油等の船舶への荷積みの日をいう。次号及び第三号において同じ。）の記載があるものに限る。次号及び第三号において「航海毎の宣誓書」という。）を当該輸送に係る船舶への荷積みの前に入手し、かつ、主務大臣から求めがあった場合には、当該原油等の輸送に係る付随費用（当該原油等の価格以外の費用であって、当該原油等の輸送に係る輸出許可手続、検査、港湾における荷役その他のサービスに係る費用、関税、輸送費及び保険料その他の費用をいう。次号において同じ。）に関する情報の提供を当該取引の相手方に求めることができる旨を当該取引の相手方と合意する措置 ［二～四　略］	及び船会社（同法第二条第二項に規定する船舶運航事業又は同条第七項に規定する船舶貸渡業を営む会社をいう。）原油等に関連する取引の相手方から当該原油等に係る宣誓書（当該原油等の取引を行う者が上限価格制度を遵守していることを記載し、かつ、当該原油等の価格が上限価格を超えていないと宣誓したこと又は当該原油等の価格が上限価格を超えていないことを確認できる書面を有していることを記載した書面をいう。以下同じ。）（当該取引に係る原油等の輸送に係る航海の日（当該原油等の船舶への荷積みの日をいう。次号及び第三号において同じ。）の記載があるものに限る。次号及び第三号において「航海毎の宣誓書」という。）を当該輸送に係る船舶への荷積みの前に入手し、かつ、主務大臣から求めがあった場合には、当該原油等の輸送に係る付随費用（当該原油等の価格以外の費用であって、当該原油等の輸送に係る輸出許可手続、検査、港湾における荷役その他のサービスに係る費用、関税、輸送費及び保険料その他の費用をいう。次号において同じ。）に関する情報の提供を当該取引の相手方に求めることができる旨を当該取引の相手方と合意する措置 ［二～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行の日（令和七年四月一日）から適用する。

○財務省・経済産業省告示第九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを次のように定め、令和七年四月一日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件（令和六年財務省・経済産業省告示第五号）は、同日をもって廃止する。

令和七年四月一日

財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治

株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。

一	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者	我が国の産業活動の活力を維持し、持続的な経済成長及び雇用の創出に資するため、新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援すること。
二	ベンチャーキャピタル等からの出資等を受けて事業の成長を図る者	我が国の経済成長及び社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの成長を支援すること。
三	女性、若年者又は高齢者であり、かつ、新規開業を行う者	女性、若年者及び高齢者の視点を活かした事業を促進すること。
四	廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であり、かつ、新規開業を行う者	一旦事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で困難な状況に直面している者の再挑戦を支援すること。
五	1　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の規定により経営革新計画の承認を受けた者 2　中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和三年厚生労働省、経済産業省告示第一号）に定める新事業活動を行う者であって、経営の向上が認められる者として一定以上の付加価値額の伸びが見込まれるもの 3　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号）の規定により基盤確立事業実施計画の認定を受けた者 4　中小企業等経営強化法の規定により経営力向上計画の認定を受けた者 5　1から4までに該当しない者であって、新たに経営多角化、事業転換又は新たな市場への進出を図るもの	中小企業の新たな事業活動を促進するため、中小企業の経営革新等を支援すること。
六	1　事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする者であって、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けているもの	認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じた経営革新若しくは異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等（中小企業の会計に関する基本要領」若しくは「中小企業の会計に関する指針」

2　「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用する者又は適用する予定の者 3　独立行政法人中小企業基盤整備機構その他の関係機関による伴走型支援を受けて経営課題の解決を図る者 4　取引金融機関の支援を受けて経営者保証の免除に向けた計画を策定し、経営改革に取り組む者	七	1　卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業及び不動産賃貸業（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に定める事業を営む者に限る。）のいずれかの事業を営む者 2　卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者を構成員とする事業協同組合等 3　中心市街地の活性化に関する法律の規定により特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた者 4　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の規定により特定下請連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する者 5　取引先に対する支払条件の改善に取り組む者 6　親事業者の生産拠点の閉鎖、縮小、発注内容の見直し又は脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む者 7　「パートナーシップ構築宣言」を公表している者 8　輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等	中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに請中小企業の振興並びに空き店舗等の解消を図ること。
1　情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う者 2　中小企業等経営強化法の規定により情報処理支援機関の認定を受けた者	八	中小企業における情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術の活用の促進を図ること。
1　経済の構造的変化等に適応するために海外展開を行う者又は海外展開事業の再編を行う者 2　海外における経済の構造的変化等に適応するために海外展開事業の再編を行う者 3　海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている者	九	経済の構造的変化等に適応するために中小企業が行う海外の地域における事業の開始、海外展開事業の再編等を支援すること。
1　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「過疎法」という。）に規定する過疎地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 2　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）に規定する半島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	十	地域への経済波及効果の高い中小企業者の事業活動の促進、地域における中小企業者の雇用及び地域に資する取組の促進等を通じ創生に資する地域経済の活性化を図ること。

3　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）に規定する離島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 4　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）に規定する奄美群島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 5　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）に規定する小笠原諸島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 6　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に規定する振興山村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 7　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）に規定する特別豪雪地帯において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 8　過疎法に規定する過疎地域を市町村数で百分の三十以上含む広域市町圏内の非過疎市町村又は過疎地域に隣接している非過疎市町村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 9　農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）に規定する産業導入地区において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 10　1から9まで以外の地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 11　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）に規定する避難指示解除区域が所在する市町村において、新たに雇用を行う者又は雇用調整助成金等に係る実施計画の届出が受理された者 12　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた者 13　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第三十五号）の規定により都道府県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って事業を行う者 14　本社を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する特別区から地方に移転する者又は店舗・事務所等を地方に新設若しくは増設する者 15　まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）の規定により策定された都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う者		

十一	１　経済的若しくは社会的に有用な事業を承継する者又は事業の承継を計画する者 ２　安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者	地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約する中小企業者及び事業を承継・集約される中小企業者の資金調達の円滑化を支援すること。
十二	卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又は当該者を構成員とする事業協同組合等であって、観光に関する事業を行うもの	観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図ること。
十三	１　非正規雇用労働者の処遇改善に取り組む者 ２　事業場内最低賃金の引上げに取り組む者 ３　従業員の長時間労働の是正に取り組む者 ４　次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）の規定により一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局長へ届け出ている者及び同法の規定により認定を受けた者 ５　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の規定により認定を受けた者 ６　障害者の雇用又は障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む者 ７　外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む者 ８　健康経営優良法人の認定を受けている者 ９　雇用する従業員のリスキリングに取り組む者	非正規雇用労働者の処遇改善への取組や長時間労働の是正等の働き方改革を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進等を図ること。
十四	装備品製造等事業者認定要綱（令和五年防衛省訓令第八十八号）第三条の規定により認定を受けた者	我が国における装備品等の製造等の基盤を担う中小企業者を支援すること。
十五	国際連合の持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の推進に資する事業に取り組む者	国際連合の持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の推進を図る中小企業者を支援すること。
十六	省力化投資に取り組む者	人手不足等の事業環境の変化に対応するため、省力化投資に取り組む中小企業者を支援すること。
十七	１　非化石エネルギーを導入するために必要な設備を設置する者 ２　省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進する者 ３　公害防止を図る者 ４　再生資源の有効利用等を図る者 ５　グリーントランスフォーメーションに取り組む者	中小企業における非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公害防止、再生資源の有効利用等及びグリーントランスフォーメーションの取組により環境対策の促進を図ること。

十八	自ら策定した事業継続計画等に基づき、防災に資する施設等の整備を行う者	中小企業による、災害等発生時の事業継続の観点からの防災に資する施設等の整備を支援すること。
十九	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来しているものであって、中長期的には業況が回復し、かつ、発展することが見込まれるもの	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に、売上の減少等業況悪化を来している中小企業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展する事業が見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
二十	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難を来している者であって、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれるもの	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している中小企業者の経営安定を支援すること。
二十一	関連企業の倒産により、経営に困難を来している者	関連企業の倒産により経営に困難を来している中小企業者の経営の安定を支援すること。
二十二	１　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定によって、認可決定前のもの ２　民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた者及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う者 ３　経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者であって、自助努力により企業再建が見込まれるもの	地域経済の産業活力維持のため、技術力等から見て経済的に有用であり、経営改善及び経営再建等に取り組む必要が生じている中小企業者を支援すること。
二十三	１　災害により被害を受けた者（次号から第二十六号までに該当する者を除く。） ２　１に掲げる者（中小企業者以外の者を含む。）と直接の取引関係にある者	災害により被害を受けた中小企業者及び災害により被害を受けた者（中小企業者以外の者を含む。）と直接の取引関係にある中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資すること。
二十四	大規模な災害等により被害を受けた者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた者（次号及び第二十六号に該当する者を除く。）	大規模な災害等により被害を受けた中小企業者及び大規模な災害、感染症等に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧又は発展を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十五	東日本大震災により被害を受けた者及び東日本大震災に起因する影響を受けた者	東日本大震災により被害を受けた中小企業者及び東日本大震災に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。
二十六	令和二年七月豪雨により被害を受けた者及び令和二年七月豪雨に起因する影響を受けた者	令和二年七月豪雨により被害を受けた中小企業者及び令和二年七月豪雨に起因する影響を受けた中小企業者の事業の復旧を促進し、被災地域等の復興に資すること。

二十七	創業、新規事業への取組又は企業再建等の局面にある者であって、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行うもの	創業、新規事業への取組又は企業再建等の局面にある中小企業者のうち、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行うものに対して、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設けることにより、当該企業の財務体質を強化するとともに、金融検査上自己資本と見なし得る資本性資金を供給することを通じて、民間金融機関からの資金調達を円滑化し、もって、地域経済の活性化を図ること。
二十八	シンジケートローンでの調達が見込まれる者であって、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行うもの	地域経済の維持・促進に資する事業を行うものに対してシンジケートローンを用いて資金を供給することを通じて、民間金融機関からの大規模な資金調達を円滑化し、もって、地域経済の活性化を図ること。
二十九	証券化の手法を用いて無担保による資金を調達しようとする者	証券化の手法を用いて中小企業に対する担保に依存しない資金供給の円滑化及び証券化市場の育成を図ること。

○農林水産省告示第五百九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の六第五十一項第四号の規定に基づき、平成二十五年四月一日農林水産省告示第八百三号（租税特別措置法施行令第四十条の六第五十一項第四号の規定に基づく農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるもの）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　次に掲げる事由により農業に従事することができなくなる故障として市町村長又は特別区の区長が認定したもの	二　次に掲げる事由により農業に従事することができなくなる故障として市町村長又は特別区の区長が認定したもの
㈠～㈢　（略）	㈠～㈢　（略）
㈣　介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院への入所	㈣　介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設への入所
㈤　（略）	㈤　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日前に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「租特法」という。）第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者がこの告示の施行の日前に同条第二十二項に規定する営農困難時貸付けをした場合については、なお従前の例による。

3　この告示の施行の日前に租特法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人がこの告示の施行の日前に同条第二十八項に規定する営農困難時貸付けをした場合については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の七の六第十七項第四号の規定に基づき、平成二十九年三月三十一日農林水産省告示第五百十一号（租税特別措置法施行令第四十条の七の六第十七項第四号の規定に基づく山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　次に掲げる事由により山林の経営を行うことができなくなる故障として市町村長が認定したもの	二　次に掲げる事由により山林の経営を行うことができなくなる故障として市町村長が認定したもの
㈠～㈢　（略）	㈠～㈢　（略）
㈣　介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院への入所	㈣　介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設への入所
㈤　（略）	㈤　（略）

附　則

1　この告示は、令和七年四月一日から施行する。

2　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の六の六第一項の規定の適用を受けている同条第二項第四号に規定する林業経営相続人がこの告示の施行の日前に同条第六項に規定する経営委託をした場合については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百十一号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第九条の規定に基づき、平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十六号（森林法施行令第九条の規定に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　森林法施行令第九条の農林水産大臣の指定する教育機関	二　森林法施行令第九条の農林水産大臣の指定する教育機関
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　森林法施行規則第九十一条第一項第三号の農林水産大臣が指定する教育機関	二　森林法施行規則第九十一条第一項第三号の農林水産大臣が指定する教育機関
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　東北農林専門職大学附属農林大学校（養成部林業経営学科に限り、旧山形県立農林大学校（養成部林業経営学科に限る。）を含む。）	ハ　山形県立農林大学校（養成部林業経営学科に限る。）
ニ～カ　（略）	ニ～カ　（略）

附　則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百十二号

森林法施行規則（昭和三十六年農林省令第五十四号）第九十一条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十七号（森林法施行規則第九十一条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する教育機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

改正後	改正前
二　森林法施行規則第九十一条第一項第三号の農林水産大臣が指定する教育機関	二　森林法施行規則第九十一条第一項第三号の農林水産大臣が指定する教育機関
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　東北農林専門職大学附属農林大学校（養成部林業経営学科に限り、旧山形県立農林大学校（養成部林業経営学科に限る。）を含む。）	ハ　山形県立農林大学校（養成部林業経営学科に限る。）
ニ～カ　（略）	ニ～カ　（略）

附　則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百十三号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千五百四十号（漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が指定する漁業協同組合を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が指定する漁業協同組合は、次の表の上欄に掲げる道県につき、それぞれ同表の下欄に掲げる漁業協同組合とする。	漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が指定する漁業協同組合は、次の表の上欄に掲げる道県につき、それぞれ同表の下欄に掲げる漁業協同組合とする。

道県	指定する漁業協同組合
（略）	（略）
岩手県	宮古漁業協同組合、船越湾漁業協同組合、三陸やまだ漁業協同組合、新おおつち漁業協同組合、釜石東部漁業協同組合、釜石湾漁業協同組合、唐丹町漁業協同組合、越喜来漁業協同組合、大船渡市漁業協同組合、広田湾漁業協同組合
宮城県	塩釜市漁業協同組合、宮城県漁業協同組合
（略）	（略）
兵庫県	坊勢漁業協同組合、室津漁業協同組合、相生漁業協同組合、赤穂市漁業協同組合、岩見漁業協同組合
（略）	（略）
徳島県	宍喰漁業協同組合、鞆浦漁業協同組合
香川県	鴨庄漁業協同組合、池田漁業協同組合、さぬき市漁業協同組合
（略）	（略）

改正後	改正前
漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が指定する漁業協同組合は、次の表の上欄に掲げる道県につき、それぞれ同表の下欄に掲げる漁業協同組合とする。	漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が指定する漁業協同組合は、次の表の上欄に掲げる道県につき、それぞれ同表の下欄に掲げる漁業協同組合とする。

道県	指定する漁業協同組合
（略）	（略）
岩手県	宮古漁業協同組合、船越湾漁業協同組合、三陸やまだ漁業協同組合、新おおつち漁業協同組合、釜石東部漁業協同組合、釜石湾漁業協同組合、唐丹町漁業協同組合、越喜来漁業協同組合、大船渡市漁業協同組合、広田湾漁業協同組合
宮城県	宮城県漁業協同組合、塩釜市漁業協同組合
（略）	（略）
兵庫県	相生漁業協同組合、岩見漁業協同組合、室津漁業協同組合、赤穂市漁業協同組合、坊勢漁業協同組合
（略）	（略）
（新設）	（新設）
香川県	鴨庄漁業協同組合、さぬき市漁業協同組合
（略）	（略）

○農林水産省告示第五百十四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分七厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分七厘以内となる資金にあっては、年二分九厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分七厘とする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第二百六十九号

下水道処理施設維持管理業者登録規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

下水道処理施設維持管理業者登録規程の一部を改正する告示

下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和六十二年建設省告示第千三百四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（登録の申請） **第四条**　（略） 2　（略） 3　第一項の登録申請書には、次に掲げる書類（登録の更新を受けようとする者にあつては、第四号から第七号まで、第十号及び第十一号に掲げる書面）を添付するものとする。 一～九　（略） 十　商業登記がなされている場合においては、登記事項証明書 十一　（略） 4　（略）	（登録の申請） **第四条**　（略） 2　（略） 3　第一項の登録申請書には、次に掲げる書類（登録の更新を受けようとする者にあつては、第四号から第七号まで、第十号及び第十一号に掲げる書面）を添付するものとする。 一～九　（略） 十　商業登記がなされている場合においては、商業登記簿の謄本 十一　（略） 4　（略）

（登録をしない場合）

第六条　国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第三号から第九号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

一～四　（略）

五　一年以上の拘禁刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六～九　（略）

2　（略）

（変更等の届出）

第八条　登録を受けた者は、第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、三十日以内に、その旨の変更届出書（別記様式第十一号）及びその変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を国土交通大臣に提出するものとする。

一　第四条第一項第　当該変更に係る登記一号から第三号ま　事項を記載した登記でに掲げる事項の　事項証明書変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）

二・三　（略）

2・3　（略）

（電子情報処理組織による手続）

第十条の二　第四条第一項若しくは第三項、第七条第一項又は第八条第一項若しくは第三項の書類を提出しようとする者は、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべき事項を電子情報処理組織（国土交通大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含

（登録をしない場合）

第六条　国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請があつた場合において、登録を受けようとする者が次の各号のいずれか（登録の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第三号から第九号までのいずれか）に該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。

一～四　（略）

五　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六～九　（略）

2　（略）

（変更等の届出）

第八条　登録を受けた者は、第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項について変更があつた場合においては、三十日以内に、その旨の変更届出書（別記様式第十一号）及びその変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を国土交通大臣に提出するものとする。

一　第四条第一項第　当該変更に係る登記一号から第三号ま　事項を記載した商業でに掲げる事項の　登記簿の抄本変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）

二・三　（略）

2・3　（略）

（フレキシブルディスクによる手続）

第十条の二　次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者、報告者又は届出者の氏名及び住所並びに申請、報告又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書

む。以下この条において同じ。）と、これらの規定による書類の提出をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供することができる。この場合においては、当該書類が提出されたものとみなし、第四条第四項（第七条第二項及び第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（削る）

類（次項において「フレキシブルディスク等」という。）をもつてこれらの書類に代えることができる。

第四条第一項各号列記以外の部分	別記様式第一号第二面による書面
第四条第三項第一号	別記様式第二号による経歴書
第四条第三項第二号	別記様式第三号による書面
第四条第三項第三号	別記様式第四号による書面
第四条第三項第六号	別記様式第七号による略歴書
第四条第三項第七号	別記様式第八号による書面
第四条第三項第八号	貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類
第四条第三項第九号	貸借対照表及び損益計算書
第四条第三項第十一号	別記様式第九号による書面
第七条第一項	貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び別記様式第十号による報告書
第八条第一項	別記様式第七号による略歴書及び別記様式第十一号による届出書

2　前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類に代えてフレキシブルディスク等が提出される場合においては、当該フレキシブルディスク等は当該書類とみなす。

（削る）

（削る）

（削る）

（フレキシブルディスクの構造）

第十条の三　前条第一項のフレキシブルディスクは、次の各号の一に該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格X六二二三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第十条の四　第十条の二第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二号（平成二年）に、前条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五号（平成七年）に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五号（平成九年）に規定する方式

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第十条の五　第十条の二第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一号（昭和六十二年）又は日本産業規格X六二二三号（昭和六十二年）に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　申請者、報告者又は届出者の氏名

二　申請年月日、報告年月日又は届出年月日

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号（第4条関係）　（用紙A4）

下水道処理施設維持管理業経歴書

契約の相手方の名称	契約名	業務の内容	元請又は下請の別	契約金額	契約期間
				千円	自　年　月　日 至　年　月　日
				千円	自　年　月　日 至　年　月　日
				千円	自　年　月　日 至　年　月　日
				千円	自　年　月　日 至　年　月　日
				千円	自　年　月　日 至　年　月　日

記載要領

1　この表は、直前3年間の主な契約について、5件以内記載すること

2　「元請」とは、下水道法第4条第1項に規定する公共下水道管理者又は同法第25条の23第1項に規定する流域下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）から管理業務を受注した場合をいい、「下請」とは、他の下水道処理施設維持管理業者から管理業務を受注した場合をいう。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（次項において「刑法施行日」という。）の前日までの間における改正後の第六条第一項第五号の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「懲役又は禁錮の刑」とする。

3　刑法施行日以後における刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者に係る改正後の第六条第一項第五号の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

○国土交通省告示第二百七十号

不動産投資顧問業登録規程（平成十二年建設省告示第千八百二十八号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年四月一日　国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録をしない場合） **第七条**　国土交通大臣は、登録申請者が一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては第二号から第十四号まで及び第十七号（第四条第三項第五号に規定する業務を営もうとする場合以外の場合にあっては第十七号に掲げるものを除く。）、総合不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては第一号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで（第四条第三項第五号に規定する業務を営もうとする場合以外の場合にあっては第十七号に掲げるものを除く。）のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。 一～四　（略）	（登録をしない場合） **第七条**　国土交通大臣は、登録申請者が一般不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては第二号から第十四号まで及び第十七号（第四条第三項第五号に規定する業務を営もうとする場合以外の場合にあっては第十七号に掲げるものを除く。）、総合不動産投資顧問業の登録を受けようとする場合においては第一号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで（第四条第三項第五号に規定する業務を営もうとする場合以外の場合にあっては第十七号に掲げるものを除く。）のいずれかに該当するとき又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないものとする。 一～四　（略）

五　第三十一条第一項第一号から第五号まで及び第七号から第十号までに該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しない者を含む。）

六　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

七～十七　（略）

2　（略）

（事業報告書の提出及び閲覧）

第二十八条　（略）

2　（略）

3　前項の閲覧の申請は、必要事項を記入した閲覧申請書を国土交通大臣に提出して行うものとする。

（報告）

第二十九条　国土交通大臣は、不動産投資顧問業又はその事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、不動産投資顧問業者に対し、不動産投資顧問業又はその事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

第三十条　（略）

（登録の取消し等）

第三十一条　国土交通大臣は、不動産投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を取り消すことができる。

一～四　（略）

五　第三十条第一項第一号から第四号までに及び第六号から第九号までに該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から五年を経過しない者を含む。）

六　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

七～十七　（略）

2　（略）

（事業報告書の提出及び閲覧）

第二十八条　（略）

2　（略）

（新設）

第二十九条　（略）

（登録の取消し等）

第三十条　国土交通大臣は、不動産投資顧問業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を取り消すことができる。

一～四　（略）

五　第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

六～十　（略）

2　（略）

（登録の取消しの公告）

第三十二条　国土交通大臣は、不動産投資顧問業者が前条第一項第一号から第五号まで及び第七号から第十号まで（一般不動産投資顧問業者にあっては、第八号を除く。）の各号のいずれかに該当したことにより、その登録の取消しを行った場合は、その旨を公告するものとする。

（登録の抹消）

第三十三条　国土交通大臣は、第三条第三項の登録の更新をしなかったとき、第九条第二項の規定により第三条第一項の登録がその効力を失ったとき、又は第三十一条第一項の規定により第三条第一項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消するものとする。

（適用の除外）

第三十四条　（略）

2　（略）

3　第七条第一項第一号、第十四条第一項、第十五条第一項第三号、第二十条、第二十一条及び第三十一条第一項第一号（第七条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行には、適用しない。

4　第七条第一項第一号及び第三十一条第一項第一号（第七条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、保険会社、外国保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する者をいう。）には、適用しない。

（新設）

五～九　（略）

2　（略）

（登録の取消しの公告）

第三十一条　国土交通大臣は、不動産投資顧問業者が前条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号まで（一般不動産投資顧問業者にあっては、第七号を除く。）の各号のいずれかに該当したことにより、その登録の取消しを行った場合は、その旨を公告するものとする。

（登録の抹消）

第三十二条　国土交通大臣は、第三条第三項の登録の更新をしなかったとき、第九条第二項の規定により第三条第一項の登録がその効力を失ったとき、又は第三十条第一項の規定により第三条第一項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消するものとする。

（適用の除外）

第三十三条　（略）

2　（略）

3　第七条第一項第一号、第十四条第一項、第十五条第一項第三号、第二十条、第二十一条及び第三十条第一項第一号（第七条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行には、適用しない。

4　第七条第一項第一号及び第三十条第一項第一号（第七条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、保険会社、外国保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第七項に規定する者をいう。）には、適用しない。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（令和七年六月一日。次項において「刑法施行日」という。）の前日までの間における改正後の第七条第一項第六号の規定の適用については、同号中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

3　刑法施行日以後における刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者に係る改正後の第七条第一項第六号の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

○防衛省告示第七十二号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十六条第二項の規定により、自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例に関する告示（平成十一年防衛庁告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

防衛大臣　中谷　元

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一㈣キ(a)ただし書に規定するもの及び一㈣キ(b)に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第百五十五号第一の規定にかかわらず、使用料告示一㈠の規定により得た金額に、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める割合を乗じた金額とする。 ただし、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量（以下「重量」という。）が五十トン以下のものに限る。）についての着陸料の額は、令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、使用料告示一㈠ア若しくはイ又は一㈠エの規定により計算して得た金額に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあっては十分の七）を乗じた金額とする。また、次の第六号及び第七号に掲げる航空機（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして国土交通省により指定された空港（以下「指定空港」という。）に着陸するものに限る。）の着陸料の額について、当該各号に定める割合を乗じた金額以下で国土交通省により定められた金額がある場合にあっては、当該航空機の着陸料の額は、次の各号の規定にかかわらず、当該金額とする。 一　令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、東京国際空港、大阪国際空港、新千歳空港又は福岡空港を使用空港とする路線に係るもので国内航空に従事するもの　二分の一 二　令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を使用空港とする路線に係るもので国内航空に従事するもの　三分の一 三　令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、前二号に掲げるもの以外のもの　四分の一 四　［略］	航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一㈣キ(a)ただし書に規定するもの及び一㈣キ(b)に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第百五十五号第一の規定にかかわらず、使用料告示一㈠の規定により得た金額に、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める割合を乗じた金額とする。 ただし、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行う国内航空に従事する航空機（当該航空機の最大離陸重量（以下「重量」という。）が五十トン以下のものに限る。）についての着陸料の額は、令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、使用料告示一㈠ア若しくはイ又は一㈠エの規定により計算して得た金額に五分の四（重量が二十トン以下の航空機にあっては十分の七）を乗じた金額とする。また、次の第六号及び第七号に掲げる航空機（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして国土交通省により指定された空港（以下「指定空港」という。）に着陸するものに限る。）の着陸料の額について、当該各号に定める割合を乗じた金額以下で国土交通省により定められた金額がある場合にあっては、当該航空機の着陸料の額は、次の各号の規定にかかわらず、当該金額とする。 一　令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、東京国際空港、大阪国際空港、新千歳空港又は福岡空港を使用空港とする路線に係るもので国内航空に従事するもの　二分の一 二　令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、成田国際空港、中部国際空港又は関西国際空港を使用空港とする路線に係るもので国内航空に従事するもの　三分の一 三　令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもののうち、前二号に掲げるもの以外のもの　四分の一 四　［同上］

五　令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、旅客の運送を行うものをいう。以下同じ。）であるもの（第七号に掲げるものを除く。）　二分の一 六・七　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	五　令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であって、旅客の運送を行うものをいう。以下同じ。）であるもの（第七号に掲げるものを除く。）　二分の一 六・七　［同上］

附　則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

その他告示

○総務省
国土交通省告示第一号

奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）第一条の二第十一号の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第七号（奄美群島振興開発特別措置法施行令第一条の二第十一号の規定により事業を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

総務大臣　村上誠一郎
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）第一条の二第十一号の規定に基づき、次に掲げる事業（同条第一号から第十号に掲げるものを除く。）を指定する。 （削る） 一　防災対策の推進に関する事業 二　医療の確保に関する事業 三　自然環境の保全及び再生に関する事業 四　林業及び水産業の振興に関する事業	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）第一条の二第十一号の規定に基づき、次に掲げる事業（同条第一号から第十号に掲げるものを除く。）を指定する。 一　はぶ咬（こう）症の予防及び治療に関する事業 二　防災対策の推進に関する事業 三　医療の確保に関する事業 四　自然環境の保全及び再生に関する事業 五　林業及び水産業の振興に関する事業
五　奄美群島において製造された加工品の移出並びに生産される農林水産物及び製造される加工品に係る原材料等の移入に要する費用の低廉化に関する事業 六　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者等への利子補給金に関する事業 七　農業の振興に関する事業 八　製造業の振興に関する事業 九　教育及び文化の振興に関する事業 十　関係人口の拡大及び移住の促進に関する事業 十一　農林水産業又は観光業における創業又は事業拡大を行う事業者への利子相当額の補助に関する事業	五　奄美群島において製造された加工品の移出並びに生産される農林水産物及び製造される加工品に係る原材料等の移入に要する費用の低廉化に関する事業 六　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者等への利子補給金に関する事業 七　農業の振興に関する事業 八　製造業の振興に関する事業 九　教育及び文化の振興に関する事業 十　関係人口の拡大及び移住の促進に関する事業 十一　関係人口の拡大及び移住の促進に関する事業 （新設）

附　則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

○財務省
農林水産省
経済産業省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月一日

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：（新設）	営業所又は事務所の名称：水戸支店つくば出張所
郵便番号：（新設）	郵便番号：305―0032
所在地：（新設）	所在地：茨城県つくば市竹園１―６―１
電話番号：（新設）	電話番号：029―859―8615

(2)　変更年月日
令和７年４月１日

(3)　変更の理由
出張所設置のため

○厚生労働省告示第百三十六号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二の規定に基づき、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（平成二十七年厚生労働省告示第三百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後
1　（略） 2　雇用管理責任者講習は、次の表の上欄に掲げる期間において同表の下欄に掲げる講習機関が行い、又は行った送出労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。

期間	講習機関	
	名称	所在地
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
令和六年度	（略）	（略）
令和七年度	株式会社労働調査会	東京都豊島区北大塚二丁目四番五号

改正前
1　（略） 2　雇用管理責任者講習は、次の表の上欄に掲げる期間において同表の下欄に掲げる講習機関が行い、又は行った送出労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。

期間	講習機関	
	名称	所在地
平成三十一年度	株式会社労働調査会	東京都豊島区北大塚二丁目四番五号
（略）	（略）	（略）
令和六年度	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

○厚生労働省告示第百三十七号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習（令和三年厚生労働省告示第百六十七号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年四月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後
1　（略） 2　建設職業紹介責任者講習は、次の表の上欄に掲げる期間において同表の下欄に掲げる講習機関が行い、又は行った建設業務有料職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。

期間	講習機関	
	名称	所在地
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
令和六年度	（略）	（略）
令和七年度	株式会社労働調査会	東京都豊島区北大塚二丁目四番五号

改正前
1　（略） 2　建設職業紹介責任者講習は、次の表の上欄に掲げる期間において同表の下欄に掲げる講習機関が行い、又は行った建設業務有料職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習とする。

期間	講習機関	
	名称	所在地
令和元年度	株式会社労働調査会	東京都豊島区北大塚二丁目四番五号
（略）	（略）	（略）
令和六年度	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

○経済産業省告示第五十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

令和七年四月一日

経済産業大臣　武藤　容治

番号	業種	指定期間
一	工芸農作物農業（製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。）	令和七年四月一日から令和七年六月三十日まで
二	素材生産業	
三	素材生産サービス業	
四	石炭鉱業（石炭選別業を含む。）	
五	花こう岩・同類似岩石採石業	
六	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
七	安山岩・同類似岩石採石業	
八	大理石採石業	
九	凝灰岩採石業	
十	砂岩採石業	
十一	粘板岩採石業	
十二	砂・砂利・玉石採取業	
十三	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
十四	ろう石鉱業	
十五	ドロマイト鉱業	
十六	長石鉱業	
十七	けい石鉱業	
十八	天然けい砂鉱業	
十九	石灰石鉱業	
二十	その他の窯業原料用鉱物鉱業	
二十一	酸性白土鉱業	
二十二	ベントナイト鉱業	
二十三	けいそう土鉱業	
二十四	滑石鉱業	
二十五	他に分類されない鉱業	
二十六	造園工事業	
二十七	木造建築工事業	
二十八	建築リフォーム工事業	
二十九	とび工事業	
三十	土工・コンクリート工事業	
三十一	特殊コンクリート工事業	
三十二	鉄筋工事業	
三十三	タイル工事業	
三十四	コンクリートブロック工事業	
三十五	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く。）	
三十六	金属製建具工事業	
三十七	木製建具工事業	
三十八	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く。）	
三十九	防水工事業	
四十	解体・はつり工事業	
四十一	電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く。）	
四十二	有線テレビジョン放送設備設置工事業	
四十三	信号装置工事業	
四十四	一般管工事業	
四十五	給排水・衛生設備工事業	
四十六	その他の管工事業	
四十七	機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く。）	
四十八	昇降設備工事業	
四十九	部分肉・冷凍肉製造業	
五十	肉加工品製造業	
五十一	乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く。）	
五十二	その他の畜産食料品製造業	

五十三	水産缶詰・瓶詰製造業
五十四	海藻加工業
五十五	水産練製品製造業
五十六	塩干・塩蔵品製造業
五十七	冷凍水産物製造業
五十八	冷凍水産食品製造業
五十九	その他の水産食料品製造業
六十	野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く。）
六十一	味そ製造業
六十二	ソース製造業
六十三	砂糖製造業（砂糖精製業を除く。）
六十四	砂糖精製業
六十五	でんぷん糖類製造業
六十六	精米・精麦業
六十七	その他の精穀・製粉業
六十八	でんぷん製造業
六十九	他に分類されない食料品製造業
七十	清涼飲料製造業
七十一	果実酒製造業
七十二	発泡性酒類製造業
七十三	清酒製造業
七十四	醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）
七十五	蒸留酒類製造業
七十六	混成酒類製造業
七十七	製茶業
七十八	単体飼料製造業
七十九	有機質肥料製造業
八十	製糸業
八十一	化学繊維製造業
八十二	綿紡績業

八十三	化学繊維紡績業
八十四	毛紡績業
八十五	ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く。）
八十六	かさ高加工糸製造業
八十七	綿・スフ織物業
八十八	絹・人絹織物業
八十九	毛織物業
九十	細幅織物業
九十一	その他の織物業
九十二	丸編ニット生地製造業
九十三	たて編ニット生地製造業
九十四	横編ニット生地製造業
九十五	綿・スフ・麻織物機械染色業
九十六	絹・人絹織物機械染色業
九十七	織物整理業
九十八	織物手加工染色整理業
九十九	綿状繊維・糸染色整理業
百	ニット・レース染色整理業
百一	繊維雑品染色整理業
百二	レース製造業
百三	組ひも製造業
百四	フェルト・不織布製造業
百五	その他の繊維粗製品製造業
百六	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百七	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百八	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百九	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く。）
百十	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む。）

百十一	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類等を除く。）
百十二	ニット製アウターシャツ類製造業
百十三	セーター類製造業
百十四	その他の外衣・シャツ製造業
百十五	織物製下着製造業
百十六	ニット製下着製造業
百十七	織物製・ニット製寝着類製造業
百十八	補整着製造業
百十九	和装製品製造業（足袋を含む。）
百二十	ネクタイ製造業
百二十一	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
百二十二	靴下製造業
百二十三	手袋製造業
百二十四	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
百二十五	寝具製造業
百二十六	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
百二十七	刺しゅう業
百二十八	タオル製造業
百二十九	他に分類されない繊維製品製造業
百三十	一般製材業
百三十一	単板製造業
百三十二	木材チップ製造業
百三十三	造作材製造業（建具を除く。）
百三十四	合板製造業
百三十五	集成材製造業
百三十六	建築用木製組立材料製造業
百三十七	パーティクルボード製造業

百三十八	繊維板製造業
百三十九	銘木製造業
百四十	床板製造業
百四十一	竹・とう・きりゅう等容器製造業
百四十二	木材薬品処理業
百四十三	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業
百四十四	木製家具製造業（漆塗りを除く。）
百四十五	金属製家具製造業
百四十六	マットレス・組スプリング製造業
百四十七	宗教用具製造業
百四十八	窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業
百四十九	鏡縁・額縁製造業
百五十	パルプ製造業
百五十一	洋紙製造業
百五十二	機械すき和紙製造業
百五十三	重包装紙袋製造業
百五十四	複合肥料製造業
百五十五	その他の化学肥料製造業
百五十六	ソーダ工業
百五十七	無機顔料製造業
百五十八	圧縮ガス・液化ガス製造業
百五十九	塩製造業
百六十	その他の無機化学工業製品製造業
百六十一	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む。）
百六十二	脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む。）
百六十三	発酵工業
百六十四	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業

百六十五	プラスチック製造業
百六十六	合成ゴム製造業
百六十七	その他の有機化学工業製品製造業
百六十八	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
百六十九	石けん・合成洗剤製造業
百七十	界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く。）
百七十一	塗料製造業
百七十二	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む。）
百七十三	頭髪用化粧品製造業
百七十四	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
百七十五	火薬類製造業
百七十六	ゼラチン・接着剤製造業
百七十七	潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないものに限る。）
百七十八	プラスチック板・棒製造業
百七十九	プラスチック管製造業
百八十	プラスチック継手製造業
百八十一	プラスチック異形押出製品製造業
百八十二	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
百八十三	プラスチックフィルム製造業
百八十四	プラスチックシート製造業
百八十五	合成皮革製造業
百八十六	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
百八十七	電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百八十八	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百八十九	その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百九十	工業用プラスチック製品加工業

百九十一	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む。）
百九十二	硬質プラスチック発泡製品製造業
百九十三	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
百九十四	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
百九十五	発泡・強化プラスチック製品加工業
百九十六	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
百九十七	プラスチック製容器製造業
百九十八	他に分類されないプラスチック製品製造業
百九十九	自動車タイヤ・チューブ製造業
二百	ゴム製履物・同附属品製造業
二百一	プラスチック製履物・同附属品製造業
二百二	ゴムベルト製造業
二百三	ゴムホース製造業
二百四	工業用ゴム製品製造業
二百五	ゴム練生地製造業
二百六	再生ゴム製造業
二百七	他に分類されないゴム製品製造業
二百八	なめし革製造業
二百九	工業用革製品製造業（手袋を除く。）
二百十	革製履物用材料・同附属品製造業
二百十一	革製履物製造業
二百十二	革製手袋製造業
二百十三	かばん製造業
二百十四	袋物製造業（ハンドバッグを除く。）
二百十五	ハンドバッグ製造業
二百十六	毛皮製造業
二百十七	その他のなめし革製品製造業
二百十八	ガラス製加工素材製造業

二百十九	セメント製造業
二百二十	生コンクリート製造業
二百二十一	コンクリート製品製造業
二百二十二	粘土がわら製造業
二百二十三	その他の建設用粘土製品製造業
二百二十四	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
二百二十五	陶磁器製置物製造業
二百二十六	陶磁器製タイル製造業
二百二十七	陶磁器絵付業
二百二十八	陶磁器用はい土製造業
二百二十九	その他の陶磁器・同関連製品製造業
二百三十	砕石製造業
二百三十一	再生骨材製造業
二百三十二	石工品製造業
二百三十三	けいそう土・同製品製造業
二百三十四	鉱物・土石粉砕等処理業
二百三十五	石膏製品製造業
二百三十六	石灰製造業
二百三十七	鋳型製造業（中子を含む。）
二百三十八	他に分類されない窯業・土石製品製造業
二百三十九	製鋼・製鋼圧延業
二百四十	鋼管製造業
二百四十一	磨棒鋼製造業
二百四十二	引抜鋼管製造業
二百四十三	伸線業
二百四十四	銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く。）
二百四十五	可鍛鋳鉄製造業
二百四十六	鋳鋼製造業
二百四十七	鍛工品製造業

二百四十八	鍛鋼製造業
二百四十九	鉄鋼シャースリット業
二百五十	鋳鉄管製造業
二百五十一	鉛第二次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む。）
二百五十二	伸銅品製造業
二百五十三	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く。）
二百五十四	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く。）
二百五十五	非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く。）
二百五十六	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
二百五十七	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く。）
二百五十八	非鉄金属鍛造品製造業
二百五十九	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
二百六十	機械刃物製造業
二百六十一	作業工具製造業
二百六十二	その他の金物類製造業
二百六十三	ガス機器・石油機器製造業
二百六十四	温風・温水暖房装置製造業
二百六十五	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く。）
二百六十六	金属製サッシ・ドア製造業
二百六十七	製缶板金業
二百六十八	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
二百六十九	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く。）
二百七十	粉末や金製品製造業
二百七十一	金属製品塗装業
二百七十二	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く。）
二百七十三	金属彫刻業

二百七十四	その他の金属表面処理業
二百七十五	くぎ製造業
二百七十六	その他の金属線製品製造業
二百七十七	他に分類されない金属製品製造業
二百七十八	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く。）
二百七十九	汎用内燃機関製造業
二百八十	その他の原動機製造業
二百八十一	油圧・空圧機器製造業
二百八十二	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く。）
二百八十三	物流運搬設備製造業
二百八十四	工業窯炉製造業（燃焼炉に限る。）
二百八十五	玉軸受・ころ軸受製造業
二百八十六	他に分類されない汎用機械・装置製造業
二百八十七	農業用機械製造業（農業用器具を除く。）
二百八十八	建設機械・鉱山機械製造業
二百八十九	化学繊維機械・紡績機械製造業
二百九十	製織機械・編組機械製造業
二百九十一	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業
二百九十二	縫製機械製造業
二百九十三	木材加工機械製造業
二百九十四	印刷・製本・紙工機械製造業
二百九十五	包装・荷造機械製造業
二百九十六	鋳造装置製造業
二百九十七	プラスチック加工機械・同附属装置製造業
二百九十八	金属工作機械製造業
二百九十九	金属加工機械製造業（金属工作機械を除く。）
三百	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く。）
三百一	機械工具製造業（粉末や金業を除く。）
三百二	金属用金型・同部分品・附属品製造業
三百三	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
三百四	真空装置・真空機器製造業
三百五	ロボット製造業
三百六	娯楽用機械製造業
三百七	測量機械器具製造業
三百八	歯科用機械器具製造業
三百九	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業
三百十	電気溶接機製造業
三百十一	内燃機関電装品製造業
三百十二	電気炉・電熱装置製造業
三百十三	エックス線装置製造業
三百十四	自動車製造業（二輪自動車を含む。）
三百十五	自動車車体・附随車製造業
三百十六	自動車部分品・附属品製造業
三百十七	航空機製造業
三百十八	その他の航空機部分品・補助装置製造業
三百十九	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
三百二十	自転車・同部分品製造業
三百二十一	貴金属・宝石製装身具製品製造業
三百二十二	貴金属・宝石製装身具附属品・同材料加工業
三百二十三	その他の貴金属製品製造業
三百二十四	装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く。）
三百二十五	造花・装飾用羽毛製造業
三百二十六	ボタン製造業
三百二十七	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業
三百二十八	ピアノ製造業
三百二十九	娯楽用具・玩具製造業（人形を除く。）
三百三十	人形製造業
三百三十一	運動用具製造業
三百三十二	漆器製造業

三百三十三	その他の生活雑貨製品製造業
三百三十四	モデル・模型製造業
三百三十五	工業用模型製造業
三百三十六	情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く。）
三百三十七	ガス製造業
三百三十八	ガス小売業
三百三十九	電気通信に附帯するサービス業
三百四十	ラジオ放送業（衛星放送業を除く。）
三百四十一	映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く。）
三百四十二	テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く。）
三百四十三	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
三百四十四	レコード制作業
三百四十五	ラジオ番組制作業
三百四十六	新聞業
三百四十七	出版業
三百四十八	広告制作業
三百四十九	ニュース供給業
三百五十	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
三百五十一	軌道業
三百五十二	モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く。）
三百五十三	鋼索鉄道業
三百五十四	その他の鉄道業
三百五十五	一般乗合旅客自動車運送業
三百五十六	一般乗用旅客自動車運送業
三百五十七	一般貸切旅客自動車運送業
三百五十八	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）
三百五十九	特別積合せ貨物運送業
三百六十	特定貨物自動車運送業

三百六十一	貨物軽自動車運送業
三百六十二	集配利用運送業
三百六十三	外航貨物海運業
三百六十四	沿海貨物海運業
三百六十五	港湾旅客海運業
三百六十六	河川水運業
三百六十七	内航船舶貸渡業
三百六十八	航空機使用業（航空運送業を除く。）
三百六十九	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
三百七十	港湾運送業
三百七十一	利用運送業（集配利用運送業を除く。）
三百七十二	運送代理店
三百七十三	鉄道施設提供業
三百七十四	海運仲立業
三百七十五	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
三百七十六	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
三百七十七	その他の各種商品卸売業
三百七十八	繊維原料卸売業
三百七十九	糸卸売業
三百八十	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く。）
三百八十一	婦人・子供服卸売業
三百八十二	下着類卸売業
三百八十三	その他の衣服卸売業
三百八十四	寝具類卸売業
三百八十五	靴・履物卸売業
三百八十六	かばん・袋物卸売業
三百八十七	その他の身の回り品卸売業
三百八十八	野菜卸売業

三百八十九	果実卸売業
三百九十	食肉卸売業
三百九十一	生鮮魚介卸売業
三百九十二	その他の農畜産物・水産物卸売業
三百九十三	砂糖・味そ・しょう油卸売業
三百九十四	酒類卸売業
三百九十五	乾物卸売業
三百九十六	茶類卸売業
三百九十七	その他の食料・飲料卸売業
三百九十八	木材・竹材卸売業
三百九十九	セメント卸売業
四百	プラスチック卸売業
四百一	その他の化学製品卸売業
四百二	石油卸売業
四百三	鉄鋼一次製品卸売業
四百四	非鉄金属スクラップ卸売業
四百五	その他の再生資源卸売業
四百六	農業用機械器具卸売業
四百七	建設機械・鉱山機械卸売業
四百八	その他の産業機械器具卸売業
四百九	自動車卸売業（二輪自動車を含む。）
四百十	輸送用機械器具卸売業（自動車を除く。）
四百十一	家具・建具卸売業
四百十二	室内装飾繊維品卸売業
四百十三	陶磁器・ガラス器卸売業
四百十四	化粧品卸売業
四百十五	合成洗剤卸売業
四百十六	紙卸売業
四百十七	紙製品卸売業

四百十八	肥料・飼料卸売業
四百十九	娯楽用品・玩具卸売業
四百二十	たばこ卸売業
四百二十一	ジュエリー製品卸売業
四百二十二	書籍・雑誌卸売業
四百二十三	他に分類されないその他の卸売業
四百二十四	百貨店
四百二十五	その他の各種商品小売業
四百二十六	呉服・服地小売業
四百二十七	寝具小売業
四百二十八	婦人服小売業
四百二十九	子供服小売業
四百三十	靴小売業
四百三十一	履物小売業（靴を除く。）
四百三十二	かばん・袋物小売業
四百三十三	下着類小売業
四百三十四	洋品雑貨・小間物小売業
四百三十五	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
四百三十六	野菜小売業
四百三十七	果実小売業
四百三十八	食肉小売業（卵、鳥肉を除く。）
四百三十九	鮮魚小売業
四百四十	酒小売業
四百四十一	茶類小売業
四百四十二	乾物小売業
四百四十三	中古自動車小売業
四百四十四	自転車小売業
四百四十五	その他の機械器具小売業
四百四十六	家具小売業

四百四十七	宗教用具小売業
四百四十八	陶磁器・ガラス器小売業
四百四十九	化粧品小売業
四百五十	農業用機械器具小売業
四百五十一	肥料・飼料小売業
四百五十二	ガソリンスタンド
四百五十三	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
四百五十四	書籍・雑誌小売業（古本を除く。）
四百五十五	新聞小売業
四百五十六	紙・文房具小売業
四百五十七	玩具・娯楽用品小売業
四百五十八	たばこ・喫煙具専門小売業
四百五十九	ジュエリー製品小売業
四百六十	他に分類されないその他の小売業
四百六十一	建物売買業
四百六十二	土地売買業（投機を目的としないものに限る。）
四百六十三	不動産代理業・仲介業
四百六十四	貸事務所業
四百六十五	その他の不動産賃貸業
四百六十六	不動産管理業
四百六十七	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く。）
四百六十八	建設機械器具賃貸業
四百六十九	スポーツ・娯楽用品賃貸業
四百七十	映画・演劇用品賃貸業
四百七十一	音楽・映像記録物賃貸業（映画配給業及び映画フィルム賃貸業を除く。）
四百七十二	貸衣装業（映画・演劇用のものを除く。）
四百七十三	他に分類されない物品賃貸業
四百七十四	芸術家業

四百七十五	翻訳業（著述家業を除く。）
四百七十六	他に分類されない専門サービス業
四百七十七	測量業
四百七十八	その他の土木建築サービス業
四百七十九	写真業（商業写真業を除く。）
四百八十	商業写真業
四百八十一	旅館、ホテル
四百八十二	簡易宿所
四百八十三	下宿業
四百八十四	リゾートクラブ
四百八十五	他に分類されない宿泊業
四百八十六	食堂、レストラン（専門料理店を除く。）
四百八十七	料亭
四百八十八	焼肉店
四百八十九	その他の専門料理店
四百九十	酒場、ビヤホール
四百九十一	バー、キャバレー、ナイトクラブ
四百九十二	喫茶店
四百九十三	他に分類されない飲食店
四百九十四	配達飲食サービス業
四百九十五	普通洗濯業
四百九十六	洗濯物取次業
四百九十七	リネンサプライ業
四百九十八	一般公衆浴場業
四百九十九	その他の公衆浴場業
五百	洗張・染物業
五百一	リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く。）
五百二	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
五百三	旅行業（旅行業者代理業を除く。）
五百四	旅行業者代理業

五百五	衣服裁縫修理業
五百六	葬儀業
五百七	結婚式場業
五百八	結婚相談業、結婚式場紹介業
五百九	写真プリント、現像・焼付業
五百十	他に分類されないその他の生活関連サービス業
五百十一	映画館
五百十二	劇場
五百十三	興行場
五百十四	劇団
五百十五	楽団、舞踏団
五百十六	演芸・スポーツ等興行団
五百十七	競輪場
五百十八	自動車・モーターボートの競争場
五百十九	競輪競技団
五百二十	自動車・モーターボートの競技団
五百二十一	フィットネスクラブ
五百二十二	パチンコホール
五百二十三	ゲームセンター
五百二十四	マリーナ業
五百二十五	カラオケボックス業
五百二十六	娯楽に附帯するサービス業
五百二十七	他に分類されない娯楽業
五百二十八	各種学校
五百二十九	書道教授業
五百三十	生花・茶道教授業
五百三十一	外国語会話教授業
五百三十二	他に分類されない教育、学習支援業
五百三十三	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
五百三十四	療術業
五百三十五	歯科技工所
五百三十六	その他の児童福祉事業
五百三十七	介護医療院
五百三十八	通所・短期入所介護事業
五百三十九	その他の老人福祉・介護事業
五百四十	その他の自動車整備業
五百四十一	表具業
五百四十二	履物修理業
五百四十三	かじ業
五百四十四	他に分類されない修理業
五百四十五	職業紹介業
五百四十六	労働者派遣業
五百四十七	ビルメンテナンス業
五百四十八	その他の建物等維持管理業
五百四十九	警備業
五百五十	ディスプレイ業
五百五十一	ペストコントロール業
五百五十二	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）を除く。）
五百五十三	集会場

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和五年総務省告示第二百五十六号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。次号において「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号までに掲げるものについては、公序良俗の観点から問題のないものに限る。

三　適正化法第二条第五項に規定するものを除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○観光庁告示第三号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、及び外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第八条第一項の規定に基づき、公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間（令和三年観光庁告示第二号）の一部を次のように改正したので、同条第四項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年四月一日

観光庁長官　秋川　直也

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一　法第二条第一項第一号に掲げる鉄道事業者及び同項第二号に掲げる軌道経営者並びにそれら以外の者で同条第二項第一号に掲げる鉄道施設を設置し、又は管理するもの　次の表の起点の欄に掲げる駅又は停留場と終点の欄に掲げる駅又は停留場とを結ぶ区間

公共交通事業者等	路線名	主たる経過地	起点	終点
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
大阪市高速電気軌道株式会社	4号線（中央線）		夢洲	長田
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
北大阪急行電鉄株式会社	南北線		箕面萱野	江坂
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
神戸六甲鉄道株式会社	六甲ケーブル線		六甲ケーブル下	六甲山上
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
熊本市	上熊本線　幹線 水前寺線 健軍線		上熊本	健軍町
鹿児島市	1系統		鹿児島駅前	谷山
鹿児島市	2系統		鹿児島駅前	郡元
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

一　法第二条第一項第一号に掲げる鉄道事業者及び同項第二号に掲げる軌道経営者並びにそれら以外の者で同条第二項第一号に掲げる鉄道施設を設置し、又は管理するもの　次の表の起点の欄に掲げる駅又は停留場と終点の欄に掲げる駅又は停留場とを結ぶ区間

公共交通事業者等	路線名	主たる経過地	起点	終点
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
大阪市高速電気軌道株式会社	4号線（中央線）		コスモスクエア	長田
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
北大阪急行電鉄株式会社	南北線		千里中央	江坂
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
六甲山観光株式会社	六甲ケーブル線		六甲ケーブル下	六甲山上
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
熊本市	上熊本線　幹線 水前寺線 健軍線		上熊本	健軍町
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

二　法第二条第一項第三号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者及び同項第四号に掲げるバスターミナル事業を営む者　次に掲げる区間

イ　次の表の起点の欄に掲げるバスターミナル又は停留所と終点の欄に掲げるバスターミナル又は停留所とを結ぶ区間

起点	終点	公共交通事業者等
（略）	（略）	（略）
洞爺駅前	昭和新山	道南バス株式会社
（略）	（略）	（略）
盛岡駅前	浄土ヶ浜パークホテル　八幡平頂上　宮古駅前	岩手県北自動車株式会社
（略）	（略）	（略）
バスタ新宿（新宿駅新南口）	草津温泉バスターミナル	ジェイアールバス関東株式会社 草津町
（略）	（略）	（略）
長野原草津口	草津温泉	ジェイアールバス関東株式会社 草津町
（略）	（略）	（略）
小田原駅	元箱根港	箱根登山バス株式会社
藤沢駅	河口湖駅	神奈川中央交通株式会社 富士急モビリティ株式会社
（略）	（略）	（略）
新潟空港	新潟駅	新潟交通株式会社
（略）	（略）	（略）
長野駅東口	白馬コルチナ	アルピコ交通株式会社
（略）	（略）	（略）

二　法第二条第一項第三号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者及び同項第四号に掲げるバスターミナル事業を営む者　次に掲げる区間

イ　次の表の起点の欄に掲げるバスターミナル又は停留所と終点の欄に掲げるバスターミナル又は停留所とを結ぶ区間

起点	終点	公共交通事業者等
（略）	（略）	（略）
洞爺駅前	東町	道南バス株式会社
（略）	（略）	（略）
盛岡駅前	浄土ヶ浜パークホテル　八幡平頂上　船越駅前　宮古駅前	岩手県北自動車株式会社
（略）	（略）	（略）
バスタ新宿（新宿駅新南口）	草津温泉バスターミナル	ジェイアールバス関東株式会社 草津温泉バスターミナル株式会社
（略）	（略）	（略）
長野原草津口	草津温泉	ジェイアールバス関東株式会社 草津温泉バスターミナル株式会社
（略）	（略）	（略）
小田原駅	元箱根港	箱根登山バス株式会社
（略）	（略）	（略）
新潟空港	新潟駅南口	新潟交通株式会社
（略）	（略）	（略）
ホテルメトロポリタン長野	白馬コルチナ	アルピコ交通株式会社
（略）	（略）	（略）

新潟駅	佐渡汽船	新潟交通株式会社
（略）	（略）	（略）
名古屋空港	西春駅	名鉄バス株式会社
（略）	（略）	（略）
赤池駅	長久手古戦場駅	名鉄バス株式会社
（略）	（略）	（略）
瀬戸駅前	愛・地球博記念公園駅	名鉄バス株式会社
（略）	（略）	（略）
中央総合公園	美合駅	名鉄バス株式会社
豊田市	足助　古瀬間墓園	名鉄バス株式会社
（略）	（略）	（略）
藤が丘	トヨタ博物館前	名鉄バス株式会社
星ヶ丘	五色園　トヨタ博物館前	名鉄バス株式会社
（略）	（略）	（略）
名鉄東岡崎駅	足助　大沼　岡崎墓園　上米河内　川向　北野二番訳　坂戸　桜形　ＪＲ安城駅　西岡崎駅　羽栗	名鉄バス株式会社
（略）	（略）	（略）
中津川駅前	加子母総合事務所　苗木城馬籠	北恵那交通株式会社
（略）	（略）	（略）
関西国際空港	岡山駅西口	南海バス株式会社 関西空港交通株式会社 両備ホールディングス株式会社

新潟駅前	佐渡汽船	新潟交通株式会社
（略）	（略）	（略）
県営名古屋空港	西春駅	名鉄バス株式会社
（略）	（略）	（略）
赤池駅	長久手古戦場駅	名鉄バス株式会社
味美駅前	平和公園第三	名鉄バス株式会社
（略）	（略）	（略）
瀬戸駅前	愛・地球博記念公園駅　雲興寺	名鉄バス株式会社
（略）	（略）	（略）
中央総合公園	美合駅	名鉄バス株式会社
津島駅	大坪	名鉄バス株式会社
豊田市	足助	名鉄バス株式会社
（略）	（略）	（略）
藤が丘	トヨタ物館前	名鉄バス株式会社
星ヶ丘	五色園　トヨタ博物館前	名鉄バス株式会社
美合駅	一畑山薬師寺	名鉄バス株式会社
（略）	（略）	（略）
名鉄東岡崎駅	足助　大沼　岡崎墓園　上米河内　川向　北野二番訳　坂戸　桜形　ＪＲ安城駅　滝山寺　西岡崎駅　羽栗	名鉄バス株式会社
（略）	（略）	（略）
中津川駅前	加子母総合事務所　馬籠	北恵那交通株式会社
（略）	（略）	（略）
関西国際空港	岡山駅西口	南海バス株式会社 関西空港交通株式会社 両備ホールディングス株式会社

神戸空港	新神戸駅	神姫バス株式会社
（略）	（略）	（略）
高野山駅前	奥の院前	南海りんかんバス株式会社
（略）	（略）	（略）
広島駅新幹線口	松江駅	一畑バス株式会社 広島電鉄株式会社
（略）	（略）	（略）
福岡空港（国際線）	博多駅筑紫口	西日本鉄道株式会社
（略）	（略）	（略）
西鉄天神高速バスターミナル	鳥栖プレミアム・アウトレット	西日本鉄道株式会社
博多バスターミナル	太宰府	西日本鉄道株式会社 博多バスターミナル株式会社
（略）	（略）	（略）

ロ　次の表の上欄に掲げる運行系統に係る区間

運行系統	公共交通事業者等
（略）	（略）
定観００１－００１　定観００１－００２	東急バス株式会社
（略）	（略）
１号系統　３号系統　４号系統　５号系統　７号系統　８号 系統　９号系統　１０号系統　１１号系統　１２号系統　１ ５号系統　１６号系統　１８号系統　１９号系統　２５号系 統　２６号系統　２８号系統　３１号系統　３２号系統　３ ７号系統　４２号系統　４６号系統　５０号系統　５１号系 統　５２号系統　５５号系統　５８号系統　５９号系統　６ ５号系統　６７号系統　７１号系統　７５号系統　７８号系	京都市

（略）	（略）	（略）
高野山駅前	奥の院前　大門南駐車場	南海りんかんバス株式会社
（略）	（略）	（略）
広島駅新幹線口	松江しんじ湖温泉	一畑バス株式会社 広島電鉄株式会社
（略）	（略）	（略）
福岡空港（国際線）	博多バスターミナル	西日本鉄道株式会社博多バスターミナル株式会社
（略）	（略）	（略）
西鉄天神高速バスターミナル	鳥栖プレミアム・アウトレット	西日本鉄道株式会社
（略）	（略）	（略）

ロ　次の表の上欄に掲げる運行系統に係る区間

運行系統	公共交通事業者等
（略）	（略）
定観００１－００１	東急バス株式会社
（略）	（略）
１号系統　３号系統　４号系統　５号系統　８号系統　９号 系統　１０号系統　１１号系統　１２号系統　１５号系統 １６号系統　１７号系統　１８号系統　１９号系統　２６号 系統　２８号系統　３１号系統　３２号系統　３７号系統 ４２号系統　４６号系統　５０号系統　５１号系統　５２号 系統　５５号系統　５８号系統　５９号系統　６５号系統 ６７号系統　７１号系統　７５号系統　７８号系統　８０号	京都市

統　８０号系統　８１号系統　８５号系統　８６号系統　９１号系統　９３号系統　１０２号系統　１０５号系統　１０６号系統　１０９号系統　２０１号系統　２０２号系統　２０３号系統　２０４号系統　２０５号系統　２０６号系統　２０７号系統　２０８号系統　南５号系統　ＥＸ１００号系統　ＥＸ１０１号系統

シティループ　城周辺観光ループバス（姫路城ループバス）　ポートループ

神姫バス株式会社

（略）　（略）

三　法第二条第一項第五号に掲げる一般旅客定期航路事業及び対外旅客定期航路事業を営む者並びにそれ以外の者で同条第二項第四号に掲げる輸送施設を設置し、又は管理するもの　次に掲げる区間

イ　次の表の起点の欄に掲げる旅客船ターミナルと終点の欄に掲げる旅客船ターミナルとを結ぶ区間

起点	終点	公共交通事業者等
（略）	（略）	（略）
大阪港大阪南港フェリーターミナル	東予港フェリーターミナル	四国開発フェリー株式会社 大阪港埠頭株式会社
（略）	（略）	（略）
広島港	厳島港廿日市市宮島桟橋旅客ターミナル	瀬戸内シーライン株式会社 廿日市市
（略）	（略）	（略）

ロ　次の表の上欄に掲げる旅客船ターミナル

旅客船ターミナル	公共交通事業者等
（略）	（略）
博多港国際ターミナル	カメリアライン株式会社 福岡市

系統　８１号系統　８６号系統　８８号系統　９１号系統　９３号系統　２０１号系統　２０２号系統　２０３号系統　２０４号系統　２０５号系統　２０６号系統　２０７号系統　２０８号系統　南５号系統

シティループ　ポートループ

神姫バス株式会社

（略）　（略）

三　法第二条第一項第五号に掲げる一般旅客定期航路事業を営む者及びそれ以外の者で同条第二項第四号に掲げる輸送施設を設置し、又は管理するもの　次に掲げる区間

イ　次の表の起点の欄に掲げる旅客船ターミナルと終点の欄に掲げる旅客船ターミナルとを結ぶ区間

起点	終点	公共交通事業者等
（略）	（略）	（略）
大阪港大阪南港フェリーターミナル	東予港フェリーターミナル	四国開発フェリー株式会社
（略）	（略）	（略）
広島港	厳島港廿日市市宮島桟橋旅客ターミナル	瀬戸内シーライン株式会社 瀬戸内海クルーズ株式会社 廿日市市
（略）	（略）	（略）

ロ　次の表の上欄に掲げる旅客船ターミナル

旅客船ターミナル	公共交通事業者等
（略）	（略）
博多港国際ターミナル	カメリアライン株式会社 ＪＲ九州高速船株式会社 福岡市

四　法第二条第一項第六号に掲げる本邦航空運送事業者及びそれ以外の者で同条第二項第五号に掲げる航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理するもの　次に掲げる区間

イ　次の表の上欄に掲げる空港・飛行場を相互に結び、下欄に掲げる公共交通事業者等が運航を行う区間（上欄に掲げる空港・飛行場におけるロに掲げる航空旅客ターミナルを含む。）

空港・飛行場	公共交通事業者等
（略）	（略）
成田国際　東京国際　中部国際　関西国際　大阪国際　新千歳　旭川　稚内　釧路　函館　仙台　秋田　広島　山口宇部　高松　松山　高知　福岡　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島　那覇　中標津　大館能代　庄内　八丈島　富山　能登　神戸　鳥取　石見　岡山　佐賀　宮古　新石垣　小松　美保（米子）　岩国　徳島	全日本空輸株式会社
（略）	（略）
成田国際　中部国際　関西国際　新千歳　釧路　仙台　福岡　長崎　宮崎　鹿児島　那覇　女満別　奄美　新石垣	ピーチ・アビエーション株式会社
（略）	（略）
中部国際　仙台　新潟　神戸　札幌（丘珠）	トキエア株式会社

ロ　（略）

四　法第二条第一項第六号に掲げる本邦航空運送事業者及びそれ以外の者で同条第二項第五号に掲げる航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理するもの　次に掲げる区間

イ　次の表の上欄に掲げる空港・飛行場を相互に結び、下欄に掲げる公共交通事業者等が運航を行う区間（上欄に掲げる空港・飛行場におけるロに掲げる航空旅客ターミナルを含む。）

空港・飛行場	公共交通事業者等
（略）	（略）
成田国際　東京国際　中部国際　関西国際　大阪国際　新千歳　旭川　稚内　釧路　函館　仙台　秋田　新潟　広島　山口宇部　高松　松山　高知　福岡　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島　那覇　利尻　中標津　紋別　女満別　大館能代　庄内　福島　八丈島　富山　能登　静岡　神戸　鳥取　石見　岡山　佐賀　宮古　新石垣　小松　美保（米子）　岩国　徳島	全日本空輸株式会社
（略）	（略）
成田国際　中部国際　関西国際　新千歳　釧路　仙台　新潟　福岡　長崎　大分　宮崎　鹿児島　那覇　女満別　奄美　新石垣	ピーチ・アビエーション株式会社
（略）	（略）
新潟　札幌（丘珠）	トキエア株式会社

ロ　（略）

附　則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

○防衛省告示第七十三号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、航空保安無線施設についての告示（平成五年防衛庁告示第百四十八号）の全部を次のように改正する。

令和七年四月一日

防衛大臣　中谷　元

(1)名称、位置及び所在地			(2)種類及び方式	(3)使用開始期日	(4)搬送周波数	(5)空中線電力	(6)コースの方向	(7)識別符号	(8)運用時間	(9)利用上の特記事項
名称	位置	所在地								
大湊タカン	N41°13′42″ E141°08′22″	青森県むつ市	タカン	H 5. 8.19	1,056MHz	5.0ｋW	全方向	OMT	8時から16時45分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は休止とする。休止時間中にあっても、1時間以上前に要求があれば運用する。	なし

○防衛省告示第七十四号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、航空保安無線施設についての告示（平成十三年防衛庁告示第四十二号）の全部を次のように改正する。

令和七年四月一日

防衛大臣　中谷　元

(1) 名称、位置及び所在地			(2) 種類及び方式	(3) 使用開始期日	(4) 搬送周波数	(5) 空中線電力	(6) コースの方向	(7) 識別符号	(8) 運用時間	(9) 利用上の特記事項
名称	位置	所在地								
舞鶴タカン	Ｎ35°32′42″ Ｅ135°25′42″	京都府舞鶴市	タカン	H13. 3.22	1,120MHz	5.0ｋＷ	全方向	ＭＺＴ	８時から16時45分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は休止とする。休止時間中にあっても、１時間以上前に要求があれば運用する。	なし

○防衛省告示第七十五号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、航空保安無線施設についての告示（平成三年防衛庁告示第百四十号）の全部を次のように改正する。

令和七年四月一日

防衛大臣　中谷　元

(1) 名称、位置及び所在地			(2) 種類及び方式	(3) 使用開始期日	(4) 搬送周波数	(5) 空中線電力	(6) コースの方向	(7) 識別符号	(8) 運用時間	(9) 利用上の特記事項
名称	位置	所在地								
小松島タカン	Ｎ34°00′03″ Ｅ134°37′42″	徳島県小松島市	タカン	Ｈ 3. 7.25	1,043MHz	5.0ｋＷ	全方向	ＫＪＴ	８時から16時45分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は休止とする。休止時間中にあっても、１時間以上前に要求があれば運用する。	なし

○防衛省告示第七十六号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、航空保安無線施設についての告示（平成二年防衛庁告示第百十三号）の全部を次のように改正する。

令和七年四月一日

防衛大臣　中谷　元

(1) 名称、位置及び所在地			(2) 種類及び方式	(3) 使用開始期日	(4) 搬送周波数	(5) 空中線電力	(6) コースの方向	(7) 識別符号	(8) 運用時間	(9) 利用上の特記事項
名称	位置	所在地								
小月タカン	Ｎ34°02′27″ Ｅ131°03′05″	山口県下関市	タカン	Ｈ 2. 7. 2	1,145MHz	5.0ｋＷ	全方向	ＯＣＴ	８時から16時45分まで。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年の１月３日までの日は休止とする。休止時間中にあっても、１時間以上前に要求があれば運用する。	なし

○東北地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東松島市川下字袖谷地四番一から同市川下字袖谷地無番まで	前	一八・九三～九〇・八五メートル	〇〇・四三五キロメートル	
	後	一八・九三～三三・〇四メートル	〇〇・四三五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮城県黒川郡大衡村駒場字上横前二〇番一から同村駒場字蕨崎三二番一まで	前	三二・四九～二六七・〇四メートル	〇〇・三〇〇キロメートル	
	後	三二・四九～一四一・六七メートル	〇〇・三〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山形県東置賜郡川西町大字下小松字中野三一四三番から南陽市和田字深田三五三一番一まで	前	ＢＡ 一〇〇・二〇～一〇〇・一六～二九五・八七メートル	七一・二〇～七七・五六二キロメートル	上記Ａ、Ｂは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ 三〇〇・七二～四一一・六六～二九五・八七メートル	〇・〇九六～七七・八四〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月一日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　足利佐野都市計画道路事業三・四・一号前橋水戸線、三・五・二百八号昇栄殿町線、三・四・二百五号佐野行田線及び三・四・二百六号本町奈良渕線

三　事業施行期間　自令和七年四月一日至令和十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　栃木県佐野市万町字万町、本町字本町、大和町字江戸町及び大町字大町地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	八王子市大船町一〇二六番から同市大船町一〇二一番地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月一日

○北陸地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　北陸地方整備局長　髙松　論

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び百五十九号	石川県河北郡津幡町字北中条五号五五番一から同町字南中条五号一番一まで	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月一日

○中部地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　中部地方整備局長　佐藤　寿延

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十三号	長野県下伊那郡根羽村五一五〇番一から同村五〇九四番二まで	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月一日

○中部地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
長野県下伊那郡根羽村五三一七番一四六から同村五三番三まで	前	三六・七六～五七・八〇	〇・〇四七
	後	三六・七六～七〇・三三	〇・〇四七

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十三号	長野県下伊那郡根羽村五三一七番一四六から同村五五〇三番三まで	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月一日

○中部地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
長野県下伊那郡阿智村智里三〇九二番九から同村智里三三六六番八まで	前	二二・六四～四〇・三四	〇・〇九八
	後	二二・六四～四二・一五	〇・〇九八

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十一号

海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一条の五第二項の規定に基づき、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第二項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わって行う権限のうち、同政令第一条の五第一項第二十八号から第三十号までに掲げる権限を除く区域を定めたので、公示する。

令和七年四月一日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

一．日方水門

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(8)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1) 北緯三四度〇九分〇四秒七三六五　東経一三五度一二分〇四秒四八三七の地点
(2) 北緯三四度〇九分〇五秒七〇二一　東経一三五度一二分〇四秒五八九一の地点
(3) 北緯三四度〇九分〇五秒五二五八　東経一三五度一二分〇六秒二二七三の地点
(4) 北緯三四度〇九分〇五秒三五二一　東経一三五度一二分〇六秒二〇〇三の地点
(5) 北緯三四度〇九分〇五秒二八八八　東経一三五度一二分〇六秒八〇五三の地点
(6) 北緯三四度〇九分〇五秒〇七六七　東経一三五度一二分〇六秒八一八四の地点
(7) 北緯三四度〇九分〇五秒〇四八三　東経一三五度一二分〇六秒一五三〇の地点
(8) 北緯三四度〇九分〇四秒五六〇二　東経一三五度一二分〇六秒〇七六九の地点

二．内海水門

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(9)に掲げる地点と(18)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(9) 北緯三四度〇九分〇六秒六三四八　東経一三五度一二分二九秒九二九〇の地点
(10) 北緯三四度〇九分〇七秒〇一五四　東経一三五度一二分三六秒〇六八〇の地点
(11) 北緯三四度〇九分〇七秒〇三四四　東経一三五度一二分三六秒三二一九の地点
(12) 北緯三四度〇九分〇五秒二九八八　東経一三五度一二分三六秒四五七一の地点
(13) 北緯三四度〇九分〇五秒二六七八　東経一三五度一二分三六秒一八九二の地点
(14) 北緯三四度〇九分〇五秒一一六八　東経一三五度一二分三四秒五一五二の地点
(15) 北緯三四度〇九分〇三秒七五〇八　東経一三五度一二分三四秒六二一六の地点
(16) 北緯三四度〇九分〇三秒六二四〇　東経一三五度一二分三二秒三九三三の地点
(17) 北緯三四度〇九分〇三秒五〇一九　東経一三五度一二分三〇秒二四八五の地点
(18) 北緯三四度〇九分〇五秒〇〇四二　東経一三五度一二分三〇秒〇九四五の地点

○近畿地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
湖南市石部北二丁目二一〇四番から草津市大路三丁目字新屋敷六五番一まで	前	A 一〇・五〇～二〇・一九	五一・五〇～三五〇・八三	三・三六三
		B 一〇・五〇～二〇・一九	五一・五〇～三五〇・八三	八・〇〇二
	後	A 一〇・五〇～二〇・一九	五一・五〇～三五〇・八三	三・三六三
		B 一〇・五〇～二〇・一九	五一・五〇～三五〇・八三	八・〇〇二

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○近畿地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
高砂市北濱町西濱字南春日二一〇番一から同市北濱町西濱字南春日二一〇番一二まで	前	六三・一五～二〇一・三一	〇・一〇二	
	後	六二・七二～一九六・四三	〇・一〇二	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
相生市若狭野町若狭野字下河原一七番一地先から赤穂市有年原字西原向イ二四五番二まで	前	B　九・四六～二五・六一	三四・三四～三三一・一三	二・五四六
		A　二五・六一～三三一・一三		二・五九〇
	後	B　九・四六～二五・六一	三四・三四～九九・二五	二・五四六
		A　二五・六一～九九・二五		二・五九〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
洲本市宇山一丁目二七八番三から同市宇山三丁目五四番一まで	前	九・五五～一四・〇七	〇・四四一
	後	九・五五～一七・〇〇	〇・四四一

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十八号	洲本市宇山一丁目二七八番三から同市宇山三丁目五四番一まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月一日

○近畿地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
大阪市西淀川区中島一丁目九七九番三から同市西淀川区中島一丁目九七七番二地先まで	前	四三・九一～六六・八〇	〇・〇一二	
	後	四三・九一～四三・九一	〇・〇一二	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
京都府相楽郡精華町大字乾谷小字大崩三六番から同町大字乾谷小字三本木六番四まで	前	B　一〇・〇〇～三〇・八四	〇・四七八	
		A　四二・五〇～七〇・八七	〇・四一五	
	後	B　四二・五〇～七〇・八七	〇・四一五	
		A　二八・〇〇～五一・一五	〇・一七五	
京都府相楽郡精華町大字乾谷小字三本木六番四から同町大字山田小字金堀三一番四まで	後	二八・〇〇～五一・一五	〇・一七五	

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○中国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

中国地方整備局長　林　正道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号及び百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
広島市東区牛田新町二丁目一九二番二〇から同市東区牛田新町二丁目一九二番一六まで	前	六〇・五一～八三・九六	
	後	六〇・五一～七一・一三	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

中国地方整備局長　林　正道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十九号及び四百八十二号	鳥取県八頭郡若桜町大字浅井字車堂三七三番八から同町大字浅井字樋ヶ渕二二一番一まで	中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月一日

○四国地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号及び百九十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
高知県吾川郡いの町枝川字椋二七七番二から同町枝川字椋二二六五番四まで	前	四三・二五～四四・二六	
	後	八・九三～〇・〇五四	
高知県吾川郡いの町枝川字椋二二六五番四から同町波川字ハリギ三〇九番一まで	前	八・三四～三〇・八〇	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一二・五〇～一六九・一四	
	A	八・三四～三〇・八〇	
	B・C・D・E	一二・五〇～一六九・一四	
高知県吾川郡いの町波川字ハリギ三〇九番一から同町波川字五百地一〇八番一まで	前	五・二八一～〇・二一八	
	後	五・二〇四～〇・二一八	
	A	八・九三～一六九・一四	
	B・C・D・E	八・九三～一六九・一四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号	高知県吾川郡いの町枝川字ヨシカ中一二七四番六から同町字天神山六九九三番三三地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月一日

○四国地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
高知県幡多郡黒潮町拳ノ川字丸松二一六番一から同町佐賀字記念地二二四〇番一まで	前	九・五〇～七二・五〇	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	七・五九五～七・五九五	
	A	九・五〇～七二・五〇	
	B・C・D	一二・二〇～二八三・四〇	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月一日

九州地方整備局長　森田　康夫

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　福岡広域都市計画道路事業三・三・一―二十一号長浜太宰府線

三　事業施行期間　自令和七年四月一日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福岡県春日市須玖南三丁目、須玖南六丁目、須玖南七丁目、須玖北六丁目及び須玖北七丁目地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月一日

九州地方整備局長　森田　康夫

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　熊本都市計画下水道事業熊本セミコン特定公共下水道

三　事業施行期間　自令和七年四月一日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　熊本県合志市福原字馬立、字上馬立、字下馬立及び字宮ノ上並びに同県菊池郡菊陽町大字原水字西上原地内

使用の部分　熊本県熊本市北区弓削二丁目、弓削三丁目、弓削四丁目及び弓削六丁目、同県合志市竹迫字中津並びに福原字長迫、字馬飼代、字大谷及び字上馬立並びに同県菊池郡菊陽町大字原水字下大谷、字村上、字井手ノ上、字大人足、字佐渡原、字西佐渡原、字北上原、字西上原、字上長塚、字上堀川、字上前通、字中堀川、字中前通、字道上、字北下原、字上中野及び字下中野並びに大字津久礼字下沖野、字廣街道及び字石坂地内

○北海道開発局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道宗谷郡猿払村浜鬼志別四三六番一から同村知来別四六二一番まで	前	A　二一・三八～二五・五九メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二〇・八九～五五・五八メートル	
	後	B　二〇・八九～五五・五八メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月一日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
紋別市沼の上一七八番から同市小向七九番三まで	前	A　九・五〇～一二四・三〇メートル	上記A、B、C、D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E　一四・七〇～一四九・八六メートル	
	後	A　九・五〇～一二四・三〇メートル	
		B・C・D・E　一一・二五～一四九・八六メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道岩内郡岩内町字大浜一番一七地先から同郡共和町幌似二〇三〇番四まで	前	A　一八・〇〇～四八・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一四・〇〇～七九・九〇メートル	
	後	A　一八・〇〇～四一・二七キロメートル	
		B　一三・七〇～七九・九〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道上川郡下川町二の橋九五五番一から同町二の橋五七〇番二まで	前	A　二二・九九～四七・〇〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二〇・九一～四〇・三〇メートル	
	後	A　〇・九五六～〇・九一五キロメートル	
		B　二二・九九～七五・六九メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　　北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十四号

(三)　道路の区域

区間	後変更前	敷地の幅員	延長	備考
北海道網走郡大空町女満別開陽一番地から同町字北中条五号五番一まで	後	二一・四メートル	一二キロメートル	区域の境界線は、別図Aに記載する。
	前	二一・〇メートル	一二・〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

官　庁　報　告

官　庁　事　項

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十七号の規定に基づき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

令和七年四月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

第百二十一号を次のように改める。

百二十一　読売テレビ放送株式会社

人事院公示第 11 号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年４月１日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一～十九　（略）	一～十九　（略）
二十　人事院規則９－123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項	二十　人事院規則９－123（本府省業務調整手当）に規定する次に掲げる事項
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　第３条第13号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。	(3)　第３条第13号の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。
(4)　第３条第13号ロ又は第15号イからニまでの規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。	(4)　第３条第15号イからニまでの規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること。
(5)・(6)　（略）	(5)・(6)　（略）
二十一～二十四　（略）	二十一～二十四　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和７年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第 12 号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、令和４年人事院公示第２号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年４月１日　　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一～六　（略）	一～六　（略）
七　人事院規則11―11（管理監督職勤務上限年齢による降任等）に規定する次に掲げる事項	七　人事院規則11―11（管理監督職勤務上限年齢による降任等）に規定する次に掲げる事項
(1)～(6)　（略）	(1)～(6)　（略）
(7)　第12条第２号、第４号、第５号、第７号の２、第９号、第10号又は第11号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。	(7)　第12条第２号、第４号、第５号、第７号の２、第９号又は第10号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官職について定めること。
(8)～(11)　（略）	(8)～(11)　（略）
八　（略）	八　（略）
３　（略）	３　（略）

２　この決定による改正は、令和７年４月１日から効力を発生する。

北陸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号及び百五十九号

(三)　占用を制限する区域

区域	備考
石川県河北郡津幡町字北中条五号五番一から同町字南中条五号一番一まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和７年４月２日

(七) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一) 道路の種類	(二) 路線名	(三) 占用を制限する区域	備考
一般国道	百五十三号	長野県下伊那郡根羽村地内	(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 (五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。 (六) 占用の制限の開始の期日　令和７年４月１日 (七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類	(二) 路線名	(三) 占用を制限する区域	備考
一般国道	三十三号	高知県吾川郡いの町枝川字ヨシカ中一二七四番六から同町字天神山六九九三番三三地先まで	(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 (五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。 (六) 占用の制限の開始の期日　令和７年４月１日 (七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類	(二) 路線名	(三) 占用を制限する区域	備考
一般国道	二百二号	佐賀県西松浦郡有田町下山谷字鈴茅乙二七〇番一から同町下山谷字鈴茅乙二七一番一まで	(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 (五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。 (六) 占用の制限の開始の期日　令和７年４月２日 (七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

国家試験

令和７年度司法書士試験に関する公告

司法書士法（昭和25年法律第197号）第６条第１項の規定に基づき、令和７年度における司法書士試験を次のとおり行う。

令和７年４月１日　　法務大臣　鈴木　馨祐

1　受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

2　試験期日

筆記試験　令和７年７月６日（日曜日）

口述試験　令和７年10月14日（火曜日）

3　試験の内容

⑴　憲法、民法、商法（会社法その他の商法分野に関する法令を含む。）及び刑法に関する知識

⑵　不動産登記及び商業（法人）登記に関する知識（登記申請書の作成に関するものを含む。）

⑶　供託並びに民事訴訟、民事執行及び民事保全に関する知識

⑷　その他司法書士法第３条第１項第１号から第５号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

4　試験の時間割等

⑴　指定時刻

司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）第６条第１項の時刻（以下「指定時刻」という。）として、午前の部については午前９時15分、午後の部については午後０時45分を指定する。

受験者は、指定時刻までに試験場内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けることができない。

⑵　筆記試験

ア　時間割は、次のとおりである。

	時　間	試験の内容
指定時刻	午前の部の指定時刻は午前９時15分 午後の部の指定時刻は午後０時45分	
午前の部	午前９時30分から午前11時30分までの２時間	前記３の⑴
午後の部	午後１時00分から午後４時00分までの３時間	前記３の⑵から⑷まで

イ　午前の部の試験（前記３⑴）及び午後の部の試験のうち前記３⑶及び⑷については多肢択一式により、午後の部の試験のうち前記３⑵については多肢択一式及び記述式により、それぞれ実施する。

なお、午前の部の試験の多肢択一式問題、午後の部の試験の多肢択一式問題又は午後の部の試験の記述式問題の各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とする。

⑶　口述試験

筆記試験に合格した者につき、前記３⑵及び⑷に掲げる事項について行う。

⑷　筆記試験免除申請者

令和６年度の司法書士試験の筆記試験合格者については、今回の司法書士試験の筆記試験を免除する。

⑸　法令等の適用日

筆記試験及び口述試験の解答に当たり適用すべき法令等は、令和７年４月１日（火曜日）現在において施行されているもの（同日が施行日とされているものを含む。）とする。

5　試験場所

⑴　筆記試験

受験申請書類を提出した法務局又は地方法務局（横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇に限る。）が指定する場所

⑵　口述試験

法務局及びその管内の地方法務局（横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇に限る。）における筆記試験の合格者については、その法務局が指定する場所

筆記試験免除申請者については、受験申請書類を提出した法務局が指定する場所

6　受験申請受付期間

令和７年５月２日（金曜日）から同年５月16日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前９時00分から正午まで及び午後１時00分から午後５時00分まで。

なお、受験申請書類を郵送によって提出する場合には、書留郵便によるものとし、令和７年５月16日（金曜日）までの消印があることを要する。

7　受験申請書類の提出先

法務局民事行政部総務課又は地方法務局（横浜、さいたま、千葉、静岡、京都、神戸及び那覇に限る。）総務課

筆記試験免除申請者については、法務局民事行政部総務課

8　受験手数料

8,000円の額に相当する収入印紙を受験申請書に貼って納付すること。

9　受験申請書等の用紙の交付

受験申請書その他の受験の申請に必要な書類の用紙は、令和７年４月１日（火曜日）から全国の法務局及び地方法務局の総務課において交付する。

なお、郵送によって受験申請書等の用紙を請求する場合には、返送用として、郵便番号、住所及び氏名を記載し、郵便切手（180円）を貼った角形２号の郵便封筒を同封すること。

10　筆記試験の結果の発表

令和７年８月12日（火曜日）の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）において、筆記試験問題、多肢択一式問題の正解及び基準点等を掲載する。

筆記試験合格者については、令和７年10月２日（木曜日）の午後４時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局に掲示して行うほか、筆記試験合格者に対して筆記試験合格通知書を発送して行う。また、同日の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）にも筆記試験合格者の受験番号を掲載する。

11　最終合格者の発表

令和７年11月４日（火曜日）の午後４時に、筆記試験を実施した法務局又は地方法務局に掲示して行うほか、同日の午後４時に、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/）にも最終合格者の受験番号を掲載する。また、令和７年11月28日（金曜日）の官報において、最終合格者の受験番号及び氏名を公告する。

なお、最終合格者本人には、司法書士試験合格証書を交付する。

おって、今回の筆記試験に合格した者については、その申請によって次回（令和８年度）の司法書士試験の筆記試験が免除される。

令和７年度検察官特別考試の施行

令和７年度検察官特別考試の施行について、次のとおり公告する。

令和７年４月１日

検察官・公証人特別任用等審査会長

寺脇　一峰

1　筆記試験

⑴　期日　令和７年７月２日（水）から同月４日（金）まで

⑵　場所　東京高等検察庁（東京都千代田区霞が関１－１－１）

2　口述試験

⑴　期日　令和７年10月１日（水）及び同月２日（木）

⑵　場所　法務省（東京都千代田区霞が関１－１－１）

3　出願期間　令和７年５月７日（水）から同月21日（水）まで

4　受験手続　試験を受けようとする者（令和８年４月１日現在で副検事在職３年以上の者）は、所轄検事長を経由して受験願書を検察官・公証人特別任用等審査会宛て提出しなければならない。

令和６年度情報処理技術者試験合格者

令和６年度情報処理技術者試験（２月実施分）のうち、ＩＴパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験の合格者を令和７年３月14日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

令和７年４月１日

経済産業大臣　武藤　容治

ＩＴパスポート試験に係るもの

IP240211MX IP240212AF IP240212NR IP2402153P IP24021A1W IP24021GAB IP24021YJS IP240228YM IP24022A3D IP24022FPW IP24022VQW IP24022VZB IP240233ED IP2402359D IP240238P3 IP24023FMM IP24023GNU IP24023NR6 IP24023SZZ IP24023T1R
IP24023UV5 IP24023YX6 IP240242TB IP240242Y1 IP2402438Y IP240246EQ IP24024GCR IP24024H2H IP24024QW3 IP24024VX5 IP24025A2F IP24025BMU IP24025FNV IP24025W74 IP24025Y4E IP2402613F IP24026GNZ IP24026J1P IP24026QV6 IP24026V5Y
IP24026W1H IP24027B8Q IP24027BZV IP24027FZ1 IP24027M1J IP24027RMS IP24027XHB IP24028CH8 IP24028EPZ IP24028EQG IP240294YN IP24029Q5C IP24029RQP IP24029U6T IP24029WAT IP2402A5MS IP2402A9N1 IP2402AP2Y IP2402B82R IP2402B9XR
IP2402BJC1 IP2402BW23 IP2402C4XP IP2402CP5Z IP2402CR18 IP2402CW6U IP2402D2RJ IP2402D6V4 IP2402DB13 IP2402E4TU IP2402E57G IP2402E97H IP2402ENX9 IP2402F34Q IP2402FD3Q IP2402G4T1 IP2402G84S IP2402GZQ9 IP2402H2JU IP2402HC17
IP2402HZ5W IP2402J2C4 IP2402JUB3 IP2402M6RJ IP2402M9EQ IP2402N2TY IP2402NCN6 IP2402P55U IP2402P5VA IP2402P8HR IP2402PEF4 IP2402PY5Z IP2402Q8Z6 IP2402RPH6 IP2402S52C IP2402S5N5 IP2402S8EU IP2402SB9D IP2402T2M3 IP2402T4PT
IP2402T4R7 IP2402TMY3 IP2402UV1Q IP2402UZ88 IP2402UZD3 IP2402V3MH IP2402V7MU IP2402W2RW IP2402WB4Y IP2402WG9P IP2402WSE9 IP2402WSW7 IP2402X5S6 IP2402XVZ7 IP2402YA3R IP2402YH8W IP2402YHN2 IP2402ZA2D IP24031HYN IP24031J7Y
IP24031NBG IP24031RHH IP24031TYU IP24031WAW IP24032EXT IP24032PHP IP24033PRQ IP24033RNC IP24034BJY IP24034S6B IP240369JP IP24036BJ2 IP24036P8H IP24036YPZ IP240373GG IP240374VP IP2403AR8W IP2403AT2N IP2403B3UT IP2403BPY4
IP2403DE8R IP2403DM4Q IP2403E2CT IP2403EJ89 IP2403F3WR IP2403F751 IP2403FT6N IP2403G8ZB IP2403GH77 IP2403N8TS IP2403P24F IP2403P74V IP2403PP77 IP2403R9RN IP2403RC32 IP2403U2JC IP2403XPY5 IP2403Z7HM IP2403ZJF2 IP24041AB6
IP24041TSP IP240445ZS IP24044F2C IP24047BTJ IP24049CDC IP24049N23 IP2404B7XH IP2404C1M1 IP2404C8U5 IP2404D43W IP2404GBY3 IP2404H5U8 IP2404J2Q7 IP2404MRX1 IP2404MX9D IP2404NB8R IP2404P9J8 IP2404PA49 IP2404R8YB IP2404SUZ6
IP2404U6B7 IP2404W4HW IP2404WH63 IP2404Y5XH IP240557HR IP24055D4C IP24055HA2 IP24055NXM IP24057HH6 IP24057X1B IP24057YHM IP24058NSN IP2405A4VS IP2405ER7N IP2405F9RV IP2405GF97 IP2405H29Q IP2405J3TS IP2405JFN4 IP2405M3BR
IP2405P37S IP2405Q5EU IP2405R7C9 IP2405V8AQ IP2405WGM5 IP2405XE68 IP2405XS17 IP2405Y234 IP2405YB45 IP24061FCG IP24061GHB IP24061R66 IP2406219D IP24062JQE IP24062PBP IP24062PZ4 IP24062ZEV IP24063CSZ IP24063DV2 IP24063MC2
IP24063V7Q IP24064AC6 IP24064HXC IP24064J6U IP24065A3A IP24065WJ2 IP24065YXT IP24066HAX IP24066J5Z IP24066WWF IP24067VT1 IP24068SCH IP24069QBV IP24069U4G IP2406A19R IP2406A32N IP2406AJ5H IP2406B22J IP2406C6Z2 IP2406C8WT
IP2406CH5B IP2406CY9B IP2406D96U IP2406D983 IP2406DAX7 IP2406EU8X IP2406H48B IP2406H63B IP2406HRF9 IP2406J948 IP2406JC6Q IP2406JN8F IP2406Q356 IP2406QF98 IP2406R23N IP2406R7S2 IP2406RB9U IP2406RF54 IP2406S1A9 IP2406ZQB3
IP240715PD IP240717JV IP24071MTY IP240725J4 IP24072MYA IP24072PE8 IP24072R5H IP240732YZ IP2407384P IP240739Y4 IP24073CNJ IP24073HGQ IP2407475D IP24074DAX IP24074P5Z IP240755HE IP24075CH2 IP240765YM IP24076CRH IP24076HHJ
IP24076JPM IP24076M3X IP24076QET IP24076TRA IP24076YT1 IP24076YUM IP24077E9Y IP24077GUU IP24077QAH IP24077RWQ IP24078EE7 IP24078HG4 IP240791WQ IP24079ZQP IP2407A5TM IP2407A8UF IP2407B67P IP2407B7R8 IP2407C58U IP2407D1D2
IP2407ES9C IP2407F7NF IP2407H22D IP2407HS8A IP2407M6YT IP2407P1WS IP2407P3GP IP2407P8BW IP2407Q8DB IP2407Q9EH IP2407R8BT IP2407R9F3 IP2407RQ4H IP2407RY5T IP2407S4BQ IP2407SJX3 IP2407TF4Q IP2407UCS8 IP2407UD6E IP2407W7VA
IP2407WRN5 IP2407ZU57 IP2407ZVZ7 IP24081CDX IP24081VYC IP24081WZ8 IP24081YWV IP24082CCJ IP24082EA2 IP24082FBC IP24082NRC IP24083CM8 IP24083RPC IP24083RWA IP24083S6W IP24083TWF IP240844Y3 IP240848AJ IP24084QSV IP24084VQ7
IP240858FR IP24085Q6S IP24085UX1 IP240864FE IP240869QQ IP240869WX IP24086FDS IP24086NDW IP24086SR9 IP24086UG2 IP24087M41 IP24087M8W IP24087SFA IP240886FF IP24088GFX IP24088HDW IP24088QCS IP24088TF2 IP24089HVE IP24089NF6
IP24089TYE IP24089WDM IP2408A92V IP2408B1BZ IP2408B2M6 IP2408CG4A IP2408D285 IP2408DBY8 IP2408DVE5 IP2408EEF1 IP2408EH11 IP2408F4FP IP2408FQG8 IP2408G67M IP2408GB64 IP2408GSV5 IP2408GWQ1 IP2408H2FN IP2408H85D IP2408HA5Q
IP2408HX37 IP2408J4ET IP2408J6NU IP2408J7RY IP2408JR7U IP2408M94R IP2408M9EQ IP2408MFW7 IP2408MG5E IP2408N1PA IP2408N4C5 IP2408N6ZQ IP2408NM9M IP2408PT92 IP2408QX4U IP2408R547 IP2408RW11 IP2408TD9J IP2408TRC4 IP2408U1D3
IP2408U36Y IP2408UE93 IP2408V1A7 IP2408V1B1 IP2408VDR8 IP2408VQM3 IP2408W918 IP2408WY57 IP2408X5FQ IP2408XE9E IP2408Y2RF IP2408Y532 IP2408Y6X1 IP2408Y98N IP240914ST IP24091DF5 IP24091E81 IP24091HGD IP24091NCP IP24091Q45
IP24091RED IP24091VGG IP24091XUQ IP2409211H IP240924BN IP240928S5 IP24092BF5 IP24092BPG IP24092GQ2 IP24092Q6P IP24092T59 IP24092UFY IP24092ZRT IP240933CU IP24093QTH IP24093SVB IP24093VC6 IP24093VRV IP24093ZPQ IP24094BCX
IP24094EHW IP24094PNH IP24094S9S IP24094YSH IP2409551M IP2409585H IP240958SW IP24095AQG IP24095JE2 IP24095PNU IP24095PRM IP24095QNS IP24095TGW IP24095UQR IP240961FZ IP2409661H IP24096VBU IP24097AN7 IP24097MUR IP24097NYN
IP24097RQT IP24097S55 IP24097V4Z IP24097Y5R IP24097YUZ IP24097ZWV IP24098AYC IP24098DT9 IP24098F7J IP24098JBQ IP24098ZDB IP240992QA IP240994UN IP2409951Y IP240995XJ IP2409979B IP240999TC IP24099ARC IP24099AVU IP24099CXJ
IP24099G3H IP24099JAF IP24099JMX IP24099MP4 IP24099V6B IP24099VMG IP24099W9T IP24099ZUV IP24099ZVV IP2409B6C5 IP2409B7W7 IP2409BC4D IP2409BJ84 IP2409BS3W IP2409BX29 IP2409C1R8 IP2409C225 IP2409C236 IP2409C2J9 IP2409C6DU
IP2409D26Q IP2409DN67 IP2409DY3N IP2409E2BT IP2409E6EY IP2409ERX7 IP2409ES24 IP2409F36W IP2409F73M IP2409FJM5 IP2409G8G5 IP2409GFE4 IP2409H2H4 IP2409H4MN IP2409H5SH IP2409H5T8 IP2409H8VC IP2409HAG7 IP2409HYB5 IP2409J3PC
IP2409JSC5 IP2409MA7P IP2409N5W9 IP2409N9W8 IP2409NFZ4 IP2409NTV1 IP2409NV74 IP2409P89T IP2409P8NT IP2409PQ16 IP2409PVG7 IP2409PY9R IP2409Q6Y4 IP2409R2SD IP2409R42V IP2409R9BW IP2409RGC1 IP2409RQ5H IP2409S8R1 IP2409SFQ4
IP2409SJ7V IP2409SRQ6 IP2409TP7A IP2409U1WF IP2409U2XW IP2409U6DP IP2409UR98 IP2409USN3 IP2409UT8R IP2409VJ8D IP2409W1S2 IP2409W72M IP2409W75B IP2409WH4V IP2409WJ4B IP2409X4WP IP2409YA8Q IP2409YB37 IP2409YGV9 IP2409YT1J
IP2409YTJ6 IP2409Z7CZ IP2409ZJB IP2409ZA26 IP2409ZM2M IP2410148Y IP2410150U IP24101A64 IP24101BDH IP24101CS9 IP24101EXS IP24101F48 IP24101H5X IP24101Q85 IP24101T7G IP24101UVW IP24101UWP IP24101V6A IP24101VE9 IP24101WZ6
IP24101XN4 IP24101YXV IP241026VB IP2410299R IP24102A63 IP24102C2C IP24102DT7 IP24102GHF IP24102JEV IP24102JUS IP24102P54 IP24102PJ9 IP24102PZN IP24102SGP IP24102SM6 IP24102SSJ IP24102WJ2 IP24102ZUM IP24102ZWY IP241032DX
IP241032N4 IP2410343J IP241035U5 IP241036FN IP241038BF IP24103CRY IP24103EQN IP24103H4W IP24103HFB IP24103NTT IP24103PG1 IP24103QWP IP24103TPG IP24103UTB IP24103V6H IP24103WFS IP24103WTM IP24103XDD IP241047UU IP241047XG
IP241048EZ IP24104C2G IP24104CPZ IP24104E62 IP24104GRC IP24104JBD IP24104MP3 IP24104PMR IP24104RVN IP24104T5Q IP24104W79 IP24104XNZ IP24104YSD IP24104Z2Q IP241054AQ IP2410566X IP241056YJ IP24105C9Q IP24105CSG IP24105GBR
IP24105NRU IP24105PNW IP24105RRC IP24105RXQ IP24105SG3 IP24105TTP IP24105USF IP2410622U IP241062TQ IP241063H3 IP241063WT IP2410642C IP241065WB IP241067WB IP241068F7 IP241068QS IP24106BWW IP24106DU7 IP24106HMN IP24106JJB
IP24106N9C IP24106Q9R IP24106QYR IP24106SNZ IP24106V6H IP24106Y2H IP24106ZFJ IP241073PN IP2410797U IP24107BA9 IP24107BMA IP24107FAN IP24107HDU IP24107MPM IP24107QC3 IP24107QNP IP24107QVN IP24107TQ8 IP24107UA8 IP24107WAT
IP24107WMR IP24107Z2U IP241082JV IP241084DF IP241086NU IP241086ZQ IP241089FW IP24108G4M IP24108GM3 IP24108GQP IP24108PY3 IP24108SD7 IP24108TGC IP24108VG9 IP241092DR IP241095TN IP241096TD IP24109DX5 IP24109E4P IP24109FF6
IP24109HMY IP24109RQZ IP24109TFP IP2410APJ3 IP2410AV8N IP2410B47A IP2410B6EP IP2410BBB7 IP2410BVU4 IP2410BZ48 IP2410C2AG IP2410C6YP IP2410C861 IP2410CC6A IP2410CE8Y IP2410CJ55 IP2410CMH7 IP2410D2H3 IP2410D34Z IP2410D4B9
IP2410D93F IP2410DJ6M IP2410DP4N IP2410DT8S IP2410DY7H IP2410E15N IP2410E1FJ IP2410E6RV IP2410EMV3 IP2410EN54 IP2410F3BT IP2410F5Q9 IP2410F6YH IP2410F958 IP2410F9N9 IP2410FTJ5 IP2410FUJ9 IP2410G1EY IP2410G57M IP2410G84Z
IP2410G9DX IP2410G9J3 IP2410GA1U IP2410H3E1 IP2410H4DY IP2410H5WM IP2410HQ6W IP2410HUM1 IP2410HY8X IP2410J1C4 IP2410J29S IP2410J3XC IP2410J7A3 IP2410J856 IP2410J882 IP2410J991 IP2410JFR4 IP2410JJB1 IP2410JS8N IP2410M21G
IP2410M4Q3 IP2410M7A9 IP2410MBU1 IP2410ME8E IP2410MG12 IP2410MS8B IP2410MT9E IP2410MWQ8 IP2410MXC8 IP2410N3XC IP2410N9WM IP2410NB5T IP2410NG5E IP2410NHY1 IP2410P12C IP2410P172 IP2410P2WB IP2410P47W IP2410P5GZ IP2410P63Z
IP2410PD51 IP2410PG6B IP2410PHS4 IP2410PV1P IP2410PX1W IP2410PY9U IP2410PZ9U IP2410Q38J IP2410Q9SP IP2410QED8 IP2410QEJ6 IP2410QM92 IP2410R45N IP2410R5YX IP2410RDF4 IP2410S1EH IP2410S23B IP2410S24C IP2410S3GV IP2410S666
IP2410S9X7 IP2410SEE6 IP2410SM95 IP2410SN54 IP2410SR7J IP2410SRD7 IP2410SU21 IP2410SUQ9 IP2410SY4H IP2410SZ3S IP2410T17F IP2410T42G IP2410TCC1 IP2410U2B1 IP2410U4EP IP2410U58B IP2410U7C1 IP2410U7EX IP2410U9DW IP2410UDJ2
IP2410UE7C IP2410UJT5 IP2410URP3 IP2410UUM4 IP2410V12J IP2410V1SE IP2410VDM8 IP2410VW3J IP2410VWA1 IP2410VZ8V IP2410W2CR IP2410W7A3 IP2410W7GW IP2410W87J IP2410WH3Y IP2410WP2S IP2410WQU3 IP2410WU88 IP2410X8T1 IP2410XC51

IP2410XV68 IP2410Y653 IP2410Y667Z IP2410Y6W7 IP2410Y7E1 IP2410Y8SZ IP2410YYS6 IP2410Z4UG IP2410Z5SJ IP2410Z5WM IP2410Z8A5 IP2410ZU38 IP2411113NS IP2411123SW IP2411133GT IP2411133MP IP2411144G2 IP2411156N IP2411156YH IP2411165RS
IP2410Y6WS IP2411166S IP2411196B IP2411919JF IP2411919R4 IP2411BFQ IP2411BG2 IP2411BUS IP2411CHM IP2411CQU IP2411CZH IP2411DF5 IP2411E2Q IP2411EBW IP2411EH4 IP2411F8T IP2411FAF IP2411FJZ IP2411FZ4 IP2411FZY
IP2411HGS IP2411HEP IP2411IJAT IP2411LTDJ IP2411LTVM IP2411MV3 IP2411P4V IP2411PEN IP2411PMS IP2411QBV IP2411RHM IP2411RUG IP2411SFG IP2411SRN IP2411SSU IP2411SZ9
IP2411TF48 IP2411TTFQ IP2411TXC IP2411TZX IP2411VVY IP2411WIG IP2411WKH IP2411WZD IP2411WZU IP2411X2Q IP2411Z42J IP2411Z4VY IP2411Z5FG IP2411Z5TR IP2411Z5YE IP2411Z6MW
IP2411Z6ZM IP2411Z8BM IP2411Z8SA IP2411Z9FJ IP2411Z9MG IP2411Z4MH IP2411Z4P8 IP2411Z4YA IP2411Z5QT IP2411Z6BN IP2411Z6RY IP2411Z7CQ IP2411Z8CXW IP2411Z8DV IP2411Z8DPM IP2411Z8DTB
IP2411Z8EU IP2411Z8RC IP2411Z8TJQ IP2411Z9FN IP2411Z9FQ IP2411Z4UW IP2411Z4VJ IP2411Z5JT IP2411Z6ZT IP2411Z7NW IP2411Z8PRP IP2411Z8PUX IP2411Z8WFV IP2411Z8WVD
IP2411Z8WX IP2411Z9AQ IP2411Z9CW IP2411Z9MV IP2411Z9PT IP2411Z4AV IP2411Z4DP IP2411Z4JA IP2411Z4SR IP2411Z4VY IP2411Z5Z8 IP2411Z6EM IP2411Z6TN IP2411Z7BQ IP2411Z7CJ IP2411Z7JT IP2411Z7TA IP2411Z8JQ IP2411Z8JU IP2411Z8QXX IP2411Z8QZJ IP2411Z8RTU IP2411Z8SYU IP2411Z8TVU
IP2411Z8UC IP2411Z8UH IP2411Z8VJ IP2411Z8WP IP2411Z8WQ IP2411Z4BV IP2411Z4CV IP2411Z4DE IP2411Z4EB IP2411Z4FJ IP2411Z4FM IP2411Z4FW IP2411Z4GJT IP2411Z4JW IP2411Z4MTB IP2411Z4NEC IP2411Z4P2E IP2411Z4P4D
IP2411Z4PM IP2411Z4Q8 IP2411Z4Q9 IP2411Z4QM IP2411Z4QQ IP2411Z4RJT IP2411Z4RMD IP2411Z4RNC IP2411Z4RXF IP2411Z4T91 IP2411Z4UHG IP2411Z4UMH IP2411Z4VFQ IP2411Z4WDB IP2411Z4WNZ IP2411Z4XE9 IP2411Z4XUE IP2411Z4YFF
IP2411Z4Z78 IP2411Z4ZXN IP2411Z52JG IP2411Z52VV IP2411Z52XV IP2411Z53VV IP2411Z548G IP2411Z54CT IP2411Z54HQ IP2411Z55B4 IP2411Z55FR IP2411Z55ZG IP2411Z567N IP2411Z579Q IP2411Z586J IP2411Z59TX IP2411Z59UG IP2411Z5A4D IP2411Z5ATN
IP2411Z5BZA IP2411Z5C3S IP2411Z5CU4 IP2411Z5DC4 IP2411Z5DDE IP2411Z5DFN IP2411Z5DRP IP2411Z5E5Y IP2411Z5ET9 IP2411Z5EWM IP2411Z5FDB IP2411Z5FRB IP2411Z5FSY IP2411Z5GNU IP2411Z5HEX IP2411Z5HSG IP2411Z5WG IP2411Z5M4D
IP2411Z5M9J IP2411Z5MVT IP2411Z5MZS IP2411Z5N2B IP2411Z5NR1 IP2411Z5NRR IP2411Z5NTS IP2411Z5PG4 IP2411Z5QW1 IP2411Z5RHF IP2411Z5S7Y IP2411Z5T8M IP2411Z5TTR IP2411Z5U7C IP2411Z5UWG IP2411Z5V8N IP2411Z5VJA IP2411Z5W29
IP2411Z5W4S IP2411Z5WCF IP2411Z5YB8 IP2411Z5YP6 IP2411Z5YSS IP2411Z5YU3 IP2411Z5YYG IP2411Z6ZB5 IP2411Z6ZD6 IP2411Z6ZZV IP2411Z6ITZ IP2411Z6IVD IP2411Z6ZBY IP2411Z6ZEQ IP2411Z6ZG2 IP2411Z6ZHZ IP2411Z6ZT4 IP2411Z633W IP2411Z63E5
IP2411Z63EN IP2411Z64XX IP2411Z65EC IP2411Z65MS IP2411Z66D4 IP2411Z66DF IP2411Z67R9 IP2411Z68LB IP2411Z68U7 IP2411Z68VZ IP2411Z6BHG IP2411Z6BF7 IP2411Z6CGU IP2411Z6CWT IP2411Z6E63 IP2411Z6EDM IP2411Z6FZC
IP2411Z6GF2 IP2411Z6GFJ IP2411Z6J51 IP2411Z6JQZ IP2411Z6M4Q IP2411Z6NH2 IP2411Z6NUW IP2411Z6Q84 IP2411Z6Q9H IP2411Z6QN2 IP2411Z6QST IP2411Z6RX3 IP2411Z6SAS IP2411Z6SCP IP2411Z6SG9 IP2411Z6SXV IP2411Z6T5X IP2411Z6T8A
IP2411Z6TH3 IP2411Z6TRS IP2411Z6W3Y IP2411Z6WH5 IP2411Z6WMH IP2411Z6WTB IP2411Z6XJG IP2411Z6YAW IP2411Z75JD IP2411Z76EA IP2411Z76U9 IP2411Z76XD IP2411Z77UA IP2411Z7AUP IP2411Z7B74 IP2411Z7BCJ IP2411Z7BQ4
IP2411Z7CA1 IP2411Z7CE4 IP2411Z7D3S IP2411Z7DJD IP2411Z7DRE IP2411Z7DT5 IP2411Z7E4Q IP2411Z7EFB IP2411Z7EFU IP2411Z7ENY IP2411Z7ERB IP2411Z7FPP IP2411Z7GN5 IP2411Z7GSR IP2411Z7HFT IP2411Z7HRH IP2411Z7JDJ IP2411Z7JPT IP2411Z7JTQ
IP2411Z7JVH IP2411Z7M9Z IP2411Z7MFG IP2411Z7MG2 IP2411Z7N27 IP2411Z7ND5 IP2411Z7PAS IP2411Z7QQ9 IP2411Z7R1Z IP2411Z7R5E IP2411Z7RGZ IP2411Z7RUT IP2411Z7RX8 IP2411Z7SYN IP2411Z7TD4 IP2411Z7TM7 IP2411Z7TMT
IP2411Z7V42 IP2411Z7VC2 IP2411Z7VQU IP2411Z7VVT IP2411Z7WTV IP2411Z7WUT IP2411Z7WZU IP2411Z7YV1 IP2411Z7Z3B IP2411Z818W IP2411Z825P IP2411Z82EV IP2411Z82F4 IP2411Z83DS IP2411Z83NT IP2411Z83Z1 IP2411Z83ZH IP2411Z85WF
IP2411Z86N4 IP2411Z87E2 IP2411Z87GE IP2411Z87HH IP2411Z87MR IP2411Z88PW IP2411Z892M IP2411Z896T IP2411Z89NS IP2411Z8AHJ IP2411Z8CCD IP2411Z8DV9 IP2411Z8ETW IP2411Z8F2F IP2411Z8F58 IP2411Z8GHS IP2411Z8HW8 IP2411Z8JU3 IP2411Z8M6R IP2411Z8MN1
IP2411Z8NDE IP2411Z8NZ5 IP2411Z8PGX IP2411Z8PRD IP2411Z8PWD IP2411Z8QWT IP2411Z8RBD IP2411Z8RZP IP2411Z8SZQ IP2411Z8TAR IP2411Z8TY9 IP2411Z8TYQ IP2411Z8W2P IP2411Z8WAX IP2411Z8WRM IP2411Z8YQ5 IP2411Z8YRD
IP2411Z92TQ IP2411Z93JR IP2411Z93WH IP2411Z941P IP2411Z94F8 IP2411Z94Y1 IP2411Z955T IP2411Z95D5 IP2411Z95NP IP2411Z96AY IP2411Z96NW IP2411Z96UY IP2411Z96YG IP2411Z994V IP2411Z99AU IP2411Z99AVP IP2411Z99AW7 IP2411Z99B5 IP2411Z9CW4
IP2411Z9DW8 IP2411Z9DWN IP2411Z9E6 IP2411Z9EWC IP2411Z9FNU IP2411Z9G1H IP2411Z9GG2 IP2411Z9H4U IP2411Z9H8U IP2411Z9J6A IP2411Z9MDP IP2411Z9NJ1 IP2411Z9NZ9 IP2411Z9PCP IP2411Z9PE6 IP2411Z9PMD IP2411Z9PSS IP2411Z9PYV
IP2411Z9Q8E IP2411Z9QBC IP2411Z9QNC IP2411Z9RDU IP2411Z9S7Z IP2411Z9SAA IP2411Z9SPN IP2411Z9UCX IP2411Z9UMU IP2411Z9UQA IP2411Z9VJZ IP2411Z9VVB IP2411Z9WG8 IP2411Z9WKY IP2411Z9XB2 IP2411Z9XNS IP2411Z9YR IP2411Z9YWZ IP2411Z9YYD
IP2411ZA2BE IP2411ZA2FN IP2411ZA2RA IP2411ZA362 IP2411ZA3T5 IP2411ZAAJE IP2411ZAAVV IP2411ZAA64A IP2411ZAAEX IP2411ZAGNU IP2411ZAJ3G IP2411ZAJPP IP2411ZAJUM IP2411ZASED IP2411ZA9HA IP2411ZA9ZV IP2411ZAC2X IP2411ZADG4
IP2411ZADR5 IP2411ZAJ4B IP2411ZAJ7Q IP2411ZAJ8Y IP2411ZAR24 IP2411ZAR62 IP2411ATG9 IP2411AVN8 IP2411AVN6 IP2411B14V IP2411B2BR IP2411B2H6 IP2411B2V1 IP2411B3SN IP2411B3TC IP2411B4NE IP2411B54W IP2411B5DR IP2411B64J IP2411B64X
IP2411B6WW IP2411BSVG IP2411BSWN IP2411B9PN IP2411B9RJ IP2411BA65 IP2411BBB5 IP2411BER3 IP2411BEY5 IP2411BQ8R IP2411BV6A IP2411C16P IP2411C1TV IP2411C1ZD IP2411C255 IP2411C3ER IP2411C4SD IP2411C5CJ IP2411C5WT
IP2411C7T2 IP2411C85U IP2411C8HZ IP2411C9AH IP2411CBQ7 IP2411CDW5 IP2411CE12 IP2411CI13 IP2411CQ8E IP2411CQB2 IP2411CS58 IP2411CS9U IP2411CU1X IP2411CUA7 IP2411CVY7 IP2411CVZ2 IP2411CW57 IP2411CZ12
IP2411D1UF IP2411D2NC IP2411D2XM IP2411D3FS IP2411D3FY IP2411D4A5 IP2411D5M3 IP2411D5VY IP2411D6JW IP2411D6WG IP2411D7BE IP2411D7VA IP2411D7Z9 IP2411D86E IP2411D862 IP2411D8BC IP2411D8DP4
IP2411DETT IP2411DF4X IP2411DH2F IP2411DJ22 IP2411DQ31 IP2411DQ37 IP2411DRZ5 IP2411DSX8 IP2411DTJ7 IP2411DUX6 IP2411DV9V IP2411DWX5 IP2411DY3Z IP2411DY85 IP2411DY94 IP2411E2FR IP2411E43B IP2411E4BA IP2411E4JH IP2411E4Z5 IP2411E5TX
IP2411E7GW IP2411E828 IP2411EAF8 IP2411EBR8 IP2411EE61 IP2411EJN3 IP2411EN59 IP2411EPQ8 IP2411ES1M IP2411ETM5 IP2411EU8N IP2411EX7C IP2411EY61 IP2411EY7Y IP2411EYX3 IP2411EZ15 IP2411F187 IP2411F1FW IP2411F33X IP2411F38T
IP2411F4B2 IP2411F5D3 IP2411F5WG IP2411F6YA IP2411F76R IP2411F7AV IP2411F7R5 IP2411F7TJ IP2411F8R1 IP2411F8V7 IP2411F9C2 IP2411F9RQ IP2411FA16 IP2411FCB4 IP2411FDR2 IP2411FDU5 IP2411FE43 IP2411FEB8
IP2411FG37 IP2411FGZ9 IP2411FQM2 IP2411FT2Q IP2411FV1H IP2411FXG6 IP2411G149 IP2411G15Q IP2411G384 IP2411G4AC IP2411G4RV IP2411G519 IP2411G5G9 IP2411G5ZF IP2411G84D IP2411G86A IP2411G89W IP2411G8B1 IP2411G913 IP2411G9A2
IP2411GAC5 IP2411GCA5 IP2411GF56 IP2411GF12 IP2411GJZ4 IP2411GM2S IP2411GPE8 IP2411GR9Q IP2411GRA7 IP2411GTX2 IP2411GU53 IP2411GUM2 IP2411GWW6 IP2411H29V IP2411H2F6 IP2411H2QX IP2411H2W4 IP2411H343 IP2411H3RS IP2411H3UY
IP2411H42B IP2411H49R IP2411H4H3 IP2411H5S7 IP2411H5V7 IP2411H6BW IP2411H6KU IP2411HF4V IP2411HF9V IP2411HFTP IP2411H84A IP2411H8BY IP2411H8SZ IP2411H8YP IP2411H8ZC IP2411H92N IP2411H971 IP2411H9PD IP2411H9VQ IP2411HC9V
IP2411HDAJ IP2411HG7S IP2411HG96 IP2411HM9P IP2411HMZ5 IP2411HN12 IP2411HQ25 IP2411HRT9 IP2411HT6U IP2411HV16 IP2411HW4T IP2411HX51 IP2411HZ6B IP2411J1FG IP2411J37E IP2411J3N7 IP2411J3QG IP2411J4BJ IP2411J4DP IP2411J4JA
IP2411J4SR IP2411J4YV IP2411J5Z8 IP2411J6EM IP2411J7Z2 IP2411J7U1 IP2411J7Y4 IP2411J99D IP2411J9JP IP2411JE84 IP2411JFJ2 IP2411JG4E IP2411JH37 IP2411JM59 IP2411JNM8 IP2411JQF9 IP2411JR82 IP2411JS64 IP2411JT8A IP2411JU8C
IP2411JVH7 IP2411JY3N IP2411JZ3Y IP2411K1J7 IP2411M1RW IP2411M2S7 IP2411M2SS IP2411M355 IP2411M46X IP2411M54V IP2411M61Q IP2411M63M IP2411M779 IP2411M9GD IP2411MB9Z IP2411MD5H IP2411MDB2 IP2411MG72 IP2411MGF7
IP2411MGF8 IP2411MVJ7 IP2411N1JZ IP2411N1NF IP2411N3JC IP2411N4E7 IP2411N5E1 IP2411N5WQ IP2411N6AR IP2411N81R IP2411N9JX IP2411N9NX IP2411N9P4 IP2411N9UD IP2411N9YR IP2411NC9Z IP2411NC27 IP2411NG6N IP2411NH29 IP2411NJD6
IP2411NMK1 IP2411NM6P IP2411NTN9 IP2411NTU9 IP2411P2UF IP2411P3HX IP2411P3NC IP2411P3ZV IP2411P47M IP2411P4R8 IP2411P5Q1 IP2411P5X2 IP2411P6DM IP2411P6E9 IP2411P6N6 IP2411P6TH IP2411P72R IP2411P8SW IP2411P8YU
IP2411P9U8 IP2411PC46 IP2411PC8G IP2411PD1A IP2411PD2P IP2411PD9V IP2411PF79 IP2411PH3R IP2411PMJ6 IP2411PNW5 IP2411PQ69 IP2411PQ85 IP2411PRQ2 IP2411PS1X IP2411PU5H IP2411PW34 IP2411PW6C IP2411PWN2 IP2411PXD3 IP2411Q162

IP2411Q2YM IP2411Q382 IP2411Q3RC IP2411Q552 IP2411Q5QB IP2411Q5LL IP2411Q5D IP2411Q5U4 IP2411Q7G1 IP2411Q7W8 IP2411Q81Z IP2411Q8PY IP2411Q8RC IP2411Q95P IP2411Q96C IP2411Q9XJ IP2411QF06 IP2411QJ27 IP2411QMV7 IP2411QN85 IP2411QNB3
IP2411QNE8 IP2411QS19 IP2411Q82Q IP2411Q8VV IP2411Q8VD IP2411Q8WD1 IP2411QWT3 IP2411QX6Y IP2411QYG2 IP2411QZ1U IP2411QZP1 IP2411R1Z1 IP2411R2NS IP2411R2S8 IP2411R3V4 IP2411R44C IP2411R4TB IP2411R64R IP2411R649 IP2411R6G4 IP2411R6X6
IP2411R7F4 IP2411R9C8 IP2411R9DX IP2411R9D1 IP2411RD1R IP2411RD7 IP2411RH6B IP2411RM5Z IP2411RP5V IP2411RV72 IP2411RVR9 IP2411RYG3 IP2411RZS8 IP2411RZV7 IP2411S1Q7 IP2411S1VH IP2411S359
IP2411S4BN IP2411S4QY IP2411S4RA IP2411S52R IP2411S5J5 IP2411S5Q6 IP2411S5S9 IP2411S5YG IP2411S6SP IP2411S7C6 IP2411S81A IP2411S888R IP2411S96Y IP2411S9E4 IP2411S9X6 IP2411SB9P IP2411SC1D IP2411SC4N IP2411SD8W
IP2411SJA1 IP2411SJF6 IP2411SM61 IP2411SNJ9 IP2411SQ3P IP2411SQM1 IP2411SQR9 IP2411SR77 IP2411ST2W IP2411ST2Y IP2411T1F1 IP2411T22W IP2411T2ES IP2411T2HE IP2411T2HU IP2411T3QW IP2411T3RM IP2411T3ZV IP2411T4GE IP2411T5P8
IP2411T5K5 IP2411TTHX IP2411TTZ5 IP2411T8IX IP2411T8QJ IP2411T8QF IP2411T92V IP2411T9T1 IP2411TA6B IP2411TAH3 IP2411TBN8 IP2411TG7R IP2411TM1B IP2411TN18 IP2411TQC7 IP2411TS8G IP2411TSV7 IP2411TX84 IP2411U1S5
IP2411U22B IP2411U292 IP2411U2C6 IP2411U2DM IP2411U3X1 IP2411U3YS IP2411U5F5 IP2411U5Z6 IP2411U6BN IP2411U6CN IP2411U7FS IP2411U82B IP2411U8G4 IP2411U93S IP2411U9DR IP2411U9F9 IP2411UA3G IP2411UC6N
IP2411UE5E IP2411UFU2 IP2411UJ27 IP2411UJ1J IP2411UN4T IP2411UN9 IP2411UNV2 IP2411UQW2 IP2411UT68 IP2411UUN6 IP2411UW21 IP2411V3HD IP2411V3ME IP2411V3NW IP2411V48B IP2411V4C4 IP2411V6BQ IP2411V77U
IP2411V8SQ IP2411V8SB IP2411V8UE IP2411VJV3 IP2411VN5J IP2411VP14 IP2411VT6X IP2411VV1H IP2411VV65 IP2411VVJ9 IP2411VXX7 IP2411VZ9W IP2411VZH7 IP2411W1P8 IP2411W26N IP2411WB69 IP2411WH4 IP2411WZV2
IP2411W45B IP2411W4AN IP2411W63A IP2411W7Q4 IP2411W7T6 IP2411W7W5 IP2411W8PE IP2411WBS5 IP2411WBX3 IP2411WAV4 IP2411WD3S IP2411WE6E IP2411WEV2 IP2411WF26 IP2411WH46 IP2411WJ1B IP2411WM45 IP2411WNC2 IP2411WR3N IP2411WU9T
IP2411WV4R IP2411X1AR IP2411X2P1 IP2411X3GM IP2411X5GY IP2411X5W7 IP2411X69C IP2411X6NU IP2411X7H1 IP2411X8NA IP2411X9A5 IP2411X9A8 IP2411XEF5 IP2411XFE9 IP2411XM3E IP2411XMS4 IP2411XQ8J IP2411XQE3
IP2411XXP2 IP2411XZ61 IP2411Y43N IP2411Y57Y IP2411Y79M IP2411Y7GG IP2411YTNM IP2411YV6W IP2411YYB1G IP2411YYC7B IP2411YYF4 IP2411YZ4T IP2411YZ7H IP2411YZ7N IP2411Z14Y IP2411Z1DD IP2411Z26E IP2411Z39S IP2411Z3MC IP2411Z3SH IP2411Z4CC IP2411Z4DU IP2411Z6FS IP2411Z77GA IP2411Z8HR IP2411Z8X8 IP2411Z9M9 IP2411Z9NF IP2411ZD4X IP2411ZEN6 IP2411ZH7X IP2411ZJ89
IP2411ZP57 IP2411ZQN3 IP2411ZS52 IP2411ZSM3 IP2411ZT1G IP2411ZU5A IP2411ZVB8 IP2411ZYE9 IP2411Z16U IP2411Z1C7G IP2411Z1CX IP2411Z1E7 IP2411Z1WD IP2411Z1XM IP2411Z29Q IP2411Z2FC IP2411Z2GV IP2411Z2Q7 IP2411Z33S
IP2411Z45E IP2411Z46W IP2411Z4C6 IP2411Z4G8 IP2411Z4MH IP2411Z4Q7 IP2411Z4RX IP2411Z4YU IP2411Z5HC IP2411Z5PD IP2411Z5RG IP2411Z5S2 IP2411Z5YP IP2411Z63U IP2411Z6A1 IP2411Z6CW IP2411Z6EU IP2411Z6EZ IP2411Z6ZT
IP2411Z7AD IP2411Z7TT IP2411Z8BF IP2411Z8EE IP2411Z8MF IP2411Z8W7 IP2411Z8X9 IP2411Z96D IP2411Z9DE IP2411Z9DN IP2411Z9F9 IP2411Z9ZX IP2411ZA15 IP2411ZA2F IP2411ZA7E IP2411ZAW6 IP2411ZB2J IP2411ZB35 IP2411ZB55 IP2411ZB7X
IP2411ZBF4 IP2411ZBGW IP2411ZBWS IP2411ZC8N IP2411ZC9Y IP2411ZCNU IP2411ZCP1 IP2411ZCQF IP2411ZCXA IP2411ZDCN IP2411ZDFN IP2411ZDHM IP2411ZE58 IP2411ZE5X IP2411ZEBU IP2411ZF7A IP2411ZF85 IP2411ZFAC IP2411ZFDP
IP2411ZFSS IP2411ZFW9 IP2411ZFZS IP2411ZG46 IP2411ZG7M IP2411ZGBT IP2411ZGF1 IP2411ZGNQ IP2411ZGR7 IP2411ZGT3 IP2411ZH5B IP2411ZHUV IP2411ZHZA IP2411ZJ1T IP2411ZJDV IP2411ZJH1 IP2411ZJLH IP2411ZJRV IP2411ZJTT
IP2411ZJVB IP2411ZJXV IP2411ZJZ4 IP2411ZM4S IP2411ZM5U IP2411ZM64 IP2411ZMV7 IP2411ZN63 IP2411ZN9G IP2411ZNMJ IP2411ZNQZ IP2411ZNYR IP2411ZP3C IP2411ZPJ8 IP2411ZQ33 IP2411ZQ3H IP2411ZQ4G IP2411ZQ9F IP2411ZQNM
IP2411ZQST IP2411ZQXB IP2411ZRC8 IP2411ZRGJ IP2411ZRRV IP2411ZRU4 IP2411ZS48 IP2411ZSAF IP2411ZSAH IP2411ZSBR IP2411ZSD1 IP2411ZSR1 IP2411ZSRB IP2411ZTDF IP2411ZTJ5 IP2411ZTPG IP2411U8V IP2411UPW IP2411UVC IP2411V41 IP2411VCN
IP2411VF2 IP2411VS1 IP2411W5W IP2411WDX IP2411WND IP2411WU7 IP2411WW5 IP2411WWJ IP2411WXM IP2411WXQ IP2411XET IP2411XGQ IP2411XKQ IP2411XSS IP2411XUG IP2411XUW IP2411XVU IP2411Y1N IP2411Y3H IP2411Y4Q
IP2411Y8V2 IP2411YAY IP2411YBH IP2411YJ8 IP2411YL8 IP2411YPD IP2411YPR IP2411YS1 IP2411YT1 IP2411YWJ IP2411YZ6 IP2411YZE5 IP2411ZA5 IP2411ZA6 IP2411ZE2 IP2411ZF2 IP2411ZM8 IP2411ZMV IP2411ZWJ IP2411ZYD
IP2411ZYH IP2411ZZ15 IP2411ZZ19 IP2411ZZ1D IP2411ZZ1S IP2411ZZ2B2 IP2411ZZ2FX IP2411ZZVM IP2411Z236Q IP2411Z237S IP2411Z23JY IP2411Z23T2 IP2411Z23YB IP2411Z24CJ IP2411Z24FV IP2411Z24MS IP2411Z277S
IP2411Z27MF IP2411Z27QZ IP2411Z27SP IP2411Z27W6 IP2411Z28FT IP2411Z296A IP2411Z298Y IP2411Z29B4 IP2411Z29EA IP2411Z29MJ IP2411Z29SF IP2411Z2A6U IP2411Z2A8X IP2411Z2AW1 IP2411Z2B65 IP2411Z2BMG IP2411Z2BQ9
IP2411Z2BVF IP2411Z2C6R IP2411Z2CMF IP2411Z2CYY IP2411Z2DXA IP2411Z2DZG IP2411Z2E1N IP2411Z2ED3 IP2411Z2EGM IP2411Z2EJV IP2411Z2F1T IP2411Z2F7G IP2411Z2FQZ IP2411Z2FRR IP2411Z2FYS IP2411Z2FZ1 IP2411Z2G2V
IP2411Z2G6X IP2411Z2G8V IP2411Z2GMR IP2411Z2GPA IP2411Z2GS7 IP2411Z2GVT IP2411Z2GW3 IP2411Z2GYN IP2411Z2HHV IP2411Z2HTQ IP2411Z2HWW IP2411Z2J53 IP2411Z2JCB IP2411Z2LJE IP2411Z2MTM IP2411Z2N12 IP2411Z2NMF IP2411Z2PCM
IP2411Z2PDP IP2411Z2PJZ IP2411Z2PPF IP2411Z2Q2W IP2411Z2RHD IP2411Z2RU4 IP2411Z2RYD IP2411Z2S3P IP2411Z2S9M IP2411Z2SW5 IP2411Z2T65 IP2411Z2TEP IP2411Z2THP IP2411Z2TPT IP2411Z2TQE
IP2411Z2TT1 IP2411Z2WMB IP2411Z2WPR IP2411Z2YQU IP2411Z2YSJ IP2411Z2YW1 IP2411Z2WF7 IP2411Z2WMJ IP2411Z2WRC IP2411Z2WVH IP2411Z2XIX IP2411Z2XAA IP2411Z2XQE IP2411Z2XZX IP2411Z2YJX IP2411Z2YVE IP2411Z2Z6E IP2411Z2ZBV
IP2411Z2ZEJ IP2411Z2ZNQ IP2411Z2ZZT IP2411Z31XH IP2411Z32BU IP2411Z32CQ IP2411Z32W1 IP2411Z32YN IP2411Z32ZZ IP2411Z331V IP2411Z33S2 IP2411Z33SA IP2411Z33VR IP2411Z344U IP2411Z34MM IP2411Z34PV IP2411Z34W IP2411Z34Z8 IP2411Z35JP IP2411Z35RS
IP2411Z3577 IP2411Z36B1 IP2411Z36BQ IP2411Z36MD IP2411Z36MR IP2411Z382Y IP2411Z38BZ IP2411Z38TZ IP2411Z39B8 IP2411Z39CE IP2411Z39DW IP2411Z39E9 IP2411Z39HD IP2411Z39YF IP2411Z3ASH IP2411Z3B1C IP2411Z3B5Y IP2411Z3B63 IP2411Z3BHG
IP2411Z3BMP IP2411Z3BQB IP2411Z3BW4 IP2411Z3C5T IP2411Z3CNW IP2411Z3CT3 IP2411Z3D2S IP2411Z3D4S IP2411Z3D5E3 IP2411Z3DEU IP2411Z3DT2 IP2411Z3DU4 IP2411Z3DXQ IP2411Z3DZJ IP2411Z3E3U IP2411Z3EBY IP2411Z3EQ7 IP2411Z3EQU IP2411Z3ETJ IP2411Z3F1A
IP2411Z3F4A IP2411Z3F66 IP2411Z3F7F IP2411Z3FD8 IP2411Z3FPP IP2411Z3G73 IP2411Z3GY4 IP2411Z3HJZ IP2411Z3HNV IP2411Z3HT6 IP2411Z3HTC IP2411Z3HVC IP2411Z3J9A IP2411Z3JCT IP2411Z3JDN IP2411Z3JG7 IP2411Z3JM2 IP2411Z3RE IP2411Z3M6H
IP2411Z3MTH IP2411Z3MUJ IP2411Z3N17 IP2411Z3N3X IP2411Z3NGA IP2411Z3NW9 IP2411Z3P2A IP2411Z3P3Q IP2411Z3PG1 IP2411Z3PH2 IP2411Z3PNH IP2411Z3PUH IP2411Z3PV6 IP2411Z3PYZ IP2411Z3Q8M IP2411Z3QH8 IP2411Z3QWW IP2411Z3RC5
IP2411Z3RJB IP2411Z3RM5 IP2411Z3RP6 IP2411Z3RYB IP2411Z3SCU IP2411Z3SGB IP2411Z3SSV IP2411Z3ST1 IP2411Z3STT IP2411Z3T4T IP2411Z3TNV IP2411Z3TX7 IP2411Z3TYG IP2411Z3UMR IP2411Z3UQD IP2411Z3URW IP2411Z3US4 IP2411Z3UUA
IP2411Z3UXC IP2411Z3UYJ IP2411Z3V1R IP2411Z3V77 IP2411Z3VER IP2411Z3VQP IP2411Z3VW9 IP2411Z3WX5 IP2411Z3XDF IP2411Z3XGP IP2411Z3XHZ IP2411Z3XXF IP2411Z3YRT IP2411Z3YW7 IP2411Z3YZD IP2411Z3Z2H IP2411Z3Z7G IP2411Z3Z8G
IP2411Z3ZCW IP2411Z3ZGB IP2411Z3ZQS IP2411Z3ZS6 IP2411Z3ZWU IP2411Z412N IP2411Z41FA IP2411Z41H8 IP2411Z41H9 IP2411Z41HC IP2411Z41SU IP2411Z41U6 IP2411Z41YJ IP2411Z422E IP2411Z428X IP2411Z42WD IP2411Z448Q IP2411Z44EC IP2411Z44G5
IP2411Z44TE IP2411Z44TV IP2411Z44Y IP2411Z455R IP2411Z45DD IP2411Z45G1 IP2411Z45JN IP2411Z45W3 IP2411Z45YD IP2411Z46F IP2411Z46C2 IP2411Z46G IP2411Z46S1 IP2411Z46V1 IP2411Z473A IP2411Z48PP IP2411Z48TU IP2411Z49OY IP2411Z49VN IP2411Z4A8 IP2411Z4A5E
IP2411Z4A6B IP2411Z4AC7 IP2411Z4ACG IP2411Z4ACY IP2411Z4AHA IP2411Z4AZ5 IP2411Z4B1R IP2411Z4BH7 IP2411Z4BHU IP2411Z4BMV IP2411Z4BWU IP2411Z4C1H IP2411Z4C4N IP2411Z4CCA IP2411Z4CHJ IP2411Z4CQP IP2411Z4CRS IP2411Z4CVW
IP2411Z4CW5 IP2411Z4CX1 IP2411Z4D25 IP2411Z4DU9 IP2411Z4EA7 IP2411Z4EGT IP2411Z4EJS IP2411Z4EMJ IP2411Z4EVG IP2411Z4F8M IP2411Z4FC4 IP2411Z4FFA IP2411Z4G7F IP2411Z4GJA IP2411Z4GMX IP2411Z4GRR IP2411Z4GVD IP2411Z4GWG
IP2411Z4H3P IP2411Z4H3W IP2411Z4H9M IP2411Z4HFV IP2411Z4HFY IP2411Z4HVF IP2411Z4HZE IP2411Z4J1T IP2411Z4J4A IP2411Z4JCX IP2411Z4JGN IP2411Z4JMN IP2411Z4JRX IP2411Z4JWR IP2411Z4M1F IP2411Z4M3T IP2411Z4MC9 IP2411Z4MEV IP2411Z4MF8 IP2411Z4N2F
IP2411Z4N2M IP2411Z4N3B IP2411Z4N87 IP2411Z4NN6 IP2411Z4NX3 IP2411Z4P25 IP2411Z4PJP IP2411Z4Q49 IP2411Z4QAD IP2411Z4QE IP2411Z4QJE IP2411Z4QQ9 IP2411Z4QXE IP2411Z4R21 IP2411Z4R3A IP2411Z4R8A IP2411Z4R9P IP2411Z4RF2 IP2411Z4RJH IP2411Z4RUM
IP2411Z4S1C IP2411Z4S1H IP2411Z4S6X IP2411Z4SG6 IP2411Z4SGW IP2411Z4SSC IP2411Z4SV5 IP2411Z4T3D IP2411Z4T6M IP2411Z4T9U IP2411Z4TS7 IP2411Z4U63 IP2411Z4U6A IP2411Z4UJW IP2411Z4UUA IP2411Z4VA7 IP2411Z4VAG IP2411Z4VEP
IP2411Z4VHC IP2411Z4VHD IP2411Z4VVD IP2411Z4VWU IP2411Z4W1S IP2411Z4WA5 IP2411Z4WJ5 IP2411Z4WJU IP2411Z4WMX IP2411Z4WRF IP2411Z4WTC IP2411Z4WXT IP2411Z4X6G IP2411Z4XBD IP2411Z4XM2 IP2411Z4XP3 IP2411Z4Y1R IP2411Z4Y6A IP2411Z4YFV
IP2411Z4YQ6 IP2411Z4YS9 IP2411Z4YSC IP2411Z4YZG IP2411Z4ZAG IP2411Z4ZDQ IP2411Z4ZGX IP2411Z4ZZX IP2411Z516P IP2411Z51A1 IP2411Z51B6 IP2411Z51D2 IP2411Z51H6 IP2411Z51TH IP2411Z51UM IP2411Z51VD IP2411Z51WJ IP2411Z51WX IP2411Z51ZC IP2411Z52WB
IP2411Z52Y6 IP2411Z52ZF IP2411Z534D IP2411Z539Q IP2411Z541M IP2411Z54CN IP2411Z54R3 IP2411Z54TH IP2411Z54WC IP2411Z54XD IP2411Z559F IP2411Z55BU IP2411Z55CD IP2411Z55F9 IP2411Z56A1 IP2411Z56AV IP2411Z56CC IP2411Z56E5 IP2411Z5664 IP2411Z56H9

IP241256RF IP2412572U IP241257AW IP241257DR IP241257J8 IP241257PM IP241257T1 IP241257WU IP2412588E IP241258Q4 IP241258RY IP241258VJ IP241258YY IP241259FD IP241259SV IP241259VA IP241259ZN IP24125A7E IP24125ACF IP24125AGF
IP24125AJG IP24125ANM IP24125AUM IP24125B3Y IP24125BBZ IP24125BHS IP24125BRZ IP24125BSB IP24125C58 IP24125C7M IP24125CVW IP24125CWE IP24125D2U IP24125D86 IP24125DQ2 IP24125DTN IP24125ECT IP24125ER2 IP24125ETF IP24125EUR
IP24125FEG IP24125FMJ IP24125FQU IP24125G31 IP24125G5B IP24125G79 IP24125GCD IP24125GD6 IP24125H53 IP24125HGH IP24125HJ6 IP24125HPD IP24125HPJ IP24125J1H IP24125J6E IP24125J7Q IP24125JDD IP24125JJ4 IP24125JJ6 IP24125MFM
IP24125MMJ IP24125MTD IP24125MTU IP24125N1B IP24125N9W IP24125NDY IP24125NF8 IP24125NRN IP24125NX9 IP24125P4Y IP24125PQ5 IP24125PUX IP24125PVN IP24125QAP IP24125QDW IP24125QHM IP24125R4D IP24125R8R IP24125RFV IP24125RM3
IP24125RQP IP24125RRJ IP24125RRW IP24125S2M IP24125S9W IP24125SJM IP24125SRF IP24125SY7 IP24125T1Y IP24125T44 IP24125TB9 IP24125TD6 IP24125TDF IP24125TNT IP24125TTY IP24125TWX IP24125TX8 IP24125TY5 IP24125TZE IP24125UC3
IP24125UHH IP24125UJ9 IP24125URY IP24125UW7 IP24125V3A IP24125VEU IP24125WEW IP24125WP5 IP24125WT4 IP24125WUJ IP24125X4F IP24125XFB IP24125XGQ IP24125XGT IP24125XQE IP24125Y3J IP24125Y51 IP24125Y5R IP24125Y64 IP24125YBA
IP24125YWY IP24125Z2S IP24125Z4P IP24125ZF3 IP241261B3 IP241261D3 IP241261ZQ IP241261ZZ IP2412623R IP241262DA IP241262NC IP241262UQ IP241262VS IP241262XR IP241262ZR IP241263MG IP241263RC IP241263RR IP241263UF IP241264AW
IP2412659G IP241265EA IP241265ED IP241265N3 IP241265P9 IP241265XR IP241265YM IP2412662V IP241266JH IP241266NA IP241266NM IP241266XT IP241267C5 IP241267CH IP241267DF IP241267EF IP241267SU IP241267ZX IP241268EY IP241268YW
IP241269EE IP241269TP IP241269VF IP241269X1 IP241269YB IP24126ABF IP24126AP7 IP24126B3Z IP24126BBD IP24126BCA IP24126BWP IP24126C68 IP24126C8V IP24126CA7 IP24126CF5 IP24126CSE IP24126CW9 IP24126CYD IP24126D19 IP24126D22
IP24126DCS IP24126DE5 IP24126DGW IP24126DHS IP24126DUY IP24126E1R IP24126EDR IP24126ESG IP24126F5T IP24126FC5 IP24126FEF IP24126FM6 IP24126FMV IP24126FS8 IP24126FX4 IP24126GA2 IP24126GAH IP24126GCC IP24126GMF IP24126GV5
IP24126H5D IP24126H8S IP24126HGF IP24126HHN IP24126HP5 IP24126HSC IP24126HSS IP24126HTX IP24126HYC IP24126J28 IP24126J9W IP24126JA8 IP24126JE2 IP24126JX8 IP24126M12 IP24126M2F IP24126M5H IP24126M8X IP24126MQP IP24126MRF
IP24126MZC IP24126N65 IP24126NE8 IP24126NGM IP24126P18 IP24126PDX IP24126PMD IP24126PQU IP24126PR1 IP24126PWV IP24126PX1 IP24126PYG IP24126Q32 IP24126RAR IP24126S6Y IP24126S7S IP24126SCM IP24126SMB IP24126SMP IP24126SXP
IP24126TD2 IP24126TP5 IP24126TSN IP24126TTY IP24126TVB IP24126UBM IP24126US7 IP24126UTV IP24126UV6 IP24126UXA IP24126V1T IP24126VAW IP24126VB7 IP24126VJS IP24126W46 IP24126WMG IP24126WPX IP24126WS1 IP24126WSJ IP24126WSZ
IP24126X1U IP24126X1Z IP24126X4E IP24126XQC IP24126XRF IP24126XTA IP24126XVX IP24126YAH IP24126YCP IP24126YHW IP24126YNA IP24126YQU IP24126YYP IP24126Z2M IP24126Z69 IP24126ZGT IP24126ZW8 IP24126ZXV IP24126ZYG IP24126ZYV
IP241271C4 IP241271MX IP241271YQ IP241271YY IP241272EF IP241272ET IP241272GR IP241272YM IP2412737X IP241273GW IP241273WN IP241273ZP IP2412746C IP241274RC IP241274RX IP2412752N IP2412755H IP2412756Y IP241275BZ IP241275UD
IP2412761A IP241276CZ IP241276DY IP241276VZ IP241276XY IP2412779C IP241277FS IP241277RV IP241277TM IP241277WU IP241277YB IP241277YQ IP241277YX IP241278BW IP241278R7 IP241278ZY IP2412798X IP241279NU IP241279NW IP241279P7
IP241279QD IP241279UF IP24127A2U IP24127AFU IP24127ANS IP24127AQB IP24127AV3 IP24127BBM IP24127BH8 IP24127BPF IP24127BS7 IP24127BTA IP24127BW8 IP24127C3P IP24127C4U IP24127CBV IP24127CGM IP24127CMN IP24127CNP IP24127CSM
IP24127CZM IP24127D66 IP24127DME IP24127DVS IP24127E8Q IP24127EHC IP24127EME IP24127EMP IP24127EPY IP24127F7A IP24127F8J IP24127FBH IP24127FBM IP24127FDF IP24127FY3 IP24127G38 IP24127G39 IP24127GAQ IP24127GCS IP24127GFR
IP24127GJ8 IP24127GPF IP24127GR7 IP24127GSA IP24127GVD IP24127GXY IP24127GZQ IP24127H1X IP24127H5D IP24127HFT IP24127HUJ IP24127HUZ IP24127HW3 IP24127J4G IP24127JAR IP24127JC9 IP24127JDP IP24127JHD IP24127JMN IP24127JPY
IP24127JW9 IP24127JYX IP24127M1M IP24127M23 IP24127M6C IP24127MCM IP24127MM7 IP24127MN8 IP24127MQT IP24127NBD IP24127NBX IP24127NGJ IP24127NJH IP24127NRP IP24127NT1 IP24127NTC IP24127NWS IP24127NY2 IP24127PBN IP24127PDF
IP24127PN9 IP24127PX1 IP24127PYD IP24127PYV IP24127Q8T IP24127QCW IP24127QPU IP24127QUZ IP24127QW9 IP24127QXH IP24127R5E IP24127RJZ IP24127RN9 IP24127RV4 IP24127RVY IP24127RX1 IP24127RZD IP24127SEM IP24127SGH IP24127SNY
IP24127SRJ IP24127SY2 IP24127T75 IP24127T7U IP24127TAC IP24127TV1 IP24127UG9 IP24127UMZ IP24127UTB IP24127UZU IP24127V7R IP24127VMB IP24127VNW IP24127VVC IP24127VVG IP24127W2B IP24127W6H IP24127W9B IP24127W9V IP24127WPX
IP24127WUV IP24127X3Q IP24127XCB IP24127XHJ IP24127XY1 IP24127YN9 IP24127YSD IP24127YX3 IP24127Z2J IP24127Z5X IP24127ZNP IP24127ZR5 IP2412819B IP241281DT IP241281VH IP241281WC IP241282AS IP241282TU IP241282ZW IP241283CC
IP241283RC IP241284AA IP2412854F IP241285HQ IP241286AC IP241286CM IP241286CU IP241286JJ IP241286MZ IP241286PM IP241286TS IP241286U9 IP241286ZG IP2412873Q IP241287NS IP241287PQ IP241288EP IP241288MU IP241289QN IP241289U5
IP241289UE IP241289WW IP24128A2N IP24128AH6 IP24128ANH IP24128B2Q IP24128B4J IP24128B56 IP24128B6E IP24128BB3 IP24128BT7 IP24128BVJ IP24128BW7 IP24128C9J IP24128CCU IP24128CYU IP24128D26 IP24128DF3 IP24128DQB IP24128DSU
IP24128DU3 IP24128DWE IP24128EEU IP24128EH5 IP24128ENB IP24128ET4 IP24128FD5 IP24128FNC IP24128FZ6 IP24128FZJ IP24128G9H IP24128GF6 IP24128GHR IP24128H8V IP24128HB9 IP24128HGB IP24128HGR IP24128HRP IP24128HS5 IP24128J3R
IP24128J4F IP24128J4J IP24128J8R IP24128JCY IP24128JE7 IP24128JW3 IP24128M2J IP24128MF2 IP24128MFM IP24128MQ4 IP24128N4J IP24128N7A IP24128N8S IP24128NJD IP24128NTA IP24128NW6 IP24128NY5 IP24128NZ1 IP24128P7U IP24128PT4
IP24128PUH IP24128PVP IP24128PXF IP24128Q8B IP24128QDE IP24128QFS IP24128QRN IP24128QSJ IP24128QUV IP24128QVP IP24128QWQ IP24128RBW IP24128RNR IP24128RW2 IP24128S2G IP24128SJQ IP24128T49 IP24128T8P IP24128T9T IP24128TAX
IP24128TER IP24128TFF IP24128TPW IP24128TRA IP24128TSQ IP24128U2P IP24128U9X IP24128UMD IP24128UNJ IP24128UR1 IP24128USS IP24128UWW IP24128UXC IP24128V28 IP24128V2C IP24128V6Y IP24128VAU IP24128VH8 IP24128VJ7 IP24128VNF
IP24128VPS IP24128VSU IP24128VWN IP24128VX9 IP24128VZM IP24128WJB IP24128WS1 IP24128WXR IP24128X1G IP24128X8W IP24128XD7 IP24128XMP IP24128XNU IP24128XPX IP24128XQY IP24128XSU IP24128XYH IP24128Y2Y IP24128Y36 IP24128YSF
IP24128YVJ IP24128YWQ IP24128YZX IP24128Z21 IP24128ZRD IP24128ZV6 IP2412915B IP2412916Q IP2412919H IP241291BS IP241291CH IP241291CS IP241291TX IP241292HS IP241292ZF IP241293AA IP241293D5 IP241293JP IP241293R6 IP241294BA
IP241294QR IP241294V8 IP241295DJ IP241295SY IP241295XD IP241295YV IP2412969T IP241296CH IP241296D7 IP241296DF IP241296JB IP241296P8 IP2412972F IP2412972P IP241297C4 IP241297GG IP241297QN IP241297UV IP241298A4 IP241298HU
IP241298VR IP241299GA IP241299NT IP241299PW IP241299TW IP241299X6 IP24129A3Q IP24129A5H IP24129ACT IP24129AFQ IP24129AGV IP24129AS9 IP24129ATX IP24129AWP IP24129AYR IP24129BJ5 IP24129BQE IP24129BWZ IP24129BZQ IP24129CYJ
IP24129D2G IP24129D5P IP24129DFF IP24129DNJ IP24129DT3 IP24129DTY IP24129DX6 IP24129DXY IP24129E62 IP24129EBJ IP24129EDQ IP24129EM6 IP24129EQG IP24129ER3 IP24129F1M IP24129F7A IP24129FCA IP24129FED IP24129FGM IP24129FPJ
IP24129FRH IP24129G2Q IP24129GAZ IP24129GDE IP24129GDH IP24129GUU IP24129H8J IP24129H8P IP24129HAH IP24129HBY IP24129HDN IP24129HJT IP24129HWZ IP24129J5F IP24129JDD IP24129JPM IP24129JXD IP24129JXP IP24129MDH IP24129MFC
IP24129MUB IP24129NB3 IP24129NDB IP24129NE2 IP24129NET IP24129NF9 IP24129NQ7 IP24129NVN IP24129NXP IP24129P3D IP24129P77 IP24129PCX IP24129PH9 IP24129Q1C IP24129QNU IP24129QNZ IP24129QSJ IP24129QTD IP24129RGE IP24129RGN
IP24129RGU IP24129RHP IP24129RJY IP24129RTB IP24129RVF IP24129RWY IP24129RXS IP24129S2B IP24129SBJ IP24129SBQ IP24129SGP IP24129SU8 IP24129T1T IP24129TA6 IP24129TBG IP24129TC2 IP24129TTM IP24129TX3 IP24129TYW IP24129U7J
IP24129U99 IP24129UFQ IP24129UHY IP24129UJB IP24129URG IP24129UUP IP24129UVA IP24129UVJ IP24129UXZ IP24129V65 IP24129VAH IP24129VFD IP24129VQ2 IP24129VY5 IP24129W45 IP24129WRB IP24129WRF IP24129WVZ IP24129WXS IP24129WY8
IP24129WZ5 IP24129X8M IP24129XBF IP24129XJT IP24129XSA IP24129Y2V IP24129Y5Z IP24129YJJ IP24129YX3 IP24129Z41 IP24129Z5A IP24129ZJE IP24129ZNJ IP24129ZX3 IP2412A188 IP2412A19U IP2412A1FW IP2412A1Q2 IP2412A1VC IP2412A25Z
IP2412A2RM IP2412A2TA IP2412A39B IP2412A3WC IP2412A4A1 IP2412A4A4 IP2412A4HV IP2412A4S8 IP2412A4SQ IP2412A56U IP2412A5F6 IP2412A5QF IP2412A5RW IP2412A5VB IP2412A64G IP2412A6ZY IP2412A79Y IP2412A7M3 IP2412A7PM IP2412A7VQ
IP2412A7X1 IP2412A8Y2 IP2412A9CF IP2412A9FF IP2412A9QD IP2412A9XQ IP2412AB72 IP2412AB84 IP2412AF5A IP2412AG4R IP2412AGW6 IP2412AH4R IP2412AH5R IP2412AM32 IP2412AM53 IP2412AM7U IP2412AMX8 IP2412AN3V IP2412AN5G IP2412ANV7
IP2412AP68 IP2412AP7N IP2412APH9 IP2412AQ4X IP2412AR36 IP2412AR3U IP2412ASW2 IP2412ASX7 IP2412AT8X IP2412AU1M IP2412AU7C IP2412AUJ4 IP2412AV72 IP2412AX75 IP2412AXP9 IP2412AZ3J IP2412AZB6 IP2412B15J IP2412B18D IP2412B1D7
IP2412B1DZ IP2412B1GY IP2412B1Q8 IP2412B1QP IP2412B1SN IP2412B296 IP2412B2DE IP2412B2TY IP2412B387 IP2412B3DA IP2412B3H9 IP2412B3UN IP2412B43D IP2412B457 IP2412B4PU IP2412B51H IP2412B5B3 IP2412B5HS IP2412B5PW IP2412B61G
IP2412B67Y IP2412B6JQ IP2412B6MF IP2412B7AP IP2412B7ER IP2412B7FN IP2412B7HF IP2412B7XN IP2412B8AB IP2412B8HC IP2412B8PA IP2412B96D IP2412B96X IP2412B98Q IP2412B9BW IP2412B9HV IP2412BBS8 IP2412BC3A IP2412BC6S IP2412BCZ2
IP2412BD31 IP2412BD9A IP2412BEC1 IP2412BF5C IP2412BG51 IP2412BG87 IP2412BGD3 IP2412BHC6 IP2412BN1V IP2412BPQ1 IP2412BQF8 IP2412BR17 IP2412BR2W IP2412BR2X IP2412BR9T IP2412BS96 IP2412BX56 IP2412BX8N IP2412BY5C IP2412BYW7

IP2412BZ2U IP2412C11P IP2412C1GS IP2412C1JV IP2412C1Z9 IP2412C2FJ IP2412C2G8 IP2412C2W3 IP2412C32M IP2412C38F IP2412C3F5 IP2412C426 IP2412C4BY IP2412C4C2 IP2412C4HC IP2412C4P5 IP2412C4S2
IP2412C4UH IP2412C53X IP2412C5BZ IP2412C5S1 IP2412C6PB IP2412C7ZR IP2412C85Z IP2412C8BX IP2412C8EX IP2412C8F5 IP2412C8Q5 IP2412C975 IP2412C97G IP2412C9AT IP2412C9BM IP2412C9CH IP2412C9DD IP2412CBZA
IP2412CB4R IP2412CB4V IP2412CC6M IP2412CD78 IP2412CEG4 IP2412CEY5 IP2412CF3B IP2412CF4D IP2412CG7N IP2412CM71 IP2412CN7S IP2412CPR1 IP2412CQ4C IP2412CQ7R IP2412CQF5 IP2412CR1Q IP2412CS92 IP2412CTE2
IP2412CU1G IP2412CU4J IP2412CU78 IP2412CV5S IP2412CVZ7 IP2412CW51 IP2412CW53 IP2412CY2E IP2412CYB9 IP2412CZ43 IP2412CZY4 IP2412D148 IP2412D16N IP2412D16Z IP2412D1CQ IP2412D1R1 IP2412D2AY
IP2412D2PG IP2412D2NJ IP2412D3X1 IP2412D43P IP2412D4CD IP2412D4JB IP2412D4MT IP2412D4P1 IP2412D4Q9 IP2412D68U IP2412D6C9 IP2412D6H4 IP2412D6WB IP2412D6YD IP2412D779 IP2412D821
IP2412D83Q IP2412D91F IP2412D92Q IP2412D93Q IP2412D9GZ IP2412D9WN IP2412DB78 IP2412DB8Q IP2412DBP1 IP2412DC4M IP2412DDE5 IP2412DFR5 IP2412DH9X IP2412DHG6 IP2412DJ2D IP2412DMC1
IP2412DMF5 IP2412DN73 IP2412DPW2 IP2412DQ4Z IP2412DR3H IP2412DR46 IP2412DR8T IP2412DRP7 IP2412DSM9 IP2412DT2J IP2412DU13 IP2412DU65 IP2412DV8Q IP2412DXN1 IP2412DYP9 IP2412E1A1 IP2412E1VA IP2412E22U
IP2412E25A IP2412E2BR IP2412E2PX IP2412E2QR IP2412E2Z6 IP2412E37Y IP2412E487 IP2412E4S4 IP2412E4X9 IP2412E589 IP2412E5BY IP2412E5EJ IP2412E5FX IP2412E669 IP2412E6BC IP2412E6HC IP2412E6RU IP2412E6UN IP2412E747 IP2412E7AP
IP2412E7TV IP2412E7ZS IP2412E893 IP2412E8BG IP2412E92X IP2412E93Y IP2412E9JY IP2412E9MM IP2412EA5T IP2412EBR7 IP2412EC49 IP2412EC9E IP2412ECF3 IP2412ECGY IP2412ECW7 IP2412ED16 IP2412ED1Z IP2412ED7D
IP2412EMC1 IP2412ENN6 IP2412EP41 IP2412EP4B IP2412EP94 IP2412ER8R IP2412ERA4 IP2412ERP8 IP2412ES25 IP2412ESV2 IP2412ET24 IP2412EFJ8 IP2412EV1L IP2412EVI6C IP2412EUJ9 IP2412EV72 IP2412EW7P
IP2412EXE4 IP2412EXG8 IP2412EY3F IP2412EZ17G IP2412F19Q IP2412F1B2 IP2412F1ISF IP2412F21X IP2412F2NS IP2412F2Z5 IP2412F2ZP IP2412F35M IP2412F36P IP2412F3NV IP2412F41C IP2412F4BC IP2412F4BF
IP2412F544 IP2412F5AW IP2412F5DH IP2412F5YM IP2412F529 IP2412F671 IP2412F699 IP2412F6C8 IP2412F6ES IP2412F6GA IP2412F7GY IP2412F7RE IP2412F7X8 IP2412F8R9 IP2412F9B7 IP2412F9X2 IP2412FB96 IP2412FBA9
IP2412FC17 IP2412FD22 IP2412FDW2 IP2412FE6X IP2412FF47 IP2412FF7B IP2412FFA3 IP2412FG6E IP2412FH6D IP2412FH8N IP2412FHT2 IP2412FJJ7 IP2412FNH2 IP2412FP1G IP2412FP7D IP2412FQX2 IP2412FQZ5
IP2412FRT2 IP2412FS9N IP2412FT69 IP2412FUM1 IP2412FV35 IP2412FV8V IP2412FY8E IP2412G14U IP2412G1B2 IP2412G1QY IP2412G1RQ IP2412G1W4 IP2412G1X6 IP2412G297 IP2412G2D8 IP2412G2G9 IP2412G31N
IP2412G378 IP2412G3C6 IP2412G3UA IP2412G45V IP2412G4J3 IP2412G55R IP2412G5E4 IP2412G5PC IP2412G64S IP2412G6BS IP2412G7GB IP2412G7RU IP2412G7TC IP2412G7UC IP2412G83N IP2412G8FX IP2412G8TE9
IP2412G8X6 IP2412GV2T IP2412GV66 IP2412GWR4 IP2412GX65 IP2412GYS7 IP2412GYW2 IP2412H1NX IP2412H1QU IP2412H1R3 IP2412H1U2 IP2412H1VD IP2412H1X4 IP2412H2AA IP2412H2EX IP2412H2PT IP2412H3F1
IP2412H3N5 IP2412H3U6 IP2412H4A7 IP2412H5EX IP2412H5J3 IP2412H6AT IP2412H6M2 IP2412H6UC IP2412H7BY IP2412H7EP IP2412H7JE IP2412H8D2 IP2412H8GF IP2412H8ST IP2412H9D7 IP2412HA8E IP2412HB11 IP2412HC1U IP2412HCX4 IP2412HE2S IP2412HE91
IP2412HF34 IP2412HGA2 IP2412HH32 IP2412HJT2 IP2412HM1S IP2412HN8S IP2412HNS1 IP2412HP14 IP2412HPT3 IP2412HRE4 IP2412HS37 IP2412HS4R IP2412HT66 IP2412HTC8 IP2412HX5S IP2412HXQ8 IP2412HY41
IP2412HYV1 IP2412J1FY IP2412J1PN IP2412J215 IP2412J28N IP2412J29Z IP2412J3GA IP2412J3R7 IP2412J3UV IP2412J43F IP2412J4D8 IP2412J4E7 IP2412J4TM IP2412J54S IP2412J56F IP2412J58C IP2412J5RG
IP2412J5UC IP2412J64N IP2412J67F IP2412J6J9 IP2412J6JD IP2412J6KN IP2412J745 IP2412J7A3 IP2412J7BJ IP2412J7UE IP2412J811 IP2412J8AC IP2412J8RP IP2412J8XS IP2412J8YW IP2412J9FT IP2412J9HW
IP2412J9J4 IP2412J9NF IP2412J9RS IP2412J9SP IP2412J9UH IP2412JBP2 IP2412JBR1 IP2412JD2A IP2412JE3X IP2412JE45 IP2412JEB5 IP2412JF8J IP2412JGU7 IP2412JHB2 IP2412JJZZ IP2412JMN4 IP2412JPG4
IP2412JR42 IP2412JS4R IP2412JSX6 IP2412JT6D IP2412JU2Y IP2412JU5F IP2412JU9D IP2412JUG2 IP2412JV6D IP2412JVX2 IP2412JW55 IP2412JWD1 IP2412JWX5 IP2412JY32 IP2412JZZ9 IP2412M14A IP2412M18Z IP2412M1JN
IP2412M1Z4 IP2412M2B5 IP2412M2AT IP2412M2HH IP2412M2MR IP2412M2NB IP2412M346 IP2412M36Z IP2412M3JN IP2412M43U IP2412M4BM IP2412M5DY IP2412M5G4 IP2412M5QW IP2412M5U5 IP2412M5XG IP2412M63X IP2412M655 IP2412M6CT IP2412M6JM
IP2412M6WP IP2412M6P4 IP2412M72R IP2412M752 IP2412M76W IP2412M785 IP2412M78Z IP2412MTEH IP2412MTQV IP2412N816 IP2412N8I8 IP2412NGW4 IP2412NGWZ IP2412NJ38 IP2412NM9V IP2412NQ38 IP2412NQDS IP2412NU16 IP2412NU9Q IP2412NVD3 IP2412NVG5 IP2412NVJ4 IP2412NWC2
IP2412MCP9 IP2412MD78 IP2412MDF9 IP2412MES3 IP2412MF3Z IP2412MG6N IP2412MGC3 IP2412MGQ8 IP2412MM81 IP2412MP34 IP2412MQ4B IP2412MQS3 IP2412MRR4 IP2412MTV5 IP2412MV38 IP2412MWC7 IP2412MWT8
IP2412MX4S IP2412MY37 IP2412MYN6 IP2412MZH5 IP2412MZN8 IP2412N1E9 IP2412N1G8 IP2412N1M1 IP2412N1U2 IP2412N1UB IP2412N1V8 IP2412N24H IP2412N28X IP2412N2J3 IP2412N2W6 IP2412N3H IP2412N3E7 IP2412N3FS IP2412N3QT
IP2412N3RB IP2412N445 IP2412N44W IP2412N4A1 IP2412N4NM IP2412N51B IP2412N57Z IP2412N59Q IP2412N5AC IP2412N5AZ IP2412N5VY IP2412N61U IP2412N62F IP2412N65J IP2412N7D7 IP2412N7J2 IP2412N7JW IP2412N7PS IP2412N7RW IP2412N8N2N
IP2412N886 IP2412N8CD IP2412N99G IP2412N9F7 IP2412N9W0 IP2412NB1J IP2412NB91 IP2412NBEQ IP2412NBSX IP2412NDB2 IP2412NDN2 IP2412NEB6 IP2412NEN8 IP2412NFJ2 IP2412NFU4 IP2412NGM IP2412NG7V IP2412NHZ5 IP2412NJU4 IP2412NNM3
IP2412NM6M IP2412NN3M IP2412NR6E IP2412NT1Z IP2412NT36 IP2412NT6X IP2412NTE2 IP2412NTJ9 IP2412NUN2 IP2412NUV5 IP2412NWY6 IP2412NXN5 IP2412NYD3 IP2412NZ7S IP2412P19H IP2412P1GA IP2412P1R3 IP2412P1XE
IP2412P1XP IP2412P336 IP2412P3BT IP2412P3HP IP2412P3NA IP2412P3R4 IP2412P4RT IP2412P4UW IP2412P4VG IP2412P4WF IP2412P4ZZ IP2412P52M IP2412P566 IP2412P58X IP2412P5NA IP2412P5SW IP2412P5YC IP2412P5Z6 IP2412P64A
IP2412P65T IP2412P65X IP2412P6FG IP2412P6NQ IP2412P6PU IP2412P6PW IP2412P817 IP2412P884 IP2412P88H IP2412P8G5 IP2412P8HQ IP2412P8Q8 IP2412P8U2 IP2412P8Z8 IP2412P97D IP2412P9PB IP2412P9YZ IP2412PA27 IP2412PAF3 IP2412PB8E IP2412PD1X
IP2412PD39 IP2412PD48 IP2412PF9P IP2412PHR7 IP2412PJ9T IP2412PNC2 IP2412PP1X IP2412PRH4 IP2412PS7D IP2412PT52 IP2412PT04 IP2412PU3E IP2412PU96 IP2412PV1X IP2412PV8Y IP2412PVT3 IP2412PW78 IP2412PW9C IP2412PXB3 IP2412PY1Z
IP2412PY5C IP2412PYM3 IP2412PYP9 IP2412PZ5P IP2412PZN2 IP2412Q19E IP2412Q19L IP2412Q1M3 IP2412Q1MX IP2412Q1PR IP2412Q1Q1 IP2412Q1U4 IP2412Q26M IP2412Q32Y IP2412Q35F IP2412Q39G IP2412Q3X3
IP2412Q3XZ IP2412Q4E8 IP2412Q4NA IP2412Q5EV IP2412Q5FP IP2412Q5VB IP2412Q65P IP2412Q6DD IP2412Q6EJ IP2412Q74Q IP2412Q7GT IP2412Q82E IP2412Q87W IP2412Q89Y IP2412Q8DR IP2412Q8RV IP2412Q8ZS IP2412Q99E IP2412Q9R5
IP2412Q9B2 IP2412QC2B IP2412QC95 IP2412QCP2 IP2412QD4G IP2412QE5X IP2412QF6P IP2412QF64 IP2412QG35 IP2412QHZ7 IP2412QJF9 IP2412QM82 IP2412QM96 IP2412QN3P IP2412QNU2 IP2412QR16 IP2412QR4R IP2412QRE1 IP2412QT43
IP2412QWF1 IP2412QWJ3 IP2412QY2Y IP2412QY9S IP2412QYF4 IP2412QZ3F IP2412QZ5P IP2412R1PY IP2412R1TG IP2412R1YQ IP2412R25G IP2412R29W IP2412R2AQ IP2412R2CQ IP2412R2GJ IP2412R2T7 IP2412R2VG IP2412R2WT IP2412R2XJ IP2412R3HN
IP2412R44W IP2412RAVF IP2412RR91 IP2412RR9Z IP2412RSCG IP2412RSFF IP2412RSH1 IP2412RSP5 IP2412RSXV IP2412RV6E1 IP2412R79M IP2412R7M8 IP2412RTPT IP2412RTQF IP2412RTU8 IP2412R7ZN IP2412R812 IP2412R85R IP2412R87C IP2412R8BR
IP2412R8TS IP2412R8Y7 IP2412R8ZE IP2412R91M IP2412R91T IP2412R96J IP2412R9NX IP2412R9PD IP2412R9Q9 IP2412R9WC IP2412R9ZE IP2412RB7U IP2412RBN8 IP2412RC49 IP2412RC8N IP2412RCQ7 IP2412RFJ9 IP2412RG15 IP2412RG2H IP2412RH5F
IP2412RHTJ IP2412RIJY IP2412RJ35 IP2412RJ41 IP2412RJ4A IP2412RMTM IP2412RN4Q IP2412RNW3 IP2412RQ53 IP2412RQ7M IP2412RRG4 IP2412RRM6 IP2412RRM8 IP2412RRX5 IP2412RS47 IP2412RSF4 IP2412RT3N IP2412RT43 IP2412RU19
IP2412RU26 IP2412RU4S IP2412RU88 IP2412RUS7 IP2412RUX4 IP2412RUZ1 IP2412RV71 IP2412RV7D IP2412RVH8 IP2412RVN3 IP2412RW0A IP2412RWT2 IP2412RX8Y IP2412RY15 IP2412RZ1D IP2412RZ73 IP2412RZW7 IP2412S11G IP2412S19Q IP2412STTX
IP2412S22B IP2412S26R IP2412S29C IP2412S2A3 IP2412S3MH IP2412S3SC IP2412S42S IP2412S49P IP2412S4TQ IP2412S586 IP2412S5S1 IP2412S5VZ IP2412S6CV IP2412S6Q9 IP2412S6U3 IP2412S709 IP2412S7CJ IP2412S7FH IP2412S7WQ
IP2412S96P IP2412S9JY IP2412S9QD IP2412S9VS IP2412SBH5 IP2412SC6T IP2412SD2Q IP2412SD2S IP2412SD8B IP2412SDW7 IP2412SE11 IP2412SE7F IP2412SG1M IP2412SG42 IP2412SHT2 IP2412SH91 IP2412SJB9 IP2412SM2N IP2412SM45 IP2412SN15
IP2412SNW5 IP2412SQ91 IP2412SR23 IP2412SR68 IP2412SRM7 IP2412SS25 IP2412SS72 IP2412SS7Z IP2412SSF9 IP2412ST8H IP2412SU2V IP2412SW8S IP2412SX6P IP2412SY2P IP2412SZ19 IP2412SZ69 IP2412T1UB IP2412T28C IP2412T2BT IP2412T2QA

IP2412T2R2 IP2412T2T7 IP2412T2YP IP2412T35E IP2412T3QH IP2412T3QU IP2412T3RH IP2412T4JJ IP2412T4JP IP2412T4NY IP2412T4ZU IP2412T58B IP2412T5J4 IP2412T5NX IP2412T6BA IP2412T6G9 IP2412T6HG IP2412T6U2 IP2412T71V IP2412T8HX
IP2412T8MS IP2412T8Z2 IP2412T8ZY IP2412T933 IP2412T961 IP2412T9T5 IP2412T9T7 IP2412TB1N IP2412TBX3 IP2412TC7P IP2412TCE4 IP2412TCS5 IP2412TD4C IP2412TD87 IP2412TE8H IP2412TEC5 IP2412TEZ2 IP2412TF99 IP2412TFA2 IP2412TGB5
IP2412TGU7 IP2412TH47 IP2412TJ18 IP2412TJ37 IP2412TM4D IP2412TN53 IP2412TQ3V IP2412TQX6 IP2412TRT7 IP2412TS72 IP2412TSG7 IP2412TSR7 IP2412TSU6 IP2412TT61 IP2412TT8Z IP2412TTV5 IP2412TU2X IP2412TU3Y IP2412TU67 IP2412TU68
IP2412TV12 IP2412TWC1 IP2412TYC8 IP2412TZ25 IP2412TZZ7 IP2412U11M IP2412U19A IP2412U1EX IP2412U1MA IP2412U1VQ IP2412U1ZU IP2412U21J IP2412U25E IP2412U27S IP2412U28V IP2412U2AU IP2412U382 IP2412U3M6 IP2412U3WA IP2412U3Z7
IP2412U46S IP2412U48A IP2412U4EX IP2412U4VA IP2412U5DA IP2412U5Q7 IP2412U5ZT IP2412U68H IP2412U6GR IP2412U6VM IP2412U71V IP2412U79D IP2412U7AQ IP2412U7BE IP2412U7UH IP2412U82U IP2412U8W5 IP2412U96U IP2412U9AJ IP2412U9CE
IP2412U9SG IP2412UA1Z IP2412UA5S IP2412UA73 IP2412UAJ5 IP2412UE52 IP2412UE59 IP2412UES2 IP2412UFA5 IP2412UG69 IP2412UH7A IP2412UJ6B IP2412UM7Z IP2412UN3W IP2412UNZ5 IP2412UP8F IP2412UP9F IP2412UQ38 IP2412UR19 IP2412URB9
IP2412URH3 IP2412US4F IP2412UUM5 IP2412UUW9 IP2412UV4D IP2412UV6U IP2412UW7S IP2412UW93 IP2412UX2J IP2412UX63 IP2412UXS3 IP2412UXX3 IP2412UY2Q IP2412UY76 IP2412UYJ7 IP2412UZ9A IP2412V21Z IP2412V22V IP2412V254 IP2412V25U
IP2412V34V IP2412V37B IP2412V49U IP2412V4DD IP2412V4H3 IP2412V4JR IP2412V4XD IP2412V593 IP2412V5FE IP2412V5H7 IP2412V5HT IP2412V5VQ IP2412V5WU IP2412V5ZT IP2412V66U IP2412V6NA IP2412V6QE IP2412V6SN IP2412V6SV IP2412V6XQ
IP2412V797 IP2412V7U5 IP2412V83P IP2412V8WZ IP2412V92M IP2412V94X IP2412V9DJ IP2412V9DW IP2412V9F9 IP2412V9S7 IP2412V9YG IP2412V9Z9 IP2412VAR7 IP2412VAT7 IP2412VB75 IP2412VBU3 IP2412VBV7 IP2412VD1H IP2412VD58 IP2412VE8B
IP2412VEG9 IP2412VES2 IP2412VFV5 IP2412VG69 IP2412VG8Z IP2412VGU5 IP2412VHR5 IP2412VHW8 IP2412VM7G IP2412VNV5 IP2412VNW6 IP2412VP7N IP2412VPH4 IP2412VPQ1 IP2412VQT6 IP2412VU6C IP2412VUC6 IP2412VUH4 IP2412VV6J IP2412VVR4
IP2412VW2M IP2412VW84 IP2412VY2B IP2412VZ2Q IP2412W1FR IP2412W2AR IP2412W2FM IP2412W2P1 IP2412W2VZ IP2412W34T IP2412W4SP IP2412W576 IP2412W578 IP2412W65R IP2412W689 IP2412W68B IP2412W69Y IP2412W6A5 IP2412W6BN IP2412W6Z2
IP2412W6ZJ IP2412W7RZ IP2412W7X8 IP2412W7ZB IP2412W8H3 IP2412W8WR IP2412W8ZX IP2412W91J IP2412W95H IP2412W9S1 IP2412W9VY IP2412WB9P IP2412WC62 IP2412WC97 IP2412WCS9 IP2412WCV7 IP2412WF2R IP2412WFG3 IP2412WGF5 IP2412WGM7
IP2412WH6D IP2412WHQ5 IP2412WJG7 IP2412WM2J IP2412WN4Y IP2412WN9H IP2412WPC5 IP2412WPN1 IP2412WQ5W IP2412WQG3 IP2412WQP5 IP2412WQX3 IP2412WQY5 IP2412WRV2 IP2412WS9F IP2412WU44 IP2412WUZ6 IP2412WVC8 IP2412WVP4 IP2412WX16
IP2412WX51 IP2412WY51 IP2412WZS1 IP2412X16U IP2412X18G IP2412X1FP IP2412X1WQ IP2412X2Z2 IP2412X36R IP2412X38W IP2412X3GG IP2412X3SB IP2412X4A7 IP2412X4N9 IP2412X4R1 IP2412X4SR IP2412X4TG IP2412X59E IP2412X5F8 IP2412X5JQ
IP2412X5M8 IP2412X68F IP2412X6N2 IP2412X6PB IP2412X6SR IP2412X6UE IP2412X6UP IP2412X73T IP2412X7AT IP2412X7P9 IP2412X7U5 IP2412X7VC IP2412X8Q8 IP2412X9BT IP2412X9DT IP2412X9FT IP2412X9SP IP2412X9VV IP2412XA96 IP2412XAF1
IP2412XBR6 IP2412XC21 IP2412XC92 IP2412XD48 IP2412XD79 IP2412XD8U IP2412XE79 IP2412XE9S IP2412XEA3 IP2412XEH2 IP2412XEJ3 IP2412XFR5 IP2412XG1G IP2412XGP3 IP2412XH18 IP2412XN1Q IP2412XN83 IP2412XPE8 IP2412XQ31 IP2412XQV9
IP2412XUU8 IP2412XVX7 IP2412XX41 IP2412XXV2 IP2412XY3E IP2412XY3J IP2412XY99 IP2412XZ6Z IP2412XZ8S IP2412XZJ1 IP2412Y1ZP IP2412Y26G IP2412Y2AW IP2412Y2BT IP2412Y2J1 IP2412Y2NR IP2412Y34E IP2412Y36E IP2412Y3E6 IP2412Y3U3
IP2412Y44P IP2412Y46H IP2412Y4JP IP2412Y4RD IP2412Y4UX IP2412Y4X3 IP2412Y5G9 IP2412Y5HS IP2412Y5N6 IP2412Y61X IP2412Y64F IP2412Y89Q IP2412Y8M8 IP2412Y8SN IP2412Y8UC IP2412Y94T IP2412Y9CB IP2412Y9VU IP2412YA32 IP2412YA9Y
IP2412YAA1 IP2412YB1D IP2412YBZ1 IP2412YCA1 IP2412YCM2 IP2412YD6H IP2412YD83 IP2412YE88 IP2412YEE3 IP2412YF2P IP2412YF3W IP2412YF9H IP2412YGV6 IP2412YH17 IP2412YJ17 IP2412YJ3Z IP2412YJF7 IP2412YNU8 IP2412YQ2D IP2412YR1T
IP2412YT3X IP2412YT8U IP2412YU8E IP2412YVT8 IP2412YW8F IP2412YWV3 IP2412YX1M IP2412YZ2V IP2412YZ4T IP2412Z2DS IP2412Z2UU IP2412Z2YN IP2412Z36S IP2412Z3P3 IP2412Z3X6 IP2412Z4D4 IP2412Z4ZS IP2412Z529 IP2412Z56Y IP2412Z5VP
IP2412Z63H IP2412Z6R4 IP2412Z6VA IP2412Z71P IP2412Z72B IP2412Z7SZ IP2412Z7XD IP2412Z7ZP IP2412Z81V IP2412Z83J IP2412Z83P IP2412Z84J IP2412Z86D IP2412Z8R6 IP2412Z8S9 IP2412Z8V7 IP2412Z94A IP2412Z957 IP2412Z9JP IP2412Z9P8
IP2412Z9T5 IP2412Z9UQ IP2412ZA52 IP2412ZA67 IP2412ZA7A IP2412ZB24 IP2412ZC7F IP2412ZCJ9 IP2412ZCV1 IP2412ZDZ3 IP2412ZE6V IP2412ZF5A IP2412ZFG7 IP2412ZFN2 IP2412ZG12 IP2412ZG98 IP2412ZH11 IP2412ZH7E IP2412ZMA5 IP2412ZN2B
IP2412ZNW5 IP2412ZP11 IP2412ZQ78 IP2412ZR5Z IP2412ZS3C IP2412ZT44 IP2412ZT69 IP2412ZT7Y IP2412ZTN2 IP2412ZTR4 IP2412ZU4M IP2412ZUC1 IP2412ZUE3 IP2412ZUU6 IP2412ZX8A IP2412ZX9C IP2412ZYC8 IP2412ZZ6R IP2412ZZA2 IP2412ZZN6
IP2501111E IP250111AG IP250111B7 IP250111DM IP250111PS IP250111WB IP250111WS IP250111XB IP250111XS IP2501122G IP250112HD IP250112Z1 IP2501136C IP250113AY IP250113D2 IP250113FD IP250113JJ IP250113UY IP250113UZ IP2501141N
IP2501143B IP2501144E IP250114QS IP250114YN IP2501159Y IP250115CA IP250115CH IP250115GV IP250115HF IP250115JT IP250115QV IP250115V4 IP250115WH IP250115ZZ IP250116AG IP250116EQ IP250116HP IP250116RA IP250116RF IP250116UA
IP250116UQ IP2501171B IP2501171X IP250117AR IP250117B6 IP250117EP IP250117JS IP250117ND IP250117RX IP250117TQ IP250117TV IP250117U4 IP2501186X IP250118MN IP250118R5 IP250118SE IP250118VC IP250118WQ IP250118XC IP250118XU
IP2501191H IP2501199Y IP250119AR IP250119BR IP250119BS IP250119CT IP250119EV IP250119PF IP250119QJ IP250119W5 IP250119YD IP250119YQ IP250119YS IP25011A26 IP25011A7T IP25011AAR IP25011AC4 IP25011ADU IP25011AGX IP25011AH3
IP25011AYV IP25011B1Q IP25011B2P IP25011B2Y IP25011B32 IP25011BE9 IP25011BFD IP25011BGM IP25011BRA IP25011BRU IP25011BRV IP25011BUM IP25011BX1 IP25011BY1 IP25011BZM IP25011C9A IP25011C9Q IP25011CA9 IP25011CAM IP25011CAQ
IP25011CMZ IP25011CZ3 IP25011CZA IP25011D8E IP25011D9T IP25011DAH IP25011DGE IP25011DQF IP25011DUW IP25011DXE IP25011E3N IP25011E76 IP25011E8R IP25011E8V IP25011EDJ IP25011EDU IP25011EG5 IP25011EHC IP25011EMF IP25011EP3
IP25011EVN IP25011F7D IP25011FHV IP25011FJD IP25011FR2 IP25011FRU IP25011FU7 IP25011FUT IP25011G6C IP25011G8D IP25011G9P IP25011GB6 IP25011GCR IP25011GJM IP25011GMR IP25011GPS IP25011GVQ IP25011H6D IP25011HEB IP25011HQ3
IP25011HWW IP25011J15 IP25011J2E IP25011J2F IP25011J9U IP25011JB2 IP25011JBG IP25011JC5 IP25011JJX IP25011JRN IP25011JSE IP25011JYX IP25011JZ2 IP25011MDN IP25011MED IP25011MGV IP25011MJJ IP25011MQA IP25011MQN IP25011MV2
IP25011MWX IP25011N5S IP25011NAW IP25011NEX IP25011NNW IP25011NST IP25011NVH IP25011NW6 IP25011NWQ IP25011P4F IP25011PQ4 IP25011PSM IP25011PSP IP25011PUG IP25011Q1Q IP25011Q35 IP25011Q4B IP25011Q53 IP25011Q6U IP25011QBU
IP25011QE8 IP25011QPE IP25011QV1 IP25011QW3 IP25011QZP IP25011R1Y IP25011R6B IP25011R8V IP25011R8Y IP25011RA1 IP25011RC4 IP25011RE3 IP25011RF5 IP25011RF6 IP25011RGV IP25011RJ7 IP25011RUN IP25011S1G IP25011S6M IP25011S8C
IP25011SBF IP25011SE6 IP25011SFA IP25011SQF IP25011SV2 IP25011SY7 IP25011T15 IP25011T2A IP25011T81 IP25011T9E IP25011TE4 IP25011TEH IP25011TFV IP25011TT3 IP25011TW8 IP25011TXZ IP25011U2T IP25011U5V IP25011UBS IP25011UCG
IP25011UCN IP25011UFR IP25011UG2 IP25011UG5 IP25011V1J IP25011V2E IP25011V9Y IP25011VA8 IP25011VAY IP25011VEV IP25011VFC IP25011VHU IP25011VJQ IP25011VRE IP25011VSX IP25011VTA IP25011W2H IP25011W2P IP25011W64 IP25011W6D
IP25011W9E IP25011WAC IP25011WE4 IP25011WNR IP25011WRN IP25011WSQ IP25011WXG IP25011WXU IP25011X61 IP25011X8V IP25011XB2 IP25011XBQ IP25011XG9 IP25011XH9 IP25011XN6 IP25011Y5C IP25011Y6C IP25011YDN IP25011YFP IP25011YG7
IP25011YM4 IP25011YTQ IP25011YVS IP25011Z58 IP25011Z78 IP25011Z8G IP25011Z8M IP25011ZAE IP25011ZBV IP25011ZD7 IP25011ZFH IP25011ZJ6 IP25011ZJW IP25011ZQX IP25011ZV3 IP2501218E IP250121A1 IP250121CT IP250121D3 IP250121EB
IP250121GM IP250121JQ IP250121JV IP250121N8 IP250121PS IP250121US IP250121XX IP250122AS IP250122EJ IP250122MZ IP250122RB IP250122TG IP250122VQ IP250122XC IP250122YJ IP250123BS IP2501241P IP2501244A IP2501245V IP2501249V
IP250124AE IP250124B5 IP250124CP IP250124FV IP250124FX IP250124JA IP250124NZ IP250124PP IP250124QP IP250124VM IP250125EV IP250125FJ IP250125RX IP250125TH IP250125TP IP250125WX IP250125YD IP2501262P IP2501269M IP250126GJ
IP250126W7 IP250126XW IP250126Z8 IP2501274F IP250127BE IP250127GH IP250127H8 IP250127NE IP250127P6 IP250127PD IP250127SW IP2501281P IP2501285Z IP2501289Q IP250128DB IP250128JU IP250128PX IP250128QM IP2501294Z IP2501296W
IP2501297T IP250129D2 IP250129FJ IP250129QC IP250129SN IP250129WH IP25012A3X IP25012A4D IP25012A78 IP25012AG3 IP25012AGM IP25012AJZ IP25012AQA IP25012AUY IP25012AYE IP25012B2M IP25012B2U IP25012B6M IP25012BTW IP25012BWC
IP25012BZA IP25012C5C IP25012C7Y IP25012C95 IP25012CG1 IP25012CG5 IP25012CQ2 IP25012CR6 IP25012DA9 IP25012DC8 IP25012DDV IP25012DV2 IP25012DXD IP25012E7M IP25012EA8 IP25012EE6 IP25012EH4 IP25012EQE IP25012EQN IP25012ESW
IP25012ETQ IP25012ETX IP25012EU3 IP25012F4N IP25012F5F IP25012F6B IP25012F6G IP25012F7T IP25012FA6 IP25012FHA IP25012FMS IP25012FNS IP25012G7S IP25012GDA IP25012GNC IP25012GNP IP25012GPJ IP25012GUN IP25012GYM IP25012GZV
IP25012H26 IP25012H7U IP25012HGF IP25012HJP IP25012HSP IP25012J4N IP25012J5F IP25012JXJ IP25012JY6 IP25012JZ3 IP25012JZ5 IP25012M5A IP25012M6B IP25012MBA IP25012MD3 IP25012MEB IP25012MEY IP25012MFG IP25012MH7 IP25012MHB
IP25012MQ8 IP25012MQT IP25012MRV IP25012MVG IP25012N4B IP25012N6N IP25012NAS IP25012NHN IP25012NVU IP25012NX2 IP25012NYS IP25012P3A IP25012P61 IP25012P71 IP25012PB4 IP25012PCF IP25012PDX IP25012PEQ IP25012PNE IP25012PSW

IP25012PZ2 IP25012Q2V IP25012Q5H IP25012QAC IP25012QFX IP25012QQ1 IP25012QWP IP25012QYG IP25012R5J IP25012RAA IP25012RCF IP25012RCJ IP25012RDB IP25012RFE IP25012RFV IP25012RGM IP25012RM8 IP25012RWS IP25012RYA IP25012S29
IP25012S39 IP25012S56 IP25012S5Z IP25012S6P IP25012S8B IP25012SAF IP25012SJ1 IP25012SQ4 IP25012SZS IP25012T2A IP25012TC1 IP25012TE9 IP25012TRW IP25012TUP IP25012TVQ IP25012TVW IP25012TWQ IP25012TY9 IP25012TYA IP25012TZV
IP25012UAP IP25012UAY IP25012UJS IP25012UMA IP25012UR7 IP25012UTZ IP25012UVM IP25012V1T IP25012V4V IP25012V55 IP25012VA5 IP25012VEX IP25012VG8 IP25012VH7 IP25012VJM IP25012VMT IP25012VRV IP25012VYM IP25012W32 IP25012W99
IP25012W9U IP25012WBU IP25012WMP IP25012WQX IP25012WWF IP25012WYB IP25012WYC IP25012XJE IP25012XJW IP25012XR4 IP25012XRG IP25012XSR IP25012XSU IP25012XVM IP25012YAE IP25012YG9 IP25012YHJ IP25012YM5 IP25012YND IP25012YQD
IP25012YSS IP25012Z1C IP25012Z41 IP25012Z4Y IP25012Z8G IP25012Z8V IP25012Z9A IP25012ZAS IP25012ZCQ IP25012ZCX IP25012ZMA IP25012ZMQ IP25012ZRD IP25012ZU2 IP25012ZW7 IP25012ZWW IP2501314C IP250131SS IP250131ZU IP2501322N
IP2501322Y IP250132BX IP250132CH IP250132HT IP250132U5 IP250132WG IP250132X8 IP2501336E IP250133AB IP250133AR IP250133EZ IP250133JD IP250133SM IP250133TV IP250133TX IP250133UP IP250133WN IP250133YG IP250133YW IP2501346R
IP250134AR IP250134GF IP250134GT IP250134JY IP250134ME IP250134TW IP250134ZS IP2501359T IP2501359Y IP250135JV IP250135NT IP250135YB IP250136GD IP250136GU IP250136MR IP250136TF IP250136VJ IP250136YR IP2501371R IP2501372F
IP250137CG IP250137QT IP250137SG IP250137ST IP2501382R IP2501385U IP2501389C IP250138GR IP250138HR IP250138YT IP2501393Q IP2501395P IP2501397P IP250139BA IP250139CJ IP250139F4 IP250139QH IP250139QM IP250139RV IP250139ZD
IP250139ZR IP25013A1X IP25013A47 IP25013A9G IP25013A9P IP25013AHS IP25013AMM IP25013AP3 IP25013ARB IP25013AXR IP25013B2E IP25013B4D IP25013BAS IP25013BH6 IP25013BHJ IP25013BNR IP25013BR5 IP25013BW8 IP25013C3W IP25013C52
IP25013C5Y IP25013C6V IP25013CDX IP25013CHC IP25013CM8 IP25013CWX IP25013CXF IP25013CY2 IP25013D3D IP25013DGE IP25013DJ7 IP25013DQV IP25013DSJ IP25013DZ7 IP25013E53 IP25013E5A IP25013EAX IP25013EAY IP25013ECD IP25013EPG
IP25013EZ2 IP25013EZZ IP25013F2G IP25013F2J IP25013F4W IP25013F6A IP25013F6F IP25013FB4 IP25013FFU IP25013FU5 IP25013FXS IP25013FXV IP25013G36 IP25013G3F IP25013G7T IP25013G91 IP25013GDT IP25013GH1 IP25013GNQ IP25013GP6
IP25013GQE IP25013GR4 IP25013GT9 IP25013GU7 IP25013GV7 IP25013HBA IP25013HMV IP25013HP7 IP25013HSB IP25013HSJ IP25013HUG IP25013HZ6 IP25013J1E IP25013J1T IP25013J9J IP25013JBA IP25013JP5 IP25013JPG IP25013JQB IP25013JS1
IP25013JXE IP25013JYZ IP25013M2M IP25013M2R IP25013M4Z IP25013MB7 IP25013MCY IP25013MDU IP25013MF3 IP25013MFA IP25013MH1 IP25013MRX IP25013MWY IP25013N1T IP25013N3G IP25013N5U IP25013NWW IP25013NYD IP25013NYX IP25013P1A
IP25013P2U IP25013P42 IP25013P7R IP25013P95 IP25013PA4 IP25013PG7 IP25013PJ5 IP25013PNV IP25013PNZ IP25013PWB IP25013Q1U IP25013QCY IP25013QE9 IP25013QG7 IP25013QJ8 IP25013QUD IP25013R1J IP25013R3T IP25013R89 IP25013RAV
IP25013REF IP25013RFU IP25013RHQ IP25013RJ7 IP25013RJR IP25013RTF IP25013RYP IP25013S4W IP25013S6S IP25013S9T IP25013SAA IP25013SAD IP25013SCX IP25013SDF IP25013SMP IP25013SQE IP25013SQW IP25013SS6 IP25013SW1 IP25013SW2
IP25013SYR IP25013T3Y IP25013TA1 IP25013TBE IP25013TCZ IP25013TDY IP25013TER IP25013THY IP25013TMB IP25013TW5 IP25013TW8 IP25013TYF IP25013UAN IP25013UAP IP25013UF9 IP25013UT8 IP25013VEX IP25013VHT IP25013VHY IP25013VN9
IP25013VSC IP25013VTH IP25013VUC IP25013VVR IP25013W83 IP25013W96 IP25013WBH IP25013WG4 IP25013WS8 IP25013WSB IP25013WUQ IP25013WV1 IP25013WYZ IP25013X2D IP25013X3J IP25013X85 IP25013XP6 IP25013XQE IP25013XVN IP25013XVQ
IP25013XY3 IP25013XYA IP25013Y1P IP25013Y66 IP25013Y8P IP25013YC3 IP25013YEE IP25013YFG IP25013YGS IP25013YHB IP25013YTS IP25013Z1V IP25013Z71 IP25013Z7N IP25013ZH7 IP25013ZHU IP25013ZPP IP25013ZW4 IP25013ZXP IP25013ZXS
IP25013ZZR IP2501412N IP2501413A IP250141AY IP250141CR IP250141FW IP250141HY IP250141N5 IP250141RF IP2501421H IP2501427D IP2501428J IP250142B8 IP250142JV IP250142MY IP250142QE IP250142T9 IP250142U2 IP250143ED IP250143GG
IP250143HC IP250143M6 IP250143SU IP250143X2 IP250143YW IP2501441Y IP2501448W IP250144EF IP250144FU IP250144GA IP250144HR IP250144MA IP250144QC IP250144SD IP2501455G IP2501459W IP250145AY IP250145G9 IP250145SQ IP250145X7
IP250145XA IP2501466J IP2501468C IP250146AH IP250146NJ IP250146UW IP2501472T IP250147FH IP250147NQ IP250147TZ IP250147UP IP250147WB IP250147WP IP250147WR IP2501485J IP2501486F IP2501488Y IP250148A8 IP250148DR IP250148H3
IP250148H4 IP250148NM IP250148TB IP250148TR IP2501496M IP250149A3 IP250149NJ IP250149X6 IP250149YY IP25014A1C IP25014A4Q IP25014A5J IP25014A96 IP25014AE8 IP25014AGF IP25014AH3 IP25014APC IP25014AWT IP25014AYG IP25014B8Y
IP25014BGF IP25014BPQ IP25014BVY IP25014BWV IP25014C1S IP25014C38 IP25014C5B IP25014CEM IP25014CGG IP25014CJN IP25014CME IP25014CMJ IP25014CQE IP25014CR4 IP25014CR7 IP25014CS5 IP25014CV3 IP25014CXC IP25014D1N IP25014D1X
IP25014D4V IP25014D8Q IP25014D9J IP25014D9Q IP25014DAE IP25014DBA IP25014DDC IP25014DJD IP25014DJJ IP25014DQR IP25014DTA IP25014DWP IP25014DYG IP25014E3J IP25014E45 IP25014E5P IP25014EAG IP25014EDX IP25014EEE IP25014EGC
IP25014EMF IP25014ENH IP25014EPD IP25014ET5 IP25014EZT IP25014F2P IP25014F3S IP25014FBT IP25014FFW IP25014FJU IP25014FNJ IP25014FP2 IP25014FTX IP25014FY5 IP25014FYS IP25014G1E IP25014G5T IP25014G79 IP25014G8X IP25014G92
IP25014GAV IP25014GCV IP25014GFP IP25014GG7 IP25014GP9 IP25014GRG IP25014H2A IP25014H6V IP25014HAW IP25014HGR IP25014HHW IP25014HPQ IP25014HQ2 IP25014HQJ IP25014J1S IP25014J1Z IP25014JMS IP25014M4G IP25014M5P IP25014M7N
IP25014MAC IP25014MPA IP25014MVT IP25014MWT IP25014MZ1 IP25014MZP IP25014N9H IP25014NA5 IP25014NJ3 IP25014NRR IP25014NU7 IP25014NVP IP25014P15 IP25014P7V IP25014PAM IP25014PBE IP25014PGV IP25014PM2 IP25014PPG IP25014PPW
IP25014PSV IP25014PT8 IP25014PUB IP25014PVC IP25014PVY IP25014PYT IP25014Q79 IP25014QDZ IP25014QFE IP25014QHS IP25014QNW IP25014QQT IP25014QSX IP25014QTF IP25014QYY IP25014R42 IP25014R4M IP25014RD8 IP25014RFV IP25014RHX
IP25014RUE IP25014RW5 IP25014S67 IP25014SBA IP25014SH9 IP25014SJ1 IP25014SNE IP25014SPW IP25014SRB IP25014SRE IP25014SV4 IP25014SZW IP25014T4R IP25014T6R IP25014TA3 IP25014TCV IP25014TF1 IP25014TF8 IP25014TGV IP25014TH5
IP25014TMY IP25014TSA IP25014TYD IP25014UBW IP25014UFM IP25014UJY IP25014URU IP25014UV9 IP25014V1W IP25014V1Y IP25014V3N IP25014V46 IP25014V7A IP25014V9D IP25014V9M IP25014V9X IP25014VA7 IP25014VGY IP25014VN4 IP25014VSA
IP25014VT1 IP25014W47 IP25014W9F IP25014WA4 IP25014WAX IP25014WJ8 IP25014WJB IP25014WPX IP25014WT7 IP25014WV3 IP25014WWE IP25014X2T IP25014X4F IP25014X6W IP25014X7Q IP25014XA8 IP25014XBA IP25014XGZ IP25014XJC IP25014XSQ
IP25014XSR IP25014XY6 IP25014Y5W IP25014Y8S IP25014YJV IP25014YPY IP25014YTA IP25014YUD IP25014Z36 IP25014Z4V IP25014Z6C IP25014ZDH IP25014ZFH IP25014ZH9 IP25014ZPM IP25014ZQF IP25014ZRQ IP25014ZZA IP250151BW IP250151JD
IP250151QH IP250151RR IP250151S6 IP250151T1 IP250151W9 IP250151XX IP250151YN IP250152NC IP250152RP IP250152SJ IP250152SN IP250152YS IP2501539Z IP250153C1 IP250153DH IP250153GP IP250153HN IP250153YN IP250153ZC IP250153ZW
IP250154DX IP250154EU IP250154GD IP250154QN IP250154VJ IP250154Y3 IP250155JF IP250155U4 IP250155U6 IP250155VY IP250156AE IP250156AH IP250156AW IP250156B9 IP250156CA IP250156DM IP250156H9 IP250156HB IP250156N8 IP250156RP
IP2501577T IP250157CB IP250157D2 IP250157HM IP250157NV IP250157VR IP250157XF IP2501581C IP250158BM IP250158E3 IP250158VC IP250158YE IP250158YV IP250159A3 IP250159E6 IP250159F8 IP250159MH IP250159RT IP25015A13 IP25015A1N
IP25015A5G IP25015A5Z IP25015A7D IP25015AJU IP25015ASE IP25015AVP IP25015AXD IP25015B1Z IP25015B9X IP25015BCG IP25015BEU IP25015BH3 IP25015BP3 IP25015BQ1 IP25015BR7 IP25015BSZ IP25015C56 IP25015C8X IP25015CGG IP25015CRS
IP25015CUU IP25015CVU IP25015CWR IP25015CZB IP25015D1M IP25015D44 IP25015D4C IP25015D7X IP25015D9R IP25015DA4 IP25015DBE IP25015DH1 IP25015DUJ IP25015DWV IP25015E3R IP25015E85 IP25015EP5 IP25015EP8 IP25015EXU IP25015EZF
IP25015F2A IP25015F7X IP25015FB2 IP25015FBJ IP25015FDT IP25015FEY IP25015FFW IP25015FH1 IP25015FMF IP25015FSP IP25015FTP IP25015FTS IP25015FUF IP25015FW8 IP25015FYW IP25015GE4 IP25015GJ7 IP25015GNX IP25015GTB IP25015GWP
IP25015H6M IP25015H78 IP25015HAH IP25015HD4 IP25015HEN IP25015HJG IP25015HMP IP25015HMW IP25015HNA IP25015HPV IP25015HR9 IP25015HX5 IP25015J8Q IP25015J8S IP25015JPZ IP25015JS5 IP25015JT1 IP25015JT5 IP25015JT6 IP25015JXQ
IP25015JYF IP25015M47 IP25015M62 IP25015MEV IP25015MHG IP25015MM8 IP25015MNC IP25015MR9 IP25015MTE IP25015MVQ IP25015MW8 IP25015MZJ IP25015N35 IP25015N3A IP25015N6T IP25015N8C IP25015NDJ IP25015NFP IP25015NFY IP25015NHH
IP25015NQW IP25015NZ6 IP25015P1Q IP25015P6U IP25015P7S IP25015PF8 IP25015PGP IP25015PNN IP25015PT7 IP25015PZ6 IP25015Q1H IP25015Q3V IP25015Q4U IP25015QAA IP25015QDF IP25015QE5 IP25015QH6 IP25015QMS IP25015QV5 IP25015QYD
IP25015R3R IP25015R5J IP25015RBV IP25015RCG IP25015REZ IP25015RF8 IP25015RPG IP25015RRY IP25015RVJ IP25015RYS IP25015RYU IP25015S42 IP25015S5U IP25015S69 IP25015SA3 IP25015SDQ IP25015SG6 IP25015SUF IP25015SVP IP25015SYR
IP25015T3S IP25015T7S IP25015TAE IP25015TC2 IP25015TDA IP25015TG3 IP25015TGU IP25015THP IP25015TJ6 IP25015TQ9 IP25015TUB IP25015TUD IP25015TXW IP25015U4Q IP25015U5G IP25015U9B IP25015UEV IP25015UPG IP25015UT3 IP25015UYQ
IP25015V22 IP25015V5A IP25015V8J IP25015VDB IP25015VDJ IP25015VFA IP25015VH7 IP25015VHD IP25015VM9 IP25015VW3 IP25015W2C IP25015W36 IP25015W3M IP25015W5D IP25015WEQ IP25015WGH IP25015WHF IP25015WN4 IP25015WQS IP25015WUP
IP25015X88 IP25015X9M IP25015XC8 IP25015XDG IP25015XE9 IP25015XFC IP25015XN4 IP25015XPV IP25015XR4 IP25015XVS IP25015XY2 IP25015XYJ IP25015XZM IP25015Y4B IP25015Y7R IP25015Y85 IP25015YD1 IP25015YD4 IP25015YFU IP25015YPS

IP25015YT6 IP25015YTB IP25015YTU IP25015YXB IP25015YXX IP25015ZAV IP25015ZB6 IP25015ZDJ IP25015ZMT IP25015ZR8 IP25015ZRZ IP25015ZTS IP25015ZVG IP25015ZYS IP2501614G IP2501619F IP250161GY IP250161Q3 IP250161US IP250161XY
IP2501624G IP2501628Q IP250162H7 IP250162H9 IP250162PX IP250162RD IP250162W4 IP250163JR IP250163NA IP2501649Q IP250164BY IP250164Z9 IP2501657V IP250165BB IP250165EN IP250165FE IP250165GV IP250165M4 IP250165QX IP2501664M
IP2501667E IP250166AP IP250166JF IP250166PM IP250166RN IP250166UT IP250166XA IP2501672N IP250167B3 IP250167HH IP250167MM IP250167TS IP250167TX IP250167U7 IP250167UU IP250167YT IP2501682G IP2501685M IP2501688N IP250168NV
IP250168YN IP2501691F IP2501691P IP2501696B IP250169AD IP250169R1 IP250169RR IP250169WR IP250169XT IP25016A17 IP25016A2E IP25016A55 IP25016ABS IP25016ADT IP25016AE3 IP25016AJF IP25016ANU IP25016AS3 IP25016ASQ IP25016AT3
IP25016AU4 IP25016AW4 IP25016AY9 IP25016B21 IP25016B6P IP25016BDW IP25016BG3 IP25016BGP IP25016BGW IP25016BX3 IP25016BXQ IP25016BYH IP25016C6X IP25016CEU IP25016CM8 IP25016CTX IP25016CVH IP25016D43 IP25016DHQ IP25016DJX
IP25016DQ8 IP25016DQC IP25016DSA IP25016DX4 IP25016DXU IP25016E4A IP25016E4B IP25016E5D IP25016E6W IP25016EAT IP25016ED5 IP25016EE7 IP25016EGN IP25016ETG IP25016EUX IP25016EVY IP25016EZM IP25016EZY IP25016FA6 IP25016FBV
IP25016FGU IP25016FPN IP25016FVZ IP25016G1C IP25016G9E IP25016GC7 IP25016GFX IP25016GM1 IP25016GS8 IP25016GVM IP25016H25 IP25016H36 IP25016H3W IP25016H67 IP25016H8W IP25016H95 IP25016HE3 IP25016HEP IP25016HFA IP25016HGF
IP25016HMN IP25016HWN IP25016HYV IP25016J51 IP25016J6H IP25016J7G IP25016J8E IP25016J9Q IP25016JB7 IP25016JGR IP25016JHS IP25016JJD IP25016JV1 IP25016JVD IP25016JY5 IP25016M13 IP25016M46 IP25016M7P IP25016M8W IP25016MB2
IP25016MBA IP25016MBD IP25016MBS IP25016MBW IP25016MET IP25016MFW IP25016MJT IP25016MNJ IP25016MUR IP25016MUV IP25016MXZ IP25016N5D IP25016N65 IP25016N8Y IP25016ND5 IP25016NGE IP25016NMU IP25016NNR IP25016NPE IP25016NPN
IP25016NR1 IP25016NW6 IP25016NW7 IP25016P13 IP25016P79 IP25016P7M IP25016P8S IP25016PEM IP25016PFX IP25016PNZ IP25016PVX IP25016PW7 IP25016Q1R IP25016Q37 IP25016Q4V IP25016QEB IP25016QG4 IP25016QP8 IP25016QRH IP25016QRW
IP25016QWT IP25016QYZ IP25016QZF IP25016R3H IP25016R44 IP25016RGN IP25016RMJ IP25016RMN IP25016RSJ IP25016RT9 IP25016RZB IP25016S88 IP25016SFR IP25016SG1 IP25016SN5 IP25016SRE IP25016SUD IP25016T4T IP25016TCG IP25016TD1
IP25016TRY IP25016TSR IP25016TT8 IP25016TTB IP25016TTQ IP25016TVT IP25016TWR IP25016TZN IP25016U66 IP25016U6Z IP25016U96 IP25016UA5 IP25016UG8 IP25016UGT IP25016UR2 IP25016URE IP25016UZF IP25016V1W IP25016V3Z IP25016VA7
IP25016VE5 IP25016VNP IP25016VQW IP25016VRF IP25016VRU IP25016VYN IP25016VZX IP25016W16 IP25016W23 IP25016WGW IP25016WPW IP25016WQ9 IP25016WSJ IP25016WT9 IP25016WUP IP25016WY3 IP25016X3E IP25016X5Y IP25016XG5 IP25016XMJ
IP25016XNY IP25016XTT IP25016XVP IP25016Y4Z IP25016Y6F IP25016Y7S IP25016YCM IP25016YJJ IP25016YP1 IP25016YPP IP25016YRF IP25016YVN IP25016YZ1 IP25016Z4X IP25016Z6B IP25016ZCQ IP25016ZER IP25016ZH5 IP25016ZNR IP25016ZX1
IP2501717Q IP250171JJ IP250171NC IP250171PN IP250171RJ IP250171YG IP2501725P IP250172CV IP250172E7 IP250172F6 IP250172QP IP250172UB IP250172VF IP250172W1 IP250172XY IP250172ZE IP250173AY IP250173BN IP250173HJ IP250173HN
IP250173JX IP250173NH IP250173QQ IP250173QV IP250173TF IP250173V9 IP250173WW IP2501748T IP250174DU IP250174E6 IP250174GB IP250174HH IP250174NA IP250174PA IP250174QU IP250174UU IP2501758G IP250175DS IP250175MW IP250175UT
IP250175YB IP2501769V IP250176BF IP250176F4 IP250176MF IP250176S1 IP250176ZQ IP2501774F IP2501775C IP2501775Y IP250177CQ IP250177DX IP250177GE IP250177GR IP250177MW IP250177RT IP250177RY IP250177TT IP250177TW IP250177W4
IP250177WF IP250177XB IP2501783Z IP2501786T IP250178CY IP250178F5 IP250178FD IP250178HB IP250178HR IP250178JP IP250178TA IP250178VR IP250179MT IP250179R4 IP250179RV IP250179S8 IP250179SJ IP250179ZF IP25017A81 IP25017AAV
IP25017ABF IP25017AD4 IP25017AEQ IP25017AGJ IP25017AH2 IP25017ANC IP25017AUC IP25017AWB IP25017AXX IP25017BCU IP25017BCX IP25017BE1 IP25017BH1 IP25017BH5 IP25017BHJ IP25017BJ6 IP25017BNV IP25017BSY IP25017BYX IP25017CBC
IP25017CGJ IP25017CH3 IP25017CNX IP25017CQM IP25017CUS IP25017CV3 IP25017CWY IP25017CYH IP25017CYJ IP25017D1Y IP25017D3M IP25017D4F IP25017D4M IP25017DEW IP25017DG6 IP25017DGE IP25017DJJ IP25017DM6 IP25017DNP IP25017DSW
IP25017DTY IP25017DU6 IP25017DVH IP25017DXD IP25017EAS IP25017ECM IP25017EEE IP25017EGE IP25017EHW IP25017ENQ IP25017ER9 IP25017EV2 IP25017F1E IP25017FA8 IP25017FBV IP25017FE2 IP25017FPT IP25017FU5 IP25017FUG IP25017FVN
IP25017G5M IP25017G5R IP25017G83 IP25017GFJ IP25017GG1 IP25017GH7 IP25017GJ3 IP25017GT9 IP25017GYJ IP25017GYY IP25017GZJ IP25017H3Q IP25017H3Y IP25017H6F IP25017H88 IP25017HAC IP25017HDN IP25017HEJ IP25017HUG IP25017HXQ
IP25017HZT IP25017J2Y IP25017J4N IP25017J7B IP25017JAD IP25017JBV IP25017JDU IP25017JS4 IP25017JVZ IP25017M59 IP25017M6W IP25017MAT IP25017ME4 IP25017ME7 IP25017MFU IP25017MHE IP25017MX5 IP25017NCZ IP25017NE3 IP25017NFD
IP25017NGE IP25017NXV IP25017NZM IP25017P91 IP25017PGF IP25017PPW IP25017PQD IP25017Q2S IP25017Q7M IP25017QA7 IP25017QC7 IP25017QCT IP25017QP1 IP25017QTT IP25017R6N IP25017R6S IP25017RBH IP25017RGW IP25017RJD IP25017RVD
IP25017S1R IP25017S4S IP25017S81 IP25017SA5 IP25017SE1 IP25017SHY IP25017SQ8 IP25017SY6 IP25017T2E IP25017T3R IP25017T96 IP25017TF5 IP25017TH5 IP25017TJY IP25017TSP IP25017TVQ IP25017TXE IP25017TZN IP25017U2M IP25017U7J
IP25017U9Y IP25017UCY IP25017UEF IP25017UEM IP25017UEZ IP25017UJ6 IP25017UQ9 IP25017UUG IP25017UYC IP25017V1E IP25017V7Y IP25017VCN IP25017VQ7 IP25017VR5 IP25017VSZ IP25017VUM IP25017VWB IP25017VWD IP25017VX2 IP25017VYS
IP25017W2Q IP25017W9U IP25017WA2 IP25017WAE IP25017WB7 IP25017WD1 IP25017WD7 IP25017WDR IP25017WP5 IP25017WQT IP25017WUB IP25017WUC IP25017WVJ IP25017WVY IP25017WZY IP25017X9Q IP25017X9Y IP25017XAG IP25017XFE IP25017XFX
IP25017XMT IP25017XQ5 IP25017XQV IP25017XXC IP25017XY4 IP25017Y85 IP25017YB6 IP25017YHE IP25017YJ3 IP25017YJZ IP25017YYX IP25017Z59 IP25017Z9F IP25017ZAH IP25017ZE6 IP25017ZFJ IP25017ZFW IP25017ZGP IP25017ZNN IP25017ZSS
IP25017ZT8 IP25017ZW7 IP25017ZYA IP2501815W IP250181AP IP250181BQ IP250181FW IP250181JR IP250181MF IP250181PP IP250181Q4 IP250181WG IP2501821Y IP2501823W IP2501829T IP250182A8 IP250182EG IP250182GF IP250182HA IP250182ND
IP250182QT IP250182SM IP2501835J IP2501835N IP250183CD IP250183GZ IP250183NU IP250183RM IP250183S6 IP250183S9 IP250183TR IP250183VT IP250183XB IP250183XT IP250184EM IP250184ES IP250184T8 IP250184VR IP250185DF IP250185GF
IP250185NF IP250185ZZ IP250186AQ IP250186CH IP250186MU IP250186RA IP250186TA IP250186XA IP2501879R IP250187FM IP250187GB IP250187GD IP250187UF IP250187VP IP250187WG IP2501884A IP2501889C IP250188B4 IP250188B9 IP250188BP
IP250188JX IP250188MG IP2501891Y IP2501895D IP2501897B IP250189BU IP250189H1 IP250189S6 IP250189UG IP250189V8 IP250189WJ IP250189YB IP25018A2T IP25018A3A IP25018A7Z IP25018AJ1 IP25018AM5 IP25018AMG IP25018AZ9 IP25018B41
IP25018B4D IP25018B94 IP25018BE6 IP25018BHU IP25018BMJ IP25018C1B IP25018C3G IP25018C8Z IP25018CAU IP25018CAY IP25018CDT IP25018CGY IP25018CJB IP25018CMC IP25018CMW IP25018CQ6 IP25018CVG IP25018CW3 IP25018CZD IP25018D6M
IP25018D76 IP25018D8T IP25018D9X IP25018DC4 IP25018DDN IP25018DEJ IP25018DM4 IP25018DN5 IP25018DPF IP25018DQ3 IP25018DXA IP25018E19 IP25018E2Z IP25018E3N IP25018E7R IP25018E7X IP25018E9A IP25018ED1 IP25018ED3 IP25018EEV
IP25018EHM IP25018EHQ IP25018EPX IP25018EQB IP25018ETR IP25018EVB IP25018EVM IP25018EXH IP25018F42 IP25018F5N IP25018F5X IP25018FAC IP25018FEU IP25018FGY IP25018FJA IP25018FJQ IP25018FNJ IP25018FPE IP25018FUY IP25018FVG
IP25018G45 IP25018G8Y IP25018GAX IP25018GEV IP25018GHT IP25018GJE IP25018GNE IP25018GXY IP25018H1D IP25018H24 IP25018HAM IP25018HET IP25018HG2 IP25018HG9 IP25018HTE IP25018HWY IP25018J2T IP25018J4W IP25018J5M IP25018J6M
IP25018J7M IP25018J8T IP25018JEY IP25018JGE IP25018JRY IP25018JVU IP25018JW8 IP25018JXH IP25018M4G IP25018M5U IP25018M81 IP25018ME3 IP25018MFY IP25018MJD IP25018MJS IP25018MMG IP25018MMJ IP25018MNH IP25018MRR IP25018MWJ
IP25018NN4 IP25018NVV IP25018NYT IP25018P31 IP25018P5P IP25018P6C IP25018PC2 IP25018PHU IP25018PRF IP25018PTZ IP25018PW5 IP25018PYA IP25018PYX IP25018Q4X IP25018QE7 IP25018QFS IP25018QHX IP25018QNT IP25018QSZ IP25018QYP
IP25018QYQ IP25018R9A IP25018RHR IP25018RJ1 IP25018RJY IP25018RQA IP25018RRR IP25018RYQ IP25018S2P IP25018S2Z IP25018S6C IP25018S8X IP25018SC3 IP25018SDW IP25018SQ6 IP25018ST1 IP25018SUB IP25018SV5 IP25018SYJ IP25018SZW
IP25018T4U IP25018T5W IP25018T6D IP25018T6J IP25018T9P IP25018TAE IP25018TEW IP25018TFW IP25018TGX IP25018TXQ IP25018TY5 IP25018TZQ IP25018U2M IP25018U7H IP25018UC4 IP25018UCH IP25018UJY IP25018UM5 IP25018UMC IP25018URU
IP25018US5 IP25018UTE IP25018UVE IP25018UZJ IP25018V8E IP25018VC1 IP25018VCJ IP25018VCQ IP25018VDF IP25018VDM IP25018VE8 IP25018VS8 IP25018VTU IP25018VWH IP25018VXH IP25018VXZ IP25018W3N IP25018W5C IP25018WAC IP25018WCC
IP25018WFX IP25018WHM IP25018WHU IP25018WN7 IP25018WNN IP25018WPR IP25018WS3 IP25018WSN IP25018WTE IP25018X2C IP25018X3F IP25018X3T IP25018X5A IP25018X8M IP25018X9B IP25018XB1 IP25018XG2 IP25018XP8 IP25018Y15 IP25018Y1T
IP25018Y2A IP25018Y2H IP25018YC5 IP25018YQ7 IP25018YT6 IP25018Z14 IP25018Z26 IP25018ZNR IP25018ZYJ IP250191AD IP250191FP IP250191JF IP250191PW IP250191RS IP250191VN IP250191XU IP2501922T IP2501929R IP250192AV IP250192BR
IP250192M4 IP250192PR IP250192S5 IP250192SA IP250192U2 IP250192WG IP2501934Y IP2501937F IP250193BR IP250193ZH IP250194A1 IP250194AP IP250194CJ IP250194D5 IP250194JB IP250194PD IP250194YV IP250195AF IP250195D4 IP250195PG
IP250195TQ IP250195YT IP250196AA IP250196BV IP250196NA IP250196XD IP250196XS IP250196XU IP2501971P IP250197FF IP250197GQ IP250197J9 IP250197JE IP250197QE IP250197QU IP250197RF IP250197VC IP250197XG IP250198HF IP250198MB

IP250198NS IP250198QE IP250198QR IP250198VF IP250199C3 IP250199H5 IP250199P3 IP250199TA IP250199ZJ IP25019A38 IP25019A9T IP25019AJY IP25019APB IP25019AQ6 IP25019ATM IP25019ATZ IP25019AVV IP25019AY7 IP25019AZ4 IP25019AZM
IP25019B1X IP25019B5Z IP25019B9F IP25019BDY IP25019BGD IP25019BNY IP25019BV7 IP25019C4X IP25019C77 IP25019C9T IP25019C9W IP25019CAV IP25019CBC IP25019CDJ IP25019CMA IP25019CP5 IP25019CS7 IP25019CTA IP25019CW4 IP25019D1A
IP25019D2G IP25019D8S IP25019DBG IP25019DFG IP25019DGN IP25019DJP IP25019DM1 IP25019DS1 IP25019DTN IP25019DU6 IP25019DV3 IP25019DYT IP25019E38 IP25019E8H IP25019EEW IP25019EFA IP25019EGP IP25019ER7 IP25019EXZ IP25019EZZ
IP25019F37 IP25019F6D IP25019FC2 IP25019FFM IP25019FGT IP25019FPX IP25019FZB IP25019GAV IP25019GHW IP25019GJ9 IP25019GJU IP25019GR9 IP25019GUQ IP25019GV9 IP25019GX7 IP25019GZ3 IP25019GZT IP25019H22 IP25019H24 IP25019H2B
IP25019HDY IP25019HFA IP25019HW7 IP25019HZS IP25019J3H IP25019J5P IP25019J8D IP25019J9V IP25019JNS IP25019JNW IP25019JPW IP25019JQA IP25019JQP IP25019JQX IP25019JR2 IP25019JRJ IP25019JW4 IP25019JZ9 IP25019M1H IP25019M26
IP25019M2M IP25019M7A IP25019MC7 IP25019MR7 IP25019MUR IP25019MX6 IP25019N1U IP25019N56 IP25019N6S IP25019N81 IP25019NBZ IP25019NPB IP25019NSB IP25019NUG IP25019NVN IP25019P1V IP25019P3H IP25019P6A IP25019P84 IP25019P9Y
IP25019PA3 IP25019PDD IP25019PER IP25019PHW IP25019PME IP25019PNW IP25019PR4 IP25019PRB IP25019PRZ IP25019PTR IP25019PWJ IP25019PXC IP25019Q2J IP25019Q6C IP25019Q8F IP25019QAA IP25019QAT IP25019QDA IP25019QE2 IP25019QEC
IP25019QGQ IP25019QV8 IP25019R63 IP25019R7U IP25019REM IP25019RH3 IP25019RSU IP25019S9B IP25019SBJ IP25019SCQ IP25019SWW IP25019SX6 IP25019T3J IP25019T7Q IP25019TBD IP25019TF1 IP25019TFZ IP25019TT5 IP25019TV5 IP25019TWW
IP25019U2R IP25019U4V IP25019U7Q IP25019U9G IP25019UFV IP25019UH2 IP25019UQX IP25019V1C IP25019V1N IP25019V3F IP25019VCP IP25019VEH IP25019VMH IP25019VPM IP25019VQD IP25019VRA IP25019VRY IP25019VS7 IP25019VT1 IP25019VTZ
IP25019VYJ IP25019W4W IP25019W69 IP25019W6N IP25019WG3 IP25019WGQ IP25019WR4 IP25019WTG IP25019WWV IP25019X36 IP25019X4C IP25019X5H IP25019X7Y IP25019XFM IP25019XGX IP25019XSR IP25019Y6F IP25019Y92 IP25019YF2 IP25019YHM
IP25019YHQ IP25019YHY IP25019YUR IP25019YVE IP25019YW9 IP25019Z1D IP25019Z1P IP25019Z3Z IP25019ZFS IP25019ZFV IP25019ZH3 IP25019ZQE IP25019ZYR IP2501A12G IP2501A12S IP2501A16W IP2501A19M IP2501A1E7 IP2501A1PV IP2501A22N
IP2501A2A3 IP2501A2C4 IP2501A2H5 IP2501A2N2 IP2501A2Y5 IP2501A2Z5 IP2501A363 IP2501A38R IP2501A3C8 IP2501A3FF IP2501A3T1 IP2501A42N IP2501A44C IP2501A493 IP2501A4JW IP2501A4NF IP2501A4QT IP2501A4VA IP2501A4ZW IP2501A52V
IP2501A53Q IP2501A58P IP2501A5AU IP2501A5AZ IP2501A5DR IP2501A5FC IP2501A5G8 IP2501A5Z1 IP2501A62A IP2501A67G IP2501A67U IP2501A6J1 IP2501A6MG IP2501A73Z IP2501A76E IP2501A797 IP2501A79U IP2501A7GA IP2501A7MV IP2501A7RE
IP2501A7YD IP2501A85N IP2501A868 IP2501A8EU IP2501A8GF IP2501A8GP IP2501A8GU IP2501A8NS IP2501A8P4 IP2501A8RZ IP2501A8S7 IP2501A8TB IP2501A8W1 IP2501A8WF IP2501A8Y1 IP2501A8Z9 IP2501A9AU IP2501A9P3 IP2501A9SA IP2501AA3P
IP2501AA3R IP2501AB2P IP2501ABR9 IP2501AC5N IP2501AC5T IP2501ACW2 IP2501AD6X IP2501AF66 IP2501AF8M IP2501AFW1 IP2501AH5Q IP2501AJ83 IP2501AJF8 IP2501AM7S IP2501AM9F IP2501AMD5 IP2501AMY2 IP2501AN2Y IP2501AN83 IP2501AN92
IP2501AN99 IP2501ANH6 IP2501AP1Z IP2501AP7A IP2501APE3 IP2501APR2 IP2501AQ4R IP2501AR2U IP2501AR6D IP2501ARB4 IP2501ARX6 IP2501AS4B IP2501AS53 IP2501AST4 IP2501AT2H IP2501AT5R IP2501ATT8 IP2501AU5D IP2501AUP7 IP2501AV1U
IP2501AVG1 IP2501AVZ7 IP2501AY61 IP2501AYX2 IP2501AZ3D IP2501AZG7 IP2501AZR2 IP2501AZZ6 IP2501B11G IP2501B14C IP2501B14Z IP2501B15H IP2501B1D1 IP2501B1FF IP2501B1NS IP2501B1NV IP2501B1PV IP2501B1TY IP2501B1U2 IP2501B1UX
IP2501B1V6 IP2501B1ZN IP2501B218 IP2501B21V IP2501B26S IP2501B2BG IP2501B2CA IP2501B2FA IP2501B2NE IP2501B2T6 IP2501B2UY IP2501B2YS IP2501B33M IP2501B345 IP2501B3FN IP2501B3H6 IP2501B3MH IP2501B3VE IP2501B3WQ IP2501B3ZW
IP2501B451 IP2501B48N IP2501B49M IP2501B4A8 IP2501B4F6 IP2501B4S3 IP2501B4UR IP2501B4VQ IP2501B4XA IP2501B4ZU IP2501B51E IP2501B53U IP2501B5AH IP2501B5E4 IP2501B5Y3 IP2501B5YA IP2501B62P IP2501B67Q IP2501B6CE IP2501B6S8
IP2501B6W4 IP2501B6WT IP2501B7AZ IP2501B7BZ IP2501B7D1 IP2501B7DJ IP2501B7FG IP2501B7NR IP2501B7UF IP2501B7UV IP2501B7X6 IP2501B831 IP2501B84M IP2501B88W IP2501B8WR IP2501B91C IP2501B92U IP2501B93U IP2501B9JS IP2501B9QY
IP2501BA2R IP2501BA83 IP2501BB1C IP2501BB2Y IP2501BB3X IP2501BB4M IP2501BBW7 IP2501BC3A IP2501BC5E IP2501BC7X IP2501BCF7 IP2501BCR5 IP2501BD8F IP2501BDY2 IP2501BE1G IP2501BE5Y IP2501BE7W IP2501BE9J IP2501BF2P IP2501BF3V
IP2501BFD6 IP2501BH18 IP2501BH6W IP2501BHU3 IP2501BJ3X IP2501BJ56 IP2501BJ9D IP2501BM5T IP2501BM5X IP2501BMY7 IP2501BN5B IP2501BNH9 IP2501BP7B IP2501BP7P IP2501BP7R IP2501BP8V IP2501BPC2 IP2501BQ6R IP2501BQ7A IP2501BQH3
IP2501BR48 IP2501BR4U IP2501BR63 IP2501BR6V IP2501BRW7 IP2501BRX9 IP2501BSS1 IP2501BSZ1 IP2501BT1G IP2501BTN3 IP2501BTX4 IP2501BUR9 IP2501BV98 IP2501BW19 IP2501BW7T IP2501BWZ6 IP2501BX9S IP2501BXU9 IP2501BYB5 IP2501BZ5B
IP2501C1RG IP2501C1W1 IP2501C27J IP2501C2C9 IP2501C2D2 IP2501C2WN IP2501C2XU IP2501C2ZR IP2501C36N IP2501C3AA IP2501C3C5 IP2501C3CT IP2501C3G6 IP2501C3JP IP2501C44D IP2501C4B9 IP2501C4DY IP2501C4EB IP2501C4GA IP2501C4JY
IP2501C4R4 IP2501C4RF IP2501C4T8 IP2501C4WN IP2501C4X2 IP2501C4XC IP2501C51D IP2501C52C IP2501C54B IP2501C57E IP2501C5D6 IP2501C5J2 IP2501C5MM IP2501C5MZ IP2501C5TG IP2501C5UA IP2501C6CJ IP2501C6JX IP2501C6RR IP2501C742
IP2501C797 IP2501C79A IP2501C79N IP2501C7AX IP2501C7CC IP2501C7F6 IP2501C7RA IP2501C84W IP2501C85S IP2501C87W IP2501C8A7 IP2501C8DW IP2501C8GY IP2501C8M2 IP2501C8P4 IP2501C8QH IP2501C8SP IP2501C8Y8 IP2501C99T IP2501C9AT
IP2501C9F3 IP2501C9P2 IP2501C9RM IP2501C9SZ IP2501C9U7 IP2501CA45 IP2501CAF2 IP2501CAQ8 IP2501CB73 IP2501CBE8 IP2501CC3V IP2501CC7A IP2501CCC9 IP2501CCV9 IP2501CD46 IP2501CDA9 IP2501CDU4 IP2501CE26 IP2501CE2R IP2501CE56
IP2501CE9F IP2501CEM3 IP2501CET6 IP2501CEW1 IP2501CFW3 IP2501CG15 IP2501CG6U IP2501CG9E IP2501CH28 IP2501CH2M IP2501CH51 IP2501CH9Q IP2501CH9V IP2501CM6H IP2501CMN4 IP2501CN68 IP2501CN7S IP2501CN8D IP2501CNE3 IP2501CNF6
IP2501CQ7Q IP2501CQQ3 IP2501CQT8 IP2501CR6F IP2501CS1C IP2501CSP9 IP2501CTC6 IP2501CU12 IP2501CU4B IP2501CU8E IP2501CUV5 IP2501CV59 IP2501CV9A IP2501CVE2 IP2501CVY6 IP2501CW5V IP2501CXF7 IP2501CY8A IP2501CYY7 IP2501CZE2
IP2501CZT2 IP2501CZV2 IP2501CZY4 IP2501D12M IP2501D15H IP2501D1D3 IP2501D1D5 IP2501D1TQ IP2501D1V6 IP2501D28F IP2501D296 IP2501D2GA IP2501D2H7 IP2501D2R3 IP2501D2Y5 IP2501D2YP IP2501D31X IP2501D33N IP2501D35G IP2501D39P
IP2501D3MU IP2501D3QN IP2501D3TC IP2501D3TE IP2501D3U2 IP2501D3UR IP2501D3Y3 IP2501D3Y5 IP2501D3Z5 IP2501D3ZY IP2501D449 IP2501D459 IP2501D46A IP2501D4DZ IP2501D4JH IP2501D4PA IP2501D54Q IP2501D5DD IP2501D5VP IP2501D62U
IP2501D6D9 IP2501D6G5 IP2501D6NT IP2501D6PY IP2501D6QD IP2501D6SZ IP2501D6TR IP2501D774 IP2501D798 IP2501D7DY IP2501D7EC IP2501D7W3 IP2501D81C IP2501D8CW IP2501D8JZ IP2501D8XN IP2501D96H IP2501D98Y IP2501D99E IP2501D9BN
IP2501D9M1 IP2501D9PQ IP2501D9R7 IP2501D9T3 IP2501D9W5 IP2501D9Y2 IP2501DA9H IP2501DAF9 IP2501DB1X IP2501DB5P IP2501DC2C IP2501DC75 IP2501DC8J IP2501DCF3 IP2501DDN2 IP2501DDY2 IP2501DE2D IP2501DE2E IP2501DE58 IP2501DF48
IP2501DG1A IP2501DH12 IP2501DH57 IP2501DH95 IP2501DHJ9 IP2501DJ6X IP2501DJ77 IP2501DJ8E IP2501DJZ6 IP2501DM3N IP2501DM9H IP2501DM9U IP2501DME3 IP2501DN51 IP2501DN72 IP2501DN7P IP2501DP2A IP2501DP3X IP2501DP89 IP2501DQB8
IP2501DR25 IP2501DRU4 IP2501DS3N IP2501DS52 IP2501DSD6 IP2501DT5X IP2501DT81 IP2501DTP3 IP2501DU14 IP2501DU96 IP2501DV19 IP2501DV48 IP2501DV57 IP2501DV8X IP2501DVV2 IP2501DW45 IP2501DWM6 IP2501DX1D IP2501DY5M IP2501DY7E
IP2501DYJ3 IP2501DYP3 IP2501DZ58 IP2501DZ5S IP2501E11F IP2501E14W IP2501E1BE IP2501E1DN IP2501E1JM IP2501E1SU IP2501E1T5 IP2501E1TZ IP2501E1X3 IP2501E1XN IP2501E1Z2 IP2501E26D IP2501E2JT IP2501E2PN IP2501E2PW IP2501E2UW
IP2501E2Z8 IP2501E2ZW IP2501E37Z IP2501E3AS IP2501E3BX IP2501E3BY IP2501E3EX IP2501E3HJ IP2501E3MD IP2501E3TX IP2501E3UC IP2501E3V5 IP2501E41T IP2501E45C IP2501E46S IP2501E47X IP2501E48B IP2501E49H IP2501E4AU IP2501E4U3
IP2501E53N IP2501E55X IP2501E5EC IP2501E5PV IP2501E5S3 IP2501E5Z2 IP2501E62H IP2501E644 IP2501E66F IP2501E67H IP2501E6F3 IP2501E6JS IP2501E74Y IP2501E7BF IP2501E7N1 IP2501E7WU IP2501E7YW IP2501E815 IP2501E82H IP2501E82R
IP2501E88S IP2501E897 IP2501E8F8 IP2501E8FY IP2501E8N4 IP2501E95B IP2501E966 IP2501E9BV IP2501E9EJ IP2501E9GD IP2501E9VV IP2501E9XN IP2501E9YN IP2501EA2M IP2501EAD2 IP2501EAT1 IP2501EB5H IP2501EC33 IP2501ECE3 IP2501ECE5
IP2501ECT8 IP2501ED4E IP2501ED7R IP2501ED7S IP2501EE14 IP2501EEC6 IP2501EF49 IP2501EF8R IP2501EG78 IP2501EH3R IP2501EJ17 IP2501EJ3N IP2501EJ75 IP2501EJ81 IP2501EJF2 IP2501EMY4 IP2501EN9E IP2501EP1F IP2501EP6V IP2501EP74
IP2501EP8Y IP2501EPS8 IP2501ER4V IP2501ER77 IP2501ET6C IP2501ETJ1 IP2501EUM8 IP2501EUX6 IP2501EW5E IP2501EWR3 IP2501EX49 IP2501EX5T IP2501EX6R IP2501EX9R IP2501EY9E IP2501EYB2 IP2501EYQ4 IP2501EYS5 IP2501EZ2Y IP2501EZ6J
IP2501EZW2 IP2501F1AU IP2501F1CW IP2501F1E1 IP2501F1FC IP2501F1FJ IP2501F1T4 IP2501F1YF IP2501F24D IP2501F26A IP2501F26Z IP2501F27G IP2501F27P IP2501F2A8 IP2501F2G1 IP2501F2HS IP2501F2P5 IP2501F2QP IP2501F2UC IP2501F2WG
IP2501F2ZN IP2501F318 IP2501F32H IP2501F34V IP2501F357 IP2501F37Q IP2501F39J IP2501F3B5 IP2501F3DG IP2501F3FQ IP2501F3G5 IP2501F3G6 IP2501F3SS IP2501F3TE IP2501F3Z4 IP2501F46S IP2501F478 IP2501F4PY IP2501F4TZ IP2501F4ZD
IP2501F51A IP2501F51F IP2501F57P IP2501F57R IP2501F5SQ IP2501F5VA IP2501F5Z8 IP2501F683 IP2501F6AB IP2501F6DX IP2501F6J2 IP2501F6N8 IP2501F6NH IP2501F6PM IP2501F6U3 IP2501F6UQ IP2501F6WQ IP2501F6Y4 IP2501F6ZN IP2501F76F
IP2501F76W IP2501F7F5 IP2501F7FJ IP2501F7HN IP2501F7N8 IP2501F7R1 IP2501F7TW IP2501F7V5 IP2501F7V6 IP2501F852 IP2501F889 IP2501F8BJ IP2501F8SP IP2501F8XZ IP2501F927 IP2501F934 IP2501F93W IP2501F9YP IP2501FA94 IP2501FAR5

IP2501FBKJ IP2501FBG1 IP2501FC22 IP2501FC49 IP2501FCV4 IP2501FD9A IP2501FDJ5 IP2501FF3A IP2501FFN7 IP2501FG1D IP2501FGJ3 IP2501FHR6 IP2501FHS8 IP2501FJ43 IP2501FJ85 IP2501FJQ4 IP2501FM1B IP2501FM4R IP2501FMB6
IP2501FN5U IP2501FP53 IP2501FP56 IP2501FPR9 IP2501FQ2H IP2501FQ4V IP2501FQ6V IP2501FQ9X IP2501FQV1 IP2501FR45 IP2501FR54 IP2501FR62 IP2501FS5F IP2501FS6F IP2501FS7E IP2501FSX2 IP2501FT4V IP2501FTA9
IP2501FTC1 IP2501FU29 IP2501FUJ6 IP2501FUT3 IP2501FVP8 IP2501FVV2 IP2501FW15 IP2501FWBX IP2501FX51 IP2501FX57 IP2501FX8H IP2501FY5N IP2501FY8G IP2501FYZ2
IP2501FZ4N IP2501FZ95 IP2501FZE3 IP2501G15G IP2501G15S IP2501G19B IP2501G19R IP2501G1B7 IP2501G1DU IP2501G1GD IP2501G1HY IP2501G218 IP2501G23E IP2501G2VP IP2501G2W3 IP2501G2XW IP2501G2Y6 IP2501G36N IP2501G378
IP2501G3BH IP2501G3MQ IP2501G3XD IP2501G41U IP2501G42P IP2501G437 IP2501G494 IP2501G4DB IP2501G4NN IP2501G4XT IP2501G4YT IP2501G4ZA IP2501G515 IP2501G51B IP2501G55J IP2501G56Q IP2501G5RA
IP2501G5RD IP2501G5TD IP2501G64Z IP2501G66W IP2501G6XV IP2501G6YW IP2501G72U IP2501G79H IP2501G7AD IP2501G7CN IP2501G7CR IP2501G7JF IP2501G7ME IP2501G7NX IP2501G7YM IP2501G84P IP2501G88E IP2501G8M3 IP2501G8PN
IP2501G8XG IP2501G8ZU IP2501G9AB IP2501G9M9 IP2501G9SQ IP2501G9XX IP2501G9YW IP2501GA87 IP2501GA88 IP2501GA98 IP2501GAP3 IP2501GAW6 IP2501GAX7 IP2501GBB3 IP2501GC1S IP2501GC2Q IP2501GCM4 IP2501GD2Q IP2501GD56
IP2501GE45 IP2501GE55 IP2501GEJ1 IP2501GF1J IP2501GF2J IP2501GFF5 IP2501GFP9 IP2501GFY9 IP2501GG2A IP2501GG2S IP2501GG8V IP2501GH29 IP2501GH9V IP2501GHB2 IP2501GHM7 IP2501GHP6 IP2501GJ5N IP2501GJ76 IP2501GJC3
IP2501GJZ2 IP2501GM56 IP2501GM98 IP2501GMS9 IP2501GN3V IP2501GNR3 IP2501GP29 IP2501GPF3 IP2501GPM2 IP2501GQN4 IP2501GR5X IP2501GR7Q IP2501GRX2 IP2501GSJ8 IP2501GT2 IP2501GTF7 IP2501GTZ6 IP2501GUA7 IP2501GUB6 IP2501GUH5
IP2501GV6A IP2501GV6J IP2501GV9X IP2501GVG8 IP2501GVN6 IP2501GVW3 IP2501GVY6 IP2501GW51 IP2501GWF8 IP2501GWW8 IP2501GX76 IP2501GX87 IP2501GY2G IP2501GZ2G IP2501GZ6T IP2501H18B IP2501H1DX IP2501H1E5
IP2501H1NM IP2501H1T5 IP2501H1VX IP2501H21M IP2501H2EW IP2501H2ZB IP2501HAVP IP2501HB3E IP2501HB3W IP2501HB3Y IP2501HB4J IP2501HB4P IP2501HAR2 IP2501HAV2 IP2501HAYC
IP2501HE5J IP2501HE6W IP2501HE7P IP2501HE8F IP2501HE8J IP2501HF5P IP2501HG7G IP2501HGA9 IP2501HGD4 IP2501HGF4 IP2501HH7B IP2501HH7R IP2501HH7V IP2501HH7Y IP2501HH8Y IP2501HH9Z IP2501HHH2
IP2501HH8Q IP2501HH8T IP2501HH93N IP2501HH9CA IP2501HH9CG IP2501HH9FN IP2501HHPH IP2501HHS8 IP2501HA5Z IP2501HB39 IP2501HB4G IP2501HB6V IP2501HB8U IP2501HC3P IP2501HCR1 IP2501HCZ4 IP2501HD43 IP2501HDQ2 IP2501HE5J
IP2501HED1 IP2501HEE1 IP2501HEH5 IP2501HF9E IP2501HFE4 IP2501HFW4 IP2501HG5M IP2501HG6W IP2501HGC9 IP2501HGU6 IP2501HHC3 IP2501HHD2 IP2501HHF72 IP2501HHW9 IP2501HHX6 IP2501HM3Q IP2501HMD6 IP2501HMW8 IP2501HN2G IP2501HN34
IP2501HNN5 IP2501HNY4 IP2501HP2C IP2501HP4E IP2501HPQ1 IP2501HPV8 IP2501HQ1V IP2501HQ6M IP2501HQP9 IP2501HSC3 IP2501HSK3 IP2501HT29 IP2501HT41 IP2501HT74 IP2501HU5E IP2501HU9G IP2501HUM2 IP2501HUP9 IP2501HV43 IP2501HW3R
IP2501HWW2 IP2501HX3M IP2501HX5T IP2501HX6D IP2501HXG9 IP2501HY17 IP2501HYR8 IP2501HZD9 IP2501J14J IP2501J1CZ IP2501J1HP IP2501J1MF IP2501J1N8 IP2501J1TC IP2501J23F IP2501J26B IP2501J287 IP2501J2AC
IP2501J2UU IP2501J33W IP2501J348 IP2501J39E IP2501J39J IP2501J3N8 IP2501J3T2 IP2501J3TS IP2501J3Y8 IP2501J3YM IP2501J479 IP2501J49D IP2501J4FQ IP2501J4JX IP2501J4N6 IP2501J4QY IP2501J4RW IP2501J4V3 IP2501J4YT
IP2501J644 IP2501J66Q IP2501J56X IP2501J5A9 IP2501J5CP IP2501J5GS IP2501J5H9 IP2501J5T7 IP2501J62G IP2501J68D IP2501J69J IP2501J6RJ IP2501J6YA IP2501J7LZ IP2501J7Z7 IP2501J7ZC IP2501J7ZG IP2501J7HN IP2501J7VN
IP2501J8CM IP2501J8E2 IP2501J8FQ IP2501J8PZ IP2501J8RV IP2501J8TP IP2501J8XJ IP2501J95Q IP2501J99H IP2501J9A6 IP2501J9AA IP2501J9B2 IP2501J9ES IP2501J9M8 IP2501JA24 IP2501JA5D IP2501JB89 IP2501JBU2 IP2501JC3S IP2501JC4Q
IP2501JC6Z IP2501JC7Z IP2501JC8X IP2501JCH2 IP2501JD3B IP2501JD62 IP2501JD9J IP2501JDJ3 IP2501JFC2 IP2501JFG6 IP2501JFV2 IP2501JG3S IP2501JG88 IP2501JG9R IP2501JGS6 IP2501JH7G IP2501JH9W IP2501JJF9
IP2501JM8X IP2501JME2 IP2501JN1U IP2501JN3M IP2501JN96 IP2501JNT7 IP2501JPD2 IP2501JPN9 IP2501JQ1U IP2501JQ2F IP2501JQ76 IP2501JQA6 IP2501JQE8 IP2501JQF4 IP2501JQT5 IP2501JQU2 IP2501JQW2 IP2501JRR9 IP2501JS5S
IP2501JS91 IP2501JT5U IP2501JTV3 IP2501JU2Q IP2501JU2V IP2501JU7B IP2501JUC4 IP2501JUP2 IP2501JW18 IP2501JV1T IP2501JW3J IP2501JW8A IP2501JX4M IP2501JX6P IP2501JXN5 IP2501JYE6 IP2501M14F IP2501M2XU
IP2501M328 IP2501M35J IP2501M365Z IP2501M39F IP2501M3A3 IP2501M3A5 IP2501M3C6 IP2501M3NS IP2501M3Q8 IP2501M3SS IP2501M3W5 IP2501M4D4 IP2501M4UW IP2501M4YF IP2501M5D8 IP2501M5DD IP2501M5M9 IP2501M5Y7
IP2501M5Y7 IP2501M5YJ IP2501M5WB IP2501M6B6 IP2501M6D7 IP2501M6HA IP2501M6PQ IP2501M6Q9 IP2501M73G IP2501M75G IP2501M77Q IP2501M7CF4 IP2501M7CG3 IP2501M7GR IP2501M7JN IP2501M7MA IP2501M7PC IP2501M7QZ
IP2501M7SY IP2501MTV3 IP2501MTZW IP2501MV1V IP2501MX3T IP2501MX81 IP2501MX8C3 IP2501MX8T2 IP2501MX8YT IP2501MY49 IP2501MY7J IP2501MY7V IP2501MY96 IP2501MYQ4 IP2501MYRU IP2501N2NJ IP2501N2NS IP2501N2Q3
IP2501M9LQ IP2501M9ZD IP2501MB6Y IP2501MB86 IP2501MB8D IP2501MC3Q IP2501MC5G IP2501MC86 IP2501MC9T IP2501MCB5 IP2501MCF4 IP2501MCM3 IP2501MCN2 IP2501MCS6 IP2501MCZJ IP2501MD43 IP2501MDQ2 IP2501MF5E
IP2501MFPS IP2501MFPT IP2501MFPZ IP2501MGP2 IP2501MGR6 IP2501MGR7 IP2501MGR8 IP2501MGR9 IP2501MGS6 IP2501MGS7S IP2501MGS9 IP2501MGSD8 IP2501MGSN2 IP2501MGV6 IP2501MH2R IP2501MH4V IP2501MH8Q IP2501MHC3 IP2501MHD4
IP2501MJ2Z IP2501MJ3Z IP2501MJ4Y IP2501MJ5Y IP2501MJ6Y IP2501MJ7Y IP2501MJ8Y IP2501MJ9Y IP2501MJAY IP2501MJB4 IP2501MJBY IP2501MJC3 IP2501MJCY IP2501MJD4 IP2501MJDY IP2501MJE4 IP2501MJEY IP2501MJF4
IP2501MJF5 IP2501MJFY IP2501MJG4 IP2501MJGY IP2501MJH4 IP2501MJHY IP2501MJJ4 IP2501MJJY IP2501MJK4 IP2501MJKY IP2501MJL4 IP2501MJLY IP2501MJM4 IP2501MJMY IP2501MJN4 IP2501MJNY IP2501MJP4 IP2501MJPY
IP2501MJQ4 IP2501MJQY IP2501MJR4 IP2501MJRY IP2501MJS4 IP2501MJSY IP2501MJT4 IP2501MJTY IP2501MJV4 IP2501MJVY IP2501MJW4 IP2501MJWY IP2501MJX4 IP2501MJXY IP2501MJY4 IP2501MJYY IP2501MK24 IP2501MK2Y
IP2501MK3Y IP2501MK4Q IP2501MK4X IP2501MK5Y IP2501MK6Y IP2501MK7Y IP2501MK8Y IP2501MK9Y IP2501MKAY IP2501MKB4 IP2501MKBY IP2501MKC4 IP2501MKCY IP2501MKD4 IP2501MKDY IP2501MKE4 IP2501MKEY IP2501MKF4
IP2501MKF5 IP2501MKFY IP2501MKG4 IP2501MKGY IP2501MKH4 IP2501MKHY IP2501MKJ4 IP2501MKJY IP2501MKK4 IP2501MKKY IP2501MKL4 IP2501MKLY IP2501MKM4 IP2501MKMY IP2501MKN4 IP2501MKNY IP2501MKP4 IP2501MKPY
IP2501MKQ4 IP2501MKQY IP2501MKR4 IP2501MKRM IP2501MKRM6 IP2501MKRU7 IP2501MKS9 IP2501MKS7S IP2501MKS89 IP2501MKSD8 IP2501MKSN2 IP2501MTB1 IP2501MTV6 IP2501MV4G IP2501MV6D IP2501MV8Q IP2501MVJ3 IP2501MVM3
IP2501MW3G IP2501MW73 IP2501MW7 IP2501MX4Q IP2501MX99 IP2501MY24 IP2501MZF9 IP2501N13P IP2501N16T IP2501N1GX IP2501N1M6 IP2501N1MF IP2501N1N3 IP2501N2EX IP2501N2F2 IP2501N2J2 IP2501N2NS IP2501N2Q3
IP2501N2Q2 IP2501N2T5 IP2501N35B IP2501N3MQ IP2501N3T1 IP2501N4PV IP2501N4U3 IP2501N4YP IP2501N57X IP2501N696 IP2501N6EW IP2501N6FR IP2501N5JU IP2501N5UV IP2501N6BG IP2501N6GG IP2501N6JA
IP2501N6P7 IP2501N6VC IP2501N6Z3 IP2501N71V IP2501N753 IP2501N79F IP2501N7GW IP2501N7N5 IP2501N7N7 IP2501N7UT IP2501N85X IP2501N8BZ IP2501N8LT IP2501N8NT IP2501N8UN IP2501N8XG IP2501N94D IP2501N94G IP2501N9EZ
IP2501N9GP IP2501N9PB IP2501N9U5 IP2501NA5Z IP2501NA7M IP2501NAF4 IP2501NB4F IP2501NBW3 IP2501NC69 IP2501NC85 IP2501NE13 IP2501NE2Q IP2501NFA2 IP2501NGH1 IP2501NH8 IP2501NM6Z IP2501NN61 IP2501NN67 IP2501NNE6
IP2501NP1Y IP2501NP4P IP2501NP59 IP2501NPE4 IP2501NQ15 IP2501NQ19 IP2501NR43 IP2501NS3R IP2501NS45 IP2501NS4E IP2501NS97 IP2501NT59 IP2501NT76 IP2501NU76 IP2501NU98 IP2501NV5X IP2501NV7B IP2501NW11 IP2501NWD3 IP2501NWZ2
IP2501NX32 IP2501NXE3 IP2501NY8B IP2501NYX1 IP2501NZ3B IP2501NZ5G IP2501NZ61 IP2501NZ8A IP2501NZ8Q IP2501NZ8V IP2501NZN9 IP2501NZR6 IP2501P1A9 IP2501P1AY IP2501P1CH IP2501P1H6 IP2501P1HX IP2501P2A2 IP2501P2CS IP2501P2TV
IP2501P2UB IP2501P2V9 IP2501P2W5 IP2501P33S IP2501P35 IP2501P3J9 IP2501P3JS IP2501P3R8 IP2501P3S4 IP2501P3TP IP2501P45J IP2501P49B IP2501P4UW IP2501P4V6 IP2501P52H IP2501P539 IP2501P54X IP2501P5Y7
IP2501P629 IP2501P62Z IP2501P674 IP2501P68T IP2501P6YU IP2501P626 IP2501P76N IP2501P79Q IP2501P7F1 IP2501P7T1 IP2501P7TB IP2501P7ZD IP2501P7ZM IP2501P834 IP2501P87F IP2501P8CB IP2501P8CZ IP2501P8HD IP2501P8JH
IP2501P8MM IP2501P8S5 IP2501P8T5 IP2501P8U7 IP2501P96C IP2501P96R IP2501P9A5 IP2501P9AN IP2501P9JA IP2501P9WM IP2501P9WB IP2501PA1H IP2501PAR1 IP2501PB58 IP2501PB6T IP2501PB8Z IP2501PBX8 IP2501PC6J
IP2501PC76 IP2501PC96 IP2501PD35 IP2501PF52 IP2501PFA8 IP2501PH12 IP2501PH2F IP2501PH6M IP2501PH96 IP2501PJ59 IP2501PM41 IP2501PMP7 IP2501PMT3 IP2501PN2F IP2501PN49 IP2501PN96 IP2501PP2B IP2501PQU7
IP2501PR2J IP2501PR41 IP2501PR64 IP2501PR86 IP2501PR8J IP2501PRD9 IP2501PRW7 IP2501PS1V IP2501PS2V IP2501PS7Z IP2501PSB1 IP2501PTM5 IP2501PTZ4 IP2501PU1E IP2501PV5A IP2501PV6P IP2501PVM1 IP2501PWA1
IP2501PX1S IP2501PX36 IP2501PX5E IP2501PX7F IP2501PY14Q IP2501PZ5Q IP2501PZ7W IP2501Q16Z IP2501Q1GM IP2501Q1S1 IP2501Q1T8 IP2501Q1TW IP2501Q1UD IP2501Q1VR IP2501Q1XW IP2501Q24R IP2501Q2G6 IP2501Q2Q4 IP2501Q2Q8 IP2501Q2T6
IP2501Q2TV IP2501Q2X6 IP2501Q2YU IP2501Q383 IP2501Q38Z IP2501Q3CD IP2501Q3CY IP2501Q3E5 IP2501Q3M6 IP2501Q3QM IP2501Q3RM IP2501Q3U0 IP2501Q3U8 IP2501Q3X8 IP2501Q42X IP2501Q48J IP2501Q4BP IP2501Q4D8 IP2501Q4HU IP2501Q4M7
IP2501Q4Q3 IP2501Q4QB IP2501Q4WQ IP2501Q4YZ IP2501Q4ZE IP2501Q54N IP2501Q599 IP2501Q5DU IP2501Q5S2 IP2501Q5T3 IP2501Q5W1 IP2501Q64T IP2501Q69U IP2501Q6DP IP2501Q6G5 IP2501Q6Y5 IP2501Q7CT IP2501Q7WE IP2501Q7Y9 IP2501Q82N
IP2501Q82W IP2501Q87G IP2501Q89U IP2501Q8J1 IP2501Q8PE IP2501Q8SN IP2501Q8YZ IP2501Q965 IP2501Q9BZ IP2501Q9DU IP2501Q9J5 IP2501Q9M2 IP2501Q9MZ IP2501Q9TG IP2501Q9UZ IP2501QA4S IP2501QAA4 IP2501QAH9 IP2501QB2F
IP2501QB8C IP2501QBG1 IP2501QC2Q IP2501QCS5 IP2501QD1U IP2501QD8E IP2501QD93 IP2501QDD4 IP2501QEJ4 IP2501QF64 IP2501QF7F IP2501QFA3 IP2501QG72 IP2501QGW5 IP2501QGZ1 IP2501QH6M IP2501QH8C IP2501QH96 IP2501QHE7 IP2501QHR4
IP2501QJ54 IP2501QJ96 IP2501QJB9 IP2501QM5J IP2501QMS9 IP2501QN14 IP2501QPW4 IP2501QPX3 IP2501QR5G IP2501QR6G IP2501QR8W IP2501QS26 IP2501QT5Y IP2501QT9B IP2501QTD3 IP2501QU2Q IP2501QU4U IP2501QUS9 IP2501QV3W IP2501QV42

IP2501QV48 IP2501QV4X IP2501QV91 IP2501QWT7 IP2501QX1W IP2501QX5S IP2501QXB7 IP2501QXC7 IP2501QY47 IP2501QZ6B IP2501QZH1 IP2501R151 IP2501R156 IP2501R1AB IP2501R1GA IP2501R1U7 IP2501R1Y1 IP2501R1YQ IP2501R1Z3
IP2501R24E IP2501R2C1 IP2501R2M2 IP2501R2R4 IP2501R33Y IP2501R36V IP2501R3FS IP2501R3TW IP2501R3X1 IP2501R441 IP2501R48F IP2501R4FW IP2501R4HA IP2501R4RR IP2501R4W4 IP2501R4WA IP2501R52N IP2501R53R IP2501R5C6
IP2501R5D1 IP2501R5FW IP2501R5P6 IP2501R5PA IP2501R5T7 IP2501R5YZ IP2501R666 IP2501R685 IP2501R6A8 IP2501R6C6 IP2501R6CH IP2501R6FH IP2501R6GB IP2501R6QM IP2501R6WM IP2501R6ZH IP2501R773
IP2501R7AB IP2501R7C7 IP2501R7GN IP2501R7S7 IP2501R7UE IP2501R822 IP2501R84F IP2501R8BN IP2501R8C6 IP2501R8HX IP2501R8Z6 IP2501R936 IP2501R9BE IP2501R9QM IP2501R9QE IP2501RA14 IP2501RA17 IP2501RA69
IP2501RA6G IP2501RAJ8 IP2501RBA8 IP2501RBP3 IP2501RC6T IP2501RC9B IP2501RCE7 IP2501RDT5 IP2501RDX9 IP2501RE15 IP2501RE2M IP2501RE3C IP2501REB1 IP2501REJ7 IP2501RG2U IP2501RG3B IP2501RG93 IP2501RGS3
IP2501RHP2 IP2501RHH8 IP2501RJE3 IP2501RJQ4 IP2501RJV5 IP2501RN3A IP2501RN7Y IP2501RN9A IP2501RP66 IP2501RPG5 IP2501RQ1J IP2501RQ4N IP2501RQ94 IP2501RR9Z IP2501RRH3 IP2501RRW5
IP2501RS2D IP2501RSM6 IP2501RSQ4 IP2501RSR9 IP2501RSX7 IP2501RT8J IP2501RU97 IP2501RUD3 IP2501RUE4 IP2501RUF4 IP2501RUJ9 IP2501RUR9 IP2501RW88 IP2501RWJ5 IP2501RWP6 IP2501RX27 IP2501RYW6 IP2501RZ52 IP2501S13Y
IP2501S15E IP2501S16F IP2501S1Q1 IP2501S1T9 IP2501S1V5 IP2501S2E3 IP2501S2EU IP2501S2G1 IP2501S2NZ IP2501S2S9 IP2501S31N IP2501S347 IP2501S34H IP2501S36C IP2501S377 IP2501S37P IP2501S3AB IP2501S3BS IP2501S3E3
IP2501S3G6 IP2501S3M2 IP2501S3QC IP2501S474 IP2501S4D2 IP2501S4E5 IP2501S4FN IP2501S4R2 IP2501S4SQ IP2501S4W5 IP2501S51Y IP2501S594 IP2501S5AC IP2501S5VP IP2501S66B IP2501S67W IP2501S6FR IP2501S6MN IP2501S6Q8
IP2501S6RX IP2501S6S8 IP2501S6VY IP2501S714 IP2501S7EA IP2501S7G1 IP2501S7SH IP2501S7ZZ IP2501S885 IP2501S895 IP2501S8EG IP2501S8FY IP2501S8HC IP2501S8N3 IP2501S8PG IP2501S8PJ IP2501S8SN IP2501S8VN IP2501S93R
IP2501S96E IP2501S96R IP2501S9HD IP2501S9RX IP2501S9RY IP2501S9VP IP2501SB1U IP2501SC12 IP2501SC2X IP2501SC4E IP2501SD29 IP2501SD76 IP2501SE33 IP2501SE5W IP2501SE7M IP2501SF3U IP2501SF54
IP2501SF6P IP2501SF85 IP2501SFH4 IP2501SFP4 IP2501SFS9 IP2501SG2A IP2501SG48 IP2501SG85 IP2501SH2U IP2501SH2X IP2501SH8P IP2501SH8R IP2501SJ52 IP2501SJB1 IP2501SJX3 IP2501SMJ2 IP2501SMS3 IP2501SN1Y IP2501SN5J IP2501SNQ1
IP2501SPV9 IP2501SR36 IP2501SR3C IP2501SS4G IP2501SS8W IP2501SS8Y IP2501SSC6 IP2501ST4J IP2501ST5Z IP2501SU76 IP2501SV2N IP2501SV6V IP2501SWN8 IP2501SWV5 IP2501ST12 IP2501SY4W IP2501SZ8B IP2501SZ8H
IP2501SZ0Y IP2501SZA1 IP2501T12N IP2501T13H IP2501T16S IP2501T175 IP2501T18F IP2501T1AW IP2501T1C2 IP2501T1NM IP2501T1TX IP2501T1VM IP2501T1ZV IP2501T22Q IP2501T24X IP2501T29N IP2501T2R7 IP2501T32R IP2501T35X
IP2501T36S IP2501T3RH IP2501T3XV IP2501T437 IP2501T45G IP2501T46B IP2501T4A9 IP2501T4C3 IP2501T4D9 IP2501T4JG IP2501T533 IP2501T57F IP2501T588 IP2501T5AX IP2501T5BH IP2501T5JZ IP2501T5NN
IP2501T5VX IP2501T5XC IP2501T62S IP2501T65T IP2501T6BS IP2501T6M9 IP2501T6NV IP2501T6RT IP2501T6VB IP2501T71H IP2501T73T IP2501T778 IP2501T78F IP2501T7HC IP2501T7J8 IP2501T7JR IP2501T7RF IP2501T7WN IP2501T8ET IP2501T8JM
IP2501T8NV IP2501T8SY IP2501T8Z4 IP2501T919 IP2501T947 IP2501T9DB IP2501T9PG IP2501TA46 IP2501TA87 IP2501TA9U IP2501TB1W IP2501TBN4 IP2501TCA6 IP2501TD19 IP2501TD6C IP2501TD7W IP2501TD9A IP2501TE4X IP2501TFW8 IP2501TG4T
IP2501TG5E IP2501TG7E IP2501TG7Y IP2501THE6 IP2501THE8 IP2501THF3 IP2501THH7 IP2501THS5 IP2501TJ25 IP2501TJV1 IP2501TMB2 IP2501TN55 IP2501TQ4D IP2501TQ55 IP2501TRW2 IP2501TS16 IP2501TS7E IP2501TT4T
IP2501TS7Z IP2501TSS6 IP2501TSN6 IP2501TT8H IP2501TU75 IP2501TUP7 IP2501TUQ6 IP2501TV1H IP2501TV4H IP2501TWA1 IP2501TX3F IP2501TX59 IP2501TXV2 IP2501TYD6 IP2501TZF5
IP2501U185 IP2501U1XX IP2501U26S IP2501U299 IP2501U29Q IP2501U2C8 IP2501U2J5 IP2501U2R5 IP2501U2U6 IP2501U2VG IP2501U2WD IP2501U2ZD IP2501U32U IP2501U38M IP2501U391 IP2501U3BE IP2501U3DG IP2501U3NE IP2501U3TU IP2501U42C
IP2501U436 IP2501U484 IP2501U4BS IP2501U4J1 IP2501U4T8 IP2501U4XN IP2501U56Q IP2501U59Z IP2501U5CF IP2501U5G8 IP2501U5MD IP2501U5ME IP2501U5S1 IP2501U5S6 IP2501U5U9 IP2501U5V7 IP2501U5XM IP2501U5Y2 IP2501U6GG
IP2501U6J4 IP2501U6Z5 IP2501U732 IP2501U76Q IP2501U7F3 IP2501U835 IP2501U8M9 IP2501U8RQ IP2501U8SE IP2501U8U1 IP2501U8W4 IP2501U9FB IP2501U9F4 IP2501U9V6 IP2501UB97 IP2501UB99 IP2501UBY2
IP2501UC7T IP2501UC89 IP2501UD3M IP2501UD9E IP2501UDT8 IP2501UDZ2 IP2501UE7Y IP2501UE8Y IP2501UEB2 IP2501UFG9 IP2501UFN8 IP2501UGP8 IP2501UH5U IP2501UH8U IP2501UH96 IP2501UHH7 IP2501UJ18 IP2501UJ2U IP2501UJ4F
IP2501UJU5 IP2501UM11 IP2501UMJ9 IP2501UN7V IP2501UNW4 IP2501UP2X IP2501UP5Q IP2501UQ26 IP2501UR2A IP2501UR43 IP2501UR73 IP2501UR8F IP2501US1J IP2501US44 IP2501US25 IP2501UT17 IP2501UT2Z IP2501UT45 IP2501UU95
IP2501UU9R IP2501UUT2 IP2501UV15 IP2501UV5A IP2501UVS3 IP2501UW26 IP2501UW45 IP2501UWA6 IP2501UWF7 IP2501UX1C IP2501UY15 IP2501UZ29 IP2501UZH7 IP2501UZS4 IP2501V1DS IP2501V1E8 IP2501V1ED IP2501V1FP IP2501V1HX
IP2501V1JE IP2501V1RU IP2501V21J IP2501V284 IP2501V2EJ IP2501V2JQ IP2501V2NR IP2501V2P1 IP2501V2T7 IP2501V2V1 IP2501V32B IP2501V33S IP2501V36A IP2501V39Q IP2501V3BH IP2501V3N1 IP2501V3PP IP2501V3PT IP2501V3VC
IP2501V419 IP2501V465 IP2501V4M2 IP2501V4RB IP2501V4SE IP2501V4WQ IP2501V55B IP2501V5AW IP2501V5J7 IP2501V5KF IP2501V5TX IP2501V5WZ IP2501V65G IP2501V6H9 IP2501V6MA IP2501V6P3 IP2501V6VP IP2501V73R IP2501V78Y
IP2501V7GG IP2501V7QM IP2501V7XV IP2501V84Q IP2501V8BB IP2501V8DV IP2501V8PX IP2501V8QF IP2501V8RC IP2501V96C IP2501V98J IP2501V99D IP2501V9C9 IP2501V9DP IP2501V9MX IP2501V9TT IP2501V9XQ IP2501VB3U
IP2501VB7G IP2501VBR2 IP2501VD3C IP2501VD5S IP2501VD6P IP2501VD84 IP2501VD92 IP2501VD9B IP2501VDJ1 IP2501VE2T IP2501VF34 IP2501VG37 IP2501VG6F IP2501VG7Y IP2501VGE1 IP2501VH62 IP2501VHA7 IP2501VHQ2
IP2501VJ24 IP2501VJM4 IP2501VJZ4 IP2501VM2H IP2501VM2S IP2501VM8D IP2501VN47 IP2501VN7D IP2501VNX4 IP2501VPC9 IP2501VPX5 IP2501VQH8 IP2501VQM7 IP2501VQX7 IP2501VR21 IP2501VR4R IP2501VR8J IP2501VS3A IP2501VS9U
IP2501VS6J IP2501VS96 IP2501VT4P IP2501VT58 IP2501VTH3 IP2501VUV7 IP2501VV13 IP2501VW3U IP2501VW8P IP2501VWZ7 IP2501VX2C IP2501VXD3 IP2501VXF1 IP2501VYC2 IP2501VZ1H IP2501VZ4P IP2501W147 IP2501W165 IP2501WLDW
IP2501WSD6 IP2501WT1C IP2501WT1T IP2501WTH3 IP2501WUV1 IP2501WV13 IP2501WW2T IP2501WX2C IP2501WXF1 IP2501WXJ3 IP2501WXP1 IP2501WXQ3 IP2501WY2J IP2501WZ2V IP2501WZ4E IP2501WZEY IP2501WZZJ IP2501WZZY IP2501X0WJ
IP2501W3GS IP2501W3SY IP2501W3T5 IP2501W3ZR IP2501W42N IP2501W446 IP2501W4H7 IP2501W52Q IP2501W56F IP2501W5M3 IP2501W6T8 IP2501W61F IP2501W692 IP2501W6EM IP2501W6RF IP2501W6V3 IP2501W6YF IP2501W714 IP2501W74M
IP2501W77H IP2501W7B8 IP2501WTBD IP2501WTE1 IP2501WTJ6 IP2501WTPF IP2501WTTJ IP2501WTXX IP2501WTYD IP2501WU7Z IP2501WV21 IP2501WW82 IP2501WWEF IP2501WWS4 IP2501WX83 IP2501WY7Y IP2501WYGV IP2501WZ2Z IP2501WZ6Y
IP2501W8UR IP2501W8XW IP2501W8Y3 IP2501W947 IP2501W97Q IP2501W9D4 IP2501W9DG IP2501W9M2 IP2501W9Q2 IP2501WA1Q IP2501WA2Z IP2501WA83 IP2501WAS7 IP2501WB2Z IP2501WB6Q IP2501WBG5 IP2501WBM9 IP2501WBQ3
IP2501WC4P IP2501WC7Z IP2501WD3F IP2501WD69 IP2501WD6C IP2501WE2N IP2501WE33 IP2501WE4Q IP2501WF2S IP2501WF5W IP2501WF6S IP2501WG1Q IP2501WGM5 IP2501WH35 IP2501WH8U IP2501WHC6 IP2501WHR8 IP2501WHZ2
IP2501WJ4M IP2501WM7F IP2501WM9N IP2501WME6 IP2501WMP4 IP2501WMX5 IP2501WNT6 IP2501WP28 IP2501WP44 IP2501WP6U IP2501WP8U IP2501WPT9 IP2501WQ1B IP2501WQ25 IP2501WQA2 IP2501WQF6 IP2501WR6B IP2501WRF6 IP2501WRZ8
IP2501WS0M IP2501WS9J IP2501WSJ2 IP2501WT24 IP2501WU3R IP2501WV65 IP2501WV74 IP2501WW3U IP2501WW8U IP2501WX5H IP2501WXF9 IP2501WY38 IP2501WYZ5 IP2501WZ88 IP2501X118 IP2501X18N IP2501X18P IP2501X19P IP2501X1CE
IP2501X1CJ IP2501X1Q3 IP2501X1UQ IP2501X2PU IP2501X2T6 IP2501X36T IP2501X3JD IP2501X3TD IP2501X3X3 IP2501X3XB IP2501X3YX IP2501X47D IP2501X4DW IP2501X4N2 IP2501X4U5 IP2501X51U IP2501X5S8
IP2501X5DD IP2501X5F6 IP2501X5HJ IP2501X5M4 IP2501X5Q8 IP2501XS54 IP2501XSYE IP2501XU6J IP2501X66D IP2501X68X IP2501X6H7 IP2501X6J6 IP2501X6PP IP2501X6QF IP2501X6W4 IP2501X758 IP2501X7WD IP2501X7YT IP2501X82F IP2501X862
IP2501X84M IP2501X86W IP2501X8HH IP2501X8NJ IP2501X8SN IP2501X8X4 IP2501X97M IP2501X9F8 IP2501XA78 IP2501XAV4 IP2501XB1F IP2501XB5F IP2501XB8A IP2501XBA8 IP2501XBR1 IP2501XC81 IP2501XCN8 IP2501XCU4 IP2501XCY9 IP2501XD87
IP2501XDB3 IP2501XE2S IP2501XE8P IP2501XF9G IP2501XFS9 IP2501XH3W IP2501XJS1 IP2501XN7Y IP2501XP2Z IP2501XP82 IP2501XQ14 IP2501XQ7P IP2501XQH2 IP2501XQV7 IP2501XR2R IP2501XR38 IP2501XRJ7 IP2501XRU9
IP2501XS22 IP2501XSZ2 IP2501XT34 IP2501XT6W IP2501XTP1 IP2501XTS8 IP2501XU5W IP2501XV28 IP2501XV43 IP2501XVQ5 IP2501XVQ7 IP2501XWB4 IP2501XWC2 IP2501XWV2 IP2501XWY3 IP2501XX35 IP2501XX5S IP2501XY71 IP2501XXQ6 IP2501XXT5
IP2501XY1U IP2501XY6T IP2501XYM8 IP2501XZE5 IP2501XZZ3 IP2501Y11P IP2501Y133 IP2501Y141 IP2501Y16G IP2501Y1EV IP2501Y1SH IP2501Y212 IP2501Y23R IP2501Y24Z IP2501Y26H IP2501Y27F IP2501Y28Y IP2501Y29C IP2501Y2R4
IP2501Y2Z6 IP2501Y34P IP2501Y378 IP2501Y37J IP2501Y3EB IP2501Y3H4 IP2501Y3JC IP2501Y3QA IP2501Y3R6 IP2501Y43H IP2501Y4H IP2501Y4N8 IP2501Y4QA IP2501Y4SY IP2501Y4V5 IP2501Y537 IP2501Y555 IP2501Y55R IP2501Y5BH IP2501Y5D9

IP2501Y5TX IP2501Y5VP IP2501Y64P IP2501Y662 IP2501Y675 IP2501Y68A IP2501Y6CY IP2501Y6HG IP2501Y6HZ IP2501Y6M3 IP2501Y6PE IP2501Y6XV IP2501Y72B IP2501Y72F IP2501Y759 IP2501Y7C1 IP2501Y7EJ IP2501Y7F3 IP2501Y7JA IP2501Y7XX
IP2501Y7Z2 IP2501Y8S4 IP2501Y8T5 IP2501Y8WP IP2501Y8YX IP2501Y93E IP2501Y93M IP2501Y94Y IP2501Y95M IP2501Y986 IP2501Y9CZ IP2501Y9P5 IP2501Y9Q8 IP2501Y9RD IP2501YA44 IP2501YA4M IP2501YAB3 IP2501YAW8 IP2501YBD8 IP2501YC12
IP2501YC43 IP2501YCU7 IP2501YCZ3 IP2501YD25 IP2501YDJ8 IP2501YDM6 IP2501YDY1 IP2501YE5W IP2501YE71 IP2501YEG2 IP2501YF29 IP2501YF8F IP2501YGP7 IP2501YH4A IP2501YHM7 IP2501YJ26 IP2501YJ59 IP2501YJE5 IP2501YJR2 IP2501YNA6
IP2501YNC8 IP2501YP2Y IP2501YP6Z IP2501YP91 IP2501YQ3J IP2501YQ9Q IP2501YQD6 IP2501YQV2 IP2501YR5M IP2501YSH1 IP2501YSM2 IP2501YSY6 IP2501YT14 IP2501YU4S IP2501YUN8 IP2501YUU9 IP2501YV2N IP2501YV7W IP2501YW2B IP2501YW6B
IP2501YWR3 IP2501YWY5 IP2501YX5U IP2501YY3X IP2501YY96 IP2501YYG9 IP2501YYJ6 IP2501YYN1 IP2501YZ6P IP2501YZ8U IP2501Z12R IP2501Z13Y IP2501Z15U IP2501Z1AX IP2501Z1B5 IP2501Z1BN IP2501Z1GE IP2501Z1PT IP2501Z1Q2 IP2501Z1V2
IP2501Z1V4 IP2501Z1YW IP2501Z22Y IP2501Z25Y IP2501Z2C1 IP2501Z2E9 IP2501Z2H7 IP2501Z2JR IP2501Z2NR IP2501Z2UA IP2501Z2WE IP2501Z2X7 IP2501Z2XW IP2501Z2YA IP2501Z2ZX IP2501Z314 IP2501Z326 IP2501Z35B IP2501Z399 IP2501Z3S1
IP2501Z3SZ IP2501Z3TT IP2501Z3VS IP2501Z46H IP2501Z4H1 IP2501Z4PU IP2501Z4Q6 IP2501Z4T6 IP2501Z4V9 IP2501Z4YR IP2501Z535 IP2501Z56F IP2501Z5G8 IP2501Z5RN IP2501Z5XS IP2501Z68N IP2501Z68U IP2501Z6AX IP2501Z6C8 IP2501Z6CM
IP2501Z6JZ IP2501Z6NE IP2501Z6R7 IP2501Z6S5 IP2501Z6XD IP2501Z6XE IP2501Z71A IP2501Z71C IP2501Z742 IP2501Z78A IP2501Z7B7 IP2501Z7BB IP2501Z7CD IP2501Z7DY IP2501Z7HG IP2501Z7N4 IP2501Z7QR IP2501Z7SB IP2501Z84Z IP2501Z86J
IP2501Z89F IP2501Z8DP IP2501Z8HX IP2501Z8PW IP2501Z8SN IP2501Z8UN IP2501Z9D2 IP2501Z9UE IP2501Z9X8 IP2501Z9X9 IP2501Z9Y9 IP2501ZA3N IP2501ZAC8 IP2501ZAH7 IP2501ZAR1 IP2501ZB4M IP2501ZBQ2 IP2501ZC48 IP2501ZD27 IP2501ZD7N
IP2501ZD8Q IP2501ZE4P IP2501ZF62 IP2501ZFG1 IP2501ZFN9 IP2501ZG5C IP2501ZG5W IP2501ZG84 IP2501ZG85 IP2501ZG89 IP2501ZH12 IP2501ZH8A IP2501ZH8U IP2501ZHY6 IP2501ZJ9U IP2501ZM35 IP2501ZPE9 IP2501ZPF4 IP2501ZPJ9 IP2501ZPR7
IP2501ZPW1 IP2501ZQ9V IP2501ZQC4 IP2501ZR2M IP2501ZR3R IP2501ZR8G IP2501ZRB7 IP2501ZS16 IP2501ZT1U IP2501ZT4B IP2501ZT92 IP2501ZTG6 IP2501ZUW3 IP2501ZVR5 IP2501ZW55 IP2501ZWX2 IP2501ZX3A IP2501ZX6Y IP2501ZZ6R IP2501ZZN9
IP2501ZZX3 IP2502111S IP2502112S IP250211AP IP250211GT IP250211GV IP250211HP IP250211HU IP250211NS IP250211S9 IP250211SF IP250211UD IP250211XJ IP250211XR IP2502122J IP250212HX IP250212J8 IP250212MF IP250212MV IP250212TU
IP250212UW IP250212YQ IP2502131W IP250213DM IP250213GC IP250213JU IP250213WS IP2502141N IP2502141X IP2502143T IP2502149T IP250214G1 IP250214JV IP250214MT IP250214PD IP250214Q2 IP250214SS IP250214TQ IP250214ZC IP250214ZY
IP250215FS IP250215GF IP250215MC IP250215UP IP250215X1 IP250215XX IP250215YZ IP250215ZU IP250216TA IP250216WM IP250216WP IP250216YZ IP2502172C IP2502176Q IP250217AX IP250217BB IP250217CM IP250217SH IP250217WG IP2502182D
IP250218CN IP250218MX IP250218NC IP250218P6 IP250218UH IP2502193D IP2502195E IP250219JQ IP250219PX IP250219S9 IP250219ZN IP25021A68 IP25021ABB IP25021AJP IP25021ASF IP25021ATA IP25021B7S IP25021B9Z IP25021BA4 IP25021BDD
IP25021BME IP25021BQ6 IP25021BQB IP25021C3M IP25021C3T IP25021CD2 IP25021CEM IP25021CUU IP25021CYW IP25021D12 IP25021DCD IP25021DDT IP25021DFU IP25021DMF IP25021DQ9 IP25021DZR IP25021E5D IP25021E7J IP25021E9J IP25021EEH
IP25021EPE IP25021EQZ IP25021EUQ IP25021EVD IP25021EXF IP25021F3H IP25021F78 IP25021F7P IP25021F9R IP25021FG1 IP25021FT2 IP25021FXV IP25021G3F IP25021G5G IP25021GAG IP25021GB2 IP25021GB8 IP25021GHY IP25021GSH IP25021GUS
IP25021GXA IP25021GYR IP25021H3Q IP25021H5A IP25021H9Y IP25021HGZ IP25021HHG IP25021HNH IP25021HQC IP25021HS5 IP25021HZY IP25021J14 IP25021J2C IP25021J4W IP25021JE5 IP25021JP8 IP25021JVP IP25021JWH IP25021JX7 IP25021M3R
IP25021M3U IP25021MFA IP25021MGW IP25021MSC IP25021MX7 IP25021N1Z IP25021N3W IP25021NCS IP25021NEN IP25021NFG IP25021NP7 IP25021NS2 IP25021P3T IP25021PCV IP25021PEY IP25021PGN IP25021PRA IP25021PW2 IP25021QAT IP25021QCB
IP25021QJ4 IP25021QS6 IP25021QUB IP25021QV2 IP25021QZU IP25021R4M IP25021R5J IP25021R9N IP25021R9Z IP25021RAA IP25021RGS IP25021RJN IP25021RJR IP25021S1V IP25021SB5 IP25021SEN IP25021SH9 IP25021SJM IP25021SWC IP25021SX4
IP25021SXV IP25021T25 IP25021T5G IP25021T6J IP25021TJ9 IP25021TUJ IP25021TVG IP25021TW8 IP25021TY8 IP25021TZP IP25021U44 IP25021U7V IP25021UG7 IP25021UR3 IP25021UWZ IP25021V2Q IP25021V2U IP25021V4Y IP25021V5B IP25021VM8
IP25021VND IP25021VSX IP25021VZT IP25021WCF IP25021WH5 IP25021WMG IP25021WPJ IP25021WQN IP25021XC5 IP25021XEW IP25021XX7 IP25021XYH IP25021Y27 IP25021YCQ IP25021YD2 IP25021YJ7 IP25021YQ8 IP25021YQY IP25021Z3E IP25021Z9P
IP25021ZBB IP25021ZGB IP25021ZJC IP25021ZMW IP25021ZNW IP25021ZWC IP25021ZYG IP250221BX IP250221CD IP250221F6 IP250221FY IP250221Q4 IP250221RD IP250221WP IP2502227Z IP250222HQ IP250222JB IP250222TP IP250222XS IP2502233M
IP250223C2 IP250223F2 IP250223F4 IP250223GS IP250224HN IP250224N8 IP250224NZ IP2502255F IP250225DW IP250225MQ IP250225VF IP2502263C IP2502263P IP2502265J IP250226AW IP250226BE IP250226Q9 IP250226UN IP250226V6 IP250226WB
IP250226XX IP250227B9 IP250227MB IP250227QD IP250227RW IP250227ZH IP250228DF IP250228J7 IP250228MD IP250228PM IP250228PY IP250228T2 IP250228UF IP250229B2 IP250229ES IP250229JQ IP250229Q6 IP250229QW IP25022A2Z IP25022A39
IP25022A58 IP25022AAD IP25022ACC IP25022ADB IP25022AT4 IP25022AX1 IP25022AZ9 IP25022B4A IP25022B6F IP25022B7Q IP25022BRD IP25022C94 IP25022CJS IP25022CRH IP25022CUE IP25022CVR IP25022DH1 IP25022DMF IP25022DP5 IP25022DRG
IP25022DS9 IP25022DUG IP25022DV1 IP25022E2H IP25022EG7 IP25022EMC IP25022EV4 IP25022EVE IP25022EZN IP25022F2R IP25022F5N IP25022FUH IP25022G4M IP25022GB5 IP25022GD4 IP25022GDB IP25022GEB IP25022GGE IP25022GSP IP25022GWB
IP25022GZ6 IP25022H6U IP25022H6Z IP25022H7C IP25022HMB IP25022HN5 IP25022HQ9 IP25022HU4 IP25022HWQ IP25022J4V IP25022J9U IP25022JD7 IP25022JGW IP25022JXH IP25022JYS IP25022M9N IP25022MCD IP25022MUM IP25022MWG IP25022MY7
IP25022N1M IP25022N44 IP25022N9C IP25022NB3 IP25022NJ7 IP25022NMF IP25022NQJ IP25022NV4 IP25022NX8 IP25022NXG IP25022PD5 IP25022PHZ IP25022PZZ IP25022Q1W IP25022Q5V IP25022QA2 IP25022QEF IP25022QU6 IP25022QVP IP25022QY3
IP25022QZB IP25022R2R IP25022R4F IP25022R6G IP25022R7A IP25022RD6 IP25022RHX IP25022RJ7 IP25022RJH IP25022RMT IP25022RZD IP25022S3Y IP25022S46 IP25022SHP IP25022SHZ IP25022SQT IP25022STG IP25022SUV IP25022SV2 IP25022SYT
IP25022T5D IP25022TD7 IP25022TGF IP25022TP3 IP25022TR5 IP25022TTU IP25022TVU IP25022TVX IP25022TZQ IP25022U7X IP25022UEJ IP25022UEM IP25022UFG IP25022UJX IP25022UPT IP25022UY8 IP25022VC6 IP25022VF7 IP25022VJE IP25022VJY
IP25022VM3 IP25022VNW IP25022VPD IP25022VQM IP25022VVH IP25022VW6 IP25022VYM IP25022VZT IP25022W4X IP25022W9S IP25022WCQ IP25022WWA IP25022WX5 IP25022WXA IP25022X6H IP25022X6S IP25022X7R IP25022XQ8 IP25022XVG IP25022XXQ
IP25022XXW IP25022XYA IP25022Y3B IP25022Y6F IP25022YDU IP25022YT4 IP25022YW9 IP25022Z2P IP25022Z4C IP25022Z7C IP25022Z8D IP25022Z8V IP25022Z9E IP250231AQ IP250231AT IP250231DU IP250231EA IP250231Q8 IP250231W4 IP250231W6
IP250232BP IP250232S4 IP2502338D IP2502338P IP250233A9 IP250233QY IP250233UE IP2502343E IP2502348Y IP250234AR IP250234EN IP250234FB IP250234TY IP2502356V IP250235VT IP250235VX IP250235WQ IP250235YN IP2502365A IP2502369N
IP250236B2 IP250236BD IP250236ED IP250236GB IP250236S9 IP250236TC IP250236U3 IP250236ZR IP2502374H IP250237BJ IP250237W6 IP2502385E IP250238MW IP250238T9 IP250238VV IP2502398S IP250239B3 IP250239MJ IP250239MP IP250239R3
IP250239RX IP250239TQ IP25023AD2 IP25023AEU IP25023AQG IP25023ASA IP25023ASH IP25023BE7 IP25023BMX IP25023BV9 IP25023C36 IP25023C5D IP25023C7B IP25023CFJ IP25023CSQ IP25023CYB IP25023CYN IP25023DJ7 IP25023DRT IP25023DYB
IP25023E1P IP25023E99 IP25023E9H IP25023EPU IP25023EQZ IP25023EU9 IP25023EUU IP25023EX1 IP25023FAN IP25023FJW IP25023FSN IP25023FSV IP25023FW3 IP25023FYJ IP25023GBY IP25023GER IP25023GG2 IP25023GMC IP25023GS5 IP25023GV4
IP25023GWZ IP25023GXP IP25023H15 IP25023H1T IP25023HC1 IP25023HGW IP25023HNG IP25023HP2 IP25023HPF IP25023HPN IP25023HVQ IP25023J1V IP25023J4Y IP25023J5G IP25023JD9 IP25023JFR IP25023JPS IP25023JV9 IP25023JZC IP25023M2D
IP25023M38 IP25023MV8 IP25023N29 IP25023N2J IP25023N2R IP25023N3H IP25023N3Z IP25023N53 IP25023N6E IP25023NAP IP25023NER IP25023NF8 IP25023NMQ IP25023NPS IP25023NYS IP25023P1X IP25023PBV IP25023PC4 IP25023PN3 IP25023PSR
IP25023Q8T IP25023QEF IP25023QUY IP25023R58 IP25023R5W IP25023R97 IP25023RGJ IP25023RGQ IP25023RN6 IP25023RS5 IP25023RSW IP25023RY6 IP25023S2D IP25023S4W IP25023SCG IP25023SEA IP25023SGT IP25023SQW IP25023SRG IP25023SWR
IP25023SX9 IP25023T3V IP25023T42 IP25023T6W IP25023T7H IP25023T9B IP25023T9Y IP25023TET IP25023TH6 IP25023TR9 IP25023U5W IP25023UBX IP25023UDB IP25023UEQ IP25023USW IP25023UYN IP25023V2Q IP25023V4F IP25023V4R IP25023V9Q
IP25023VAX IP25023VC1 IP25023VCQ IP25023VD9 IP25023VDD IP25023VEG IP25023VJ1 IP25023VPX IP25023W9V IP25023WF8 IP25023WPW IP25023WTF IP25023WX4 IP25023WYY IP25023XEU IP25023XR1 IP25023XS8 IP25023XSA IP25023XXB IP25023XXW
IP25023Y1T IP25023Y3H IP25023Y3V IP25023Y9F IP25023YCF IP25023YCP IP25023YJJ IP25023YJW IP25023YQN IP25023YZD IP25023Z2Q IP25023Z3N IP25023Z6D IP25023Z7Y IP25023Z9A IP25023ZQG IP25023ZWQ IP2502415Y IP250241D9 IP250241EU
IP250241GB IP250241MC IP250241RM IP250241TQ IP2502424M IP250242GB IP250243J5 IP250243RZ IP250243U6 IP250243XU IP250243YE IP250244CZ IP250244MY IP250244RB IP250244WX IP250244XN IP2502453X IP2502458M IP250245QU IP250245R5
IP250245RP IP2502469Q IP250246MC IP2502473H IP2502479S IP250247J9 IP250247QV IP250247S3 IP250247TG IP2502483J IP250248AA IP250248AB IP250248FX IP250248MQ IP250248PR IP2502493X IP2502498H IP2502498T IP250249BH IP250249DG

IP25024D9X IP25024E6X IP25024F4X IP25024G3X IP25024H2X IP25024J1X IP25024K0X IP25024KSX IP25024L9X IP25024MRX IP25024N8X IP25024PXX IP25024QWX IP25024RVX IP25024SUX IP25024TTX IP25024VSX IP25024WRX IP25024XQX IP25024YPX IP25025BOX IP25025CNX IP25025DMX IP25025FLX IP25025GJX IP25025HHX IP25025JGX IP25025KFX IP25025LEX IP25025MDX IP25025NCX IP25025PBX IP25025QAX IP25025RZX IP25025TYX IP25025VXX IP25025WWX IP25025YVX IP25026B4X IP25026CMX IP25026DLX IP25026F3X IP25026GAX IP25026HXX IP25026JWX IP25026KVX IP25026MUX IP25026NTX IP25026PSX IP25026QRX IP25026RQX IP25026TPX IP25026VNX IP25026WMX IP25026YLX IP25027B4X IP25027CJX IP25027DHX IP25027F1X IP25027G9X IP25027HDX IP25027JCX IP25027KBX IP25027LAX IP25027MJX IP25027NSX IP25027PRX IP25027QQX IP25027RPX IP25027TNX IP25027VMX IP25027WLX IP25027XKX IP25027YJX IP25028B1X IP25028C0X IP25028CSX IP25028DVX IP25028FXX IP25028HWX IP25028JUX IP25028KTX IP25028MSX IP25028NRX IP25028QQX IP25028RPX IP25028TNX IP25028VMX IP25028WLX IP25028XKX IP25028YJX

IP25024A9X IP25024BRX IP25024CMX IP25024DLX IP25024F1X IP25024G9X IP25024HDX IP25024JCX IP25024KBX IP25024L7X IP25024MJX IP25024NSX IP25024PRX IP25024QQX IP25024RPX IP25024SNX IP25024TLX IP25024VJX IP25024WHX IP25024XFX IP25024YDX IP25025B4X IP25025CMX IP25025DLX IP25025F1X IP25025G9X IP25025HDX IP25025JCX IP25025KBX IP25025L7X IP25025MJX IP25025NSX IP25025PRX IP25025QQX IP25025RPX IP25025TNX IP25025VJX IP25025WHX IP25025XFX IP25025YDX IP25026B4X IP25026CMX IP25026DLX IP25026F1X IP25026G9X IP25026HDX IP25026JCX IP25026KBX IP25026L7X IP25026MJX IP25026NSX IP25026PRX IP25026QQX IP25026RPX IP25026TNX IP25026VJX IP25026WHX IP25026XFX IP25026YDX IP25027B4X IP25027CJX IP25027DHX IP25027F1X IP25027G9X IP25027HDX IP25027JCX IP25027KBX IP25027L7X IP25027MJX IP25027NSX IP25027PRX IP25027QQX IP25027RPX IP25027TNX IP25027VJX IP25027WHX IP25027XFX IP25027YDX IP25028B4X IP25028CMX IP25028DLX IP25028F1X IP25028G9X IP25028HDX IP25028JCX IP25028KBX IP25028L7X IP25028MJX IP25028NSX IP25028PRX IP25028QQX IP25028RPX IP25028TNX IP25028VJX IP25028WHX IP25028XFX IP25028YDX

IP25024AHX IP25024C9X IP25024DPX IP25024F9X IP25024HLX IP25024JKX IP25024LCX IP25024MSX IP25024PBX IP25024QXX IP25024SAX IP25024TFX IP25024VPX IP25024WLX IP25024XSX IP25024YLX IP25025BXX IP25025DPX IP25025F9X IP25025HLX IP25025JKX IP25025LCX IP25025MSX IP25025PBX IP25025QXX IP25025SAX IP25025TFX IP25025VPX IP25025WLX IP25025XSX IP25025YLX IP25026BXX IP25026DPX IP25026F9X IP25026HLX IP25026JKX IP25026LCX IP25026MSX IP25026PBX IP25026QXX IP25026SAX IP25026TFX IP25026VPX IP25026WLX IP25026XSX IP25026YLX IP25027BXX IP25027DPX IP25027F9X IP25027HLX IP25027JKX IP25027LCX IP25027MSX IP25027PBX IP25027QXX IP25027SAX IP25027TFX IP25027VPX IP25027WLX IP25027XSX IP25027YLX IP25028BXX IP25028DPX IP25028F9X IP25028HLX IP25028JKX IP25028LCX IP25028MSX IP25028PBX IP25028QXX IP25028SAX IP25028TFX IP25028VPX IP25028WLX IP25028XSX IP25028YLX

IP25024B35 IP25024CV2 IP25024EGJ IP25024GSX IP25024JN7 IP25024LX3 IP25024NNF IP25024QRU IP25024SSV IP25024TJ6 IP25024VHH IP25024XMX IP25024YSX IP25025B26 IP25025DJE IP25025F6X IP25025HJ4 IP25025JFF IP25025LSW IP25025NV6 IP25025QPB IP25025SEH IP25025TGN IP25025VWW IP25025XWF IP25025YVN IP25026BBY IP25026DDY IP25026F5Y IP25026HJX IP25026JLC IP25026MZX IP25026PE3 IP25026QUA IP25026SYC IP25026VDU IP25026XPX IP25026YVA IP25027B7B IP25027DDM IP25027F2H IP25027HEX IP25027JGC IP25027LJ2 IP25027MNR IP25027QLA IP25027SJF IP25027TUB IP25027VTX IP25027WSF IP25027YMC IP25028BDE IP25028DHX IP25028F4X IP25028HPX IP25028JOX IP25028LMX IP25028N1X IP25028QTX IP25028SWX IP25028TZX IP25028W5X IP25028XBX IP25028YFX

IP25024AHX IP25024C9X IP25024DPX IP25024F9X IP25024HLX IP25024JKX IP25024LCX IP25024MSX IP25024PBX IP25024QXX IP25024SAX IP25024TFX IP25024VPX IP25024WLX IP25024XSX IP25024YLX IP25025BXX IP25025DPX IP25025F9X IP25025HLX IP25025JKX IP25025LCX IP25025MSX IP25025PBX IP25025QXX IP25025SAX IP25025TFX IP25025VPX IP25025WLX IP25025XSX IP25025YLX IP25026BXX IP25026DPX IP25026F9X IP25026HLX IP25026JKX IP25026LCX IP25026MSX IP25026PBX IP25026QXX IP25026SAX IP25026TFX IP25026VPX IP25026WLX IP25026XSX IP25026YLX IP25027BXX IP25027DPX IP25027F9X IP25027HLX IP25027JKX IP25027LCX IP25027MSX IP25027PBX IP25027QXX IP25027SAX IP25027TFX IP25027VPX IP25027WLX IP25027XSX IP25027YLX IP25028BXX IP25028DPX IP25028F9X IP25028HLX IP25028JKX IP25028LCX IP25028MSX IP25028PBX IP25028QXX IP25028SAX IP25028TFX IP25028VPX IP25028WLX IP25028XSX IP25028YLX

IP25024B35 IP25024CV2 IP25024EGJ IP25024GSX IP25024JN7 IP25024LX3 IP25024NNF IP25024QRU IP25024SSV IP25024TJ6 IP25024VHH IP25024XMX IP25024YSX IP25025B26 IP25025DJE IP25025F6X IP25025HJ4 IP25025JFF IP25025LSW IP25025NV6 IP25025QPB IP25025SEH IP25025TGN IP25025VWW IP25025XWF IP25025YVN IP25026BBY IP25026DDY IP25026F5Y IP25026HJX IP25026JLC IP25026MZX IP25026PE3 IP25026QUA IP25026SYC IP25026VDU IP25026XPX IP25026YVA IP25027B7B IP25027DDM IP25027F2H IP25027HEX IP25027JGC IP25027LJ2 IP25027MNR IP25027QLA IP25027SJF IP25027TUB IP25027VTX IP25027WSF IP25027YMC IP25028BDE IP25028DHX IP25028F4X IP25028HPX IP25028JOX IP25028LMX IP25028N1X IP25028QTX IP25028SWX IP25028TZX IP25028W5X IP25028XBX IP25028YFX

IP25024B35 IP25024CV2 IP25024EGJ IP25024GSX IP25024JN7 IP25024LX3 IP25024NNF IP25024QRU IP25024SSV IP25024TJ6 IP25024VHH IP25024XMX IP25024YSX IP25025B26 IP25025DJE IP25025F6X IP25025HJ4 IP25025JFF IP25025LSW IP25025NV6 IP25025QPB IP25025SEH IP25025TGN IP25025VWW IP25025XWF IP25025YVN IP25026BBY IP25026DDY IP25026F5Y IP25026HJX IP25026JLC IP25026MZX IP25026PE3 IP25026QUA IP25026SYC IP25026VDU IP25026XPX IP25026YVA IP25027B7B IP25027DDM IP25027F2H IP25027HEX IP25027JGC IP25027LJ2 IP25027MNR IP25027QLA IP25027SJF IP25027TUB IP25027VTX IP25027WSF IP25027YMC IP25028BDE IP25028DHX IP25028F4X IP25028HPX IP25028JOX IP25028LMX IP25028N1X IP25028QTX IP25028SWX IP25028TZX IP25028W5X IP25028XBX IP25028YFX

IP25024B4A IP25024CW2 IP25024EHJ IP25024GTX IP25024JP4 IP25024LRP IP25024NR9 IP25024QVG IP25024SWH IP25024TLX IP25024VWJ IP25024XPX IP25024YTX IP25025B5H IP25025DMX IP25025F4X IP25025HPX IP25025JQX IP25025LTX IP25025NWJ IP25025QYB IP25025SJX IP25025TWJ IP25025VYT IP25025XTX IP25025YWJ IP25026B8X IP25026DQX IP25026F6X IP25026HPX IP25026JQX IP25026LTX IP25026NWJ IP25026QYB IP25026SJX IP25026TWJ IP25026VYT IP25026XTX IP25026YWJ IP25027B8X IP25027DQX IP25027F6X IP25027HPX IP25027JQX IP25027LTX IP25027NWJ IP25027QYB IP25027SJX IP25027TWJ IP25027VYT IP25027WTX IP25027YWJ IP25028B8X IP25028DQX IP25028F6X IP25028HPX IP25028JQX IP25028LTX IP25028NWJ IP25028QYB IP25028SJX IP25028TWJ IP25028VYT IP25028WTX IP25028YWJ

IP25024B4F IP25024CX7 IP25024EQR IP25024G1R IP25024HBX IP25024J9X IP25024LPX IP25024N1X IP25024QTX IP25024SWX IP25024TXX IP25024VYX IP25024WTX IP25024XWX IP25024YXX IP25025B5X IP25025DNX IP25025F7X IP25025HRX IP25025JSX IP25025LWX IP25025N1X IP25025QTX IP25025SWX IP25025TXX IP25025VYX IP25025WTX IP25025XWX IP25025YXX IP25026B5X IP25026DNX IP25026F7X IP25026HRX IP25026JSX IP25026LWX IP25026N1X IP25026QTX IP25026SWX IP25026TXX IP25026VYX IP25026WTX IP25026XWX IP25026YXX IP25027B5X IP25027DNX IP25027F7X IP25027HRX IP25027JSX IP25027LWX IP25027N1X IP25027QTX IP25027SWX IP25027TXX IP25027VYX IP25027WTX IP25027XWX IP25027YXX IP25028B5X IP25028DNX IP25028F7X IP25028HRX IP25028JSX IP25028LWX IP25028N1X IP25028QTX IP25028SWX IP25028TXX IP25028VYX IP25028WTX IP25028XWX IP25028YXX

IP25024B4A IP25024CW2 IP25024EHJ IP25024GTX IP25024JP4 IP25024LRP IP25024NR9 IP25024QVG IP25024SWH IP25024TLX IP25024VWJ IP25024XPX IP25024YTX IP25025B5H IP25025DMX IP25025F4X IP25025HPX IP25025JQX IP25025LTX IP25025NWJ IP25025QYB IP25025SJX IP25025TWJ IP25025VYT IP25025WTX IP25025XWX IP25025YXX IP25026B5X IP25026DNX IP25026F7X IP25026HRX IP25026JSX IP25026LWX IP25026N1X IP25026QTX IP25026SWX IP25026TXX IP25026VYX IP25026WTX IP25026XWX IP25026YXX IP25027B5X IP25027DNX IP25027F7X IP25027HRX IP25027JSX IP25027LWX IP25027N1X IP25027QTX IP25027SWX IP25027TXX IP25027VYX IP25027WTX IP25027XWX IP25027YXX IP25028B5X IP25028DNX IP25028F7X IP25028HRX IP25028JSX IP25028LWX IP25028N1X IP25028QTX IP25028SWX IP25028TXX IP25028VYX IP25028WTX IP25028XWX IP25028YXX

IP25024BB5 IP25024D2X IP25024EJ3 IP25024GWJ IP25024JWF IP25024LYX IP25024NRV IP25024QWJ IP25024SXX IP25024TLX IP25024VWJ IP25024XPX IP25024YTX IP25025B5H IP25025DMX IP25025F4X IP25025HPX IP25025JQX IP25025LTX IP25025NWJ IP25025QYB IP25025SJX IP25025TWJ IP25025VYT IP25025WTX IP25025XWX IP25025YXX IP25026B5X IP25026DNX IP25026F7X IP25026HRX IP25026JSX IP25026LWX IP25026N1X IP25026QTX IP25026SWX IP25026TXX IP25026VYX IP25026WTX IP25026XWX IP25026YXX IP25027B5X IP25027DNX IP25027F7X IP25027HRX IP25027JSX IP25027LWX IP25027N1X IP25027QTX IP25027SWX IP25027TXX IP25027VYX IP25027WTX IP25027XWX IP25027YXX IP25028B5X IP25028DNX IP25028F7X IP25028HRX IP25028JSX IP25028LWX IP25028N1X IP25028QTX IP25028SWX IP25028TXX IP25028VYX IP25028WTX IP25028XWX IP25028YXX

IP25024BB5 IP25024D2X IP25024EJ3 IP25024GWJ IP25024JWF IP25024LYX IP25024NRV IP25024QWJ IP25024SXX IP25024TLX IP25024VWJ IP25024XPX IP25024YTX IP25025B5H IP25025DMX IP25025F4X IP25025HPX IP25025JQX IP25025LTX IP25025NWJ IP25025QYB IP25025SJX IP25025TWJ IP25025VYT IP25025WTX IP25025XWX IP25025YXX IP25026B5X IP25026DNX IP25026F7X IP25026HRX IP25026JSX IP25026LWX IP25026N1X IP25026QTX IP25026SWX IP25026TXX IP25026VYX IP25026WTX IP25026XWX IP25026YXX IP25027B5X IP25027DNX IP25027F7X IP25027HRX IP25027JSX IP25027LWX IP25027N1X IP25027QTX IP25027SWX IP25027TXX IP25027VYX IP25027WTX IP25027XWX IP25027YXX IP25028B5X IP25028DNX IP25028F7X IP25028HRX IP25028JSX IP25028LWX IP25028N1X IP25028QTX IP25028SWX IP25028TXX IP25028VYX IP25028WTX IP25028XWX IP25028YXX

IP25024BB5 IP25024D2X IP25024EJ3 IP25024GWJ IP25024JWF IP25024LYX IP25024NRV IP25024QWJ IP25024SXX IP25024TLX IP25024VWJ IP25024XPX IP25024YTX IP25025B5H IP25025DMX IP25025F4X IP25025HPX IP25025JQX IP25025LTX IP25025NWJ IP25025QYB IP25025SJX IP25025TWJ IP25025VYT IP25025WTX IP25025XWX IP25025YXX IP25026B5X IP25026DNX IP25026F7X IP25026HRX IP25026JSX IP25026LWX IP25026N1X IP25026QTX IP25026SWX IP25026TXX IP25026VYX IP25026WTX IP25026XWX IP25026YXX IP25027B5X IP25027DNX IP25027F7X IP25027HRX IP25027JSX IP25027LWX IP25027N1X IP25027QTX IP25027SWX IP25027TXX IP25027VYX IP25027WTX IP25027XWX IP25027YXX IP25028B5X IP25028DNX IP25028F7X IP25028HRX IP25028JSX IP25028LWX IP25028N1X IP25028QTX IP25028SWX IP25028TXX IP25028VYX IP25028WTX IP25028XWX IP25028YXX

IP25024BF4 IP25024DZ8 IP25024F1R IP25024G7Q IP25024HBG IP25024J9Z IP25024LPZ IP25024N1Z IP25024QTZ IP25024SWZ IP25024TXZ IP25024VYZ IP25024WTZ IP25024XWZ IP25024YXZ IP25025B5Z IP25025DNZ IP25025F7Z IP25025HRZ IP25025JSZ IP25025LWZ IP25025N1Z IP25025QTZ IP25025SWZ IP25025TXZ IP25025VYZ IP25025WTZ IP25025XWZ IP25025YXZ IP25026B5Z IP25026DNZ IP25026F7Z IP25026HRZ IP25026JSZ IP25026LWZ IP25026N1Z IP25026QTZ IP25026SWZ IP25026TXZ IP25026VYZ IP25026WTZ IP25026XWZ IP25026YXZ IP25027B5Z IP25027DNZ IP25027F7Z IP25027HRZ IP25027JSZ IP25027LWZ IP25027N1Z IP25027QTZ IP25027SWZ IP25027TXZ IP25027VYZ IP25027WTZ IP25027XWZ IP25027YXZ IP25028B5Z IP25028DNZ IP25028F7Z IP25028HRZ IP25028JSZ IP25028LWZ IP25028N1Z IP25028QTZ IP25028SWZ IP25028TXZ IP25028VYZ IP25028WTZ IP25028XWZ IP25028YXZ

IP25024C97 IP25024DB8 IP25024F2R IP25024GTX IP25024HCN IP25024J9X IP25024LPX IP25024N1X IP25024QTX IP25024SWX IP25024TXX IP25024VYX IP25024WTX IP25024XWX IP25024YXX IP25025B5X IP25025DNX IP25025F7X IP25025HRX IP25025JSX IP25025LWX IP25025N1X IP25025QTX IP25025SWX IP25025TXX IP25025VYX IP25025WTX IP25025XWX IP25025YXX IP25026B5X IP25026DNX IP25026F7X IP25026HRX IP25026JSX IP25026LWX IP25026N1X IP25026QTX IP25026SWX IP25026TXX IP25026VYX IP25026WTX IP25026XWX IP25026YXX IP25027B5X IP25027DNX IP25027F7X IP25027HRX IP25027JSX IP25027LWX IP25027N1X IP25027QTX IP25027SWX IP25027TXX IP25027VYX IP25027WTX IP25027XWX IP25027YXX IP25028B5X IP25028DNX IP25028F7X IP25028HRX IP25028JSX IP25028LWX IP25028N1X IP25028QTX IP25028SWX IP25028TXX IP25028VYX IP25028WTX IP25028XWX IP25028YXX

IP25024C97 IP25024DB8 IP25024F2R IP25024GTX IP25024HCN IP25024J9X IP25024LPX IP25024N1X IP25024QTX IP25024SWX IP25024TXX IP25024VYX IP25024WTX IP25024XWX IP25024YXX IP25025B5X IP25025DNX IP25025F7X IP25025HRX IP25025JSX IP25025LWX IP25025N1X IP25025QTX IP25025SWX IP25025TXX IP25025VYX IP25025WTX IP25025XWX IP25025YXX IP25026B5X IP25026DNX IP25026F7X IP25026HRX IP25026JSX IP25026LWX IP25026N1X IP25026QTX IP25026SWX IP25026TXX IP25026VYX IP25026WTX IP25026XWX IP25026YXX IP25027B5X IP25027DNX IP25027F7X IP25027HRX IP25027JSX IP25027LWX IP25027N1X IP25027QTX IP25027SWX IP25027TXX IP25027VYX IP25027WTX IP25027XWX IP25027YXX IP25028B5X IP25028DNX IP25028F7X IP25028HRX IP25028JSX IP25028LWX IP25028N1X IP25028QTX IP25028SWX IP25028TXX IP25028VYX IP25028WTX IP25028XWX IP25028YXX

IP25024C9C IP25024DC8 IP25024F3C IP25024G8C IP25024HFC IP25024JBC IP25024LQC IP25024N2C IP25024QUC IP25024SXC IP25024TMC IP25024VZC IP25024WUC IP25024XXC IP25024YVC IP25025B6C IP25025DPC IP25025F5C IP25025HTC IP25025JVC IP25025LYC IP25025N3C IP25025QWC IP25025SZC IP25025TYC IP25025W1C IP25025XZC IP25025YYC IP25026B6C IP25026DPC IP25026F5C IP25026HTC IP25026JVC IP25026LYC IP25026N3C IP25026QWC IP25026SZC IP25026TYC IP25026W1C IP25026XZC IP25026YYC IP25027B6C IP25027DPC IP25027F5C IP25027HTC IP25027JVC IP25027LYC IP25027N3C IP25027QWC IP25027SZC IP25027TYC IP25027W1C IP25027XZC IP25027YYC IP25028B6C IP25028DPC IP25028F5C IP25028HTC IP25028JVC IP25028LYC IP25028N3C IP25028QWC IP25028SZC IP25028TYC IP25028W1C IP25028XZC IP25028YYC

IP25024C9X IP25024DCX IP25024F3X IP25024G8X IP25024HFX IP25024JBX IP25024LQX IP25024N2X IP25024QUX IP25024SXX IP25024TMX IP25024VZX IP25024WUX IP25024XXX IP25024YVX IP25025B6X IP25025DPX IP25025F5X IP25025HTX IP25025JVX IP25025LYX IP25025N3X IP25025QWX IP25025SZX IP25025TYX IP25025W1X IP25025XZX IP25025YYX IP25026B6X IP25026DPX IP25026F5X IP25026HTX IP25026JVX IP25026LYX IP25026N3X IP25026QWX IP25026SZX IP25026TYX IP25026W1X IP25026XZX IP25026YYX IP25027B6X IP25027DPX IP25027F5X IP25027HTX IP25027JVX IP25027LYX IP25027N3X IP25027QWX IP25027SZX IP25027TYX IP25027W1X IP25027XZX IP25027YYX IP25028B6X IP25028DPX IP25028F5X IP25028HTX IP25028JVX IP25028LYX IP25028N3X IP25028QWX IP25028SZX IP25028TYX IP25028W1X IP25028XZX IP25028YYX

IP25024CV2 IP25024DW8 IP25024F4Z IP25024G9Z IP25024HGX IP25024JCX IP25024LRX IP25024N3X IP25024QXX IP25024T2X IP25024TNX IP25024W1X IP25024XYX IP25024YZX IP25025B7X IP25025DQX IP25025F6X IP25025HWX IP25025JXX IP25025M1X IP25025N4X IP25025QYX IP25025T2X IP25025TNX IP25025W1X IP25025XYX IP25025YZX IP25026B7X IP25026DQX IP25026F6X IP25026HWX IP25026JXX IP25026M1X IP25026N4X IP25026QYX IP25026T2X IP25026TNX IP25026W1X IP25026XYX IP25026YZX IP25027B7X IP25027DQX IP25027F6X IP25027HWX IP25027JXX IP25027M1X IP25027N4X IP25027QYX IP25027T2X IP25027TNX IP25027W1X IP25027XYX IP25027YZX IP25028B7X IP25028DQX IP25028F6X IP25028HWX IP25028JXX IP25028M1X IP25028N4X IP25028QYX IP25028T2X IP25028TNX IP25028W1X IP25028XYX IP25028YZX

IP25024CW2 IP25024DX8 IP25024F5Z IP25024GAX IP25024HHX IP25024JDX IP25024LSX IP25024N4X IP25024QYX IP25024T3X IP25024TPX IP25024W2X IP25024XZX IP25024YZX IP25025B8X IP25025DRX IP25025F7X IP25025HXX IP25025JYX IP25025M2X IP25025N5X IP25025QZX IP25025T3X IP25025TPX IP25025W2X IP25025XZX IP25025YZX IP25026B8X IP25026DRX IP25026F7X IP25026HXX IP25026JYX IP25026M2X IP25026N5X IP25026QZX IP25026T3X IP25026TPX IP25026W2X IP25026XZX IP25026YZX IP25027B8X IP25027DRX IP25027F7X IP25027HXX IP25027JYX IP25027M2X IP25027N5X IP25027QZX IP25027T3X IP25027TPX IP25027W2X IP25027XZX IP25027YZX IP25028B8X IP25028DRX IP25028F7X IP25028HXX IP25028JYX IP25028M2X IP25028N5X IP25028QZX IP25028T3X IP25028TPX IP25028W2X IP25028XZX IP25028YZX

IP25024CX7 IP25024DY8 IP25024F6Z IP25024GBX IP25024HJX IP25024JFX IP25024LTX IP25024N5X IP25024R0X IP25024T4X IP25024TQX IP25024W3X IP25024XZX IP25024YZX IP25025B9X IP25025DSX IP25025F8X IP25025HYX IP25025JZX IP25025M3X IP25025N6X IP25025R0X IP25025T4X IP25025TQX IP25025W3X IP25025XZX IP25025YZX IP25026B9X IP25026DSX IP25026F8X IP25026HYX IP25026JZX IP25026M3X IP25026N6X IP25026R0X IP25026T4X IP25026TQX IP25026W3X IP25026XZX IP25026YZX IP25027B9X IP25027DSX IP25027F8X IP25027HYX IP25027JZX IP25027M3X IP25027N6X IP25027R0X IP25027T4X IP25027TQX IP25027W3X IP25027XZX IP25027YZX IP25028B9X IP25028DSX IP25028F8X IP25028HYX IP25028JZX IP25028M3X IP25028N6X IP25028R0X IP25028T4X IP25028TQX IP25028W3X IP25028XZX IP25028YZX

IP25024CX7 IP25024DY8 IP25024F6Z IP25024GBX IP25024HJX IP25024JFX IP25024LTX IP25024N5X IP25024R0X IP25024T4X IP25024TQX IP25024W3X IP25024XZX IP25024YZX IP25025B9X IP25025DSX IP25025F8X IP25025HYX IP25025JZX IP25025M3X IP25025N6X IP25025R0X IP25025T4X IP25025TQX IP25025W3X IP25025XZX IP25025YZX IP25026B9X IP25026DSX IP25026F8X IP25026HYX IP25026JZX IP25026M3X IP25026N6X IP25026R0X IP25026T4X IP25026TQX IP25026W3X IP25026XZX IP25026YZX IP25027B9X IP25027DSX IP25027F8X IP25027HYX IP25027JZX IP25027M3X IP25027N6X IP25027R0X IP25027T4X IP25027TQX IP25027W3X IP25027XZX IP25027YZX IP25028B9X IP25028DSX IP25028F8X IP25028HYX IP25028JZX IP25028M3X IP25028N6X IP25028R0X IP25028T4X IP25028TQX IP25028W3X IP25028XZX IP25028YZX

IP25024D4Q IP25024F1Q IP25024G6Q IP25024HBQ IP25024J8Q IP25024KSQ IP25024M9Q IP25024PFQ IP25024S6Q IP25024TDQ IP25024VGQ IP25024WCQ IP25024XJQ IP25024YMQ IP25025B2Q IP25025D7Q IP25025FCQ IP25025HGQ IP25025JLQ IP25025MQQ IP25025NTQ IP25025QRQ IP25025SPQ IP25025TMQ IP25025VJQ IP25025WGQ IP25025XDQ IP25025YAQ IP25026B2Q IP25026D7Q IP25026FCQ IP25026HGQ IP25026JLQ IP25026MQQ IP25026NTQ IP25026QRQ IP25026SPQ IP25026TMQ IP25026VJQ IP25026WGQ IP25026XDQ IP25026YAQ IP25027B2Q IP25027D7Q IP25027FCQ IP25027HGQ IP25027JLQ IP25027MQQ IP25027NTQ IP25027QRQ IP25027SPQ IP25027TMQ IP25027VJQ IP25027WGQ IP25027XDQ IP25027YAQ IP25028B2Q IP25028D7Q IP25028FCQ IP25028HGQ IP25028JLQ IP25028MQQ IP25028NTQ IP25028QRQ IP25028SPQ IP25028TMQ IP25028VJQ IP25028WGQ IP25028XDQ IP25028YAQ

IP25024D4W IP25024F1W IP25024G6W IP25024HBW IP25024J8W IP25024KSW IP25024M9W IP25024PFW IP25024S6W IP25024TDW IP25024VGW IP25024WCW IP25024XJW IP25024YMW IP25025B2W IP25025D7W IP25025FCW IP25025HGW IP25025JLW IP25025MQW IP25025NTW IP25025QRW IP25025SPW IP25025TMW IP25025VJW IP25025WGW IP25025XDW IP25025YAW IP25026B2W IP25026D7W IP25026FCW IP25026HGW IP25026JLW IP25026MQW IP25026NTW IP25026QRW IP25026SPW IP25026TMW IP25026VJW IP25026WGW IP25026XDW IP25026YAW IP25027B2W IP25027D7W IP25027FCW IP25027HGW IP25027JLW IP25027MQW IP25027NTW IP25027QRW IP25027SPW IP25027TMW IP25027VJW IP25027WGW IP25027XDW IP25027YAW IP25028B2W IP25028D7W IP25028FCW IP25028HGW IP25028JLW IP25028MQW IP25028NTW IP25028QRW IP25028SPW IP25028TMW IP25028VJW IP25028WGW IP25028XDW IP25028YAW

IP25024D4X IP25024F1X IP25024G6X IP25024HBX IP25024J8X IP25024KSX IP25024M9X IP25024PFX IP25024S6X IP25024TDX IP25024VGX IP25024WCX IP25024XJX IP25024YMX IP25025B2X IP25025D7X IP25025FCX IP25025HGX IP25025JLX IP25025MQX IP25025NTX IP25025QRX IP25025SPX IP25025TMX IP25025VJX IP25025WGX IP25025XDX IP25025YAX IP25026B2X IP25026D7X IP25026FCX IP25026HGX IP25026JLX IP25026MQX IP25026NTX IP25026QRX IP25026SPX IP25026TMX IP25026VJX IP25026WGX IP25026XDX IP25026YAX IP25027B2X IP25027D7X IP25027FCX IP25027HGX IP25027JLX IP25027MQX IP25027NTX IP25027QRX IP25027SPX IP25027TMX IP25027VJX IP25027WGX IP25027XDX IP25027YAX IP25028B2X IP25028D7X IP25028FCX IP25028HGX IP25028JLX IP25028MQX IP25028NTX IP25028QRX IP25028SPX IP25028TMX IP25028VJX IP25028WGX IP25028XDX IP25028YAX

IP25024D4Y IP25024F1Y IP25024G6Y IP25024HBY IP25024J8Y IP25024KSY IP25024M9Y IP25024PFY IP25024S6Y IP25024TDY IP25024VGY IP25024WCY IP25024XJY IP25024YMY IP25025B2Y IP25025D7Y IP25025FCY IP25025HGY IP25025JLY IP25025MQY IP25025NTY IP25025QRY IP25025SPY IP25025TMY IP25025VJY IP25025WGY IP25025XDY IP25025YAY IP25026B2Y IP25026D7Y IP25026FCY IP25026HGY IP25026JLY IP25026MQY IP25026NTY IP25026QRY IP25026SPY IP25026TMY IP25026VJY IP25026WGY IP25026XDY IP25026YAY IP25027B2Y IP25027D7Y IP25027FCY IP25027HGY IP25027JLY IP25027MQY IP25027NTY IP25027QRY IP25027SPY IP25027TMY IP25027VJY IP25027WGY IP25027XDY IP25027YAY IP25028B2Y IP25028D7Y IP25028FCY IP25028HGY IP25028JLY IP25028MQY IP25028NTY IP25028QRY IP25028SPY IP25028TMY IP25028VJY IP25028WGY IP25028XDY IP25028YAY

IP25024D4Z IP25024F1Z IP25024G6Z IP25024HBZ IP25024J8Z IP25024KSZ IP25024M9Z IP25024PFZ IP25024S6Z IP25024TDZ IP25024VGZ IP25024WCZ IP25024XJZ IP25024YMZ IP25025B2Z IP25025D7Z IP25025FCZ IP25025HGZ IP25025JLZ IP25025MQZ IP25025NTZ IP25025QRZ IP25025SPZ IP25025TMZ IP25025VJZ IP25025WGZ IP25025XDZ IP25025YAZ IP25026B2Z IP25026D7Z IP25026FCZ IP25026HGZ IP25026JLZ IP25026MQZ IP25026NTZ IP25026QRZ IP25026SPZ IP25026TMZ IP25026VJZ IP25026WGZ IP25026XDZ IP25026YAZ IP25027B2Z IP25027D7Z IP25027FCZ IP25027HGZ IP25027JLZ IP25027MQZ IP25027NTZ IP25027QRZ IP25027SPZ IP25027TMZ IP25027VJZ IP25027WGZ IP25027XDZ IP25027YAZ IP25028B2Z IP25028D7Z IP25028FCZ IP25028HGZ IP25028JLZ IP25028MQZ IP25028NTZ IP25028QRZ IP25028SPZ IP25028TMZ IP25028VJZ IP25028WGZ IP25028XDZ IP25028YAZ

IP25028DE2 IP25028DET IP25028DMQ IP25028DS6 IP25028DWF IP25028DXP IP25028E3T IP25028E6N IP25028E6P IP25028EDQ IP25028EHM IP25028ENH IP25028EP9 IP25028EQR IP25028ES1 IP25028ES4 IP25028EZX IP25028F2S IP25028F3X
IP25028F6D IP25028FBV IP25028FG7 IP25028FMP IP25028FNF IP25028FX2 IP25028G2M IP25028G6J IP25028G7B IP25028H92 IP25028HFH IP25028HGF IP25028HPU IP25028HV1 IP25028HW1 IP25028IBV IP25028IC1 IP25028ID6
IP25028IDH IP25028IGP IP25028IRZ IP25028JMW IP25028KMQX IP25028MFW IP25028N5N IP25028NNF IP25028NNQ IP25028NRD IP25028NTR IP25028P2J IP25028P5Y IP25028PCV
IP25028PDV IP25028PFT IP25028PMQ IP25028PNR IP25028PU0 IP25028Q29 IP25028Q39 IP25028Q54 IP25028QB6 IP25028QBC IP25028QCY IP25028QD8 IP25028QH8 IP25028QPF IP25028Q82 IP25028R48
IP25028R6G IP25028R6Q IP25028R9M IP25028RD4 IP25028RFA IP25028RRU IP25028RPY IP25028RQ7 IP25028RQ8 IP25028RQH IP25028RV7 IP25028S45 IP25028S73 IP25028SEA IP25028SFT IP25028SHJ IP25028SMG IP25028SQ8
IP25028SS5 IP25028SVH IP25028T77 IP25028TAE IP25028TJV IP25028TSV IP25028U1J IP25028U27 IP25028U2G IP25028U44 IP25028UHV IP25028UMQ IP25028URA IP25028UTU IP25028UWN IP25028V1E IP25028V6Y IP25028V75
IP25028WW7 IP25028WSU IP25028WAH IP25028WBG IP25028WCK8 IP25028WNA IP25028WXJ IP25028X21 IP25028X7A IP25028X8R IP25028XBE IP25028XFU IP25028XGD IP25028XTA IP25028XXX IP25028Y1U IP25028YVQ
IP25028Z45 IP25028ZCM IP25028ZJS IP25028ZMB IP25028ZSB IP25028ZTU IP25029121T IP25029J1HQ IP25029L09 IP25029R12 IP25029Z7P IP25029ZAC IP25029ZB8 IP25029ZH5 IP25029ZN9 IP25029ZT8 IP25029ZUX
IP25029Z2Y9 IP25029U0P IP25029WMJ IP25029WP4 IP25029WPU IP25029X4Y6 IP25029X4YH IP25029X6QJ IP25029X6X5 IP25029X6W IP25029X74M IP25029Y9B IP25029Y7DY IP25029Y7NW IP25029Y7ZM IP25029Z84E
IP25029986E IP25029988A IP25029988M IP25029988P IP25029988W IP25029989U IP25029990D IP25029990H IP25029992B IP25029994P IP25029A5A IP25029AAM IP25029ATY IP25029AX5 IP25029AXU
IP25029AZ11 IP25029B1X IP25029B8Q IP25029B9W IP25029BA1 IP25029BB5 IP25029BBM IP25029BCB5 IP25029BH3 IP25029BPT IP25029C9H IP25029C7A IP25029C9C IP25029C9M2 IP25029C9VF
IP25029CVD IP25029D3M IP25029D6V IP25029D9C5 IP25029D9MZ IP25029DJP9 IP25029DWX IP25029E6B IP25029EAT IP25029EBC IP25029EFZ IP25029EVQ IP25029F6U IP25029FBM IP25029FCF
IP25029FCZ IP25029FMT IP25029G22 IP25029G6RY IP25029G6UC IP25029H12 IP25029H2X IP25029H7Z IP25029HBE IP25029HEH IP25029HTA IP25029I1E IP25029I1R IP25029J2J IP25029JDG IP25029JG6 IP25029JJB
IP25029JJQ IP25029JMW IP25029JT6 IP25029JVB IP25029JZE IP25029M13 IP25029MTQ IP25029MWC IP25029MWE IP25029MWP IP25029MW9 IP25029MW3 IP25029NGW IP25029NHV IP25029NR6 IP25029NXT IP25029P3F IP25029PCT
IP25029PJC IP25029PM5 IP25029PNF IP25029PPG IP25029PUZ IP25029PWC IP25029PWS IP25029Q5Z IP25029Q7L IP25029QR4 IP25029R5Y IP25029RB1 IP25029RBN IP25029RN3 IP25029RRS IP25029RTM IP25029RVX
IP25029SSW IP25029SHX IP25029T4R IP25029TC1 IP25029TMJ IP25029TP1 IP25029TRB IP25029TSZ IP25029TU4 IP25029U2T IP25029UED IP25029UHD IP25029UMH IP25029UMJ IP25029UT1 IP25029UUS IP25029UVX IP25029UWZ IP25029UXT
IP25029V1B IP25029VDR IP25029VE8 IP25029VN6 IP25029VRX IP25029VUS IP25029VWV IP25029WAW IP25029WCY IP25029WD3 IP25029WRH IP25029WWA IP25029X6Z IP25029X8D IP25029XPX IP25029XWJ IP25029Y2Q IP25029Y3Q IP25029Y8H
IP25029YDC IP25029YRV IP25029YZW IP25029Z7T IP25029ZCZ IP25029ZJY IP25029ZV7 IP25029ZY9 IP25029A11 IP25029A13R IP25029A1AN IP25029A1DE IP25029A1Q7 IP25029A1TQ IP25029A1X5 IP25029A1Z7 IP25029A23X IP25029A29J IP25029A2BT IP25029A2D2
IP25029A2P1 IP25029A2Q4 IP25029A2W5 IP25029A2WY IP25029A2XV IP25029A31F IP25029A39E IP25029A3A7 IP25029A47H IP25029A4AR2 IP25029A4FB IP25029A4SE IP25029A4VN IP25029A4ZT IP25029A558 IP25029A5P9 IP25029A5R4 IP25029A5S4
IP25029A5UJ IP25029A5XJ IP25029A5XY IP25029A665 IP25029A6YW IP25029A6Z IP25029A7A2 IP25029A7UF IP25029A7W2 IP25029A7X3 IP25029A8HC IP25029A8NR IP25029A8UR IP25029A91C IP25029A94H IP25029A97Q IP25029A9CN IP25029A9R9 IP25029A9UE
IP25029AYX IP25029AZ3H IP25029AB6H IP25029ABR3 IP25029AC6F IP25029ACN1 IP25029ACS7 IP25029ADN4 IP25029ADT4 IP25029AE2 IP25029AF3D IP25029AF3V IP25029AH61 IP25029AH6Q IP25029AH8P IP25029AHJ1 IP25029AHN4 IP25029AJX7 IP25029AMM7
IP25029AP1V IP25029AP4C IP25029AP6C IP25029APF5 IP25029AQ0C IP25029AQ3 IP25029AQR6 IP25029ARIX IP25029ARJ IP25029AR7F IP25029AS66 IP25029ASA7 IP25029ASZ1 IP25029AW12
IP25029AW2G IP25029AX66 IP25029AY1M IP25029AYN4 IP25029AZ7H IP25029AZ99 IP25029B1F6 IP25029B1H5 IP25029B2E1U IP25029B2ZE IP25029B3R7 IP25029B3VS IP25029B3W1 IP25029B3YF
IP25029B3PG IP25029B454 IP25029B46Y IP25029B4HN IP25029B4HX IP25029B5SS IP25029B5SQ IP25029B62G IP25029B66Z IP25029B6AT IP25029B6BH IP25029B6F1 IP25029B6G7 IP25029B6R0 IP25029B6T7 IP25029B6V2 IP25029B6V4
IP25029B6WW IP25029B7PJ IP25029B7TG IP25029B7Z2 IP25029B8LZ IP25029B8MD IP25029B8OE IP25029B8QX IP25029B91Z IP25029B941 IP25029B98M IP25029B9B5 IP25029B9WU IP25029B9X4 IP25029BAZM IP25029BAZY
IP25029BAB1 IP25029BAS1 IP25029BB2C IP25029BB75 IP25029BCS8 IP25029BDV5 IP25029BE38 IP25029BEB2 IP25029BEE3E IP25029BG6Y IP25029BG78 IP25029BH76 IP25029BH7C IP25029BHX3 IP25029BJ9M IP25029BJN2 IP25029BM3X IP25029BM71
IP25029BMD7 IP25029BN2C IP25029BP1V IP25029BP4P IP25029BR6V IP25029BR6W IP25029BR8 IP25029BR8H IP25029BS6U IP25029BSF9 IP25029BSK8 IP25029BT9B IP25029BU5U IP25029BU9P IP25029BUT7
IP25029BW71 IP25029BW7Z IP25029BX7Z IP25029BXB7 IP25029BXC4 IP25029BXH1 IP25029BXV2 IP25029BYG9 IP25029C223 IP25029C2B4A IP25029C11T IP25029C133 IP25029C13X IP25029C18J IP25029C1FD IP25029C1RV IP25029C1V8 IP25029C1W5
IP25029C1WF IP25029C36C IP25029C3G9 IP25029C3PG IP25029C3QN IP25029C3SU IP25029C3SX IP25029C3T IP25029C3PB IP25029C3R2 IP25029C43N IP25029C45M IP25029C4GW IP25029C4J8 IP25029C56R IP25029C5C1 IP25029C5D3
IP25029C5D9 IP25029C5M6 IP25029C5NF IP25029C5W6 IP25029C5Y4 IP25029C66E IP25029C6R IP25029C71C IP25029C723 IP25029C7A1 IP25029C7EC IP25029C7G3 IP25029C7NV IP25029C7Q9 IP25029C7Z3 IP25029C8BT
IP25029C8DJ IP25029C9D9 IP25029C9G9 IP25029C9RA IP25029CA18 IP25029CA2C IP25029CB5Z IP25029CD4U IP25029CD6R IP25029CD96 IP25029CER5 IP25029CF1S IP25029CF49 IP25029CF98 IP25029CG2F IP25029CG46 IP25029CGX8 IP25029CJ13 IP25029CM29
IP25029CM87 IP25029CN8P IP25029CNW4 IP25029CP4C IP25029CQB IP25029CQR1 IP25029CS2V IP25029CSH9 IP25029CSP5 IP25029CT5S IP25029CT9W IP25029CUD8 IP25029CUP3 IP25029CVP8 IP25029CVW6 IP25029CVY4
IP25029CW18 IP25029CX4B IP25029CXJ3 IP25029CY4Y IP25029CY63 IP25029D2C7 IP25029D2ST IP25029D5NZ IP25029D5T1 IP25029D5V7 IP25029D5W5 IP25029D6QU IP25029D7UE IP25029D7VF IP25029DA11 IP25029DA43P IP25029DA44C IP25029DAFR IP25029DB4Q IP25029DBNS IP25029DC4X IP25029DC5F IP25029DC6S IP25029DC9Q
IP25029D579 IP25029D5D IP25029D5EP IP25029D5RE IP25029D938 IP25029D94P IP25029D9DT IP25029D9F1 IP25029D9M2 IP25029D9UT IP25029D9WR IP25029DA1A IP25029DA9A IP25029DAFA IP25029DB8S IP25029DBEH IP25029DBGD IP25029DBJ3 IP25029DBQ IP25029DBT8
IP25029D8AF IP25029D8AQ IP25029D8BU IP25029D8XE IP25029D8YF IP25029DAH6 IP25029DBJ2Q IP25029DBQ IP25029DC3 IP25029DC4Y IP25029DCX IP25029DD1 IP25029DD2 IP25029DD4 IP25029DD5 IP25029DD7 IP25029DD8
IP25029DCE6 IP25029DDF2 IP25029DDF85 IP25029DF9F IP25029DF91 IP25029DFC1 IP25029DG6 IP25029DG7 IP25029DGM6 IP25029DH3D IP25029DHA6 IP25029DJF6 IP25029DJT5 IP25029DM2F IP25029DM4C IP25029DM9W IP25029DMW9 IP25029DNP7 IP25029DP15 IP25029DPD4 IP25029DPT8
IP25029DQ4 IP25029DQWJ IP25029DR3B IP25029DS23 IP25029DS93 IP25029DSG IP25029DSW IP25029DTP3 IP25029DU8A IP25029DUZ4 IP25029DV12 IP25029DVP9 IP25029DVQ6 IP25029DW5R IP25029DW98 IP25029DWR4 IP25029DWT6 IP25029DWZ5 IP25029DY4P IP25029DZ8A
IP25029DZ8H IP25029E1CG IP25029E1H8 IP25029E1JH IP25029E1VU IP25029E2S6 IP25029E2UM IP25029E32C IP25029E387 IP25029E3AV IP25029E3ZZ IP25029E47E IP25029E4M5 IP25029E5BJ IP25029E5BU IP25029E5SW IP25029E6D3
IP25029E66P IP25029E74P IP25029E7AT IP25029E7M5 IP25029E7S9 IP25029E7ST IP25029E7YM IP25029E7YU IP25029E83D IP25029E86V IP25029E8YN IP25029EBXP IP25029EF1 IP25029EG9Q IP25029EJF IP25029EM9Y IP25029EMG5 IP25029EP2 IP25029EQ5 IP25029EQU IP25029EQZ5
IP25029EW9D IP25029EWM IP25029EWW IP25029EXC9 IP25029EYTM IP25029EZ3 IP25029EZ4P IP25029EZ7T IP25029EZ8 IP25029EZ9 IP25029EZ9U IP25029EZ9Z IP25029EZZ IP25029F13M IP25029F1DZ IP25029F1M6 IP25029F1N
IP25029ER6R IP25029ERT4 IP25029ET81 IP25029ET98 IP25029EV3D IP25029EWJQ IP25029EWM IP25029EWM5 IP25029EWP IP25029EWW6 IP25029EXD2 IP25029EY7J IP25029EZ6 IP25029EZ728 IP25029EZZ79 IP25029F2 IP25029F2M7 IP25029F2N
IP25029F266 IP25029F299 IP25029F2AM IP25029F2UP IP25029F31S IP25029F39H IP25029F3B2 IP25029F3Q7 IP25029F3QJ IP25029F41Y IP25029F447 IP25029F4D1 IP25029F4W2 IP25029F4X6 IP25029F627 IP25029F63R IP25029F68X IP25029F6HJ IP25029F6RE IP25029F6V2
IP25029F78J IP25029F7BQ IP25029F7EV IP25029F84N IP25029F8EU IP25029F8E1 IP25029F8HA IP25029F8RTE IP25029F8XC IP25029F945 IP25029F9C6 IP25029F9V1 IP25029FC64 IP25029FCU9 IP25029FD2X IP25029FD3C IP25029FD73 IP25029FD84 IP25029FD9A IP25029FDQ6
IP25029FEU3 IP25029FF9X IP25029FFE9 IP25029FG26 IP25029FJ3D IP25029FJG2 IP25029FJH7 IP25029FM24 IP25029FM2M IP25029FM46 IP25029FM4Y IP25029FM6Y IP25029FMG9 IP25029FMP8 IP25029FNX3 IP25029FPJ IP25029FPJ8 IP25029FR9T IP25029FS7D IP25029FT2V
IP25029FT4G IP25029FT5N IP25029FT5V IP25029FTV3Q IP25029FV3X IP25029FV8J IP25029FW2F IP25029FW4G IP25029FW4N IP25029FWF7 IP25029FY16 IP25029FY35 IP25029FYM4 IP25029FZ65 IP25029FZ89 IP25029FZJ3 IP25029G18G IP25029GJC IP25029GJNU IP25029GZEY

IP2502G2HQ IP2502G2JE IP2502G2JH IP2502G2RZ IP2502G2SM IP2502G2XP IP2502G34Z IP2502G3CU IP2502G3F8 IP2502G3N6 IP2502G3RR IP2502G3X8 IP2502G45G IP2502G47S IP2502G4B4 IP2502G4C5 IP2502G4E3 IP2502G4H8 IP2502G4P4 IP2502G51V
IP2502G56U IP2502G5A2 IP2502G5BW IP2502G5C7 IP2502G5EP IP2502G5FZ IP2502G5HM IP2502G6D9 IP2502G6GF IP2502G6QU IP2502G6XG IP2502G71D IP2502G71E IP2502G731 IP2502G73G IP2502G78D IP2502G7CQ IP2502G7R6 IP2502G81T IP2502G85Q
IP2502G865 IP2502G88X IP2502G8C4 IP2502G8HQ IP2502G8WH IP2502G9C8 IP2502G9CR IP2502G9FZ IP2502G9Y2 IP2502GA18 IP2502GA8S IP2502GAF6 IP2502GBD5 IP2502GC1U IP2502GC41 IP2502GC7F IP2502GCT4 IP2502GCX3 IP2502GD25 IP2502GE64
IP2502GE6A IP2502GE7E IP2502GE7U IP2502GEG3 IP2502GF8E IP2502GFA3 IP2502GGZ7 IP2502GH41 IP2502GH7F IP2502GJF1 IP2502GM1A IP2502GM4J IP2502GMZ1 IP2502GN31 IP2502GN4N IP2502GN6Y IP2502GN9Z IP2502GNQ3 IP2502GP7H IP2502GPJ9
IP2502GQC8 IP2502GQR4 IP2502GR4T IP2502GSR1 IP2502GSW2 IP2502GU5T IP2502GU9Q IP2502GV33 IP2502GV59 IP2502GV5N IP2502GV7J IP2502GV9P IP2502GVR6 IP2502GW16 IP2502GWG3 IP2502GXY1 IP2502GY1Z IP2502GY84 IP2502H142 IP2502H1EZ
IP2502H1T2 IP2502H1UB IP2502H1X6 IP2502H1XQ IP2502H1Y9 IP2502H21M IP2502H24G IP2502H2BN IP2502H2CZ IP2502H2XP IP2502H339 IP2502H3FB IP2502H3GJ IP2502H3PB IP2502H3W7 IP2502H4B7 IP2502H4EY IP2502H4F4 IP2502H4FM IP2502H4P5
IP2502H4XN IP2502H4ZG IP2502H53J IP2502H5AE IP2502H5B8 IP2502H5ET IP2502H5MU IP2502H5RP IP2502H666 IP2502H6PS IP2502H6QX IP2502H6T9 IP2502H6XC IP2502H71B IP2502H73H IP2502H75W IP2502H7GZ IP2502H7H6 IP2502H7MY IP2502H88A
IP2502H8FZ IP2502H8NA IP2502H8TC IP2502H8UR IP2502H8UW IP2502H9M1 IP2502H9RC IP2502H9RS IP2502H9VN IP2502H9VP IP2502H9YZ IP2502HAD4 IP2502HB48 IP2502HB59 IP2502HB5D IP2502HB68 IP2502HB8A IP2502HC2T IP2502HCH5 IP2502HD1E
IP2502HDP8 IP2502HEJ6 IP2502HG5F IP2502HG8W IP2502HH23 IP2502HH27 IP2502HM82 IP2502HMH8 IP2502HN93 IP2502HP39 IP2502HPZ8 IP2502HQ57 IP2502HR18 IP2502HS88 IP2502HT4W IP2502HU6E IP2502HW4S IP2502HW52 IP2502HW68 IP2502HW9Z
IP2502HWD9 IP2502HX6C IP2502HX9Q IP2502HXA3 IP2502HXW9 IP2502HY3Y IP2502HY5C IP2502HYB7 IP2502HYZ2 IP2502HZ58 IP2502HZT4 IP2502J14C IP2502J19X IP2502J1CA IP2502J1E1 IP2502J1NB IP2502J27E IP2502J2CZ IP2502J2SB IP2502J2XR
IP2502J2Y9 IP2502J31U IP2502J32C IP2502J37S IP2502J3CQ IP2502J3GY IP2502J3H2 IP2502J3T2 IP2502J4CZ IP2502J4QD IP2502J4R7 IP2502J4U8 IP2502J5H6 IP2502J5HU IP2502J5VN IP2502J663 IP2502J71B IP2502J79M IP2502J7BU IP2502J7CV
IP2502J7WD IP2502J7ZA IP2502J81R IP2502J88E IP2502J8AR IP2502J8JA IP2502J8PV IP2502J94X IP2502J97Q IP2502J9AJ IP2502J9B3 IP2502J9CH IP2502J9WR IP2502J9Z4 IP2502JA5U IP2502JAD2 IP2502JAX4 IP2502JD1P IP2502JD7J IP2502JDD2
IP2502JE3A IP2502JE7E IP2502JE8Q IP2502JEY3 IP2502JF4M IP2502JF5U IP2502JFJ4 IP2502JFW1 IP2502JG3A IP2502JGT9 IP2502JH1U IP2502JH7M IP2502JHB2 IP2502JJ45 IP2502JJ59 IP2502JJ91 IP2502JM4M IP2502JM7M IP2502JM8S IP2502JM93
IP2502JM97 IP2502JN2A IP2502JN6D IP2502JNN1 IP2502JPF7 IP2502JQ13 IP2502JRB1 IP2502JU7W IP2502JU8Z IP2502JV19 IP2502JWM7 IP2502JX79 IP2502JXM4 IP2502JY2U IP2502JY6Q IP2502JYP3 IP2502JYS3 IP2502JZ8N IP2502M15T IP2502M1Q1
IP2502M1QM IP2502M27R IP2502M2F9 IP2502M2GN IP2502M2NG IP2502M32B IP2502M3B1 IP2502M3HY IP2502M3MD IP2502M3P3 IP2502M3RF IP2502M3RZ IP2502M3WJ IP2502M3ZX IP2502M43Y IP2502M4MR IP2502M4WG IP2502M5B7 IP2502M5DS IP2502M5SX
IP2502M5ZR IP2502M69Y IP2502M6A3 IP2502M6A9 IP2502M6DR IP2502M6EM IP2502M6G2 IP2502M6NH IP2502M6VJ IP2502M6WE IP2502M6XD IP2502M6YD IP2502M76W IP2502M79R IP2502M7GD IP2502M7H7 IP2502M7MY IP2502M7RN IP2502M7TT IP2502M7XE
IP2502M7YU IP2502M81A IP2502M85E IP2502M88R IP2502M891 IP2502M8MZ IP2502M92A IP2502M98V IP2502M9H4 IP2502M9N6 IP2502M9RB IP2502M9RN IP2502M9WM IP2502M9Z3 IP2502MA5Q IP2502MC7D IP2502MCA6 IP2502MD52 IP2502MD5P IP2502MDD8
IP2502MEF7 IP2502MEW9 IP2502MF1Z IP2502MF6V IP2502MG4M IP2502MJ2D IP2502MJ2Z IP2502MJE1 IP2502MJM5 IP2502MM24 IP2502MM5U IP2502MM74 IP2502MN6C IP2502MP4H IP2502MP56 IP2502MPX3 IP2502MQ52 IP2502MQ8B IP2502MR1A IP2502MRM2
IP2502MRM8 IP2502MRX8 IP2502MS47 IP2502MS4C IP2502MS7M IP2502MS8D IP2502MTM1 IP2502MTM8 IP2502MV4P IP2502MV5D IP2502MV99 IP2502MW5V IP2502MY9D IP2502MYG3 IP2502MYM7 IP2502MYT7 IP2502MZ1C IP2502MZ5U IP2502N11E IP2502N13H
IP2502N14A IP2502N1HE IP2502N1PA IP2502N2AH IP2502N2BY IP2502N2RW IP2502N2XN IP2502N338 IP2502N3DR IP2502N3FP IP2502N3HV IP2502N3NA IP2502N45Y IP2502N4JB IP2502N4MZ IP2502N4W2 IP2502N51Y IP2502N52J IP2502N53R IP2502N55J
IP2502N5FS IP2502N5U9 IP2502N5YN IP2502N67S IP2502N684 IP2502N6B6 IP2502N6X7 IP2502N72T IP2502N775 IP2502N7A5 IP2502N7AH IP2502N7JA IP2502N7QA IP2502N7RX IP2502N7UJ IP2502N7UY IP2502N87A IP2502N8AR IP2502N8CA IP2502N8FB
IP2502N8GY IP2502N8JG IP2502N8N8 IP2502N8VZ IP2502N93G IP2502N952 IP2502N99B IP2502N9CV IP2502N9EV IP2502N9TA IP2502N9X2 IP2502N9Y8 IP2502NAF3 IP2502NAY3 IP2502NB6F IP2502NB7F IP2502NE3Q IP2502NE76 IP2502NE88 IP2502NEG7
IP2502NGA2 IP2502NGG6 IP2502NGZ5 IP2502NH35 IP2502NH9Z IP2502NHQ4 IP2502NJW7 IP2502NM85 IP2502NM9P IP2502NMJ1 IP2502NN5T IP2502NP82 IP2502NQ1J IP2502NR6E IP2502NRN5 IP2502NS7J IP2502NS8U IP2502NT8U IP2502NU1P IP2502NU6V
IP2502NU9M IP2502NUU1 IP2502NV12 IP2502NV4R IP2502NWU9 IP2502NXJ2 IP2502NY2Z IP2502NYX6 IP2502P12C IP2502P17Z IP2502P1JJ IP2502P2H7 IP2502P2J9 IP2502P2MQ IP2502P36Q IP2502P3JJ IP2502P3PY IP2502P3QH IP2502P42Z IP2502P4A9
IP2502P4HB IP2502P4YQ IP2502P52M IP2502P53A IP2502P58M IP2502P59G IP2502P5CJ IP2502P5DS IP2502P673 IP2502P6C9 IP2502P6GP IP2502P6NE IP2502P711 IP2502P74M IP2502P75S IP2502P75T IP2502P7GB IP2502P7TT IP2502P7XC IP2502P8E4
IP2502P8EQ IP2502P8M8 IP2502P8NT IP2502P8T6 IP2502P8YY IP2502P92U IP2502P938 IP2502P96G IP2502P9GZ IP2502P9JH IP2502P9QZ IP2502P9S2 IP2502PA96 IP2502PA98 IP2502PB4A IP2502PC49 IP2502PDU5 IP2502PE7H IP2502PE82 IP2502PEQ2
IP2502PF1V IP2502PFA6 IP2502PFQ2 IP2502PG3D IP2502PH3T IP2502PHV7 IP2502PJ7Q IP2502PJV7 IP2502PM42 IP2502PMA6 IP2502PME6 IP2502PMY2 IP2502PP28 IP2502PP63 IP2502PPE7 IP2502PQ2X IP2502PQ95 IP2502PQ9Z IP2502PR3Y IP2502PS52
IP2502PSE6 IP2502PT39 IP2502PTB3 IP2502PUD9 IP2502PV64 IP2502PWH4 IP2502PWR5 IP2502PX25 IP2502PX95 IP2502PYX7 IP2502PYX9 IP2502PZH3 IP2502Q1DZ IP2502Q1ET IP2502Q1NR IP2502Q25X IP2502Q2N8 IP2502Q2QC IP2502Q2ZT IP2502Q345
IP2502Q3B8 IP2502Q3R7 IP2502Q49A IP2502Q4GH IP2502Q4GM IP2502Q4NY IP2502Q4P3 IP2502Q4XV IP2502Q52A IP2502Q52W IP2502Q57J IP2502Q58J IP2502Q59N IP2502Q5TU IP2502Q61H IP2502Q62V IP2502Q656 IP2502Q6A6 IP2502Q6QP IP2502Q6XR
IP2502Q73D IP2502Q75H IP2502Q77W IP2502Q795 IP2502Q79J IP2502Q7DC IP2502Q7VX IP2502Q7XJ IP2502Q84Y IP2502Q88X IP2502Q8NT IP2502Q8NY IP2502Q8PQ IP2502Q8UQ IP2502Q8Y7 IP2502Q9AV IP2502Q9BQ IP2502Q9EC IP2502Q9HA IP2502Q9U1
IP2502Q9XC IP2502Q9YD IP2502QA1S IP2502QA3Z IP2502QA48 IP2502QB2F IP2502QE7T IP2502QE9B IP2502QED2 IP2502QED5 IP2502QF1S IP2502QF58 IP2502QFW3 IP2502QFX6 IP2502QG5T IP2502QGY4 IP2502QH73 IP2502QH9S IP2502QHS8 IP2502QJ5C
IP2502QJ9B IP2502QM2X IP2502QM39 IP2502QM6N IP2502QN1R IP2502QNY3 IP2502QQ75 IP2502QQJ2 IP2502QR47 IP2502QR7H IP2502QR9C IP2502QS11 IP2502QS18 IP2502QS1T IP2502QSP8 IP2502QU1E IP2502QU96 IP2502QUX8 IP2502QV1U IP2502QV3T
IP2502QW9G IP2502QW9S IP2502QWD9 IP2502QWM2 IP2502QWT8 IP2502QX1E IP2502QX8M IP2502QY2P IP2502QY86 IP2502QYP1 IP2502QZ62 IP2502QZ8G IP2502QZJ1 IP2502R13X IP2502R15R IP2502R18W IP2502R1GF IP2502R1N6 IP2502R1R7 IP2502R1TF
IP2502R1U1 IP2502R1UB IP2502R24P IP2502R2A5 IP2502R2B8 IP2502R2DE IP2502R2E8 IP2502R2JA IP2502R2N2 IP2502R2TW IP2502R2UZ IP2502R37V IP2502R39H IP2502R3N2 IP2502R3QS IP2502R3WJ IP2502R48Q IP2502R4CR IP2502R4DJ IP2502R4FE
IP2502R4GG IP2502R4Q5 IP2502R59J IP2502R5FC IP2502R62Q IP2502R65H IP2502R65P IP2502R66H IP2502R6CH IP2502R6DR IP2502R6F7 IP2502R6U9 IP2502R6XT IP2502R72R IP2502R73S IP2502R73U IP2502R7GM IP2502R7NA IP2502R87H IP2502R87N
IP2502R88V IP2502R8DT IP2502R8NF IP2502R8P1 IP2502R8RJ IP2502R8Y9 IP2502R91H IP2502R97D IP2502R9EB IP2502R9P4 IP2502R9QB IP2502R9WC IP2502RA95 IP2502RB3F IP2502RBE9 IP2502RBF7 IP2502RC88 IP2502RC93 IP2502RD34 IP2502RD3X
IP2502RD9X IP2502RDD7 IP2502RDS8 IP2502RE2M IP2502REP1 IP2502REY7 IP2502RH39 IP2502RHD3 IP2502RJ2H IP2502RJ58 IP2502RJ9C IP2502RJT1 IP2502RM1Y IP2502RM5C IP2502RM88 IP2502RM9Z IP2502RN12 IP2502RN23 IP2502RQJ8 IP2502RRV5
IP2502RS4U IP2502RS5B IP2502RS5G IP2502RS5Z IP2502RT4Q IP2502RU2H IP2502RU8U IP2502RV1J IP2502RW5Q IP2502RW7X IP2502RW8P IP2502RWD1 IP2502RWY1 IP2502RXE5 IP2502RY91 IP2502RZ9Z IP2502RZF2 IP2502S1P8 IP2502S1QU IP2502S1T5
IP2502S1TA IP2502S1TH IP2502S1TP IP2502S23C IP2502S29B IP2502S2AT IP2502S2CQ IP2502S2CY IP2502S2EZ IP2502S2J5 IP2502S2MD IP2502S2N3 IP2502S2YX IP2502S2Z4 IP2502S3HJ IP2502S3QA IP2502S3RE IP2502S419 IP2502S433 IP2502S49B
IP2502S4JV IP2502S4QF IP2502S51D IP2502S59S IP2502S5AT IP2502S5B9 IP2502S5NC IP2502S5R4 IP2502S5SG IP2502S5TB IP2502S5XY IP2502S62S IP2502S634 IP2502S63V IP2502S64S IP2502S64T IP2502S65M IP2502S65W IP2502S6E1 IP2502S6GW
IP2502S6SD IP2502S72F IP2502S763 IP2502S7NV IP2502S7TX IP2502S83B IP2502S85T IP2502S87R IP2502S8AM IP2502S8PE IP2502S8SY IP2502S8U9 IP2502S8W3 IP2502S8W5 IP2502S8ZA IP2502S8ZM IP2502S92H IP2502S95Q IP2502S9FW IP2502S9HC
IP2502S9HJ IP2502S9JP IP2502S9UF IP2502SA83 IP2502SB49 IP2502SB4R IP2502SC41 IP2502SEA4 IP2502SF1M IP2502SF9H IP2502SG51 IP2502SG97 IP2502SGG4 IP2502SH54 IP2502SH5W IP2502SHF4 IP2502SJ2W IP2502SJB3 IP2502SM15 IP2502SMS5
IP2502SNT9 IP2502SP2C IP2502SP8B IP2502SP9D IP2502SQC2 IP2502SQG8 IP2502SS51 IP2502ST3B IP2502ST7F IP2502ST7P IP2502STG6 IP2502SU2P IP2502SU4N IP2502SV77 IP2502SX8A IP2502SY1R IP2502SY81 IP2502SY87 IP2502SZ84 IP2502SZ8C
IP2502T17W IP2502T1D2 IP2502T1H2 IP2502T1SS IP2502T23A IP2502T27J IP2502T28F IP2502T2C1 IP2502T2DS IP2502T2UQ IP2502T2YR IP2502T39J IP2502T3AV IP2502T3C1 IP2502T3J2 IP2502T3M5 IP2502T3VH IP2502T42H IP2502T51A IP2502T57X
IP2502T588 IP2502T58U IP2502T5BD IP2502T64S IP2502T662 IP2502T6C9 IP2502T6P5 IP2502T6SE IP2502T6UP IP2502T6X3 IP2502T73Q IP2502T7TX IP2502T8C7 IP2502T8QY IP2502T972 IP2502T9A6 IP2502T9FH IP2502TA1C IP2502TA43 IP2502TA78

IP2502TA81 IP2502TB1X IP2502TC8M IP2502TD55 IP2502TDC5 IP2502TDP8 IP2502TDR1 IP2502TE64 IP2502TE95 IP2502TF22 IP2502TF55 IP2502TF81 IP2502TFC6 IP2502TG39 IP2502TGM9 IP2502TJC7 IP2502TM44 IP2502TM7F IP2502TMF8 IP2502TMZ2
IP2502TP64 IP2502TQ1Y IP2502TQ36 IP2502TQ79 IP2502TQ8V IP2502TR43 IP2502TR9A IP2502TRF5 IP2502TS8W IP2502TT1G IP2502TT2S IP2502TT53 IP2502TU21 IP2502TU9F IP2502TUJ5 IP2502TW2P IP2502TW5R IP2502TW9F IP2502TXQ5 IP2502TY26
IP2502TY6M IP2502TYH5 IP2502TZ7C IP2502U1DS IP2502U1G8 IP2502U1M8 IP2502U1ME IP2502U1ST IP2502U1XY IP2502U22Z IP2502U25U IP2502U26W IP2502U2RE IP2502U2UZ IP2502U31R IP2502U329 IP2502U3FG IP2502U3YH IP2502U41R IP2502U43E
IP2502U44P IP2502U46G IP2502U4EM IP2502U4EN IP2502U4GH IP2502U4PY IP2502U4Q1 IP2502U4R6 IP2502U56B IP2502U5BT IP2502U5G8 IP2502U5TS IP2502U66Y IP2502U6AU IP2502U6D5 IP2502U6EE IP2502U6H3 IP2502U77S IP2502U7B6 IP2502U7WR
IP2502U7Z9 IP2502U811 IP2502U82N IP2502U88W IP2502U96C IP2502U98T IP2502U9Q1 IP2502UB3U IP2502UBB5 IP2502UC9R IP2502UCP2 IP2502UCQ6 IP2502UCX4 IP2502UD77 IP2502UDJ4 IP2502UE3T IP2502UEE4 IP2502UEP5 IP2502UF3H IP2502UF6Y
IP2502UF7T IP2502UG5G IP2502UHX5 IP2502UJ3Y IP2502UJ5R IP2502UJA2 IP2502UJE7 IP2502UJP8 IP2502UJU6 IP2502UM65 IP2502UMN1 IP2502UNA5 IP2502UP23 IP2502UPC1 IP2502UPH9 IP2502UQ16 IP2502UQH2 IP2502UR91 IP2502US4A IP2502US8V
IP2502UT39 IP2502UT4W IP2502UU1E IP2502UU1J IP2502UU8D IP2502UV4U IP2502UV94 IP2502UVU8 IP2502UW54 IP2502UX8M IP2502UZJ5 IP2502V17S IP2502V18H IP2502V1F9 IP2502V1UN IP2502V1VD IP2502V1Y5 IP2502V1YB IP2502V24H IP2502V254
IP2502V2AF IP2502V2BU IP2502V2C3 IP2502V2HQ IP2502V2X5 IP2502V32E IP2502V35B IP2502V3MY IP2502V3P6 IP2502V3XM IP2502V3ZR IP2502V4FG IP2502V4J7 IP2502V4PG IP2502V4QU IP2502V4UW IP2502V4XA IP2502V4ZN IP2502V526 IP2502V53G
IP2502V58Z IP2502V5FD IP2502V5S4 IP2502V5WU IP2502V5Z3 IP2502V5Z7 IP2502V635 IP2502V6MV IP2502V6X5 IP2502V71A IP2502V777 IP2502V78J IP2502V797 IP2502V7J8 IP2502V7YR IP2502V847 IP2502V88A IP2502V8AC IP2502V8JW IP2502V8P6
IP2502V8SF IP2502V8Y7 IP2502V8YE IP2502V94T IP2502V9D1 IP2502V9JR IP2502V9PB IP2502VAB8 IP2502VAG6 IP2502VB11 IP2502VB2N IP2502VBN1 IP2502VC5D IP2502VD4U IP2502VE9W IP2502VFP4 IP2502VGH4 IP2502VH4D IP2502VH59 IP2502VH6Z
IP2502VHM9 IP2502VJ7G IP2502VJV2 IP2502VM7H IP2502VMN1 IP2502VMZ9 IP2502VN9B IP2502VP1T IP2502VP5F IP2502VP9T IP2502VPH9 IP2502VR79 IP2502VRF6 IP2502VRH7 IP2502VRM3 IP2502VS3G IP2502VSX5 IP2502VT8A IP2502VV48 IP2502VVZ9
IP2502VW81 IP2502VWT4 IP2502VXN5 IP2502VY5N IP2502VZ4N IP2502W13B IP2502W159 IP2502W1HT IP2502W1UA IP2502W1XF IP2502W25C IP2502W2CC IP2502W2JF IP2502W2MM IP2502W2V7 IP2502W347 IP2502W386 IP2502W3R8 IP2502W3VW IP2502W45P
IP2502W48V IP2502W4MN IP2502W4SV IP2502W541 IP2502W5B1 IP2502W5BY IP2502W5GH IP2502W5HP IP2502W5XC IP2502W5YW IP2502W65G IP2502W667 IP2502W66B IP2502W672 IP2502W6HU IP2502W6JR IP2502W6M4 IP2502W6MH IP2502W6S9 IP2502W6WW
IP2502W6X8 IP2502W6Y2 IP2502W75G IP2502W79A IP2502W7JU IP2502W7PP IP2502W84P IP2502W85D IP2502W86N IP2502W8CX IP2502W8G7 IP2502W8J6 IP2502W8JZ IP2502W8M5 IP2502W8YD IP2502W8Z1 IP2502W8ZV IP2502W96W IP2502W99R IP2502W9B1
IP2502W9HZ IP2502W9J7 IP2502W9QS IP2502W9YV IP2502WA6P IP2502WBT4 IP2502WBX2 IP2502WBZ4 IP2502WC9J IP2502WCA6 IP2502WCF5 IP2502WCG7 IP2502WD4U IP2502WD7Q IP2502WD8Z IP2502WDT5 IP2502WE1N IP2502WES1 IP2502WEY2 IP2502WF4Y
IP2502WF6W IP2502WFY6 IP2502WG1H IP2502WG2C IP2502WGS7 IP2502WH1P IP2502WH2W IP2502WHS9 IP2502WJD9 IP2502WM34 IP2502WM61 IP2502WMA3 IP2502WPQ8 IP2502WQW1 IP2502WQY9 IP2502WR5U IP2502WRB7 IP2502WS59 IP2502WS8D IP2502WT2N
IP2502WTT5 IP2502WU5R IP2502WVZ7 IP2502WW3N IP2502WW9F IP2502WWM1 IP2502WX7E IP2502WY2T IP2502WY3N IP2502WY8J IP2502WY9R IP2502WZ2Q IP2502WZ4T IP2502WZ86 IP2502WZU2 IP2502X16E IP2502X1XF IP2502X25T IP2502X26R IP2502X2AP
IP2502X2ZX IP2502X35X IP2502X37J IP2502X3FQ IP2502X3G3 IP2502X3V8 IP2502X3ZZ IP2502X42V IP2502X455 IP2502X4H6 IP2502X4HF IP2502X4JG IP2502X4PD IP2502X4SJ IP2502X5DS IP2502X5TQ IP2502X69R IP2502X6DW IP2502X6DY IP2502X72G
IP2502X79C IP2502X7F2 IP2502X7G5 IP2502X7HF IP2502X7MG IP2502X7P9 IP2502X7QQ IP2502X7R6 IP2502X7V7 IP2502X8CQ IP2502X8PQ IP2502X8V9 IP2502X8YQ IP2502X9HP IP2502XA37 IP2502XA6J IP2502XA6M IP2502XAD1 IP2502XB1B IP2502XB23
IP2502XB2Z IP2502XB75 IP2502XBD2 IP2502XC13 IP2502XCN2 IP2502XCX8 IP2502XD45 IP2502XD72 IP2502XE1N IP2502XEU4 IP2502XF5T IP2502XF7E IP2502XFQ7 IP2502XG7G IP2502XGM2 IP2502XGN9 IP2502XH26 IP2502XHJ1 IP2502XJ1J IP2502XJ4S
IP2502XJ5T IP2502XM2B IP2502XME3 IP2502XMY1 IP2502XN2U IP2502XP2B IP2502XP3A IP2502XP3V IP2502XP56 IP2502XP6J IP2502XPH1 IP2502XPH4 IP2502XPZ3 IP2502XQ6D IP2502XR28 IP2502XRB9 IP2502XRX9 IP2502XS4U IP2502XSP6 IP2502XU8S
IP2502XUE5 IP2502XUS8 IP2502XW4B IP2502XW4N IP2502XW53 IP2502XWH7 IP2502XX18 IP2502XX55 IP2502XX8N IP2502XY2R IP2502XY6T IP2502XY93 IP2502XZ65 IP2502XZR3 IP2502Y13N IP2502Y13R IP2502Y1JP IP2502Y1QF IP2502Y259 IP2502Y27U
IP2502Y2A7 IP2502Y2JR IP2502Y35Z IP2502Y3AZ IP2502Y3G9 IP2502Y3MY IP2502Y3SA IP2502Y3SN IP2502Y3TT IP2502Y45C IP2502Y4P1 IP2502Y4P4 IP2502Y4PX IP2502Y543 IP2502Y56T IP2502Y5T5 IP2502Y5XE IP2502Y62Q IP2502Y676 IP2502Y6BG
IP2502Y6GC IP2502Y6N5 IP2502Y6PZ IP2502Y71B IP2502Y782 IP2502Y78Y IP2502Y7BT IP2502Y7C3 IP2502Y7CV IP2502Y7HU IP2502Y8F9 IP2502Y8QA IP2502Y91X IP2502YAV8 IP2502YB6G IP2502YBZ5 IP2502YD74 IP2502YE27 IP2502YE42 IP2502YE79
IP2502YGV9 IP2502YGY3 IP2502YGY4 IP2502YH4C IP2502YHQ1 IP2502YHQ9 IP2502YJ26 IP2502YJ62 IP2502YMP8 IP2502YP12 IP2502YP7C IP2502YQ85 IP2502YQ9V IP2502YR1H IP2502YR2R IP2502YR68 IP2502YRP5 IP2502YS45 IP2502YS7S IP2502YSD8
IP2502YSE4 IP2502YSY4 IP2502YT5R IP2502YT6E IP2502YT88 IP2502YTE2 IP2502YTV3 IP2502YTV4 IP2502YU21 IP2502YUF8 IP2502YV17 IP2502YX4E IP2502YY6F IP2502YY77 IP2502YY8D IP2502YZ2T IP2502Z16N IP2502Z16T IP2502Z1DG IP2502Z1FJ
IP2502Z1G1 IP2502Z1TQ IP2502Z1WY IP2502Z1XE IP2502Z24Y IP2502Z26V IP2502Z29B IP2502Z2BV IP2502Z2NV IP2502Z2US IP2502Z2UX IP2502Z36X IP2502Z3MG IP2502Z3PW IP2502Z3Y5 IP2502Z3ZF IP2502Z42X IP2502Z491 IP2502Z49E IP2502Z4DC
IP2502Z4J8 IP2502Z4MR IP2502Z4R4 IP2502Z4Z3 IP2502Z521 IP2502Z54N IP2502Z5DB IP2502Z5FB IP2502Z6F3 IP2502Z6GX IP2502Z6JE IP2502Z762 IP2502Z7GA IP2502Z7HD IP2502Z7HJ IP2502Z7MR IP2502Z8AM IP2502Z8HD IP2502Z8S1 IP2502Z8W1
IP2502Z98H IP2502Z9BN IP2502Z9GV IP2502Z9H9 IP2502Z9ZC IP2502ZAS4 IP2502ZBE9 IP2502ZBP9 IP2502ZC12 IP2502ZC13 IP2502ZC3D IP2502ZC78 IP2502ZC91 IP2502ZCF3 IP2502ZDF7 IP2502ZE6W IP2502ZG52 IP2502ZH3M IP2502ZHJ6 IP2502ZHJ7
IP2502ZJA9 IP2502ZNY5 IP2502ZPA3 IP2502ZQ2C IP2502ZQ93 IP2502ZQJ7 IP2502ZR3C IP2502ZS4F IP2502ZSQ9 IP2502ZSV1 IP2502ZTR2 IP2502ZTY5 IP2502ZUT4 IP2502ZVP2 IP2502ZWP2 IP2502ZXJ6 IP2502ZY1X IP2502ZYG4 IP2502ZZB4 IP2502ZZS3
IP2502ZZS7

情報セキュリティマネジメント試験に係るもの

SG2502001M SG250200ZK SG2502016M SG250201K6 SG250201TI SG250202A4 SG250202E0 SG250202H7 SG250203A1 SG250203IH SG250203MZ SG250203RK SG250203XN SG250204HE SG250204RS SG2502058Y SG250205G0 SG2502060K SG250206D9 SG250207I2
SG2502086T SG2502089U SG250208BB SG250208CC SG250208VV SG25020A39 SG25020ADZ SG25020AR7 SG25020BHN SG25020BXQ SG25020C61 SG25020CNC SG25020CQP SG25020D67 SG25020ESK SG25020F9U SG25020GG1 SG25020IAJ SG25020IZ4 SG25020J73
SG25020JEJ SG25020JFP SG25020JGD SG25020JUF SG25020JWS SG25020KKC SG25020M2X SG25020M7K SG25020MIX SG25020NN2 SG25020NSM SG25020OOR SG25020ORM SG25020P37 SG25020PN4 SG25020Q9U SG25020QGR SG25020QSZ SG25020REV SG25020RFB
SG25020RHF SG25020RR5 SG25020SC1 SG25020SXX SG25020SZ7 SG25020TCN SG25020TGU SG25020UFK SG25020UJX SG25020UP6 SG25020UQC SG25020UZZ SG25020V0G SG25020VN2 SG25020WA1 SG25020WE9 SG25020WFD SG25020XML SG25020XNH SG25020XVQ
SG25020Y0S SG25020YLW SG25020YTL SG25020YYI SG25020Z81 SG25020ZAR SG25021020 SG2502108S SG250210HV SG250210TG SG2502129R SG250212A0 SG250212E2 SG250212KI SG250213B9 SG250213SY SG250214GE SG2502165R SG2502167Q SG250216PW
SG250216Y3 SG2502176V SG250218D8 SG25021974 SG250219BJ SG250219RI SG25021ATF SG25021AZQ SG25021B9M SG25021C2M SG25021D09 SG25021DCG SG25021DEM SG25021D01 SG25021E8S SG25021EP0 SG25021EY0 SG25021F2P SG25021F6J SG25021G0L
SG25021G43 SG25021G80 SG25021H6Z SG25021HVT SG25021HX4 SG25021I4N SG25021I9U SG25021IZ8 SG25021J1B SG25021J7D SG25021JC4 SG25021JTS SG25021K34 SG25021KCI SG25021L8D SG25021L8T SG25021LMZ SG25021MSG SG25021MVQ SG25021N5K
SG25021NVH SG25021003 SG250210BD SG250210DI SG2502100S SG25021QLY SG25021RD7 SG25021RH7 SG25021S6P SG25021SHF SG25021T20 SG25021TQZ SG25021U2K SG25021UA0 SG25021UA8 SG25021UEF SG25021UEP SG25021UJF SG25021UVK SG25021VHM
SG25021VLV SG25021VNB SG25021VXX SG25021WJF SG25021XJD SG25021YS2 SG25021Z32 SG250221HH SG250221OW SG250222J3 SG250222N8 SG2502235H SG250223AA SG250224IG SG250224M3 SG250224YT SG250224ZA SG250225E6 SG250226CE SG250226OL
SG250227N0 SG250227P0 SG250227UF SG250227ZI SG250228C7 SG2502297T SG250229X4 SG25022A0D SG25022AWN SG25022BAH SG25022BCN SG25022BMD SG25022CA1 SG25022CA2 SG25022COP SG25022CUJ SG25022CV8 SG25022CYW SG25022DY3 SG25022EY1
SG25022F4G SG25022F8Z SG25022FBD SG25022FII SG25022GGB SG25022GR5 SG25022H4E SG25022H7B SG25022HD9 SG25022HL2 SG25022HTJ SG25022I04 SG25022IL0 SG25022IS6 SG25022JBK SG25022K34 SG25022KE0 SG25022KHJ SG25022KRB SG25022KZG
SG25022L5H SG25022M7B SG25022N57 SG25022N9Z SG25022NH4 SG25022NX2 SG25022NYC SG25022OW0 SG25022PAI SG25022Q56 SG25022QJU SG25022RKU SG25022RM7 SG25022RT4 SG25022RUU SG25022S11 SG25022S1C SG25022SU3 SG25022SVB SG25022T0R
SG25022T2Q SG25022U0B SG25022UWW SG25022VLX SG25022VXM SG25022WCU SG25022XE8 SG25022YD1 SG25022Y03 SG25022Z3N SG25022ZCJ SG25022ZG9 SG25022ZMU SG2502307H SG250230FK SG250231I5 SG250231LP SG250232P7 SG25023309 SG2502337K
SG2502349M SG250234DI SG250234LI SG250234QT SG250234WK SG250235Y8 SG250236I4 SG250236L0 SG2502372U SG250237AW SG250237L0 SG250238A6 SG250239GP SG250239L8 SG250239SN SG25023A4E SG25023A5H SG25023AWY SG25023BVG SG25023CYC
SG25023D6H SG25023DJH SG25023DPI SG25023DRQ SG25023E8V SG25023EGB SG25023EN8 SG25023FIB SG25023FIV SG25023G7N SG25023GQS SG25023GXS SG25023HPC SG25023HRX SG25023IEB SG25023II0 SG25023IZD SG25023JBZ SG25023JKG SG25023JKZ
SG25023KL3 SG25023KPZ SG25023LGY SG25023LU8 SG25023M1B SG25023N30 SG25023NGJ SG25023094 SG250230HH SG250230LD SG250230PV SG25023PQP SG25023QLN SG25023RGI SG25023RM4 SG25023RVH SG25023SHE SG25023SXX SG25023T69 SG25023TFF
SG25023TUY SG25023U7L SG25023UGP SG25023UT2 SG25023VWU SG25023WNV SG25023WV2 SG25023XBJ SG25023XQA SG25023XX7 SG25023YIN SG25023YJJ SG25023YS4 SG25023YY7 SG25023Z38 SG25023ZB3 SG2502401H SG250240HJ SG250240K4 SG250241X0
SG25024283 SG250242HV SG250243UA SG250243Z9 SG25024456 SG2502448Q SG250244LM SG250244OK SG250245IN SG250245MN SG250245QD SG250245SB SG2502467L SG250246TS SG2502471C SG2502479R SG250247C6 SG250248C4 SG250248GJ SG250249HK
SG25024A59 SG25024AID SG25024AQK SG25024AR1 SG25024C30 SG25024CLF SG25024CQS SG25024CY1 SG25024D4C SG25024DMQ SG25024DUB SG25024EEF SG25024F0Q SG25024F26 SG25024F5Z SG25024FH5 SG25024FKA SG25024FN2 SG25024G04 SG25024G2P
SG25024GW2 SG25024JTJ SG25024JYL SG25024KNK SG25024L7U SG25024LKD SG25024LW0 SG25024M41 SG25024MGI SG25024MW1 SG25024N6B SG25024NHU SG25024050 SG250240AQ SG250240QW SG250240WK SG25024P3B SG25024PKN SG25024PQF SG25024PWS
SG25024Q5R SG25024Q0L SG25024QX0 SG25024R3D SG25024R82 SG25024R8S SG25024RFV SG25024RUF SG25024SED SG25024SLF SG25024TJS SG25024TQX SG25024TTE SG25024TYD SG25024TYN SG25024UHR SG25024ULP SG25024UMK SG25024V1Y SG25024W25
SG25024WKC SG25024XC5 SG25024XJ6 SG25024XVU SG25024YID SG25024YJI SG25024YLS SG25024ZJJ SG2502505S SG250251SF SG2502523Q SG250252DH SG250252RX SG25025306 SG25025393 SG250253M3 SG250253Q8 SG2502563Z SG2502564Z SG250256SZ
SG250257C9 SG250257G6 SG250257MN SG250257MP SG250258GV SG250258IM SG2502595Q SG250259LA SG250259UX SG250259ZC SG25025ACE SG25025AHX SG25025AXK SG25025AYG SG25025C7K SG25025CWE SG25025DCP SG25025E0L SG25025EB2 SG25025H4N
SG25025H7P SG25025H8J SG25025HC4 SG25025HLK SG25025I6R SG25025I70 SG25025ISV SG25025IXP SG25025JB8 SG25025JF0 SG25025JKY SG25025JSI SG25025JWJ SG25025K1K SG25025K6Q SG25025KDI SG25025KLS SG25025KR0 SG25025KVM SG25025L84
SG25025NZJ SG250250Y0 SG25025PCY SG25025PZW SG25025Q05 SG25025QL6 SG25025QM0 SG25025R2E SG25025RMT SG25025SUF SG25025TI1 SG25025TIK SG25025UH6 SG25025VQ8 SG25025VRI SG25025W2J SG25025WT7 SG25025XF9 SG25025XT7 SG25025YEZ
SG25025ZJV SG25025ZK3 SG25025ZTE SG25025ZXN SG25025ZYW SG25026011 SG250260PU SG250262LS SG250263VD SG250264Q8 SG250264RU SG25026534 SG250265F0 SG250265FT SG250265WM SG250266K9 SG250266U4 SG250266WQ SG250267TJ SG250268ZH
SG250269D2 SG250269FI SG250269NP SG250269Y2 SG25026AHS SG25026B6P SG25026BP6 SG25026CY6 SG25026D2A SG25026DOC SG25026EMB SG25026FU3 SG25026GXV SG25026H58 SG25026H00 SG25026IQH SG25026IXV SG25026JUR SG25026JYH SG25026K0D
SG25026M6T SG25026MPE SG25026MSQ SG25026NB4 SG25026NVJ SG25026NX0 SG2502606C SG250260H1 SG250260MN SG25026PR0 SG25026PWC SG25026Q6A SG25026Q7W SG25026Q84 SG25026QS3 SG25026RJ9 SG25026SYF SG25026SYH SG25026TVN SG25026UU5
SG25026V0L SG25026VNF SG25026VSP SG25026VZD SG25026WD0 SG25026W0X SG25026X0V SG25026XLV SG25026XSC SG25026Y44 SG25026Y4Z SG25026YB8 SG25026Z5Y SG25026ZJ5 SG25026ZM0 SG25026ZXA SG2502713K SG250271IU SG250271V7 SG250271XP
SG250273WF SG25027484 SG250274M8 SG2502752X SG2502757H SG250275AF SG25027670 SG250276TD SG250277P0 SG250278NX SG250279AQ SG25027C6T SG25027D8Q SG25027DNC SG25027EC4 SG25027EKA SG25027F9L SG25027FDL SG25027GZY SG25027HH1
SG25027HJ6 SG25027ICW SG25027IKQ SG25027KHS SG25027KIC SG25027KLI SG25027LBW SG25027M7L SG25027MF0 SG25027NDL SG25027NMC SG25027NQ3 SG25027NXA SG2502705Z SG250270GA SG250270ML SG250270OE SG250270OM SG250270T5 SG250270Y2
SG25027QDX SG25027QQU SG25027R34 SG25027R51 SG25027RY8 SG25027SAX SG25027T2X SG25027T9C SG25027TKP SG25027TLY SG25027TV5 SG25027U4D SG25027U70 SG25027U9C SG25027UHM SG25027UZM SG25027V0Y SG25027WLD SG25027WML SG25027ZKQ
SG25027ZLN SG250280IR SG250280JB SG250280WT SG250281F9 SG2502828L SG250282UI SG2502841H SG2502843X SG2502846N SG250284TN SG250284VV SG250285JD SG250285R5 SG25028680 SG250286C2 SG250286P3 SG250286ST SG250286UZ SG2502873I
SG250287AI SG2502882L SG250288ZK SG250288ZL SG2502890P SG250289IC SG250289LK SG25028A2P SG25028AFP SG25028AP1 SG25028AZ1 SG25028C0M SG25028CE3 SG25028DAH SG25028DIF SG25028DK0 SG25028E4K SG25028E8F SG25028EAG SG25028EYF
SG25028G4W SG25028GAQ SG25028GG5 SG25028GH7 SG25028GT1 SG25028H6Z SG25028HD8 SG25028H09 SG25028HP2 SG25028IVW SG25028J40 SG25028KHI SG25028KXS SG25028L29 SG25028LE7 SG25028LJ9 SG25028LVI SG25028M9P SG25028NHM SG25028NUF
SG250280BJ SG250280LB SG25028PMG SG25028PWP SG25028QI8 SG25028QT4 SG25028R02 SG25028RIC SG25028RNH SG25028S2K SG25028S3M SG25028SFD SG25028SL7 SG25028U1A SG25028UD5 SG25028UD9 SG25028UKA SG25028VB8 SG25028VJL SG25028VY1
SG25028WVP SG25028XN9 SG25028XQF SG25028XU0 SG25028Y6H SG25028YZG SG25028ZKC SG25028ZQU SG2502904V SG250290AB SG250290IS SG250291CN SG2502929K SG2502939C SG250293DR SG25029566 SG25029601 SG250296E0 SG250297A0 SG250298ZI
SG2502999S SG250299F4 SG250299H0 SG250299IB SG25029ATZ SG25029AZI SG25029B5N SG25029BG2 SG25029C3J SG25029CCG SG25029D0T SG25029DDS SG25029D0Z SG25029E9Z SG25029EDT SG25029EHW SG25029FD3 SG25029FM3 SG25029GFZ SG25029GGD
SG25029GPB SG25029I6Q SG25029I86 SG25029IB5 SG25029IVK SG25029IWU SG25029J01 SG25029JJ7 SG25029JTA SG25029K0W SG25029K1I SG25029KI7 SG25029L0V SG25029LES SG25029M40 SG25029M8N SG25029MAA SG25029N3T SG25029N9D SG25029NQX
SG250290HX SG250290N7 SG25029PQH SG25029PSZ SG25029Q9S SG25029QFJ SG25029QPF SG25029RH5 SG25029U8D SG25029UV9 SG25029V69 SG25029VEX SG25029VGV SG25029W9A SG25029WIS SG25029WTE SG25029X8A SG25029XSC SG25029XVL SG25029XYP
SG25029YEU SG25029Z1F SG25029ZAI SG25029ZNH SG25029ZPT SG2502A05R SG2502A07C SG2502A0BW SG2502A0HB SG2502A007 SG2502A13C SG2502A1K1 SG2502A1XU SG2502A223 SG2502A29N SG2502A2EF SG2502A2PT SG2502A325 SG2502A33M SG2502A3AC
SG2502A3Z5 SG2502A3ZF SG2502A4DK SG2502A4H8 SG2502A4V3 SG2502A4WN SG2502A50G SG2502A5TW SG2502A6CM SG2502A6II SG2502A7KN SG2502A7MV SG2502A7TA SG2502A9NX SG2502AAIP SG2502AA0B SG2502AAWV SG2502ABZ9 SG2502ACKS SG2502ADKQ

SG2502AEV6 SG2502AF0T SG2502AFSR SG2502AH6W SG2502AH71 SG2502AH0I SG2502A15S SG2502AIXI SG2502AJ71 SG2502AJAU SG2502AJNG SG2502AJP8 SG2502AK5M SG2502AK6O SG2502AKLD SG2502AKM8 SG2502AKVN SG2502ALSF SG2502ALY7 SG2502AM8H
SG2502AMW6 SG2502AN3A SG2502AN8T SG2502AN9 SG2502ANU0 SG2502ANZ SG2502AOJW SG2502AOPF SG2502APTH SG2502APV5 SG2502AQHC SG2502AQO0 SG2502AQRV SG2502AR6N SG2502AR7A SG2502ARB0 SG2502ARDV SG2502AROP SG2502ARZE SG2502ASPB
SG2502ASQJ SG2502AT4Z SG2502AUGE SG2502AV09 SG2502AVFX SG2502AWLO SG2502AWOG SG2502AXBB SG2502AXIO SG2502AXIN SG2502AXNS SG2502AYCO SG2502AZ8I SG2502AZVM SG2502B0D8 SG2502B0B0 SG2502B0D8
SG2502B0DC SG2502B0OR SG2502B0QT SG2502B1XE SG2502B21J SG2502B2KZ SG2502B2QP SG2502B31M SG2502B37C SG2502B3DA SG2502B3I0 SG2502B3VN SG2502B45F SG2502B4CC SG2502B4M3 SG2502B54Y SG2502B5EB SG2502B6DY
SG2502B6EX SG2502B85E SG2502B8VV SG2502B9H0 SG2502B9PD SG2502BAFB SG2502BAVH SG2502BBTF SG2502BCAA SG2502BCJW SG2502BCST SG2502BDEW SG2502BE50 SG2502BE6H SG2502BEV1 SG2502BF0K SG2502BG1I SG2502BG05 SG2502BH64
SG2502BHTS SG2502BHWW SG2502BHOE SG2502BIS4 SG2502BJHS SG2502BJTH SG2502BK93 SG2502BKCJ SG2502BLOC SG2502BL1X SG2502BLBE SG2502BLHN SG2502BLWJ SG2502BN19 SG2502BN9E SG2502BNZ SG2502BNWM SG2502BOFE
SG2502BOKL SG2502BP1B SG2502BPM5 SG2502BPTF SG2502BQXM SG2502BRGV SG2502BRX3 SG2502BSFV SG2502BSS0 SG2502BT1E SG2502BT2D SG2502BTAO SG2502BTJT SG2502BTMH SG2502BTP4 SG2502BTY6 SG2502BU36 SG2502BUFL SG2502BUZR SG2502BVCQ
SG2502BVGB SG2502BVK6 SG2502BWGV SG2502BXEZ SG2502BXPZ SG2502BYNC SG2502BYWB SG2502BZ91 SG2502C09J SG2502C1X2 SG2502C307 SG2502C361 SG2502C3KE SG2502C3VR SG2502C3YG SG2502C4TQ SG2502C63L SG2502C6A4 SG2502C7DU SG2502CCT3
SG2502C8KY SG2502C8K4 SG2502C98Z SG2502C9RI SG2502C9RJ SG2502C9TC SG2502CADE SG2502CBH0 SG2502CCC4N SG2502CCNV SG2502CCCS SG2502CCZJ SG2502CD8P SG2502CDOG SG2502CEDU SG2502CFSG SG2502CG11 SG2502CGC7U SG2502CGB1 SG2502CGYG
SG2502CH03 SG2502CHBL SG2502CHFN SG2502CHSG SG2502CIMZ SG2502CIVV SG2502CJQB SG2502CKIJ SG2502CKX7T SG2502CKQX SG2502CLB5 SG2502CLSS SG2502CLXZ SG2502CM8I SG2502CN0T SG2502CN3A SG2502CNTS SG2502CNTZ SG2502CNVA SG2502COB8
SG2502CO0D SG2502CP4R SG2502CPDT SG2502CPYJ SG2502CQ2F SG2502CQLV SG2502CQVQ SG2502CRCL SG2502CRKR SG2502CROL SG2502CSCB SG2502CSHC SG2502CSNE SG2502CT49 SG2502CU3K SG2502CUC6 SG2502CUQQ
SG2502CVAZ SG2502CVDJ SG2502CVHV SG2502CVMZ SG2502CWDX SG2502CXQP SG2502CYGB SG2502CZDK SG2502DOGH SG2502DOHR SG2502DO7F SG2502D110 SG2502D1BO SG2502D1DF SG2502D2OT SG2502D3CL SG2502D3HS SG2502D4TB SG2502D66Y
SG2502D7P1 SG2502D8FG SG2502DBNN SG2502DD9Z SG2502DD9B2 SG2502DE9J SG2502DA9R SG2502DADR SG2502DAX3 SG2502DARR SG2502DB1W SG2502DBL2 SG2502DBSQ SG2502DC9G SG2502DCQW SG2502DCS7 SG2502DCYH SG2502DDAJ SG2502DDPD SG2502DDQH
SG2502DE4R SG2502DE6N SG2502DEFP SG2502DFUA SG2502DG4J SG2502DGLI SG2502DGNA SG2502DHNT SG2502DHRT SG2502DI8L SG2502DIC0 SG2502DJ1G SG2502DJ46 SG2502DJG4 SG2502DJQ8 SG2502DLBR SG2502DM10 SG2502DM50
SG2502DME4 SG2502DMVB SG2502DNFD SG2502DO4J SG2502DOGL SG2502DQFY SG2502DQM4 SG2502DQRD SG2502DRIS SG2502DRQS SG2502DSM0 SG2502DSZZ SG2502DT4Z SG2502DTH3 SG2502DTJL SG2502DTXV SG2502DULU
SG2502DVH2 SG2502DVJN SG2502DVLG SG2502DVNH SG2502DVXE SG2502DW9X SG2502DWDB SG2502DXOF SG2502DX15 SG2502DXG SG2502DXIY SG2502DXU2 SG2502DY8U SG2502DYH0 SG2502DZ1J SG2502DZBP SG2502E0B6 SG2502E0P9
SG2502E0ZD SG2502E13Q SG2502E322 SG2502E39P SG2502E3PO SG2502E41R SG2502E4WR SG2502E50Q SG2502E5D7 SG2502E5V4 SG2502E6WT SG2502E6H2 SG2502E6IS SG2502E7T2 SG2502E8BJ SG2502E8N6 SG2502E8NE SG2502E9AF
SG2502EA33 SG2502EAG1 SG2502EAK8 SG2502EAME SG2502EBBX SG2502EBZU SG2502EDI8 SG2502EEL2 SG2502EFIX SG2502EFND SG2502EG5O SG2502EGAH SG2502EGF7 SG2502EGGR SG2502EGX5 SG2502EHEE
SG2502EHQ7 SG2502EIL0 SG2502EIRI SG2502EJY7 SG2502EKG8 SG2502ELAA SG2502ELHF SG2502ELJO SG2502EM77 SG2502EMAX SG2502EMTP SG2502EMU4 SG2502EMV0 SG2502EN8S SG2502EPB3 SG2502EPBA SG2502EPFQ SG2502EPS0
SG2502EQ8N SG2502ERGW SG2502ERRD SG2502ES15 SG2502ES9M SG2502ESH8 SG2502ESJN SG2502ET58 SG2502EUM5 SG2502EVML SG2502EWR3 SG2502EWB5 SG2502EWDO SG2502EX8X SG2502EXRS SG2502EYGH SG2502EYET SG2502EZ65 SG2502EZCY
SG2502EZI3 SG2502EZON SG2502F0HE SG2502F0RX SG2502F1J6 SG2502F1WW SG2502F28P SG2502F2Q4 SG2502F344 SG2502F3I7 SG2502F4B0 SG2502F5VR SG2502F6U2 SG2502F6Y2 SG2502F7LE SG2502F7U9 SG2502F8FH SG2502F8Z6 SG2502F8Z7D
SG2502F8QK SG2502FBTU SG2502FCOW SG2502FCXM SG2502FD2R SG2502FDPC SG2502FDRW SG2502FEKW SG2502FFTT SG2502FGWM SG2502FHAC SG2502FHM8 SG2502FI4R SG2502FIW9 SG2502FJ36 SG2502FK5V SG2502FKBC SG2502FKBN
SG2502FK8C SG2502FKER SG2502FKLR SG2502FKMV SG2502FKWU SG2502FLF5 SG2502FLLV SG2502FLVT SG2502FM56 SG2502FMFG SG2502FMIN SG2502FNHB SG2502FNLU SG2502FNPX SG2502FO0O SG2502FO2T SG2502FOWH SG2502FOXT
SG2502FQVX SG2502FR9V SG2502FSJP SG2502FSK9 SG2502FSL8 SG2502FSLF SG2502FSMK SG2502FSNN SG2502FTLF SG2502FTW3 SG2502FU24 SG2502FU6T SG2502FUE5 SG2502FUW8 SG2502FUYF SG2502FVAU SG2502FVH5 SG2502FVK4 SG2502FVYT
SG2502FWMG SG2502FXTB SG2502FXHH SG2502FYI6 SG2502FYG7 SG2502FYTQ SG2502FYZS SG2502F28W SG2502F29U SG2502FZFL SG2502FZI5 SG2502FZSS SG2502G07P SG2502G0AC SG2502G0BN SG2502G0KV SG2502G136 SG2502G14N
SG2502G19F SG2502G1T6 SG2502G1VC SG2502G2QB SG2502G300 SG2502G42E SG2502G40E SG2502G4RC SG2502G54J SG2502G5J1 SG2502G5WO SG2502G5XA SG2502G6BD SG2502G6FV SG2502G6XO SG2502G7VR SG2502G8KT SG2502G8V9 SG2502GA3S
SG2502GACC SG2502GAFB SG2502GARZ SG2502GBL4 SG2502GBQM SG2502GCDN SG2502GCD3 SG2502GCYG SG2502GD2X SG2502GDMM SG2502GDNO SG2502GFA2 SG2502GGC1 SG2502GH60 SG2502GHIV SG2502GHVI SG2502GNBX SG2502GTW2 SG2502GTXV SG2502GUGH SG2502GUTL SG2502GUW0
SG2502G1IG SG2502G1CA SG2502G1GH SG2502G1L8D SG2502GCLKC SG2502GDNUQ SG2502GG9E SG2502GGQQF SG2502GKR2I SG2502GKRDY SG2502GSOW SG2502GSNY SG2502GTFT SG2502GTPY SG2502GUTL SG2502GUW0
SG2502GIVE SG2502GV05 SG2502GV0D SG2502GV14 SG2502GVSG SG2502GVSV SG2502GWAW SG2502GV52 SG2502GV9K SG2502GYFR SG2502GYVV SG2502GZGN SG2502GZSG SG2502H03P SG2502H0AE SG2502H0JP SG2502H0VZ SG2502H1TD SG2502H23Q
SG2502H2IO SG2502H2JM SG2502H2PZ SG2502H2YZ SG2502H356 SG2502H3OL SG2502H3XX SG2502H4PX SG2502H4QX SG2502H69D SG2502H6FA SG2502H6UW SG2502H8D2 SG2502H8D7 SG2502H8OF SG2502H8XF SG2502H8ZX
SG2502H96V SG2502H9A2 SG2502HBJD SG2502HC6P SG2502HCV5 SG2502HD1P SG2502HDVQ SG2502HE1W SG2502HEEQ SG2502HEJA SG2502HES5 SG2502HF55 SG2502HFEF SG2502HFHS SG2502HFU9 SG2502HF5V5 SG2502HG1C SG2502HG31 SG2502HGKA
SG2502HGTD SG2502HH15 SG2502HH90 SG2502HHW4 SG2502HHWV SG2502HIP0 SG2502HISV SG2502HJH0 SG2502HJLA SG2502HJUU SG2502HK3H SG2502HK5C SG2502HKG6 SG2502HKO9 SG2502HL7C SG2502HLQX SG2502HMG9 SG2502HMIB SG2502HN1S
SG2502HNFL SG2502HOER SG2502HOL4 SG2502HP7H SG2502HQ15 SG2502HQ9S SG2502HQG6 SG2502HR7Y SG2502HRTJ SG2502HSAH SG2502HSBG SG2502HSQD SG2502HSRL SG2502HSZW SG2502HT7L SG2502HUW1 SG2502HV66 SG2502HV7N SG2502HW69 SG2502HX7E
SG2502HXTQ SG2502HYZD SG2502HVU1 SG2502HZD8 SG2502HZKB SG2502HZZZ SG2502I0EQ SG2502I27P SG2502I2H2 SG2502I2M0 SG2502I2SL SG2502I3YS SG2502I4D6 SG2502I51A SG2502I67O SG2502I6W9 SG2502I72Z SG2502I758 SG2502I7XI
SG2502I80Z SG2502I93B SG2502I9RB SG2502I9Y1 SG2502I9Z0 SG2502IA0Z SG2502IAE2 SG2502IAHF SG2502IANM SG2502IB2V SG2502IBFD SG2502IBKG SG2502IC29 SG2502ICD4 SG2502ICO8 SG2502ICT8 SG2502IDLA SG2502IDXR SG2502IEEL SG2502IEFI SG2502IFOL
SG2502IFX5 SG2502IG59 SG2502IG68 SG2502IH3R SG2502IHZR SG2502II4V SG2502IIQD SG2502IIXG SG2502IJBC SG2502IJOZ SG2502IJWH SG2502IK3B SG2502IKF7 SG2502IKOC SG2502IKSB SG2502ILFM SG2502IMA0 SG2502IN62 SG2502INMK
SG2502INUM SG2502IPC5 SG2502IQ0H SG2502IQBL SG2502IQCI SG2502IRE8 SG2502ISBR SG2502ISV9 SG2502ISZV SG2502IT6F SG2502ITH6 SG2502IU9T SG2502IUJM SG2502IUQC SG2502IUU0 SG2502IUY3 SG2502IV99 SG2502IVIX SG2502IW50
SG2502IWUT SG2502IXC9 SG2502IXEW SG2502IYAH SG2502J0KA SG2502J17M SG2502J1RM SG2502J1TT SG2502J2A2 SG2502J56M SG2502J5QD SG2502J6JD SG2502J6LU SG2502J74S SG2502J7QL SG2502J7X2 SG2502J9EE SG2502JAQ7
SG2502JBTB SG2502JCK0 SG2502JCN2 SG2502JCVH SG2502JDKX SG2502JEDM SG2502JEGY SG2502JELG SG2502JF3Z SG2502JF6K SG2502JFCT SG2502JFMP SG2502JFSY SG2502JG90 SG2502JG1L SG2502JGQH SG2502JGVC SG2502JHDQ SG2502JI1J SG2502JIH4
SG2502JJFB SG2502JJHA SG2502JJHS SG2502JJO0 SG2502JJVK SG2502JJW2 SG2502JKMD SG2502JKZ2 SG2502JL0K SG2502JLBL SG2502JLMX SG2502JM4I SG2502JN45 SG2502JN53 SG2502JNHM SG2502JNJ4 SG2502JNRS SG2502JOUV SG2502JPQZ SG2502JPRG
SG2502JPTL SG2502JQFT SG2502JRDJ SG2502JRWI SG2502JRWV SG2502JTW3 SG2502JTWN SG2502JU8Y SG2502JV91 SG2502JX15 SG2502JXBA SG2502JXF2 SG2502JXHQ SG2502JXWD SG2502JYCI SG2502JYMO SG2502JYMZ SG2502JYVU SG2502JZ0S SG2502JZ15
SG2502JZEY SG2502JZL5 SG2502JZUF SG2502K0O2 SG2502K0J1 SG2502K0W2 SG2502K1CU SG2502K1KR SG2502K2MN SG2502K30W SG2502K39H SG2502K3AG SG2502K3SG SG2502K4Q2 SG2502K55X SG2502K5CW SG2502K5TJ SG2502K6GB
SG2502K602 SG2502K754 SG2502K7JH SG2502K7OB SG2502K8JD SG2502K8KH SG2502K8W2 SG2502K9CQ SG2502K9DD SG2502KACT SG2502KAYV SG2502KD8T SG2502KE2Q SG2502KE85 SG2502KEQ5 SG2502KEYD SG2502KF10 SG2502KG2C SG2502KG7Y SG2502KGAA
SG2502KH6U SG2502KI1V SG2502KITT SG2502KJ5G SG2502KJMS SG2502KJT9 SG2502KKVB SG2502KL1F SG2502KLGO SG2502KM9G SG2502KMXT SG2502KNHZ SG2502KNMA SG2502KO1B SG2502KO3P SG2502KP89 SG2502KPGY SG2502KQ3Z SG2502KQCZ SG2502KR92
SG2502KRFK SG2502KRIC SG2502KRT8 SG2502KRTV SG2502KS5P SG2502KSUI SG2502KT2X SG2502KT54 SG2502KTU7 SG2502KTUL SG2502KUC8 SG2502KU08 SG2502KV40 SG2502KW2K SG2502KX2Q SG2502KX40 SG2502KXEK SG2502KYEL SG2502KZB8 SG2502KZN5

SG2502KZV2 SG2502L18Q SG2502L1UW SG2502L1WC SG2502L1ZP SG2502L22R SG2502L2GZ SG2502L3DY SG2502L3GP SG2502L3SP SG2502L53G SG2502L56S SG2502L641 SG2502L78L SG2502L7K9 SG2502L7PK SG2502L861 SG2502L88Z SG2502L8OJ SG2502L9YR
SG2502LAAQ SG2502LAN1 SG2502LAZO SG2502LB1H SG2502LB1O SG2502LBUL SG2502LCDE SG2502LCZL SG2502LD6N SG2502LDX5 SG2502LE46 SG2502LE8L SG2502LF3Y SG2502LF8D SG2502LFHO SG2502LFZH SG2502LGCS SG2502LHJK SG2502LI8T SG2502LIAB
SG2502LIFW SG2502LILR SG2502LITA SG2502LITN SG2502LJCB SG2502LJIM SG2502LJKX SG2502LKCE SG2502LLEP SG2502LLRO SG2502LM3W SG2502LMU8 SG2502LMWY SG2502LMXO SG2502LNMC SG2502LP6S SG2502LPAP SG2502LPOQ SG2502LPSK SG2502LRMP
SG2502LRUH SG2502LS4Y SG2502LS78 SG2502LSAU SG2502LT43 SG2502LTBT SG2502LTKT SG2502LWGH SG2502LWSL SG2502LWVH SG2502LWVP SG2502LXUT SG2502LYEG SG2502LYV3 SG2502LZAY SG2502M072 SG2502M0BL SG2502M0X4 SG2502M12Z SG2502M1BM
SG2502M20F SG2502M23W SG2502M3FS SG2502M3Z8 SG2502M4S4 SG2502M5DT SG2502M6G6 SG2502M74K SG2502M7HQ SG2502M7VQ SG2502M8GU SG2502M8I4 SG2502M903 SG2502M9AS SG2502M9S2 SG2502MA0R SG2502MAL2 SG2502MALF SG2502MAX4 SG2502MB3Y
SG2502MB4T SG2502MB8Y SG2502MBEA SG2502MBLE SG2502MBQK SG2502MBXY SG2502MCBH SG2502MCIN SG2502MDG4 SG2502MEJD SG2502MFBL SG2502MFMX SG2502MHSW SG2502MHT1 SG2502MI2G SG2502MIVT SG2502MJA1 SG2502MJB0 SG2502MJMF SG2502MJQY
SG2502MKHM SG2502MKL9 SG2502ML32 SG2502MLGR SG2502MLSY SG2502MLTU SG2502MM3R SG2502MMYE SG2502MNCU SG2502MNGH SG2502MNU9 SG2502MO5K SG2502MOEZ SG2502MP0C SG2502MPPB SG2502MPWB SG2502MPZD SG2502MPZI SG2502MQN5 SG2502MQOU
SG2502MR1H SG2502MR9N SG2502MRJT SG2502MSZS SG2502MTJV SG2502MU5V SG2502MUAF SG2502MUWD SG2502MV1Z SG2502MVHZ SG2502MVVN SG2502MVVR SG2502MW54 SG2502MWBA SG2502MWLD SG2502MWNB SG2502MX1R SG2502MXBR SG2502MXDL SG2502MZVV
SG2502N09P SG2502N0Q6 SG2502N0SO SG2502N1HE SG2502N1U1 SG2502N1ZE SG2502N22G SG2502N24Y SG2502N2GC SG2502N2RW SG2502N3RJ SG2502N3SK SG2502N4DR SG2502N4FJ SG2502N590 SG2502N5CS SG2502N5D7 SG2502N5PS SG2502N6I0 SG2502N70I
SG2502N76V SG2502N8AK SG2502N8GY SG2502N9CQ SG2502N9M9 SG2502N9RH SG2502N9S3 SG2502NAHD SG2502NAXW SG2502NBKO SG2502NBKV SG2502NCRJ SG2502NCZY SG2502ND10 SG2502NED0 SG2502NEDX SG2502NFBW SG2502NFD8 SG2502NFNZ SG2502NG4G
SG2502NG7S SG2502NG8T SG2502NGC8 SG2502NGIF SG2502NHAK SG2502NHDX SG2502NHIA SG2502NHKT SG2502NHZV SG2502NI1B SG2502NICZ SG2502NJYT SG2502NKHW SG2502NKQR SG2502NKV2 SG2502NKVV SG2502NL1J SG2502NL23 SG2502NLR8 SG2502NN72
SG2502NO7I SG2502NOCV SG2502NOZH SG2502NPOW SG2502NPYD SG2502NQD5 SG2502NQDU SG2502NQMO SG2502NQQ5 SG2502NQS2 SG2502NQSY SG2502NQUD SG2502NQYX SG2502NR8W SG2502NR90 SG2502NROQ SG2502NS03 SG2502NSVH SG2502NT77 SG2502NTEC
SG2502NUF0 SG2502NUL4 SG2502NV8P SG2502NVJF SG2502NVQT SG2502NVXJ SG2502NWHQ SG2502NWS8 SG2502NWWP SG2502NWXH SG2502NXCV SG2502NXDS SG2502NXSD SG2502NYWK SG2502NYX2 SG2502NZB8 SG2502NZJM SG2502NZYR SG2502O02N SG2502O11P
SG2502O13L SG2502O1PA SG2502O47P SG2502O48I SG2502O4DJ SG2502O4EP SG2502O4Y8 SG2502O5PL SG2502O5QI SG2502O73Q SG2502O74I SG2502O77H SG2502O8QY SG2502O8TN SG2502O9K5 SG2502OA9B SG2502OAAC SG2502OAM7 SG2502OAM9 SG2502OB4U
SG2502OB7A SG2502OBVE SG2502OC06 SG2502OCUN SG2502ODH7 SG2502OE4G SG2502OEGM SG2502OFLR SG2502OGMN SG2502OGSM SG2502OGVQ SG2502OH82 SG2502OIRG SG2502OIV0 SG2502OJ5K SG2502OJL8 SG2502OJXB SG2502OK90 SG2502OKCP SG2502OKDS
SG2502OKMO SG2502OKQ9 SG2502OLCE SG2502OLUK SG2502OM1K SG2502OM33 SG2502OM9Y SG2502OMGQ SG2502ONHU SG2502ONLL SG2502OO7L SG2502OO99 SG2502OOCB SG2502OOM1 SG2502OOP4 SG2502OP1D SG2502OP1M SG2502OPI1 SG2502OPJP SG2502OQ6D
SG2502OQ79 SG2502OQRY SG2502OQUY SG2502OR5X SG2502ORDO SG2502ORE4 SG2502ORSC SG2502OS1F SG2502OSVW SG2502OTNM SG2502OU0K SG2502OU79 SG2502OUA3 SG2502OUHP SG2502OVAR SG2502OVDS SG2502OW8M SG2502OW97 SG2502OWSQ SG2502OWYO
SG2502OXH6 SG2502OXQU SG2502OY1B SG2502OYHN SG2502OYWH SG2502OZA7 SG2502OZLG SG2502OZS9 SG2502OZWI SG2502P08Z SG2502P0PG SG2502P173 SG2502P1KG SG2502P1T7 SG2502P360 SG2502P3ER SG2502P3SU SG2502P3ZP SG2502P4ZZ SG2502P50C
SG2502P59W SG2502P5FB SG2502P5QA SG2502P6OL SG2502P6PT SG2502P6R8 SG2502P6WJ SG2502P6XA SG2502P780 SG2502P7AH SG2502P7F2 SG2502P7YQ SG2502P970 SG2502P9IX SG2502PA6C SG2502PAMB SG2502PAPU SG2502PB27 SG2502PBM0 SG2502PBNG
SG2502PBX5 SG2502PC1X SG2502PCY9 SG2502PDEA SG2502PDG2 SG2502PDHB SG2502PEJV SG2502PFIR SG2502PFO4 SG2502PFTH SG2502PG0K SG2502PGAE SG2502PH0A SG2502PH9V SG2502PHAD SG2502PHJ4 SG2502PIF4 SG2502PJB5 SG2502PJMW SG2502PJRU
SG2502PJY0 SG2502PK5P SG2502PK66 SG2502PKAD SG2502PKMH SG2502PL16 SG2502PL2N SG2502PLGL SG2502PLYV SG2502PMFQ SG2502PN3J SG2502PNPE SG2502PPDY SG2502PPPV SG2502PQ10 SG2502PQ8V SG2502PRAM SG2502PRDK SG2502PS9Q SG2502PSCU
SG2502PT01 SG2502PTG3 SG2502PTG6 SG2502PTPM SG2502PU93 SG2502PUC3 SG2502PUY4 SG2502PUZZ SG2502PVPV SG2502PW6J SG2502PWNV SG2502PWYS SG2502PX2Y SG2502PX99 SG2502PXHB SG2502PZNU SG2502Q0AC SG2502Q0BS SG2502Q1FQ SG2502Q1OD
SG2502Q2UB SG2502Q2YJ SG2502Q3D1 SG2502Q3DA SG2502Q4RS SG2502Q4VC SG2502Q5HO SG2502Q5QO SG2502Q5U5 SG2502Q6HD SG2502Q72W SG2502Q7LR SG2502Q7ZP SG2502Q8XK SG2502Q9PT SG2502QAMV SG2502QBJW SG2502QBWH SG2502QBY2 SG2502QC85
SG2502QC8S SG2502QCN3 SG2502QD3F SG2502QDGL SG2502QD07 SG2502QDT8 SG2502QE6T SG2502QELF SG2502QF9D SG2502QFUV SG2502QG0C SG2502QGAM SG2502QH2G SG2502QIEN SG2502QK9N SG2502QKY3 SG2502QLWK SG2502QMHC SG2502QO20 SG2502QP9Z
SG2502QPHT SG2502QQ20 SG2502QQGK SG2502QQIB SG2502QQYO SG2502QR62 SG2502QR9N SG2502QRLM SG2502QRPR SG2502QSOM SG2502QS45 SG2502QT5L SG2502QTAP SG2502QU7Q SG2502QU9J SG2502QUJ5 SG2502QUPI SG2502QUWS SG2502QVWX SG2502QW75
SG2502QWQB SG2502QWTR SG2502QXCQ SG2502QY0C SG2502QY8Z SG2502QZVH SG2502R00K SG2502R047 SG2502R060 SG2502R0E1 SG2502R0KF SG2502R0L3 SG2502R0M0 SG2502R0U1 SG2502R1DH SG2502R1KL SG2502R1V8 SG2502R2FQ SG2502R2JX SG2502R2LK
SG2502R2WU SG2502R3QE SG2502R442 SG2502R45N SG2502R4FV SG2502R4QD SG2502R4WD SG2502R4YO SG2502R51B SG2502R5G4 SG2502R6JP SG2502R73S SG2502R7MO SG2502R8G7 SG2502R8MZ SG2502R968 SG2502RAPE SG2502RAVT SG2502RAWF SG2502RB29
SG2502RBC0 SG2502RBSI SG2502RBUO SG2502RCPY SG2502RD1L SG2502REML SG2502RF1D SG2502RF7X SG2502RFD9 SG2502RFH3 SG2502RG4Y SG2502RGAF SG2502RGB4 SG2502RGN0 SG2502RGPM SG2502RGQC SG2502RGWW SG2502RH7Z SG2502RHDI SG2502RHM9
SG2502RHR4 SG2502RHYQ SG2502RIA0 SG2502RIDU SG2502RIWY SG2502RJ3T SG2502RJ6F SG2502RJ9Z SG2502RJKC SG2502RK27 SG2502RKC1 SG2502RKLY SG2502RKPS SG2502RKS8 SG2502RLHN SG2502RMAB SG2502RMI4 SG2502RNMA SG2502RO23 SG2502ROSC
SG2502ROZD SG2502RPJU SG2502RPWB SG2502RQ1H SG2502RQ8B SG2502RQC2 SG2502RQJK SG2502RQKS SG2502RR08 SG2502RR7T SG2502RSOM SG2502RSTG SG2502RTBC SG2502RUG2 SG2502RUL7 SG2502RULB SG2502RUPF SG2502RV96 SG2502RW58 SG2502RWKG
SG2502RX2C SG2502RXBY SG2502RXGQ SG2502RXH0 SG2502RXJ6 SG2502RXJE SG2502RXSP SG2502RXUD SG2502RXUR SG2502RYGL SG2502RYYH SG2502S0AS SG2502S0PO SG2502S0VU SG2502S11J SG2502S123 SG2502S175 SG2502S23N SG2502S285 SG2502S29T
SG2502S2FI SG2502S2U4 SG2502S313 SG2502S3EB SG2502S4F3 SG2502S4GG SG2502S4K8 SG2502S4RD SG2502S5WM SG2502S7MU SG2502S7WQ SG2502S88Y SG2502S89J SG2502S99E SG2502SA2I SG2502SAD5 SG2502SAO2 SG2502SBFF SG2502SC3R SG2502SCUP
SG2502SCUX SG2502SD1U SG2502SDNY SG2502SDO0 SG2502SDZE SG2502SE7T SG2502SEN2 SG2502SF1R SG2502SFLZ SG2502SG54 SG2502SGMZ SG2502SH4S SG2502SHKF SG2502SHQ0 SG2502SID2 SG2502SIGP SG2502SIMY SG2502SJL8 SG2502SJN0 SG2502SJPO
SG2502SJTE SG2502SJU5 SG2502SK7K SG2502SKG0 SG2502SM8P SG2502SN0Q SG2502SN4A SG2502SN7W SG2502SNQ9 SG2502SOY3 SG2502SP6I SG2502SP7I SG2502SPDB SG2502SPH5 SG2502SPPV SG2502SQ5P SG2502SQWK SG2502SR9I SG2502SRNG SG2502SRTM
SG2502SS9K SG2502SSEX SG2502SSJ8 SG2502SSTB SG2502STQA SG2502SUG0 SG2502SUUA SG2502SUUX SG2502SV5Z SG2502SV8J SG2502SVVI SG2502SW0U SG2502SW19 SG2502SX1P SG2502SXVR SG2502SXZN SG2502T0FE SG2502T0KT SG2502T0PV SG2502T1ER
SG2502T1GS SG2502T1HM SG2502T20M SG2502T2X0 SG2502T38N SG2502T3TC SG2502T43U SG2502T46L SG2502T4JI SG2502T4LA SG2502T5EN SG2502T607 SG2502T6YJ SG2502T91A SG2502T9HJ SG2502TABC SG2502TAN6 SG2502TBI0 SG2502TBQ0 SG2502TBQ9
SG2502TC0A SG2502TC01 SG2502TCZC SG2502TD50 SG2502TDBL SG2502TDSL SG2502TDUD SG2502TDUT SG2502TGP3 SG2502TGRM SG2502TH4S SG2502THD2 SG2502THM2 SG2502TJ76 SG2502TJ7M SG2502TJNH SG2502TJV7 SG2502TKJ6 SG2502TL1C SG2502TL9Z
SG2502TLVL SG2502TN2I SG2502TNQH SG2502T092 SG2502TOIN SG2502TOJJ SG2502TP8I SG2502TQ0U SG2502TR1P SG2502TSFI SG2502TSLY SG2502TSTZ SG2502TSWE SG2502TSY4 SG2502TTHS SG2502TTJ2 SG2502TTPB SG2502TU0A SG2502TU3B SG2502TUTS
SG2502TUVW SG2502TV1V SG2502TW5E SG2502TWK8 SG2502TWOI SG2502TWUR SG2502TX0G SG2502TXGM SG2502TXIX SG2502TXLZ SG2502TY2H SG2502TYX5 SG2502TZQ5 SG2502U0HS SG2502U0PD SG2502U0UR SG2502U1EM SG2502U28B SG2502U2LT SG2502U2RZ
SG2502U2XZ SG2502U360 SG2502U3K4 SG2502U3W4 SG2502U44A SG2502U4E7 SG2502U57A SG2502U6M2 SG2502U6QE SG2502U6WG SG2502U78M SG2502U81F SG2502U871 SG2502U8E4 SG2502U913 SG2502U9FT SG2502U9GM SG2502U9WE SG2502UADJ SG2502UAFY
SG2502UASI SG2502UAT3 SG2502UAUT SG2502UBI5 SG2502UBTI SG2502UBUR SG2502UC65 SG2502UD6E SG2502UD9C SG2502UDNK SG2502UGYZ SG2502UH3F SG2502UH6Q SG2502UHY7 SG2502UI50 SG2502UI7R SG2502UIB3 SG2502UIHA SG2502UJ9S SG2502UKRD
SG2502UL73 SG2502ULEU SG2502ULON SG2502UM68 SG2502UMPW SG2502UNAF SG2502UNQL SG2502UO44 SG2502UO92 SG2502UORI SG2502UPHB SG2502UQLX SG2502UQT2 SG2502UQV2 SG2502URIN SG2502URTD SG2502US6V SG2502UTAC SG2502UTGF SG2502UTU6
SG2502UWL9 SG2502UX50 SG2502UXFO SG2502UYJB SG2502UYRH SG2502UZ1G SG2502UZJZ SG2502V03B SG2502V0EI SG2502V0OX SG2502V0PX SG2502V0TO SG2502V16M SG2502V2IR SG2502V2SX SG2502V37E SG2502V3M3 SG2502V3MJ SG2502V468 SG2502V4GX
SG2502V4IH SG2502V51Q SG2502V5PW SG2502V5RB SG2502V684 SG2502V6BT SG2502V6IF SG2502V78U SG2502V7PQ SG2502V80T SG2502V92I SG2502VANL SG2502VAXL SG2502VB8R SG2502VBBC SG2502VBQU SG2502VCO1 SG2502VCP8 SG2502VCYP SG2502VD0W
SG2502VDIR SG2502VDK9 SG2502VDTJ SG2502VDVX SG2502VE2P SG2502VE7Y SG2502VENZ SG2502VEOL SG2502VFQ0 SG2502VGHJ SG2502VGJ4 SG2502VGRK SG2502VGYS SG2502VHT9 SG2502VIB3 SG2502VIGS SG2502VIJI SG2502VIN6 SG2502VIQQ SG2502VIXJ

SG2502VJGM SG2502VJWI SG2502VK2U SG2502VKD9 SG2502VKN0 SG2502VL97 SG2502VLIU SG2502VLU4 SG2502VNFH SG2502VO8I SG2502VO1Z SG2502VRH6 SG2502VT6L SG2502VT9V SG2502VT0A SG2502VU0F SG2502VUB5 SG2502VUK5 SG2502VUWE SG2502VUX6
SG2502VV4J SG2502VVBT SG2502VVEQ SG2502VWAE SG2502VWUD SG2502VX92 SG2502VXJ9 SG2502VYKT SG2502VYGF SG2502VYUU SG2502VZ49 SG2502VZS1 SG2502W0YN SG2502W1ZC SG2502W2GH SG2502W3DS SG2502W3EA SG2502W3RL SG2502W3U2 SG2502W3U3
SG2502W4M1 SG2502W4TD SG2502W4UV SG2502W5BX SG2502W656 SG2502W6KI SG2502W6NA SG2502W74G SG2502W7LT SG2502W8F5 SG2502W81K SG2502W9HH SG2502WAHV SG2502WCCO SG2502WCM8 SG2502WCXJ SG2502WDHO SG2502WDHW SG2502WDJK SG2502WE29
SG2502WE7U SG2502WEFN SG2502WFEV SG2502WG9 SG2502WGSB SG2502WKSD SG2502WMBG SG2502WMH5 SG2502WNH2 SG2502WNZN SG2502WJ4B SG2502WJB6 SG2502WJW7 SG2502WK8W SG2502WLWW SG2502WM9Q
SG2502WML7 SG2502WMU8 SG2502WMWQ SG2502WN1F SG2502WNJ SG2502WNQN SG2502WOG0 SG2502WOH1 SG2502WP5L SG2502WPY2 SG2502WQ13 SG2502WQHT SG2502WQM8 SG2502WQPO SG2502WQSQ SG2502WQUZ SG2502WQZ8 SG2502WRJ4 SG2502WRWV
SG2502WRZ0 SG2502WS0E SG2502WS1T SG2502WT2O SG2502WTQS SG2502WU6Y SG2502WUCF SG2502WV0F SG2502WV1F SG2502WW2W SG2502WWCJ SG2502WWFB SG2502WWW9 SG2502WXH7 SG2502WY1P SG2502WZE8 SG2502WZMJ SG2502WZYK SG2502WZYM
SG2502X0DZ SG2502X0F8 SG2502X0SP SG2502X0W8 SG2502X0VB SG2502X1NW SG2502X1ZT SG2502X2B0 SG2502X3I0 SG2502X3PV SG2502X4UJ SG2502X51E SG2502X5EM SG2502X5PD SG2502X5WZ SG2502X66C SG2502X6JD SG2502X6MG SG2502X91C SG2502X07S SG2502X0D6
SG2502XA4M SG2502XANU SG2502XARG SG2502XB8I SG2502XC60 SG2502XC8P SG2502XC8W SG2502XCH3 SG2502XCP5 SG2502XCUK SG2502XDJ0 SG2502XF12 SG2502XF6R SG2502XFQT SG2502XGR9 SG2502XHRR SG2502XHW4 SG2502XI20 SG2502XI7R SG2502XIVW
SG2502XJLH SG2502XKTC SG2502XKWS SG2502XL3B SG2502XLI1 SG2502XLNJ SG2502XM0A SG2502XMHD SG2502XMKE SG2502XMSU SG2502XNKI SG2502XNTH SG2502XO0H SG2502XO5B SG2502XP15 SG2502XP2T SG2502XP88 SG2502XPGY SG2502XPNF
SG2502XPQW SG2502XPPK SG2502XPVW SG2502XQ2I SG2502XR0G SG2502XR3P SG2502XRDP SG2502XRGM SG2502XSSZ SG2502XSWZ SG2502XT28 SG2502XT7H SG2502XT7P SG2502XUY6 SG2502XVN2 SG2502XWC8 SG2502XWXT SG2502XXUC SG2502XY4S SG2502XY07
SG2502XYZ8 SG2502XZLW SG2502XZWF SG2502Y0LW SG2502Y0XP SG2502Y1LJ SG2502Y1QB SG2502Y24I SG2502Y3ME SG2502Y5GL SG2502Y5X1 SG2502Y6GT SG2502Y6WT SG2502Y7ON SG2502Y7GQ SG2502Y7LS SG2502Y8H3 SG2502Y8ST SG2502Y9A6 SG2502Y9W0
SG2502Y9YA SG2502YA0K SG2502YBGM SG2502YBL6 SG2502YBM1 SG2502YBRU SG2502YBU0 SG2502YBXM SG2502YD97 SG2502YDFT SG2502YDOC SG2502YEP6 SG2502YEU2 SG2502YEZU SG2502YG0G SG2502YH0K SG2502YI7I SG2502YIWI SG2502YJCX SG2502YJX7 SG2502YKC8
SG2502YKD3 SG2502YKT4 SG2502YKUL SG2502YL24 SG2502YL37 SG2502YLUQ SG2502YLVU SG2502YM0E SG2502YM19 SG2502YMBL SG2502YMEW SG2502YMV5 SG2502YNTU SG2502YNX3 SG2502YO8F SG2502YQA0 SG2502YQ9Z SG2502YRFE SG2502YRV1 SG2502YS2J
SG2502YSBN SG2502YSM3 SG2502YTWV SG2502YU9B SG2502YURK SG2502YUSM SG2502YVQA SG2502YVY2 SG2502YW8S SG2502YWYG SG2502YXEA SG2502YYHE SG2502YYO0 SG2502YZ06 SG2502YZ5G SG2502YZXC SG2502Z056 SG2502Z064 SG2502Z0KI
SG2502Z0QJ SG2502Z1FU SG2502Z2FD SG2502Z2HW SG2502Z2XX SG2502Z34U SG2502Z3BK SG2502Z3FQ SG2502Z5C0 SG2502Z5ED SG2502Z56QF SG2502Z75D SG2502Z6E1 SG2502Z8GS SG2502Z8T8 SG2502Z8WQ SG2502Z98K SG2502Z9TY SG2502ZADI SG2502ZAVK
SG2502ZBDH SG2502ZBEH SG2502ZBPM SG2502ZBSQ SG2502ZBY1 SG2502ZDAW SG2502ZDDH SG2502ZE1T SG2502ZFDH SG2502ZFY3 SG2502ZG12 SG2502ZH0H SG2502ZH6E SG2502ZH74 SG2502ZHI7J SG2502ZHTS SG2502ZHMR SG2502ZHQ7 SG2502ZHU9 SG2502ZI1V9
SG2502ZITG SG2502ZKRU SG2502ZLFW SG2502ZLM9 SG2502ZM5H SG2502ZM8E SG2502ZME2 SG2502ZNL4 SG2502ZO0N SG2502ZP8K SG2502ZPU9 SG2502ZQ7J SG2502ZRMN SG2502ZSHV SG2502ZSLC SG2502ZSOX SG2502ZT9B SG2502ZTJV SG2502ZTXE
SG2502ZTXI SG2502Z19L SG2502Z1DK SG2502Z1G6 SG2502Z1GE SG2502Z1U0 SG2502Z1W7 SG2502Z1WP SG2502Z1XY SG2502Z1Y5 SG2502Z1YB7 SG2502Z1YC8 SG2502Z1YJP SG2502Z1YKI SG2502Z1YLT SG2502Z1YUQ
SG2502Z2H SG2502Z2L8 SG2502Z2FX

基本情報技術者試験に係るもの

FE250200K9 FE250200PH FE25020137 FE250201J2 FE250201WT FE250201XA FE2502020P FE250202KD FE2502034W FE2502037M FE250203D3 FE250203DU FE250203EF FE250203YO FE2502041E FE25020428 FE250204ZZ FE2502053R FE25020576 FE250205G0
FE250205I7 FE250205QW FE25020600 FE250206DX FE250206SR FE250206YE FE25020710 FE2502073Q FE250207TP FE25020861 FE25020888 FE250208Q4 FE2502095Y FE2502095Z FE250209FH FE250209SL FE25020AI2 FE25020B4N FE25020BK0 FE25020BM8
FE25020C9N FE25020CVX FE25020DI7 FE25020DJF FE25020DK4 FE25020DVY FE25020EFE FE25020EV4 FE25020EZJ FE25020F0Z FE25020F57 FE25020F8X FE25020FAY FE25020FG5 FE25020F08 FE25020FRU FE25020G59 FE25020G5R FE25020GGM FE25020GZ4
FE25020GZQ FE25020HZI FE25020ITN FE25020J1B FE25020J26 FE25020J7A FE25020JA1 FE25020JM4 FE25020JRQ FE25020JVE FE25020KH8 FE25020KIV FE25020KJU FE25020KPT FE25020LXW FE25020M26 FE25020M9L FE25020MBA FE25020MBF FE25020MOL
FE25020MT3 FE25020MY5 FE25020MZF FE25020N1Q FE25020NY1 FE2502004M FE250200AT FE25020P1Z FE25020PJK FE25020PME FE25020POS FE25020PR6 FE25020PVI FE25020R8K FE25020RA2 FE25020RNK FE25020RQC FE25020RXH FE25020S1Q FE25020S23
FE25020SDR FE25020SGL FE25020SSK FE25020SX0 FE25020T4W FE25020T5P FE25020TPB FE25020TWU FE25020U0V FE25020U8F FE25020UAW FE25020UGD FE25020UGJ FE25020UVA FE25020V2N FE25020V94 FE25020VLD FE25020VM7 FE25020VYL FE25020WS6
FE25020X99 FE25020XLH FE25020XY8 FE25020Y42 FE25020Y8A FE25020YI3 FE25020YYI FE25020Z18 FE25020ZJE FE25021002 FE2502100Z FE250210WA FE250210YN FE25021120 FE250211CL FE25021236 FE2502127A FE250212MO FE250212RB FE2502138M
FE250213F2 FE250213JV FE250213K0 FE250213QD FE2502143K FE250214A2 FE250214A9 FE250214DR FE250214RF FE250214XQ FE250215BQ FE25021515 FE250216XE FE2502173Y FE250217GJ FE250217OR FE250217QR FE250217ZL FE2502180J FE25021820
FE25021854 FE2502186H FE250218R5 FE250218RW FE250218YW FE2502191T FE2502193Z FE2502197A FE25021992 FE250219FZ FE250219K8 FE25021903 FE250219UH FE250219YW FE25021A83 FE25021AST FE25021AU5 FE25021B1I FE25021BF8 FE25021BJQ
FE25021BYT FE25021C0N FE25021CAE FE25021CLF FE25021CT0 FE25021D99 FE25021DA8 FE25021DSD FE25021DTS FE25021DWB FE25021DYZ FE25021E77 FE25021E8W FE25021EKD FE25021EKZ FE25021FEN FE25021FF0 FE25021FVH FE25021G6W FE25021GCL
FE25021GD8 FE25021HHG FE25021HKI FE25021HLI FE25021H09 FE25021JP2 FE25021JP9 FE25021KDZ FE25021KGA FE25021KNW FE25021KU9 FE25021L2E FE25021L3Y FE25021LPF FE25021LYM FE25021M16 FE25021N1W FE25021N6Z FE25021ND0 FE25021NEX
FE2502100B FE250210A8 FE250210FG FE250210FH FE25021P0V FE25021PBF FE25021PFC FE25021PHA FE25021PYC FE25021QAW FE25021QGM FE25021QSJ FE25021RNF FE25021RQH FE25021RR8 FE25021S4I FE25021SGR FE25021SJ3 FE25021SKW FE25021SL8
FE25021STT FE25021T0A FE25021T6A FE25021T8W FE25021TEX FE25021TF0 FE25021TKG FE25021TTD FE25021U22 FE25021U81 FE25021UGK FE25021UPL FE25021UX3 FE25021UZX FE25021VC9 FE25021VGF FE25021VU0 FE25021W18 FE25021WK8 FE25021X6D
FE25021XBL FE25021YUL FE25021Z28 FE25021Z7G FE25021ZAJ FE25021ZIN FE25021ZJE FE25021ZPS FE25021ZR1 FE25022070 FE2502219X FE250221AC FE250221EH FE250221WP FE250222AU FE250222B8 FE250222FR FE250222IC FE2502235B FE2502236F
FE250223PR FE250223RH FE250224B7 FE250224GW FE250224ZG FE2502253L FE2502254Q FE250225AF FE250225C7 FE250225DU FE250226FM FE250227J1 FE2502282Z FE25022892 FE250228IP FE250228Y0 FE2502293N FE250229B9 FE250229KK FE250229QL
FE25022A67 FE25022A6W FE25022ABF FE25022B5N FE25022BJP FE25022BTJ FE25022BZH FE25022C28 FE25022C31 FE25022D70 FE25022DE9 FE25022DJE FE25022DOR FE25022DX0 FE25022DXZ FE25022EAW FE25022E0F FE25022EQU FE25022EY7 FE25022F4D
FE25022F6L FE25022FG0 FE25022FIU FE25022FZ6 FE25022G5V FE25022G9A FE25022GAT FE25022GGS FE25022GLY FE25022GP0 FE25022GYJ FE25022H1X FE25022HDH FE25022HFI FE25022HKD FE25022HNC FE25022HP9 FE25022HPE FE25022HPH FE25022I7L
FE25022I84 FE25022IOV FE25022IWM FE25022J17 FE25022J43 FE25022JG6 FE25022JZ1 FE25022K1A FE25022KNE FE25022KXU FE25022LJ3 FE25022M8U FE25022MFK FE25022MTU FE25022NBJ FE25022NDS FE25022NJH FE25022NQI FE2502200Y FE2502201G
FE250220FW FE250220QY FE25022PBF FE25022PVJ FE25022Q1A FE25022Q4I FE25022Q6Q FE25022Q8E FE25022QAK FE25022R84 FE25022RFK FE25022SAP FE25022SMS FE25022SSJ FE25022SVK FE25022TGF FE25022U7Y FE25022UI8 FE25022UKT FE25022VPY
FE25022VVV FE25022WN3 FE25022WUO FE25022XA5 FE25022XA9 FE25022XEJ FE25022XJN FE25022Y2L FE25022Y3L FE25022YCL FE25022YEM FE25022YFJ FE25022YFT FE25022YPL FE25022YTF FE25022YZQ FE25022Z0P FE25022Z19 FE2502301Q FE250230AR
FE250230XT FE250231EW FE250231JS FE250231PF FE2502324B FE250232EX FE250232JT FE250232LN FE250232MG FE250232MP FE25023204 FE250232T4 FE250232U7 FE2502332V FE2502339K FE250233B3 FE250233FG FE250233ZI FE2502342Q FE2502344F
FE250234AG FE250234FX FE250235IJ FE250235K7 FE250235U5 FE250235VF FE250235ZD FE25023611 FE2502372B FE2502374C FE25023772 FE2502378Z FE2502379F FE250237JP FE2502382F FE250238AT FE250238NG FE250238S3 FE2502394J FE250239KN
FE250239V7 FE250239XN FE25023A2Q FE25023AGJ FE25023AIU FE25023AJT FE25023AM4 FE25023AP3 FE25023AU8 FE25023B1B FE25023B3S FE25023BCT FE25023BKI FE25023BWZ FE25023C91 FE25023CWL FE25023D0F FE25023D4U FE25023DKD FE25023DN0
FE25023DYC FE25023EIL FE25023ELF FE25023FAJ FE25023FBP FE25023GNN FE25023GT9 FE25023HA4 FE25023HQR FE25023I0R FE25023I1S FE25023IR5 FE25023J2F FE25023JG7 FE25023KCH FE25023KJ5 FE25023KMM FE25023KQH FE25023KX5 FE25023LFQ
FE25023LHH FE25023LS3 FE25023MLZ FE25023MMR FE25023MUS FE25023MVS FE25023NL0 FE25023NTD FE25023NWT FE250230C5 FE25023P2G FE25023PGQ FE25023PKY FE25023PNM FE25023Q3Q FE25023QJG FE25023QR5 FE25023R2H FE25023RRK FE25023S29
FE25023SIR FE25023SNM FE25023TCX FE25023THH FE25023TKX FE25023TZC FE25023UIT FE25023UU2 FE25023V5Z FE25023WYL FE25023X7E FE25023XON FE25023XQJ FE25023YAC FE25023YB6 FE25023YOI FE25023Z57 FE25023ZJU FE25023ZL4 FE2502401O
FE250240CT FE250240KM FE2502412P FE2502415W FE25024170 FE250241CS FE250241DG FE250241FM FE250241MI FE250241TI FE250241Z5 FE25024206 FE250242R4 FE2502430Q FE25024326 FE2502432B FE250243D2 FE250243MY FE250243NF FE250243PV
FE250243QX FE250243SL FE25024463 FE2502454Y FE2502458Q FE250245GL FE250245SP FE25024677 FE250246DF FE250246JU FE250246RU FE2502478Q FE250247AF FE2502489V FE250248EM FE250248TQ FE250248WF FE2502490S FE2502491E FE250249CU
FE250249LS FE250249LW FE250249X4 FE25024AHP FE25024AKZ FE25024ALN FE25024AQP FE25024AV0 FE25024BIU FE25024BLS FE25024BYZ FE25024C5T FE25024CAJ FE25024CE3 FE25024CVY FE25024D3S FE25024DM9 FE25024DQT FE25024DSS FE25024E1Y
FE25024EU9 FE25024F60 FE25024FGL FE25024FKZ FE25024G1J FE25024GR5 FE25024GVY FE25024H9V FE25024HBV FE25024I6K FE25024IRK FE25024IW8 FE25024J50 FE25024J89 FE25024JHI FE25024K3Z FE25024KFR FE25024KFV FE25024L3L FE25024LKA
FE25024LWM FE25024MOY FE25024N79 FE25024NB9 FE25024NZL FE250240F8 FE250240YO FE25024PG8 FE25024PJI FE25024P04 FE25024PQL FE25024QGI FE25024QRJ FE25024QVT FE25024R79 FE25024RB9 FE25024RN3 FE25024RVU FE25024S21 FE25024SDU
FE25024SJF FE25024U2M FE25024UQ3 FE25024VRU FE25024VV5 FE25024W1M FE25024W4W FE25024WL0 FE25024WLM FE25024XHF FE25024XWV FE25024YCJ FE25024YEW FE25024YQU FE25024YW2 FE25024ZK4 FE25024ZTD FE25024ZTM FE250250RY FE250250V7
FE25025179 FE2502518L FE250252LU FE250252X1 FE2502532G FE250253L5 FE250253VE FE250253VZ FE250253XI FE2502540M FE2502547I FE250254KN FE250254NL FE25025547 FE2502555S FE2502559M FE250255EQ FE250255IO FE25025685 FE2502568F
FE250256AM FE250256F7 FE250256F8 FE250256UL FE250256XQ FE250256ZR FE250257GY FE250257KM FE25025702 FE2502570Y FE250257SE FE2502581K FE2502585F FE250258TI FE250258X0 FE250258YX FE250259HG FE250259IN FE250259MK FE250259QP
FE25025APF FE25025BNL FE25025BNX FE25025C58 FE25025COC FE25025CRY FE25025D05 FE25025DA8 FE25025DW6 FE25025ECH FE25025ECP FE25025EEI FE25025E0D FE25025EVZ FE25025F73 FE25025FCW FE25025FQL FE25025G9R FE25025GQS FE25025GYS
FE25025H78 FE25025HXW FE25025I1M FE25025I46 FE25025I92 FE25025IEM FE25025IEW FE25025J2W FE25025JKR FE25025K8V FE25025K9J FE25025KHI FE25025KRJ FE25025KSI FE25025L0J FE25025L10 FE25025L53 FE25025LYX FE25025M1Y FE25025MAL
FE25025MTY FE25025NJ1 FE25025NLX FE25025NPI FE25025NQK FE25025NR7 FE25025NSD FE25025NVS FE2502501Z FE2502505P FE250250AB FE250250FX FE250250IN FE250250ZZ FE25025P3S FE25025P7A FE25025PPD FE25025PZK FE25025Q4K FE25025Q77
FE25025Q87 FE25025QBH FE25025QQV FE25025QVM FE25025QX9 FE25025RIT FE25025RQU FE25025RU2 FE25025S5J FE25025T1A FE25025T84 FE25025TBI FE25025TYF FE25025U2K FE25025UH7 FE25025V3X FE25025VU2 FE25025W4C FE25025W8C FE25025WCK
FE25025WHQ FE25025WIK FE25025WPB FE25025WQM FE25025WY0 FE25025XFR FE25025XON FE25025XPU FE25025Y33 FE25025YO0 FE25025YPQ FE25025YUD FE25025Z08 FE25025Z5T FE25025ZQI FE25025ZVJ FE25026080 FE250260A7 FE250260BH FE250260GQ
FE250260HT FE250260TK FE250261TX FE2502623Z FE2502624I FE250262G0 FE250262K4 FE250262RP FE250262SY FE250262UR FE2502638D FE2502638G FE2502639D FE250263FZ FE2502643X FE2502647E FE250264FA FE250264HY FE250264K8 FE250264TF
FE250264VB FE250264YS FE2502651T FE250265B3 FE250265N7 FE250265S0 FE250266CA FE2502660B FE250266P0 FE250266TE FE250267GD FE2502680A FE2502683J FE2502698F FE250269HX FE250269QG FE250269RK FE25026A86 FE25026AMW FE25026ARM
FE25026ATT FE25026AXR FE25026B2F FE25026B98 FE25026BGN FE25026BLS FE25026BQN FE25026BXN FE25026BZ1 FE25026C0K FE25026C25 FE25026C6S FE25026CMN FE25026DDN FE25026DK1 FE25026D08 FE25026DWF FE25026DZ0 FE25026E7F FE25026F05

FE25026F8N FE25026FCV FE25026FYV FE25026G19 FE25026GG5 FE25026GK0 FE25026GVJ FE25026GYY FE25026HAZ FE25026HPL FE25026IBV FE25026INY FE25026ISA FE25026IWA FE25026IZO FE25026JOU FE25026JW2 FE25026K19 FE25026KDT FE25026KDY
FE25026KPO FE25026KVN FE25026LPO FE25026MBX FE25026MCQ FE25026N6P FE25026NCX FE25026NH1 FE25026O2W FE25026O7O FE25026OSC FE25026OU0 FE25026P7T FE25026P8D FE25026PAX FE25026PEL FE25026PGE FE25026Q9V FE25026QEG FE25026QEO
FE25026QJO FE25026QQH FE25026QVN FE25026R2P FE25026RHC FE25026RK3 FE25026RL9 FE25026RP7 FE25026S2L FE25026SCO FE25026SL9 FE25026SLA FE25026SMP FE25026T42 FE25026TD9 FE25026TDZ FE25026U37 FE25026UNO FE25026UR5 FE25026USO
FE25026USY FE25026VQJ FE25026VYI FE25026W0P FE25026W5L FE25026W8C FE25026WJO FE25026X1E FE25026X1R FE25026X6H FE25026XCZ FE25026XG8 FE25026XJA FE25026Y00 FE25026Y2S FE25026YFW FE25026Z0K FE25026Z0U FE25026Z4Z FE25026Z6H
FE25026Z6U FE25026ZAS FE25026ZU0 FE25026ZVX FE2502709X FE250270BD FE250270UQ FE2502712C FE2502715D FE250271BP FE250271CL FE250271DO FE250271QF FE250271ZX FE25027208 FE2502721L FE250272U3 FE250273NM FE250273RO FE2502743B
FE250274FQ FE250274LO FE250274WP FE2502757Q FE25027580 FE250275D6 FE250275DV FE250275KD FE250275RO FE2502763L FE2502766K FE250276A5 FE250276NY FE250276R8 FE2502775L FE250277IY FE250277LL FE2502786A FE2502789P FE250278U4
FE250278V6 FE2502798Y FE250279CT FE250279JP FE250279LA FE250279U7 FE25027A8X FE25027ABX FE25027AYE FE25027B50 FE25027BJQ FE25027BOO FE25027BWX FE25027BZV FE25027C5L FE25027C6C FE25027CS2 FE25027D0M FE25027D3V FE25027D43
FE25027D70 FE25027D9M FE25027DA8 FE25027DKH FE25027DPN FE25027DQO FE25027E6L FE25027E9E FE25027EJL FE25027FFF FE25027FGB FE25027FOC FE25027G25 FE25027G5G FE25027G9K FE25027GI2 FE25027IFQ FE25027IPJ FE25027IS5 FE25027JB4
FE25027JFS FE25027JIT FE25027JSQ FE25027K00 FE25027K4V FE25027K7I FE25027KA9 FE25027KIV FE25027KK9 FE25027KNE FE25027KSO FE25027KW3 FE25027LAW FE25027LIN FE25027LLC FE25027M6M FE25027N05 FE25027NRP FE25027OOO FE25027OLL
FE25027OR7 FE25027P0N FE25027PE2 FE25027PJW FE25027PMS FE25027PN2 FE25027PQB FE25027PVE FE25027QKH FE25027RU2 FE25027S0W FE25027S7V FE25027SUA FE25027SW6 FE25027SYO FE25027T3H FE25027T9J FE25027TKQ FE25027TMZ FE25027TRA
FE25027TUF FE25027U2N FE25027USO FE25027V2V FE25027VM3 FE25027W00 FE25027WMF FE25027WP7 FE25027X0N FE25027X16 FE25027X3I FE25027XLQ FE25027XQ7 FE25027Y1J FE25027Z4E FE25027Z5R FE25027ZBO FE25027ZE1 FE25027ZLN FE25027ZRU
FE25027ZY6 FE250280BR FE250280CG FE250280U9 FE250281FU FE250281K1 FE250281PH FE250282GP FE250282IL FE250282KX FE250282SO FE250282X4 FE25028355 FE250283QS FE250284F7 FE250284JN FE250285NA FE250285RK FE2502860C FE2502861S
FE2502861X FE250286F7 FE250287FH FE250287OJ FE250288AL FE250288B3 FE250288KS FE250288S2 FE250288YE FE25028910 FE25028977 FE2502897V FE250289XK FE25028A0X FE25028A4G FE25028AA6 FE25028AUW FE25028AWH FE25028AYG FE25028BHU
FE25028BWR FE25028CCG FE25028DDR FE25028DG9 FE25028DGL FE25028DIB FE25028DOI FE25028EER FE25028ELU FE25028ESI FE25028ETI FE25028F9L FE25028FGO FE25028FHQ FE25028FKA FE25028GAS FE25028GGU FE25028GHQ FE25028GJ4 FE25028GJM
FE25028GJX FE25028GKS FE25028H4B FE25028I1V FE25028I67 FE25028I9P FE25028IC9 FE25028IKX FE25028J0H FE25028J6A FE25028JM4 FE25028JZ8 FE25028KKP FE25028KM4 FE25028KQA FE25028KR2 FE25028L06 FE25028LEF FE25028LFM FE25028LGD
FE25028LI2 FE25028LJ2 FE25028LJC FE25028LLZ FE25028LNO FE25028MB3 FE25028NB7 FE25028NFA FE25028NXH FE25028NZN FE25028NZW FE25028OJB FE25028OZA FE25028P2U FE25028PPL FE25028PQ9 FE25028PYB FE25028Q1L FE25028Q4G FE25028QA5
FE25028RGG FE25028RW9 FE25028RYE FE25028SMU FE25028SV4 FE25028SWW FE25028T09 FE25028T4Q FE25028TMJ FE25028TWU FE25028UNC FE25028VZX FE25028W2E FE25028WFY FE25028WI9 FE25028X0F FE25028X0I FE25028X4J FE25028X9M FE25028XB5
FE25028XBL FE25028XWT FE25028YBD FE25028YE8 FE25028YIB FE25028YRT FE25028Z72 FE25028Z9V FE25028ZGL FE250290D8 FE250290S3 FE250290S5 FE250290WK FE2502910D FE2502916M FE250291HS FE250291KO FE250291QV FE250291ZB FE25029209
FE25029215 FE25029255 FE250292G2 FE250292RJ FE250292WM FE250292YN FE2502933D FE25029423 FE250294DW FE250294E7 FE250294W7 FE2502952V FE2502953I FE2502955T FE250295HI FE250295HP FE250295VP FE250295XC FE2502962P FE25029678
FE250296ER FE250296JS FE250296MU FE250296O0 FE250296TO FE250297IR FE250297JX FE250297LO FE250298LR FE250298Q7 FE2502991B FE25029943 FE250299CL FE250299MK FE250299SU FE25029A7M FE25029AT9 FE25029BES FE25029BN0 FE25029BP3
FE25029BUO FE25029BV9 FE25029CGI FE25029CQ0 FE25029DTK FE25029E2P FE25029E9Q FE25029EDP FE25029EYM FE25029FDF FE25029FN7 FE25029FVI FE25029GGD FE25029GQ9 FE25029HNZ FE25029HRN FE25029HYJ FE25029IR2 FE25029J0V FE25029JDJ
FE25029JQT FE25029JS1 FE25029K6F FE25029KIV FE25029KQQ FE25029KUT FE25029LK6 FE25029LM6 FE25029LQW FE25029LUZ FE25029M3U FE25029M8U FE25029N8N FE25029N9K FE25029NC6 FE25029NF2 FE25029NFQ FE25029OEP FE25029OSB FE25029P76
FE25029PMF FE25029PX0 FE25029Q1K FE25029Q2E FE25029Q92 FE25029QDU FE25029QER FE25029QPW FE25029QTW FE25029R9M FE25029RHB FE25029RKU FE25029RN1 FE25029RV1 FE25029SB4 FE25029SY4 FE25029T5L FE25029T85 FE25029U57 FE25029UCJ
FE25029WD7 FE25029WIL FE25029WM2 FE25029WRM FE25029XN9 FE25029XNY FE25029YBU FE25029YC4 FE25029YF6 FE25029YJF FE25029YLA FE25029YTH FE25029YU5 FE25029Z25 FE25029Z4D FE25029ZBQ FE25029ZMA FE25029ZNM FE25029ZS9 FE2502A0RT
FE2502A14L FE2502A1AP FE2502A1DD FE2502A1GN FE2502A1S9 FE2502A1U4 FE2502A1V8 FE2502A2F7 FE2502A2GH FE2502A2J2 FE2502A2PD FE2502A37F FE2502A3D3 FE2502A3PS FE2502A3TZ FE2502A3VR FE2502A468 FE2502A4CM FE2502A4H8 FE2502A4VB
FE2502A57Y FE2502A5ER FE2502A5WS FE2502A5WX FE2502A60G FE2502A7A0 FE2502A7CO FE2502A7TQ FE2502A7XX FE2502A8GB FE2502A8P6 FE2502A8PH FE2502A9RE FE2502AAEZ FE2502AAF5 FE2502AAJ2 FE2502AALJ FE2502AANW FE2502AANX FE2502AB7B
FE2502ABGK FE2502AC7N FE2502ACF0 FE2502ACMU FE2502ACNT FE2502ACVU FE2502ADEI FE2502ADLI FE2502ADZK FE2502AED1 FE2502AEJA FE2502AEKY FE2502AF5N FE2502AFCZ FE2502AFFU FE2502AFIY FE2502AFTK FE2502AFW9 FE2502AFXV FE2502AFZ7
FE2502AG2U FE2502AGB2 FE2502AHKA FE2502AHZL FE2502AI8P FE2502AIB1 FE2502AIQ8 FE2502AIQY FE2502AISM FE2502AIWM FE2502AJC7 FE2502AJM8 FE2502AJSO FE2502AJWW FE2502AJYA FE2502AKA9 FE2502AKWI FE2502ALIH FE2502ALPY FE2502ALSZ
FE2502AMBO FE2502AMFA FE2502AMOE FE2502AMSY FE2502AMXX FE2502ANCR FE2502ANF8 FE2502ANKO FE2502ANNG FE2502ANT7 FE2502AO18 FE2502APRQ FE2502APWA FE2502APYX FE2502AQBI FE2502ARHQ FE2502ARJB FE2502ARJE FE2502ARUH FE2502ASJ0
FE2502ASP7 FE2502ATI2 FE2502ATJ5 FE2502ATJY FE2502ATWW FE2502ATY1 FE2502AU0I FE2502AU6W FE2502AUBS FE2502AUDN FE2502AUH0 FE2502AUIR FE2502AUM6 FE2502AV2K FE2502AVFU FE2502AWQI FE2502AX9Z FE2502AXIX FE2502AXJF FE2502AXK7
FE2502AYGX FE2502AYX3 FE2502AZ0K FE2502AZ73 FE2502AZPB FE2502AZPS FE2502B0HG FE2502B0HN FE2502B0VL FE2502B0ZI FE2502B22K FE2502B2E4 FE2502B2JR FE2502B2OU FE2502B2UJ FE2502B350 FE2502B39M FE2502B3KD FE2502B3QZ FE2502B3XP
FE2502B3XQ FE2502B42G FE2502B43L FE2502B45V FE2502B48N FE2502B4I2 FE2502B4MV FE2502B4QQ FE2502B540 FE2502B590 FE2502B5A5 FE2502B5CT FE2502B6MY FE2502B6NX FE2502B70A FE2502B7M0 FE2502B8YL FE2502B9R7 FE2502BA12 FE2502BA2D
FE2502BAHC FE2502BB90 FE2502BBC9 FE2502BBOC FE2502BBQ9 FE2502BBUQ FE2502BBZJ FE2502BC1H FE2502BCCY FE2502BCMB FE2502BCMW FE2502BD6C FE2502BDA0 FE2502BDNO FE2502BDWA FE2502BDYZ FE2502BER6 FE2502BEWZ FE2502BF3U FE2502BF4X
FE2502BGB5 FE2502BGK3 FE2502BH4S FE2502BHC0 FE2502BHD7 FE2502BHGU FE2502BHIJ FE2502BHR2 FE2502BHYT FE2502BI0J FE2502BIAI FE2502BIEW FE2502BIFB FE2502BIKW FE2502BIQV FE2502BIR1 FE2502BJBT FE2502BJNA FE2502BJO6 FE2502BJO7
FE2502BJVS FE2502BK09 FE2502BKHQ FE2502BKL4 FE2502BKP5 FE2502BKZJ FE2502BLGK FE2502BLLC FE2502BLQR FE2502BLYB FE2502BM4D FE2502BMB9 FE2502BMJH FE2502BNCI FE2502BNQY FE2502BOHR FE2502BOPB FE2502BOTY FE2502BOU5 FE2502BP5Y
FE2502BPQH FE2502BR21 FE2502BRA7 FE2502BRMQ FE2502BSBV FE2502BSC5 FE2502BSGC FE2502BSOV FE2502BSWZ FE2502BSYY FE2502BT4G FE2502BU0T FE2502BU3A FE2502BUCM FE2502BUOL FE2502BV2H FE2502BV3K FE2502BVBV FE2502BVIO FE2502BVQ4
FE2502BWGY FE2502BX4Z FE2502BXOY FE2502BXTW FE2502BXXY FE2502BXYR FE2502BY1P FE2502BY6X FE2502BYFZ FE2502BYGY FE2502BYI3 FE2502BYJO FE2502BYNO FE2502BZ0F FE2502BZ65 FE2502BZT8 FE2502BZUJ FE2502C030 FE2502C03L FE2502C19A
FE2502C109 FE2502C1SD FE2502C1VA FE2502C28M FE2502C39L FE2502C3BP FE2502C49V FE2502C4PE FE2502C5IK FE2502C6KZ FE2502C6PS FE2502C6PZ FE2502C6YK FE2502C6YR FE2502C70P FE2502C721 FE2502C77G FE2502C7CP FE2502C7LP FE2502C7PN
FE2502C7QY FE2502C7XQ FE2502C7Z8 FE2502C7ZW FE2502C89D FE2502C8D9 FE2502C8ZY FE2502C92A FE2502C95V FE2502C9BA FE2502C9CW FE2502C9MS FE2502CA9H FE2502CA9O FE2502CAX1 FE2502CBAR FE2502CBOF FE2502CBS1 FE2502CBVN FE2502CC36
FE2502CC5A FE2502CC6P FE2502CCJG FE2502CCY9 FE2502CD6G FE2502CE38 FE2502CE3C FE2502CFXN FE2502CFXX FE2502CGBC FE2502CGEV FE2502CGHA FE2502CGJY FE2502CGLV FE2502CHBW FE2502CHEN FE2502CHWE FE2502CI0S FE2502CIEB FE2502CIGE
FE2502CIYI FE2502CJ14 FE2502CJC0 FE2502CJFE FE2502CJI4 FE2502CJMW FE2502CJSN FE2502CJX2 FE2502CK40 FE2502CK60 FE2502CKLB FE2502CL5P FE2502CLBJ FE2502CLHD FE2502CLIB FE2502CLK6 FE2502CM84 FE2502CM8U FE2502CN1H FE2502CN4Q
FE2502CNJK FE2502CNNB FE2502CNSG FE2502CO4P FE2502CORR FE2502CP0A FE2502CP2E FE2502CP59 FE2502CP8X FE2502CPAT FE2502CPCJ FE2502CPHO FE2502CPLF FE2502CPZB FE2502CQ9F FE2502CQD3 FE2502CQJE FE2502CQXP FE2502CR64 FE2502CRB2
FE2502CRG0 FE2502CRNG FE2502CSGM FE2502CSP4 FE2502CT54 FE2502CT9N FE2502CTGW FE2502CTIQ FE2502CTNB FE2502CTOM FE2502CTPH FE2502CTUH FE2502CTUM FE2502CV2M FE2502CVF9 FE2502CVII FE2502CVXC FE2502CWLE FE2502CWTL FE2502CX6H
FE2502CXHD FE2502CXO4 FE2502CXOP FE2502CXT8 FE2502CYHC FE2502CYQ0 FE2502CYZG FE2502CZ17 FE2502CZ1N FE2502CZ32 FE2502CZNT FE2502D09R FE2502D0LL FE2502D1RZ FE2502D1SZ FE2502D1Z9 FE2502D27W FE2502D2BR FE2502D2XK FE2502D3CI
FE2502D3EU FE2502D3N5 FE2502D4GZ FE2502D51A FE2502D5A7 FE2502D5I3 FE2502D5IQ FE2502D5LE FE2502D5QX FE2502D655 FE2502D6M0 FE2502D6UV FE2502D75B FE2502D75N FE2502D77Y FE2502D7JX FE2502D7LQ FE2502D7NC FE2502D7XG FE2502D851

FE2502D88F FE2502D948 FE2502D98H FE2502D99N FE2502D9LL FE2502DAAM FE2502DAR6 FE2502DAUD FE2502DBVT FE2502DCBF FE2502DCHB FE2502DD29 FE2502DD4V FE2502DDBX FE2502DDLX FE2502DE0A FE2502DE55 FE2502DEBH FE2502DF3Y FE2502DF8V
FE2502DFH3 FE2502DFMI FE2502DFT6 FE2502DFXA FE2502DG1C FE2502DG9R FE2502DGBZ FE2502DGZL FE2502DH3S FE2502DHFS FE2502DHMJ FE2502DI5X FE2502DI7P FE2502DIA0 FE2502DIB7 FE2502DIUC FE2502DJM8 FE2502DK4Z FE2502DKCW FE2502DKGB
FE2502DKRC FE2502DKRK FE2502DKVS FE2502DKY3 FE2502DL7C FE2502DLA0 FE2502DLE1 FE2502DLF3 FE2502DLYF FE2502DMNQ FE2502DMSF FE2502DNJ9 FE2502DOPG FE2502DORH FE2502DP3Y FE2502DP7Y FE2502DPIM FE2502DPYM FE2502DQ0L FE2502DQ0R
FE2502DQ2U FE2502DQEU FE2502DQJ6 FE2502DQK2 FE2502DQW7 FE2502DR4B FE2502DR7X FE2502DRBT FE2502DRL1 FE2502DRQV FE2502DS5E FE2502DSAI FE2502DSIZ FE2502DSK7 FE2502DSU1 FE2502DTL3 FE2502DUOD FE2502DUSZ FE2502DUVF FE2502DV0J
FE2502DV68 FE2502DVSM FE2502DW9V FE2502DWEX FE2502DWIW FE2502DWVF FE2502DX7J FE2502DX8X FE2502DXO3 FE2502DXVP FE2502DY01 FE2502DYD5 FE2502DYFF FE2502DYHY FE2502DYVZ FE2502DYXV FE2502DZKC FE2502DZR4 FE2502DZZ6 FE2502E02H
FE2502E0PE FE2502E0RE FE2502E0TP FE2502E1WM FE2502E278 FE2502E28F FE2502E363 FE2502E39N FE2502E3A8 FE2502E3KD FE2502E3NM FE2502E45R FE2502E49E FE2502E4TC FE2502E56T FE2502E56Z FE2502E58B FE2502E5DA FE2502E63A FE2502E66X
FE2502E68R FE2502E6H0 FE2502E6XQ FE2502E7IC FE2502E88G FE2502E8SM FE2502E987 FE2502E9AP FE2502E9WK FE2502EADL FE2502EARQ FE2502EATQ FE2502EAV8 FE2502EB50 FE2502EBHW FE2502EB0S FE2502EC7F FE2502ED8U FE2502EDYA FE2502EDZ3
FE2502EEI1 FE2502EF3V FE2502EFYT FE2502EGR2 FE2502EH24 FE2502EH30 FE2502EH9I FE2502EHJ3 FE2502EHJN FE2502EI81 FE2502EIMR FE2502EIUX FE2502EJ77 FE2502EJHD FE2502EJVI FE2502EKYC FE2502EL7L FE2502ELNB FE2502EM9Z FE2502EMRU
FE2502EMYQ FE2502EN2J FE2502EN5G FE2502EN9A FE2502ENMB FE2502EO3T FE2502EO86 FE2502EO91 FE2502EOI8 FE2502EOJ3 FE2502EON4 FE2502EOV5 FE2502EP0A FE2502EP6J FE2502EP6T FE2502EP8V FE2502EPA0 FE2502EPB0 FE2502EPOW FE2502EPV8
FE2502EPYW FE2502EQ3A FE2502EQ3Y FE2502EQEX FE2502EQHV FE2502EQKR FE2502EQQ9 FE2502EQR3 FE2502EQW1 FE2502ER46 FE2502ERLW FE2502ERWL FE2502ERYJ FE2502ES0T FE2502ESGX FE2502ESI0 FE2502ESWX FE2502ET1C FE2502ET54 FE2502ET5T
FE2502ETL3 FE2502ETSG FE2502EUJZ FE2502EUP5 FE2502EUTH FE2502EUVQ FE2502EV4P FE2502EV5B FE2502EVL1 FE2502EVM2 FE2502EVT7 FE2502EVXM FE2502EX8H FE2502EXBR FE2502EXVI FE2502EXZZ FE2502EYB7 FE2502EZ0C FE2502EZAB FE2502EZFT
FE2502EZLA FE2502EZU3 FE2502EZUZ FE2502F0LB FE2502F0ME FE2502F0PW FE2502F0T1 FE2502F0ZJ FE2502F175 FE2502F18R FE2502F21L FE2502F24R FE2502F299 FE2502F2HJ FE2502F2IB FE2502F2OQ FE2502F305 FE2502F3C4 FE2502F3K6 FE2502F432
FE2502F48Y FE2502F4Q3 FE2502F5CD FE2502F5EB FE2502F5H0 FE2502F5JK FE2502F5W6 FE2502F5XD FE2502F5YI FE2502F6F2 FE2502F6OZ FE2502F7BH FE2502F7U7 FE2502F7WU FE2502F87N FE2502F88C FE2502F8AD FE2502F8N8 FE2502F8V6 FE2502F9IG
FE2502FA0M FE2502FAQ8 FE2502FAUF FE2502FB1A FE2502FBB0 FE2502FBDD FE2502FCG9 FE2502FCJI FE2502FCSF FE2502FCX1 FE2502FCXW FE2502FD5L FE2502FD5P FE2502FDDE FE2502FDEA FE2502FDL1 FE2502FDTI FE2502FEA2 FE2502FENM FE2502FE0L
FE2502FEZ8 FE2502FFLR FE2502FG88 FE2502FGGQ FE2502FGLN FE2502FGOZ FE2502FI82 FE2502FIAV FE2502FIRK FE2502FIYS FE2502FJ0D FE2502FJ1R FE2502FJ8Q FE2502FJB0 FE2502FJXN FE2502FK0J FE2502FKHZ FE2502FKPG FE2502FL0Z FE2502FLA4
FE2502FLG9 FE2502FLPX FE2502FLQA FE2502FM99 FE2502FMAI FE2502FMI3 FE2502FMPL FE2502FN46 FE2502FNQX FE2502FNVQ FE2502FORY FE2502FOXB FE2502FPK3 FE2502FPUS FE2502FQ4U FE2502FQ6L FE2502FQDC FE2502FQNC FE2502FQRP FE2502FRRY
FE2502FRUR FE2502FSL7 FE2502FSTE FE2502FSXT FE2502FT2V FE2502FT5Q FE2502FT9V FE2502FTDS FE2502FTI7 FE2502FTNR FE2502FU20 FE2502FU2J FE2502FU4V FE2502FU7M FE2502FURH FE2502FUT6 FE2502FV8E FE2502FVB8 FE2502FVD9 FE2502FVE3
FE2502FVER FE2502FVRC FE2502FW84 FE2502FWCM FE2502FWFT FE2502FX60 FE2502FXBA FE2502FXBL FE2502FXEI FE2502FXKX FE2502FXWK FE2502FY11 FE2502FYD1 FE2502FYJH FE2502FYPZ FE2502FYWT FE2502FYWU FE2502FYZH FE2502FZ5M FE2502FZJL
FE2502FZL4 FE2502FZR0 FE2502G011 FE2502G031 FE2502G06J FE2502G0CZ FE2502G0J2 FE2502G0R5 FE2502G1DT FE2502G1GF FE2502G1L0 FE2502G1QM FE2502G26V FE2502G28T FE2502G2H3 FE2502G2ON FE2502G39Z FE2502G3AK FE2502G3N5 FE2502G649
FE2502G690 FE2502G7F5 FE2502G7F8 FE2502G7FZ FE2502G7G5 FE2502G7I4 FE2502G7YC FE2502G85J FE2502G850 FE2502G8F6 FE2502G8IS FE2502G8NE FE2502G8Q4 FE2502G8WA FE2502G8XC FE2502G8XX FE2502G91F FE2502G9JQ FE2502G9RN FE2502G9TQ
FE2502G9UR FE2502G9WT FE2502GA7G FE2502GAGS FE2502GALH FE2502GAUF FE2502GAWA FE2502GB3S FE2502GB5G FE2502GC2V FE2502GC5E FE2502GC72 FE2502GCC4 FE2502GCIW FE2502GCSB FE2502GD03 FE2502GD6K FE2502GDEZ FE2502GDFK FE2502GDN5
FE2502GE18 FE2502GE4D FE2502GEA7 FE2502GET0 FE2502GF9S FE2502GFCK FE2502GFNW FE2502GFR5 FE2502GFV9 FE2502GGE1 FE2502GGF6 FE2502GGM9 FE2502GGNF FE2502GH0G FE2502GHQS FE2502GHTY FE2502GHYN FE2502GHYP FE2502GHZO FE2502GHZW
FE2502GI6A FE2502GIGD FE2502GIQ1 FE2502GIXE FE2502GJ8I FE2502GJC7 FE2502GK30 FE2502GKLL FE2502GKRI FE2502GL61 FE2502GL97 FE2502GLA3 FE2502GMB2 FE2502GMD5 FE2502GMHL FE2502GN0E FE2502GO70 FE2502GO85 FE2502GOMX FE2502GOUS
FE2502GOYN FE2502GOZL FE2502GP3Z FE2502GP8D FE2502GPCZ FE2502GPOG FE2502GPS8 FE2502GPUJ FE2502GQE1 FE2502GQPZ FE2502GS34 FE2502GSIW FE2502GSLT FE2502GSM4 FE2502GVCP FE2502GVG8 FE2502GVMV FE2502GW0G FE2502GW87 FE2502GW88
FE2502GWF0 FE2502GX76 FE2502GXBS FE2502GXGM FE2502GXTA FE2502GXZ0 FE2502GY8N FE2502GY8Q FE2502GYD4 FE2502GYO0 FE2502GYZP FE2502GZ9K FE2502GZUF FE2502GZZQ FE2502H02C FE2502H0BT FE2502H0CJ FE2502H0EY FE2502H167 FE2502H1E3
FE2502H1F0 FE2502H1K2 FE2502H20Y FE2502H22T FE2502H2KE FE2502H2OH FE2502H2P2 FE2502H307 FE2502H32Z FE2502H39I FE2502H3SX FE2502H3UG FE2502H41S FE2502H43I FE2502H4FD FE2502H4R0 FE2502H4ZQ FE2502H53N FE2502H6AH FE2502H6AW
FE2502H6IK FE2502H6Y1 FE2502H7GT FE2502H89G FE2502H8RL FE2502H9B6 FE2502H9HY FE2502H9NN FE2502H9VI FE2502HA27 FE2502HA8X FE2502HA98 FE2502HAC1 FE2502HAC6 FE2502HAUJ FE2502HB1F FE2502HBAJ FE2502HBF5 FE2502HBLZ FE2502HBM0
FE2502HBUV FE2502HBVT FE2502HCAA FE2502HCFK FE2502HCFM FE2502HD24 FE2502HEBY FE2502HFTU FE2502HFZL FE2502HG10 FE2502HG36 FE2502HGAE FE2502HGHY FE2502HGPQ FE2502HGTA FE2502HH4P FE2502HHDL FE2502HHDS FE2502HI37 FE2502HIKQ
FE2502HIOD FE2502HJ4S FE2502HJVC FE2502HJZN FE2502HKRB FE2502HKRI FE2502HKTA FE2502HKWS FE2502HLG3 FE2502HLYZ FE2502HLZI FE2502HMBM FE2502HMXZ FE2502HN2A FE2502HN5A FE2502HNFL FE2502HNRS FE2502HO0R FE2502HOKC FE2502HPCD
FE2502HPIO FE2502HQ72 FE2502HQJP FE2502HQVI FE2502HQYO FE2502HROH FE2502HRDG FE2502HS04 FE2502HSUL FE2502HT0P FE2502HT2C FE2502HTG0 FE2502HTGQ FE2502HUB9 FE2502HUJ9 FE2502HUN9 FE2502HVAT FE2502HVH8 FE2502HVIL FE2502HVJC
FE2502HVJD FE2502HVLU FE2502HVNM FE2502HVVV FE2502HVWG FE2502HW56 FE2502HWEE FE2502HWHX FE2502HWNZ FE2502HWQ2 FE2502HWW9 FE2502HX8K FE2502HX9P FE2502HXM4 FE2502HXNF FE2502HY0Z FE2502HY16 FE2502HY76 FE2502HY7J FE2502HYH0
FE2502HYW3 FE2502HYWG FE2502HZ79 FE2502HZ8L FE2502HZB9 FE2502HZMS FE2502I0D2 FE2502I0JX FE2502I0RE FE2502I11H FE2502I17B FE2502I1DW FE2502I28N FE2502I2GW FE2502I2J0 FE2502I3TJ FE2502I3VU FE2502I4C8 FE2502I4TL FE2502I4UE
FE2502I4XW FE2502I4ZT FE2502I50Z FE2502I6QP FE2502I6R3 FE2502I801 FE2502I878 FE2502I8P3 FE2502I9D6 FE2502I9ZN FE2502IA61 FE2502IAEY FE2502IAZC FE2502IB94 FE2502IBSV FE2502IBVD FE2502ICE0 FE2502ICLW FE2502ICZD FE2502ID20
FE2502ID6J FE2502ID9W FE2502IDAE FE2502IDBY FE2502IDLH FE2502IDMM FE2502IDY3 FE2502IE3T FE2502IEJJ FE2502IETX FE2502IEU4 FE2502IFG1 FE2502IFGL FE2502IFOR FE2502IFOT FE2502IG09 FE2502IGU0 FE2502IGVQ FE2502IHEE FE2502IHFF
FE2502IHPB FE2502IHXL FE2502IIE1 FE2502IIN8 FE2502IING FE2502IIQ5 FE2502IISY FE2502IIW4 FE2502IJ4N FE2502IJ4Q FE2502IJ8T FE2502IJH5 FE2502IJMP FE2502IJNC FE2502IJSM FE2502IJWM FE2502IK73 FE2502IKF1 FE2502IKKB FE2502IKM4
FE2502IKQQ FE2502ILGF FE2502ILUQ FE2502ILX2 FE2502IMD9 FE2502IMFX FE2502IMHU FE2502IMHW FE2502IMIZ FE2502IMWJ FE2502IN1X FE2502IN39 FE2502INOA FE2502INTJ FE2502IO1Y FE2502IO25 FE2502IODE FE2502IOHQ FE2502IOTA FE2502IP7R
FE2502IQ35 FE2502IQ61 FE2502IQ7A FE2502IQEQ FE2502IQXO FE2502IQZD FE2502IR4S FE2502IR6F FE2502IR7G FE2502IRCR FE2502ISNA FE2502ITB8 FE2502ITGP FE2502ITMJ FE2502ITXZ FE2502IUX8 FE2502IV46 FE2502IV71 FE2502IVMN FE2502IW9C
FE2502IWT4 FE2502IX49 FE2502IXDB FE2502IXJZ FE2502IY0L FE2502IY73 FE2502IYGV FE2502IYHH FE2502IYXG FE2502IYZG FE2502IZDF FE2502IZGP FE2502IZNV FE2502IZT1 FE2502IZW2 FE2502J02T FE2502J09H FE2502J0GG FE2502J0LW FE2502J0RF
FE2502J0XG FE2502J14L FE2502J1D8 FE2502J1RT FE2502J1VR FE2502J2NG FE2502J3BZ FE2502J484 FE2502J49V FE2502J4CG FE2502J5LW FE2502J50S FE2502J5RB FE2502J6S3 FE2502J74Z FE2502J7BT FE2502J7E0 FE2502J7LZ FE2502J70E FE2502J7PY
FE2502J88Y FE2502J8B0 FE2502J8DR FE2502J8P6 FE2502J8W1 FE2502J9HK FE2502J9W9 FE2502JA1K FE2502JA36 FE2502JB96 FE2502JBGD FE2502JBKQ FE2502JBUP FE2502JC81 FE2502JCJ4 FE2502JC07 FE2502JCSP FE2502JD1E FE2502JD3M FE2502JD8E
FE2502JDBS FE2502JDE3 FE2502JDSR FE2502JDX8 FE2502JDZU FE2502JEAU FE2502JEGN FE2502JEH1 FE2502JER9 FE2502JF5C FE2502JFCQ FE2502JFLK FE2502JFM2 FE2502JG9S FE2502JGEG FE2502JGJ3 FE2502JGJ0 FE2502JGT4 FE2502JH96 FE2502JHGV
FE2502JI4N FE2502JICU FE2502JIKF FE2502JIQW FE2502JJ66 FE2502JJ7R FE2502JJD8 FE2502JK73 FE2502JLAD FE2502JLRL FE2502JLS3 FE2502JLWY FE2502JLYN FE2502JM2X FE2502JM3Y FE2502JMAL FE2502JMOC FE2502JMX1 FE2502JMXF FE2502JN97
FE2502JND9 FE2502JNLL FE2502JO9Q FE2502JOBM FE2502JOLQ FE2502JP95 FE2502JPAL FE2502JPU4 FE2502JPUY FE2502JQB2 FE2502JQCD FE2502JQEJ FE2502JQE0 FE2502JQFV FE2502JR1Q FE2502JR63 FE2502JRAH FE2502JRDQ FE2502JRGU FE2502JRZC
FE2502JS8B FE2502JS8Q FE2502JSD7 FE2502JSGZ FE2502JSZ7 FE2502JTEB FE2502JTHG FE2502JTPY FE2502JTQN FE2502JTSM FE2502JTTH FE2502JV0C FE2502JV1T FE2502JV2W FE2502JV3P FE2502JV6X FE2502JVE7 FE2502JVEZ FE2502JVQ6 FE2502JW9W
FE2502JWBI FE2502JXAU FE2502JXKG FE2502JXMF FE2502JXVQ FE2502JXX3 FE2502JY27 FE2502JY2K FE2502JY2N FE2502JY51 FE2502JYTT FE2502JYUY FE2502JZOE FE2502JZPA FE2502JZWT FE2502K0D2 FE2502K0FB FE2502K0Y6 FE2502K11I FE2502K15I

FE2502K1M9 FE2502K1RA FE2502K1UO FE2502K1ZV FE2502K22C FE2502K23S FE2502K2QK FE2502K2ZI FE2502K338 FE2502K3BM FE2502K3DQ FE2502K3Z6 FE2502K400 FE2502K4A4 FE2502K4BF FE2502K4JN FE2502K4MB FE2502K4UH FE2502K54Z FE2502K5CH
FE2502K5H1 FE2502K5HW FE2502K5IC FE2502K5IX FE2502K5QY FE2502K5TP FE2502K5V5 FE2502K61P FE2502K64M FE2502K6D6 FE2502K6QD FE2502K6TZ FE2502K6WJ FE2502K6X5 FE2502K6Z7 FE2502K73W FE2502K75E FE2502K7F3 FE2502K7NT FE2502K7TO
FE2502K7TB FE2502K8LQ FE2502K9E1 FE2502K9XU FE2502KA09 FE2502KA5Q FE2502KA9N FE2502KARO FE2502KB7Q FE2502KBOW FE2502KCCX FE2502KCHA FE2502KCO5 FE2502KDJO FE2502KDVE FE2502KE87 FE2502KECO FE2502KEH7 FE2502KELY FE2502KERJ
FE2502KFUM FE2502KFXZ FE2502KG61 FE2502KG8L FE2502KGVQ FE2502KH9Q FE2502KHAC FE2502KHLR FE2502KHMD FE2502KHUJ FE2502KHYO FE2502KHZP FE2502KIFH FE2502KIJM FE2502KJ6L FE2502KJDO FE2502KJLZ FE2502KJYL FE2502KK0I FE2502KK3S
FE2502KKBN FE2502KKHR FE2502KKPC FE2502KL37 FE2502KL3V FE2502KM42 FE2502KM6D FE2502KMOA FE2502KMQ9 FE2502KMQZ FE2502KMSE FE2502KN0P FE2502KN57 FE2502KNX7 FE2502KO5F FE2502KODW FE2502KP19 FE2502KP20 FE2502KP51 FE2502KPA0
FE2502KPMA FE2502KQFO FE2502KQFQ FE2502KQK7 FE2502KQPI FE2502KR4B FE2502KRAR FE2502KRGU FE2502KSN9 FE2502KSP1 FE2502KSW8 FE2502KTAT FE2502KTJ7 FE2502KTQV FE2502KU5V FE2502KUL3 FE2502KUQP FE2502KUSN FE2502KV0Z FE2502KV3C
FE2502KVF5 FE2502KVPD FE2502KW0P FE2502KW2Y FE2502KWQO FE2502KWTD FE2502KWUS FE2502KWY4 FE2502KXK9 FE2502KYGE FE2502KYJU FE2502KZFO FE2502KZRY FE2502L0D9 FE2502L0RL FE2502L1CC FE2502L1EM FE2502L1WD FE2502L1XJ FE2502L253
FE2502L2D5 FE2502L2G3 FE2502L2IN FE2502L2LY FE2502L2S3 FE2502L30U FE2502L3ZQ FE2502L41Y FE2502L4NW FE2502L4R3 FE2502L58A FE2502L596 FE2502L5WY FE2502L6DJ FE2502L6ED FE2502L6K9 FE2502L74V FE2502L7CM FE2502L7FN FE2502L7L6
FE2502L7YP FE2502L8BY FE2502L8JS FE2502L8KW FE2502L8LX FE2502L9CG FE2502L9E6 FE2502LA0U FE2502LA4Q FE2502LAX5 FE2502LAX7 FE2502LB0K FE2502LBJN FE2502LBQO FE2502LBUC FE2502LBWC FE2502LBXY FE2502LC3K FE2502LCBU FE2502LCCO
FE2502LCGP FE2502LCXO FE2502LD6I FE2502LDFV FE2502LDLJ FE2502LE93 FE2502LEJS FE2502LEUD FE2502LEX3 FE2502LFB5 FE2502LFH7 FE2502LFXE FE2502LH2C FE2502LH3D FE2502LH6K FE2502LHE2 FE2502LHOF FE2502LHOG FE2502LI33 FE2502LIIO
FE2502LJ7R FE2502LJBC FE2502LJMP FE2502LKQR FE2502LLJ3 FE2502LLQX FE2502LM4G FE2502LMF3 FE2502LMKK FE2502LMMR FE2502LMRL FE2502LMWB FE2502LNCU FE2502LNEE FE2502LONX FE2502LPFA FE2502LPGU FE2502LPUO FE2502LQ5E FE2502LQAO
FE2502LR9A FE2502LRAS FE2502LRPE FE2502LSFZ FE2502LSMF FE2502LSQG FE2502LT47 FE2502LT6R FE2502LTEX FE2502LTLQ FE2502LTRK FE2502LU42 FE2502LU51 FE2502LUA3 FE2502LUAD FE2502LUSZ FE2502LV25 FE2502LVBO FE2502LVCU FE2502LVH6
FE2502LVLY FE2502LVNZ FE2502LVOD FE2502LW4T FE2502LWO8 FE2502LWOS FE2502LWRM FE2502LWTF FE2502LWYB FE2502LWZJ FE2502LXFB FE2502LXU2 FE2502LXY7 FE2502LYAL FE2502LYEW FE2502LYM6 FE2502LZ9C FE2502LZKF FE2502LZPV FE2502M00O
FE2502M06W FE2502M08L FE2502M0VT FE2502M13O FE2502M1BL FE2502M1NR FE2502M1QT FE2502M1SO FE2502M1TH FE2502M1WV FE2502M1ZO FE2502M2U9 FE2502M358 FE2502M371 FE2502M3U2 FE2502M3UI FE2502M3X2 FE2502M4DD FE2502M4ZN FE2502M51T
FE2502M5CP FE2502M5G6 FE2502M5PY FE2502M5T1 FE2502M60S FE2502M7K9 FE2502M855 FE2502M8CP FE2502M9B4 FE2502M9B6 FE2502M9D6 FE2502M9S2 FE2502M9U5 FE2502M9VZ FE2502MANH FE2502MB44 FE2502MB64 FE2502MB9R FE2502MBCH FE2502MBT3
FE2502MCZX FE2502ME4E FE2502MEEN FE2502MFB6 FE2502MFG7 FE2502MFKX FE2502MG8G FE2502MGC5 FE2502MGG9 FE2502MGIC FE2502MGJO FE2502MHC9 FE2502MHXH FE2502MIP2 FE2502MITA FE2502MIWQ FE2502MJ4A FE2502MJC3 FE2502MKJW FE2502MKT8
FE2502ML3I FE2502MLKB FE2502MLTL FE2502MLVD FE2502MMBX FE2502MMFK FE2502MMGQ FE2502MNYR FE2502MOOQ FE2502MOQK FE2502MP1Z FE2502MP9I FE2502MPGA FE2502MQT6 FE2502MRVY FE2502MS7N FE2502MS95 FE2502MSLK FE2502MSUL FE2502MTHT
FE2502MTHZ FE2502MU0K FE2502MUFN FE2502MUZ5 FE2502MV9W FE2502MVM2 FE2502MVMX FE2502MW37 FE2502MWFH FE2502MWXE FE2502MXCW FE2502MXD1 FE2502MXNE FE2502MXRZ FE2502MXTA FE2502MXZJ FE2502MY1N FE2502MY6S FE2502MYG7 FE2502MYYI
FE2502MZ41 FE2502MZ5P FE2502MZHC FE2502MZUO FE2502N0LM FE2502N0OV FE2502N17W FE2502N1HX FE2502N1KS FE2502N104 FE2502N2A4 FE2502N2BV FE2502N2CV FE2502N2FZ FE2502N2LO FE2502N2RN FE2502N2RZ FE2502N2TH FE2502N31C FE2502N41Y
FE2502N435 FE2502N44N FE2502N4AR FE2502N4DA FE2502N4JO FE2502N4QQ FE2502N4SA FE2502N578 FE2502N59V FE2502N5B4 FE2502N65P FE2502N78I FE2502N7IY FE2502N7VR FE2502N7Y1 FE2502N8CK FE2502N8K9 FE2502N8T2 FE2502N90V FE2502N93V
FE2502N9A4 FE2502N9AZ FE2502N9HA FE2502N9N6 FE2502NA5X FE2502NABI FE2502NAE6 FE2502NAJ4 FE2502NAL6 FE2502NAMM FE2502NB2I FE2502NB9M FE2502NBDF FE2502NBG4 FE2502NBI8 FE2502NBPQ FE2502NBSV FE2502NC40 FE2502NCJ2 FE2502NCQX
FE2502NCSK FE2502ND19 FE2502NDLH FE2502NDOA FE2502NDRO FE2502NDYW FE2502NE7Y FE2502NEGN FE2502NEM1 FE2502NF28 FE2502NF3O FE2502NFGW FE2502NFJQ FE2502NGIA FE2502NGRE FE2502NGUK FE2502NGW1 FE2502NH53 FE2502NHAJ FE2502NHDY
FE2502NIIO FE2502NIJH FE2502NIN5 FE2502NJ29 FE2502NJDI FE2502NJG6 FE2502NJHN FE2502NKFJ FE2502NKK5 FE2502NLQ8 FE2502NM36 FE2502NM5Q FE2502NMBD FE2502NMCI FE2502NMIH FE2502NN17 FE2502NNB7 FE2502NNDC FE2502NNI5 FE2502NNKK
FE2502NNMG FE2502NNNU FE2502NNPB FE2502NNUH FE2502NNXO FE2502NNYU FE2502NODV FE2502NOEE FE2502NOG2 FE2502NOMD FE2502NOY5 FE2502NOYF FE2502NPCC FE2502NPIO FE2502NPYE FE2502NQHH FE2502NR8T FE2502NRD2 FE2502NRFS FE2502NRKO
FE2502NRQO FE2502NRVB FE2502NSFX FE2502NSSA FE2502NT9E FE2502NTAX FE2502NTHF FE2502NTKX FE2502NTXH FE2502NUPH FE2502NUX9 FE2502NV6Q FE2502NVMB FE2502NVQO FE2502NVYG FE2502NW3X FE2502NWHA FE2502NX23 FE2502NXB6 FE2502NXIO
FE2502NXL5 FE2502NY3K FE2502NYB2 FE2502O06M FE2502O0PT FE2502O0YJ FE2502O12J FE2502O15U FE2502O18J FE2502O1AX FE2502O1H5 FE2502O1NG FE2502O1TN FE2502O22M FE2502O2GZ FE2502O2PK FE2502O2UK FE2502O2YK FE2502O3A7 FE2502O3G9
FE2502O3GP FE2502O3HS FE2502O3S1 FE2502O4CP FE2502O4FR FE2502O4M1 FE2502O4R2 FE2502O4VP FE2502O4Z9 FE2502O513 FE2502O5H8 FE2502O5OC FE2502O60B FE2502O61S FE2502O6CQ FE2502O6IY FE2502O6ON FE2502O6X2 FE2502O77H FE2502O7A8
FE2502O7BA FE2502O7CS FE2502O7ZV FE2502O84C FE2502O88I FE2502O92D FE2502O900 FE2502O9WP FE2502OA76 FE2502OAK8 FE2502OALH FE2502OAPU FE2502OAW3 FE2502OB6I FE2502OB6W FE2502OB81 FE2502OB9H FE2502OBBD FE2502OBG7 FE2502OBRQ
FE2502OBY6 FE2502OCHI FE2502OCTU FE2502OCV2 FE2502ODBR FE2502ODKL FE2502ODND FE2502OD03 FE2502ODZU FE2502OEKE FE2502OEZO FE2502OFBB FE2502OFH4 FE2502OFX2 FE2502OFY2 FE2502OG4U FE2502OG6C FE2502OG7D FE2502OG8O FE2502OGPV
FE2502OGZN FE2502OH9E FE2502OHTS FE2502OHY5 FE2502OILG FE2502OIZB FE2502OJ60 FE2502OJMR FE2502OJWY FE2502OK68 FE2502OK6O FE2502OKDR FE2502OKNQ FE2502OKT1 FE2502OL5Q FE2502OLHT FE2502OLR2 FE2502OM7F FE2502OMTD FE2502ON1O
FE2502ONAV FE2502ONOD FE2502OO57 FE2502OOPM FE2502OOSU FE2502OPGD FE2502OP03 FE2502OPY8 FE2502OQ2S FE2502OQ3J FE2502OQLQ FE2502OQWR FE2502OR48 FE2502OROX FE2502ORP9 FE2502OS3P FE2502OSCC FE2502OSE3 FE2502OUDO FE2502OUHH
FE2502OUQI FE2502OV1B FE2502OV2T FE2502OV3E FE2502OVOO FE2502OVQR FE2502OW73 FE2502OW84 FE2502OW90 FE2502OWGO FE2502OWUZ FE2502OXYK FE2502OYOS FE2502OYB2 FE2502OYEP FE2502OYJI FE2502OZEE FE2502OZPC FE2502OZYT FE2502P02M
FE2502P0GG FE2502P0NR FE2502P0RN FE2502P0WO FE2502P1K1 FE2502P1PL FE2502P1U5 FE2502P2BQ FE2502P2GE FE2502P397 FE2502P3FF FE2502P3XM FE2502P48G FE2502P48Q FE2502P4ZG FE2502P58I FE2502P5AH FE2502P5CQ FE2502P6D2 FE2502P6PI
FE2502P71H FE2502P79L FE2502P7BJ FE2502P7H2 FE2502P7QX FE2502P80G FE2502P82T FE2502P83B FE2502P883 FE2502P8DO FE2502P8K4 FE2502P8MV FE2502P807 FE2502P97K FE2502P9C5 FE2502P9OG FE2502P9SF FE2502P9ST FE2502PA1I FE2502PA5F
FE2502PABH FE2502PAN3 FE2502PAOA FE2502PARR FE2502PAUG FE2502PB95 FE2502PBA5 FE2502PBD1 FE2502PBLP FE2502PBN9 FE2502PBQ5 FE2502PBTT FE2502PBXP FE2502PC32 FE2502PC89 FE2502PCAS FE2502PCLH FE2502PCQY FE2502PCSH FE2502PCVL
FE2502PCVR FE2502PCY8 FE2502PDEB FE2502PDGC FE2502PDJK FE2502PDMV FE2502PDQ5 FE2502PDYQ FE2502PE92 FE2502PEAK FE2502PF8H FE2502PFCH FE2502PFQR FE2502PFWH FE2502PGNH FE2502PGWY FE2502PH0Y FE2502PIZJ FE2502PJ9E FE2502PJHH
FE2502PJR5 FE2502PK99 FE2502PKCM FE2502PKGB FE2502PL40 FE2502PL68 FE2502PL69 FE2502PLS4 FE2502PMJA FE2502PN20 FE2502PNJQ FE2502PNT8 FE2502PO82 FE2502PODJ FE2502POFH FE2502PONP FE2502PO06 FE2502POOA FE2502PP7P FE2502PPPN
FE2502PQKM FE2502PRAB FE2502PRBB FE2502PRHO FE2502PRL5 FE2502PSC4 FE2502PSHB FE2502PSM6 FE2502PSNG FE2502PSVW FE2502PSXP FE2502PU1Q FE2502PU92 FE2502PUAY FE2502PUCR FE2502PUCS FE2502PUV3 FE2502PUVH FE2502PV1I FE2502PV40
FE2502PV7C FE2502PWPB FE2502PWW5 FE2502PXR4 FE2502PY9Y FE2502PYAB FE2502PYCT FE2502PYMU FE2502PYPJ FE2502PZ1T FE2502PZ5W FE2502PZ6I FE2502PZYO FE2502Q019 FE2502Q1UH FE2502Q1W8 FE2502Q2C8 FE2502Q2IK FE2502Q2J5 FE2502Q2J8
FE2502Q2JC FE2502Q32N FE2502Q32R FE2502Q39E FE2502Q3FH FE2502Q3IS FE2502Q3NJ FE2502Q3WC FE2502Q4EO FE2502Q4MO FE2502Q4NU FE2502Q4WJ FE2502Q4XC FE2502Q512 FE2502Q5FV FE2502Q5G2 FE2502Q5RI FE2502Q5TV FE2502Q6BL FE2502Q6FK
FE2502Q6GB FE2502Q6IT FE2502Q6RN FE2502Q6YW FE2502Q7JH FE2502Q89D FE2502Q8PW FE2502Q8T8 FE2502Q8YZ FE2502Q9Q4 FE2502QA14 FE2502QAIR FE2502QAJJ FE2502QAOM FE2502QB02 FE2502QB0X FE2502QB6U FE2502QBMU FE2502QBX8 FE2502QBZ2
FE2502QCDZ FE2502QCQL FE2502QCQR FE2502QCRV FE2502QCSG FE2502QDLN FE2502QDUQ FE2502QDWK FE2502QEFP FE2502QEFZ FE2502QF0D FE2502QF4H FE2502QF5A FE2502QFBR FE2502QFEK FE2502QFXS FE2502QFZ9 FE2502QG56 FE2502QHSA FE2502QI1C
FE2502QIAL FE2502QIKD FE2502QJ1Y FE2502QK3O FE2502QK41 FE2502QK73 FE2502QK8N FE2502QKG7 FE2502QKVC FE2502QL3I FE2502QLOO FE2502QLPM FE2502QLV6 FE2502QM10 FE2502QM3K FE2502QM9X FE2502QMB4 FE2502QMFO FE2502QMON FE2502QMXH
FE2502QN3O FE2502QN87 FE2502QNAX FE2502QNGU FE2502QNMD FE2502QNSS FE2502QNWR FE2502QO5L FE2502QOJ7 FE2502QOL8 FE2502QOMH FE2502QON1 FE2502QOP8 FE2502QOVI FE2502QP23 FE2502QP5N FE2502QPAQ FE2502QPLU FE2502QQAJ FE2502QQCH
FE2502QQGJ FE2502QQL1 FE2502QQOO FE2502QRIZ FE2502QRK3 FE2502QSIR FE2502QSPM FE2502QTEI FE2502QTOD FE2502QTSZ FE2502QU95 FE2502QUGY FE2502QUHP FE2502QUV2 FE2502QUXT FE2502QV3S FE2502QV64 FE2502QV74 FE2502QW94 FE2502QWCP

FE2502QXPH FE2502QXR4 FE2502QY3G FE2502QYEX FE2502QYL8 FE2502QYM5 FE2502QYS3 FE2502QZ0S FE2502QZA3 FE2502QZI3 FE2502QZRD FE2502QZWC FE2502R0WB FE2502R1AJ FE2502R21I FE2502R29L FE2502R2SX FE2502R2XG FE2502R31O FE2502R327
FE2502R3L8 FE2502R3PL FE2502R43C FE2502R4NN FE2502R513 FE2502R53I FE2502R580 FE2502R5H9 FE2502R5QE FE2502R641 FE2502R6GS FE2502R6IH FE2502R6PQ FE2502R73H FE2502R766 FE2502R7KE FE2502R7OE FE2502R7PS FE2502R7X1 FE2502R8CK
FE2502R8IN FE2502R8ML FE2502R8S6 FE2502R8UH FE2502R8WW FE2502R9B1 FE2502RA8H FE2502RA9Y FE2502RASX FE2502RBD4 FE2502RBDW FE2502RBHZ FE2502RBLJ FE2502RBPR FE2502RBQO FE2502RC9G FE2502RCBF FE2502RCDR FE2502RCIZ FE2502RCMK
FE2502RCV1 FE2502RD3P FE2502RDRP FE2502RDVQ FE2502RELC FE2502REMS FE2502REO7 FE2502RFSN FE2502RG7F FE2502RGM5 FE2502RGPR FE2502RGR1 FE2502RGXM FE2502RGZK FE2502RHZK FE2502RIO6 FE2502RIUE FE2502RJ3E FE2502RJ7K FE2502RJTA
FE2502RK8V FE2502RKF4 FE2502RKRN FE2502RKTJ FE2502RL7A FE2502RLLD FE2502RM0B FE2502RMYP FE2502RN68 FE2502RN7F FE2502RNHY FE2502RNJB FE2502RNSA FE2502RO2B FE2502RO70 FE2502RO83 FE2502ROMV FE2502ROTK FE2502RP46 FE2502RPIR
FE2502RPQS FE2502RPRQ FE2502RPVG FE2502RQ4L FE2502RQAB FE2502RQNO FE2502RQQB FE2502RQS8 FE2502RQUW FE2502RQZU FE2502RRCG FE2502RRMK FE2502RROQ FE2502RRZ1 FE2502RS8V FE2502RSAF FE2502RSBA FE2502RSWN FE2502RU08 FE2502RU40
FE2502RUD5 FE2502RUIV FE2502RUKA FE2502RUMT FE2502RUWF FE2502RV9D FE2502RVPB FE2502RVYQ FE2502RXGN FE2502RXGP FE2502RXJT FE2502RXM1 FE2502RXV9 FE2502RYUR FE2502RZ9Z FE2502RZCP FE2502RZER FE2502RZF7 FE2502RZKT FE2502RZNW
FE2502RZO3 FE2502S0V1 FE2502S10X FE2502S1GV FE2502S25Y FE2502S2LR FE2502S2QV FE2502S2YF FE2502S3JN FE2502S3ZA FE2502S4AJ FE2502S4G8 FE2502S57W FE2502S5K5 FE2502S5KX FE2502S5QP FE2502S65I FE2502S6J1 FE2502S6JX FE2502S6M1
FE2502S6XL FE2502S6Y5 FE2502S6ZF FE2502S7S1 FE2502S7VN FE2502S82N FE2502S8LX FE2502S8TI FE2502S9G4 FE2502S9K8 FE2502S9Z3 FE2502SA3T FE2502SA42 FE2502SABG FE2502SADG FE2502SAUB FE2502SBJ7 FE2502SBSE FE2502SBUZ FE2502SCG8
FE2502SCJW FE2502SCOU FE2502SD1U FE2502SDFO FE2502SEQP FE2502SEWK FE2502SFEK FE2502SFTZ FE2502SFZ8 FE2502SG37 FE2502SG9Z FE2502SGER FE2502SGFD FE2502SGZ5 FE2502SGZT FE2502SHES FE2502SHJI FE2502SHOJ FE2502SI6A FE2502SIL8
FE2502SILR FE2502SIOZ FE2502SJCU FE2502SJSS FE2502SJYP FE2502SK13 FE2502SK21 FE2502SKMN FE2502SL54 FE2502SL9B FE2502SLQD FE2502SLS8 FE2502SLVH FE2502SMED FE2502SNF3 FE2502SNN2 FE2502SORW FE2502SOYH FE2502SP14 FE2502SPCN
FE2502SQ2Z FE2502SQ7Q FE2502SQFD FE2502SQI5 FE2502SQMI FE2502SQOZ FE2502SR2K FE2502SRQY FE2502SS1D FE2502ST79 FE2502STLC FE2502STLQ FE2502STZX FE2502SUYN FE2502SV8G FE2502SVD0 FE2502SVR1 FE2502SVS7 FE2502SVYF FE2502SW63
FE2502SW89 FE2502SWSK FE2502SWU1 FE2502SWXQ FE2502SWYP FE2502SX7D FE2502SXI4 FE2502SXKX FE2502SXU5 FE2502SXX3 FE2502SYCM FE2502SYHO FE2502SYNE FE2502SYOL FE2502SZ1G FE2502SZ2A FE2502SZ54 FE2502SZKP FE2502SZNX FE2502SZR4
FE2502T0EQ FE2502T0PC FE2502T0SO FE2502T0TB FE2502T0U1 FE2502T129 FE2502T1N7 FE2502T1ZV FE2502T2I5 FE2502T206 FE2502T2QC FE2502T323 FE2502T3CX FE2502T41K FE2502T432 FE2502T4EG FE2502T4FP FE2502T4FW FE2502T4UX FE2502T5G8
FE2502T5LH FE2502T5QC FE2502T5XY FE2502T63F FE2502T66U FE2502T6TE FE2502T7J7 FE2502T7XD FE2502T81A FE2502T829 FE2502T8RG FE2502T8TQ FE2502T9D3 FE2502T9N0 FE2502T9Q0 FE2502TB0H FE2502TBB9 FE2502TBH9 FE2502TBJU FE2502TBP7
FE2502TCBI FE2502TCM9 FE2502TD7L FE2502TDFT FE2502TDJ1 FE2502TDTV FE2502TE18 FE2502TEDG FE2502TEHG FE2502TFAQ FE2502TFD8 FE2502TGH6 FE2502TGHO FE2502TGYZ FE2502TH3B FE2502THHC FE2502THP3 FE2502THSA FE2502TI02 FE2502TI3N
FE2502TIM5 FE2502TIWP FE2502TJ5K FE2502TJAE FE2502TJC3 FE2502TJKD FE2502TJQ6 FE2502TJY7 FE2502TKFI FE2502TKKN FE2502TL9A FE2502TLF2 FE2502TLIJ FE2502TLIW FE2502TN02 FE2502TNF1 FE2502TNK9 FE2502TNL1 FE2502TNM9 FE2502TO6W
FE2502TOKO FE2502TOKK FE2502TOKY FE2502TOLN FE2502TPG3 FE2502TPOT FE2502TQ0S FE2502TR35 FE2502TRFO FE2502TRFL FE2502TRKN FE2502TRMD FE2502TSGI FE2502TSKT FE2502TSTK FE2502TSVZ FE2502TSYZ FE2502TTPY FE2502TTZJ FE2502TU5U
FE2502TUN3 FE2502TUPI FE2502TV8E FE2502TVEU FE2502TVJF FE2502TVLV FE2502TVZ7 FE2502TWJK FE2502TWTD FE2502TXA1 FE2502TXIC FE2502TYA5 FE2502TYGW FE2502TYJ3 FE2502TYOL FE2502TYWF FE2502TZ02 FE2502TZ13 FE2502TZ5Z FE2502U08V
FE2502U0HT FE2502U0JO FE2502U17R FE2502U1CX FE2502U1GZ FE2502U1NQ FE2502U347 FE2502U3P5 FE2502U3TT FE2502U4LM FE2502U4SG FE2502U5H9 FE2502U5WX FE2502U6TW FE2502U73Q FE2502U7KQ FE2502U7KY FE2502U7SN FE2502U7V4 FE2502U87D
FE2502U9RC FE2502U9RE FE2502UA5I FE2502UA8S FE2502UAF3 FE2502UAL8 FE2502UARK FE2502UBD4 FE2502UBZP FE2502UC1J FE2502UCCV FE2502UDIS FE2502UDLS FE2502UDNX FE2502UEIW FE2502UF3Z FE2502UF98 FE2502UFBK FE2502UGF2 FE2502UGJH
FE2502UGPO FE2502UGS8 FE2502UGU8 FE2502UGYN FE2502UH7O FE2502UHP9 FE2502UICC FE2502UIHV FE2502UIR7 FE2502UJOJ FE2502UJ1F FE2502UJDD FE2502UJFQ FE2502UJKW FE2502UJRQ FE2502UJUA FE2502UKTV FE2502UL6A FE2502UL94 FE2502ULGQ
FE2502UM4H FE2502UMAO FE2502UMXZ FE2502UN73 FE2502UNKI FE2502UO7Y FE2502U095 FE2502UOJU FE2502UOM3 FE2502UP2Z FE2502UPLU FE2502UPO4 FE2502UPW3 FE2502UQ0M FE2502UQ1P FE2502UQAX FE2502UR9Q FE2502URLF FE2502URY2 FE2502US5M
FE2502US9C FE2502USPL FE2502USXO FE2502UT4M FE2502UTB7 FE2502UTEZ FE2502UTFF FE2502UTJ9 FE2502UTSE FE2502UTZJ FE2502U61 FE2502UUKJ FE2502UUY4 FE2502UV59 FE2502UVLH FE2502UVLV FE2502UVMP FE2502UVU5 FE2502UVUS FE2502UW3V
FE2502UW5R FE2502UW7H FE2502UWCX FE2502UX36 FE2502UX49 FE2502UXFR FE2502UXLX FE2502UXP5 FE2502UXPQ FE2502UXQ2 FE2502UY2I FE2502UY54 FE2502UY5Y FE2502UYI7 FE2502UYT9 FE2502UZ0B FE2502UZNP FE2502UZR9 FE2502UZRH FE2502UZY5
FE2502V02B FE2502V02E FE2502V05V FE2502V0SO FE2502V0XA FE2502V2PY FE2502V2VE FE2502V359 FE2502V39S FE2502V3DR FE2502V3QS FE2502V41H FE2502V497 FE2502V4Y2 FE2502V5A8 FE2502V5OJ FE2502V5XT FE2502V64A FE2502V6G8 FE2502V6QO
FE2502V6SD FE2502V6SW FE2502V6YU FE2502V729 FE2502V766 FE2502V77I FE2502V77S FE2502V7W1 FE2502V93A FE2502V9CF FE2502VA23 FE2502VA8K FE2502VAY1 FE2502VAZP FE2502VBC9 FE2502VBP2 FE2502VBTI FE2502VBYW FE2502VC48 FE2502VC6U
FE2502VD5Y FE2502VDNR FE2502VDTN FE2502VDU8 FE2502VE95 FE2502VENE FE2502VEX3 FE2502VF73 FE2502VFEO FE2502VFP8 FE2502VFTC FE2502VFU5 FE2502VGCM FE2502VGS9 FE2502VH3D FE2502VH6Y FE2502VHML FE2502VHPR FE2502VHVZ FE2502VI65
FE2502VIDV FE2502VIVI FE2502VJS1 FE2502VKFM FE2502VKGZ FE2502VKHX FE2502VKKE FE2502VKPN FE2502VKWU FE2502VL78 FE2502VLDV FE2502VLI1 FE2502VLKX FE2502VM65 FE2502VMEV FE2502VMP6 FE2502VMT6 FE2502VMUV FE2502VNQ1 FE2502VO4H
FE2502VO4J FE2502VO5F FE2502VOKK FE2502VP98 FE2502VPDF FE2502VPE1 FE2502VPJO FE2502VQ8Z FE2502VQC7 FE2502VQQO FE2502VRAF FE2502VRBD FE2502VT0E FE2502VT8U FE2502VTEY FE2502VTG4 FE2502VTPO FE2502VTVF FE2502VU24 FE2502VUNG
FE2502VUPG FE2502VUQQ FE2502VUS6 FE2502VUSA FE2502VV7C FE2502VVVL FE2502VWAC FE2502VWD3 FE2502VWL8 FE2502VWRL FE2502VWUE FE2502VX6K FE2502VXDS FE2502VXJS FE2502VXNA FE2502VY9J FE2502VZ0I FE2502VZ1T FE2502VZSB FE2502W0BI
FE2502W0IV FE2502W0JN FE2502W0QJ FE2502W0TZ FE2502W1DA FE2502W1WE FE2502W2FY FE2502W2KY FE2502W2QU FE2502W32B FE2502W34I FE2502W37P FE2502W47I FE2502W4AL FE2502W4DN FE2502W4KE FE2502W5S9 FE2502W6MJ FE2502W6YS FE2502W70A
FE2502W7J7 FE2502W7VZ FE2502W7Z7 FE2502W84J FE2502W880 FE2502W8T4 FE2502W95Q FE2502W97W FE2502W9PL FE2502W9VV FE2502WA9S FE2502WATG FE2502WB63 FE2502WBFR FE2502WC44 FE2502WCUG FE2502WD2E FE2502WDDL FE2502WDEL FE2502WF1K
FE2502WF4V FE2502WFH6 FE2502WFMR FE2502WFOG FE2502WG0R FE2502WG1M FE2502WGWR FE2502WHLE FE2502WHZK FE2502WI1K FE2502WI8T FE2502WII7 FE2502WINW FE2502WJNB FE2502WJS1 FE2502WKA1 FE2502WKKO FE2502WKM3 FE2502WL4H FE2502WLTQ
FE2502WM01 FE2502WMVF FE2502WMX6 FE2502WMYB FE2502WMYX FE2502WNOH FE2502WNIG FE2502WNT6 FE2502WNUE FE2502WOT2 FE2502WP07 FE2502WP97 FE2502WQCF FE2502WQQ3 FE2502WRQL FE2502WRTL FE2502WSN8 FE2502WSS0 FE2502WT5E FE2502WTB1
FE2502WTUJ FE2502WTZC FE2502WU40 FE2502WUHE FE2502WUIE FE2502WUJ6 FE2502WV5R FE2502WV70 FE2502WW5K FE2502WWVW FE2502WXRL FE2502WY3M FE2502WYW7 FE2502WZ5I FE2502WZBX FE2502WZCJ FE2502WZMX FE2502WZXN FE2502X0A9 FE2502X0BS
FE2502X0EG FE2502X0IX FE2502X0YP FE2502X1FG FE2502X1FP FE2502X1T1 FE2502X1Z4 FE2502X2IU FE2502X2YN FE2502X39W FE2502X3CO FE2502X3I8 FE2502X3KO FE2502X3T3 FE2502X42F FE2502X4QX FE2502X4RS FE2502X4YV FE2502X5FJ FE2502X508
FE2502X6AT FE2502X6B7 FE2502X7K8 FE2502X7VS FE2502X7XF FE2502X814 FE2502X86F FE2502X8LT FE2502X8MF FE2502X8QX FE2502X98S FE2502X99B FE2502X9DG FE2502X9SJ FE2502XA68 FE2502XB2K FE2502XBB0 FE2502XBN0 FE2502XC8W FE2502XCHH
FE2502XCSR FE2502XE6Q FE2502XFB4 FE2502XFD5 FE2502XFQ3 FE2502XG9U FE2502XGE5 FE2502XGH1 FE2502XGZL FE2502XH9X FE2502XHAJ FE2502XHNM FE2502XIOJ FE2502XI5P FE2502XIA4 FE2502XID3 FE2502XIKZ FE2502XITA FE2502XJKA FE2502XJQU
FE2502XK25 FE2502XKBQ FE2502XKC4 FE2502XKO8 FE2502XKRS FE2502XKWB FE2502XLC8 FE2502XLFI FE2502XLZ4 FE2502XLZN FE2502XM7C FE2502XMEV FE2502XMKC FE2502XMO2 FE2502XN00 FE2502XN49 FE2502XNPU FE2502XOI4 FE2502XOKE FE2502XOPS
FE2502XPIY FE2502XPLI FE2502XPLW FE2502XPM2 FE2502XPM9 FE2502XPNS FE2502XQ08 FE2502XQ5G FE2502XQCP FE2502XQD4 FE2502XQSI FE2502XR53 FE2502XR5K FE2502XR6G FE2502XRR8 FE2502XS54 FE2502XSRM FE2502XSYO FE2502XT30 FE2502XT8Y
FE2502XTVA FE2502XU20 FE2502XVA6 FE2502XVFV FE2502XVGX FE2502XVKB FE2502XWAE FE2502XWHI FE2502XWZH FE2502XX62 FE2502XX99 FE2502XXY5 FE2502XYC2 FE2502XYZW FE2502XZ3V FE2502XZ4E FE2502XZCX FE2502XZGR FE2502XZHS FE2502XZJS
FE2502XZXF FE2502Y009 FE2502Y02F FE2502Y0HT FE2502Y1BG FE2502Y1ZT FE2502Y1ZY FE2502Y21Y FE2502Y2B1 FE2502Y2PM FE2502Y2SO FE2502Y2YW FE2502Y334 FE2502Y3L4 FE2502Y3LF FE2502Y494 FE2502Y4G5 FE2502Y4JH FE2502Y53R FE2502Y5EH
FE2502Y5KX FE2502Y5LL FE2502Y69F FE2502Y750 FE2502Y7AH FE2502Y7SJ FE2502Y7WS FE2502Y7Z5 FE2502Y8NA FE2502Y8ZG FE2502Y980 FE2502Y9L0 FE2502Y9UT FE2502YA1V FE2502YATF FE2502YAZ2 FE2502YB1Q FE2502YB9L FE2502YBEO FE2502YBG7
FE2502YBVC FE2502YC57 FE2502YCBY FE2502YCDI FE2502YCG5 FE2502YCPU FE2502YD5H FE2502YDFV FE2502YDRL FE2502YDSD FE2502YE1A FE2502YE5X FE2502YEIV FE2502YELZ FE2502YEOM FE2502YF1R FE2502YF3F FE2502YF50 FE2502YFJF FE2502YFXN
FE2502YGOV FE2502YGP3 FE2502YGXW FE2502YGYP FE2502YHE2 FE2502YHH8 FE2502YIYX FE2502YJ8T FE2502YJDM FE2502YJEN FE2502YJUB FE2502YJV4 FE2502YJZF FE2502YKRT FE2502YL0T FE2502YL0V FE2502YLAC FE2502YLX8 FE2502YMH2 FE2502YN02
FE2502YN0W FE2502YN67 FE2502YNC0 FE2502YNJH FE2502YNTH FE2502YNUV FE2502YO1F FE2502YOAB FE2502YOD2 FE2502YOGW FE2502YOMJ FE2502YOOW FE2502YPBW FE2502YPJQ FE2502YR1G FE2502YR82 FE2502YRLQ FE2502YROX FE2502YRRU FE2502YRVI
FE2502YRVX FE2502YRYB FE2502YRYL FE2502YSJK FE2502YSO0 FE2502YTGM FE2502YTRP FE2502YUB6 FE2502YUS1 FE2502YUSG FE2502YV9V FE2502YVBJ FE2502YVPV FE2502YVVQ FE2502YWOJ FE2502YXF9 FE2502YXXO FE2502YXY4 FE2502YY15 FE2502YY8K
FE2502YZ7F FE2502YZK7 FE2502YZLT FE2502YZV4 FE2502Z0CW FE2502Z0HR FE2502Z0KY FE2502Z0S6 FE2502Z0UU FE2502Z0XN FE2502Z1H2 FE2502Z10S FE2502Z1UF FE2502Z2IP FE2502Z2V9 FE2502Z321 FE2502Z3SD FE2502Z41B FE2502Z48V FE2502Z4IV
FE2502Z4K4 FE2502Z4ZQ FE2502Z5AJ FE2502Z5AM FE2502Z5GQ FE2502Z5RY FE2502Z63Y FE2502Z6AH FE2502Z6MJ FE2502Z6NO FE2502Z6P5 FE2502Z6YE FE2502Z79S FE2502Z7AV FE2502Z7KT FE2502Z89D FE2502Z89P FE2502Z8CR FE2502Z8DQ FE2502Z973
FE2502Z9C6 FE2502Z9EM FE2502Z9GZ FE2502Z9H7 FE2502Z9IX FE2502ZACO FE2502ZAEB FE2502ZARG FE2502ZBDD FE2502ZBFQ FE2502ZBLH FE2502ZC2K FE2502ZC6L FE2502ZD2Q FE2502ZD7S FE2502ZDF7 FE2502ZE1H FE2502ZE2Y FE2502ZEA3 FE2502ZERI
FE2502ZFLB FE2502ZF04 FE2502ZF09 FE2502ZFS2 FE2502ZG20 FE2502ZG61 FE2502ZG64 FE2502ZGY5 FE2502ZH3E FE2502ZH50 FE2502ZH6I FE2502ZHA7 FE2502ZHL2 FE2502ZHS3 FE2502ZHYP FE2502ZI9I FE2502ZIDZ FE2502ZIYH FE2502ZJ67 FE2502ZJQC
FE2502ZJS8 FE2502ZJTE FE2502ZJYV FE2502ZK78 FE2502ZK7B FE2502ZK8R FE2502ZKF1 FE2502ZKGS FE2502ZKJ2 FE2502ZKTY FE2502ZKYP FE2502ZL3D FE2502ZLRA FE2502ZMDD FE2502ZML0 FE2502ZNBS FE2502ZNHP FE2502ZNSB FE2502ZNTL FE2502ZORF
FE2502ZOWV FE2502ZP3S FE2502ZP58 FE2502ZPFD FE2502ZQD3 FE2502ZQDO FE2502ZQH6 FE2502ZQVC FE2502ZS2G FE2502ZS36 FE2502ZS7N FE2502ZSGD FE2502ZSKU FE2502ZSNU FE2502ZT3N FE2502ZT7R FE2502ZTD6 FE2502ZTN4 FE2502ZUF5 FE2502ZUI3
FE2502ZU08 FE2502ZUYN FE2502ZV9D FE2502ZVM4 FE2502ZWT6 FE2502ZWVM FE2502ZXBH FE2502ZXJK FE2502ZXRN FE2502ZXXF FE2502ZY3D FE2502ZY77 FE2502ZY8S FE2502ZYA6 FE2502ZYDT FE2502ZYFS FE2502ZYZG FE2502ZZHI FE2502ZZPC FE2502ZZU9
FE2502ZZZC

令和７年度弁理士試験に係る委員等

令和７年度弁理士試験に係る委員等について、次のとおり公告する。

令和７年４月１日　工業所有権審議会会長　時田　隆仁

役　職	氏　名	担　当　科　目
本委員	井関　涼子	著作権法・不正競争防止法
本委員	小柳　正之	
本委員	三尾美枝子	工業所有権に関する条約
本委員	和田　雄二	特許・実用新案
臨時委員	阿部　　亨	理工Ⅴ（情報）
臨時委員	今井　弘晃	特許・実用新案
臨時委員	今村　哲也	商標／著作権法・不正競争防止法／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
臨時委員	梅野　宜崇	理工Ⅰ（機械・応用力学）
臨時委員	大江　修子	著作権法・不正競争防止法
臨時委員	大西ひとみ	意匠
臨時委員	清水　三沙	商標
臨時委員	砂田　祐輔	理工Ⅲ（化学）
臨時委員	副田　圭介	意匠
臨時委員	高橋真紀子	特許・実用新案
臨時委員	髙見　　憲	商標
臨時委員	外川　奈美	商標
臨時委員	羽賀由利子	
臨時委員	山口　裕司	工業所有権に関する条約
臨時委員	山本　典弘	意匠
試験委員	青木　大也	意匠／著作権法・不正競争防止法
試験委員	茜ヶ久保　公二	意匠
試験委員	阿部　光知	理工Ⅳ（生物）
試験委員	石井　茂樹	商標
試験委員	石井　隆明	意匠
試験委員	井上　典之	
試験委員	井上　義隆	特許・実用新案
試験委員	今井　優仁	特許・実用新案
試験委員	内田　　剛	意匠
試験委員	内村　太郎	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	江川　隆輔	理工Ⅴ（情報）
試験委員	榎本　忠夫	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	大谷　仁郎	特許・実用新案
試験委員	大月　　穣	理工Ⅲ（化学）
試験委員	大橋　良成	商標
試験委員	大宮　正毅	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	尾曲　幸輔	意匠
試験委員	梶原　優介	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	神谷　健一	特許・実用新案
試験委員	河田　卓也	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	神田　真司	理工Ⅳ（生物）
試験委員	岸　　優介	理工Ⅳ（生物）
試験委員	北形　　元	理工Ⅴ（情報）
試験委員	木村　一弘	商標
試験委員	木村　智加	意匠
試験委員	藏田　真彦	工業所有権に関する条約／理工Ⅰ（機械・応用力学）／理工Ⅱ（数学・物理）／理工Ⅴ（情報）
試験委員	栗河　　剛	特許・実用新案
試験委員	黒磯　裕子	商標
試験委員	小島　　駿	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	小宮　敦樹	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	道祖土新吾	工業所有権に関する条約／特許・実用新案
試験委員	齋藤美紀雄	商標
試験委員	酒井　啓司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	酒巻　修也	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	相良由里子	意匠
試験委員	佐竹　勝一	特許・実用新案
試験委員	佐藤　省吾	商標
試験委員	下田　正寛	特許・実用新案
試験委員	末吉　　剛	特許・実用新案
試験委員	杉浦　慎哉	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	杉原　加織	理工Ⅲ（化学）

試験委員	田口　健児	意匠
試験委員	田口　　傑	特許・実用新案
試験委員	田口　良広	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	武田　敦志	理工Ⅴ（情報）
試験委員	竹村壮太郎	法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	辻野　彩子	商標
試験委員	徳本　有紀	理工Ⅲ（化学）
試験委員	栃木　栄太	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	富永　　亘	意匠
試験委員	豊瀬京太郎	商標
試験委員	永井　　隆	工業所有権に関する条約
試験委員	中川慎太郎	理工Ⅲ（化学）
試験委員	中屋裕一郎	特許・実用新案
試験委員	萩原　　敦	特許・実用新案
試験委員	筆宝　幹夫	特許・実用新案
試験委員	廣瀬　隆行	特許・実用新案
試験委員	百武　幸子	商標
試験委員	藤田　晶子	商標
試験委員	古川　　亮	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	松田　直也	
試験委員	松田　光代	商標
試験委員	松久　直司	理工Ⅱ（数学・物理）
試験委員	守　　裕也	理工Ⅰ（機械・応用力学）
試験委員	南　　豪	理工Ⅲ（化学）
試験委員	宮澤　　浩	著作権法・不正競争防止法／特許・実用新案
試験委員	宮部　裕一	特許・実用新案
試験委員	宗像　孝志	特許・実用新案
試験委員	森　　寿夫	商標
試験委員	森廣　亮太	意匠
試験委員	八木　俊介	理工Ⅲ（化学）
試験委員	八代田英樹	理工Ⅳ（生物）
試験委員	山村　和人	著作権法・不正競争防止法／理工Ⅲ（化学）／理工Ⅳ（生物）／法律系科目（弁理士の業務に関する法律）
試験委員	吉田佳代子	特許・実用新案
試験委員	吉田　信彦	意匠
試験委員	吉田　　誠	特許・実用新案
試験委員	鷲尾　　透	工業所有権に関する条約

令和７年一級建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の規定に基づき、令和７年一級建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

令和７年４月１日　　国土交通大臣　中野　洋昌

1　受検資格　一級建築士試験に合格した者

2　検定期日

検　定　日	時　　間	区　分	内　　容
８月29日（金）	午前10時から午後４時	考　　査	一級建築士の設計に係る建築物が建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識

3　検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住　所　地　の　都　道　府　県　名	検　定　地
北海道	札　幌　市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙　台　市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	さいたま市
新潟、富山、石川	新　潟　市
岐阜、静岡、愛知、三重	名古屋市
福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大　阪　市
鳥取、島根、岡山、広島、山口	広　島　市
徳島、香川、愛媛、高知	高　松　市
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福　岡　市

4　受検申込手続

⑴　受検申込受付期間　令和７年５月21日（水）～令和７年５月30日（金）

⑵　受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所

⑶　受検申込方法　受検の申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に郵送等により提出すること。受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「令和７年一級建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

5　合格者の発表　令和７年12月15日（月）（予定）

6　その他

⑴　解答に当たり適用すべき法令等については、令和７年１月１日現在において施行されているものとする。ただし、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第69号）、同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和６年政令第172号）及び同法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和６年国土交通省令第68号）」に基づく法令の規定については、令和７年４月１日現在において施行されているものを適用するものとする。

⑵　天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。

令和７年二級建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の規定に基づき、令和７年二級建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

令和７年４月１日　　国土交通大臣　中野　洋昌

1　受検資格　一級建築士又は二級建築士試験に合格した者

2　検定期日

検定日	時間	区分	内容
11月14日（金）	午前10時から午後４時35分	考査	二級建築士の設計に係る建築物が建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識

3　検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住所地の都道府県名	検定地
北海道	札幌市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	さいたま市
新潟、富山、石川	新潟市
岐阜、静岡、愛知、三重	名古屋市
福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大阪市
鳥取、島根、岡山、広島、山口	広島市
徳島、香川、愛媛、高知	高松市
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市

4　受検申込手続

⑴　受検申込受付期間　令和７年７月９日（水）～令和７年７月18日（金）

⑵　受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所

⑶　受検申込方法　受検の申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に郵送等により提出すること。受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「令和７年二級建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

5　合格者の発表　令和８年３月16日（月）（予定）

6　その他

⑴　解答に当たり適用すべき法令等については、令和７年１月１日現在において施行されているものとする。ただし、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第69号）、同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和６年政令第172号）及び同法の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和６年国土交通省令第68号）」に基づく法令の規定については、令和７年４月１日現在において施行されているものを適用するものとする。

⑵　天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。

令和７年度における臭気判定士試験及び嗅覚（きゅう）検査の実施について

令和７年度における悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第13条第１項に規定する臭気指数等に係る測定に関する必要な知識についての試験（以下「臭気判定士試験」という。）及び臭気指数に係る測定に関する嗅覚についての適性検査（以下「嗅覚検査」という。）の実施について、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第18条第１項（同規則第21条において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

なお、臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施に関する事務は、悪臭防止法第13条第２項に規定する指定機関を指定する省令（平成13年環境省令第19号）の規定に基づき、公益社団法人におい・かおり環境協会が行う。

令和７年４月１日　　環境大臣　浅尾慶一郎

1　令和７年度臭気判定士試験

⑴　試験を行う期日　令和７年11月23日（日曜日）

⑵　試験を行う場所　東京都、愛知県及び大阪府

⑶　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請書は、令和７年７月22日（火曜日）から令和７年９月19日（金曜日）までに、公益社団法人におい・かおり環境協会（郵便番号160―0008　東京都新宿区四谷三栄町６番６号四谷ＭＳビル４階　電話番号03（6233）9011）に提出又は郵送すること。郵送による場合、令和７年９月19日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

2　令和７年度嗅覚検査

⑴　検査を行う期日　令和７年４月１日（火曜日）から令和８年３月31日（火曜日）までの間で、受検申請者が希望する日を勘案して公益社団法人におい・かおり環境協会が指定する日

⑵　検査を行う場所　北海道、宮城県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

⑶　受検申請書の提出期限及び提出先　受検申請書は、公益社団法人におい・かおり環境協会に対し、検査を行う期日までに提出すること。

3　その他　臭気判定士試験及び嗅覚検査の受験申請書等の入手方法、受験申請手続等に関する問合せは、公益社団法人におい・かおり環境協会に対して行うこと。